大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第14集／1933年版

（覆刻版）

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがＡ５判に縮小した。)

日本労働年鑑

（年八和昭）

緒言

（昭和七年度大觀）

昭和七年（一九三二年）における我が國における内外の政治的並に經濟的情勢に觸れねばならぬ。

この年は世界恐慌始つて第四年目に當る。世界經濟は、前年度における未曾有の波亂のあとを受けた一年である。恐慌はこの年において底をついたと云はれた。なるほど前年に比すれば表面上の激動は比較的に少なかつた。と同時に資本主義諸國が一齊に恐慌克服へと乘出して來たことも事實であつた。六月のローザンヌにおいては、戰後の世界經濟の癌と診斷された賠償問題が一氣に切開され、合理的且つ現實的に設定せられた。のみならず、ローザンヌ決議が恐慌の世界經濟に約束したヨリ以上の光明があつた。翌年初夏を期して開催さるべき世界經濟會議の準備工作がそれであつた。更に、初冬のジュネーブにおいては、國際聯盟は日本帝國主義をめぐつて惹起せられた極東問題の解決へと乘り出した。そしてまた、遲々たる足どりではあつたが、軍縮會議は二月以來同じジュネーブに開かれてゐた。これら各國の恐慌克服への共同工作を、送迎遑なく重大事件の勃發に際會した昨年に比すれば、少くとも本年は沈靜に歸したといへるであらう。

しかし乍ら、事態の本質は以上の如き各國の努力によつて何ら好轉しはしなかつたのである。個

々の資本家國が各々獨自に進めた恐慌對策は、世界經濟にとつては逆に恐慌の激化へと導いた。爲替低落による貨幣戰爭と關稅障壁の引上げによる關稅戰爭の激化がそれであり、殊にオッタワにおける大英帝國會議の結果は、この傾向に一大拍車をかけた。かやうにして謂ゆるブロック經濟の出現が一九三二年の恐慌を色濃く特色づけたのである。しかし乍ら、ブロック經濟的工作は恐慌克服において何ほどの効果をあげ得たであらうか。二三の事實は、何よりも明瞭に、この疑問に答へてゐる。世界諸國の物價は、國によつて一樣ではないが、大勢依然として低落した。工業品生産指數は日本を除いては概ね不振、失業者は主要諸國何れも增加を示してゐる。更に貿易額は、日本を除いては主要國何れも甚しい減少を示してゐる。世界恐慌の第四年は、ブロック經濟と各國のファッショ的經濟統制の下に、極めて不均衡の發展の中に、依然として深刻化を續けたと云はねばならなかつた。

この中にあつて、資本主義日本の經濟はいかなる動きを示したであらうか。

資本家諸國の萎靡沈滯の中にあつて日本が比較的好景氣局面を示したことは事實である。確かに昭和七年度の我が海外貿易は輸出輸入とも前年に比し可成りの增加を示し、また入超を減じた。物價指數は明かに上昇を示した。殊に卸賣物價はやがて昭和五年上半期初頭の高さにまで恢復した。同時に、勞働者の就業狀態においてもまた、官廳の統計は好轉を報じた。商取引の活況は、鐵道輸送貨物の增大と手形交換高の激增によつて知られるのである。生産制限は幾分の緩和を見、主要商品は增産に赴いてをり、そして最後に會社收益は一般的に增大を示した。かやうに我が財界繁榮の

パロメーターは明らかに上昇を示したのである。だが、かかる好轉は、我が經濟界の眞實の様相を示すものであつたらうか。例へば貿易の好調であるが、これを金物價による價値關係において見れば、實質上殆ど好轉のあとを見出し得ない。物價の騰貴も主として貿易關係品の激騰であつて、國內商品の騰貴は極めて微弱である。加之、貿易商品における騰貴が遙かに主要輸入商品の騰貴を超えてゐる。かくて四割幾何の騰貴は實質においては貿易關係商品の騰貴を反映するものにすぎない。しかもそれが圓爲替相場の低落に起因することは云ふまでもない。勞働人員指數の上昇においても、これを仔細に吟味すれば、機械製造業、器具製造業、護謨產業等、二三の特殊部門における飛躍的增加の結果にほかならぬのであり他の多くの部門においては依然たる減少を呈してゐる。かくて就業勞働者の平均的增加が、主として軍需品工業、次で輸出工業における殷盛に依存することは推斷に難くないのである。そして最後に、會社收益の上騰であるが、七年下半期と前年同期則ち金再禁止前とを比較するに(三菱經濟研究所調査に據る)、公共事業(電力業其他)を除く他の部門は全部收益率の增加を示してゐるが、その增加率の最も高いのは鑛業、次で製造工業、其他工業、金融業の順序である。ところで各部門につきいま少しく內容に立入つて見るに、鑛業の活況は主として金、銅、鐵の金屬鑛業會社で、石炭、石油は寧ろ不況である。そして產金業が爲替安によることは云ふまでもなく、銅および鐵は爲替安とそれが軍需工業品たることに依存する。更に一般に利益增加率の高いものは大部分が製造工業に屬してゐるが、そのうちにあつて顯著のものは紡績、洋灰、

硝子、化學藥品人絹、肥料、機械、製粉等である。ところで紡績、人絹、製粉は主として爲替下落による輸出增加に、硝子、化學藥品、肥料は爲替安或は關稅引上による海外品の驅逐に、また機械および洋灰は匡救事業と軍需品工業による一般需要の增加に負ふところが多い。ともかくも收益の增大を見たものは謂ゆる『時局產業』にほかならぬ。それらが現在において增大せる利潤を獲得してゐることは事實であらう。だが、それならばそのことは果して直ちに昭和七年の日本資本主義がその全機構において好調へ向つて驀進しつつあることを語は問題のかかる方面を見るに先立つて、いま少しく眼を轉じ、斯くの如き經濟的情勢の上に展開せられた政治的情勢に一瞥を投じよう。

時局產業のバランスシートが以上の如く近年稀れなる數字を報告しつつあつたとき、我　內外の政治的雰圍氣には何が起りつつあつたか。滿蒙の戰雲未だ霽れやらぬに先立ち、砲煙は新たに上海の空を覆うた。國內にあつては、財界巨頭狙撃事件につづく不安の空氣は、五月十五日に至つてその高潮に達した。『非常時』を負つて立つた齋藤內閣が、救濟內閣の面目にかけて、六月議會において滿洲事件費、赤字補塡等々に對する財源四億の公債發行を決議し、滯貨生絲の價格維持のために五千萬圓を投げ棄てることを決議したとき、救濟さるべき本來のものの聲は始めて怒濤の如く議會に押しよせた。尨大なる農民陳情運動これである。時局匡救の第三次臨時議會は、匡救事業と不動產融資補償等々のために向ふ三ケ年間に預金部低利資金約八億を計上した。かくて、それが何人を匡救し

たかは別問題として、ここに數年來我國が蹈み込んでゐる『財政の危機』と新たなる『インフレーションの危機』とは、かくして尨大に集積せられたことだけは確かである。しかも、農村匡救を主眼とした土木事業と不動産融資補償等々が、實際においては窮乏農村を救濟せずして、たゞ金融機構の獨占化を迫進するにすぎず、かくて窮乏農村に對してはむしろ更に救濟さるべき事態を供給したにすぎなかつた。かやうに、政治的操作の一局面に露出せるところによつても、繁榮の産業部面のすぐ裏には、極度に惡化しゆく農村と、潜在的に擴大再生産されゆく財政危機とインフレーションとがあることを知る。昭和七年のわが『好況』は、爲替低落と軍需工業の盛行とを槓杆として、他方に擴大する矛盾を生産しつつあるにすぎなかつたのである。

さて、それでは、かかる潜在的なる危機そのものは措いて問はずとして、我が産業界の殷賑はともかくも産業勞働者の大衆に對しては生活の好轉を齎らしたであらうか。決してさうではなかつた。何よりも、資本家階級をして一息せしめた物價の騰貴は、勞働者階級へは全く逆の作用をもつてあらはれた。蓋し、物價の騰貴にも拘らず賃銀は殆んど全く騰貴しなかつたからであり、加之、小賣物價指數の騰貴は主として食料品の騰貴にもとづいてゐたからである。インフレーションはまさに典型的な過程をもつて恐慌の負擔を勞働者大衆の肩に轉嫁したことを知るのである。農民大衆の事態については既に述べた如くであるが、ここではインフレーションは、謂ゆるシェーレの發展を通して年來の農業恐慌に拍車をかけた。米、麥、繭は絶望的に下落し、その農民の困窮は尋常一樣ではなかつ

た。小學教員に對する俸給不拂や租稅の不納、都市商品に對する不買運動などはその一端の表明にすぎない。總じて我が本年度內政の最大問題が農村危機をめぐつたことが何よりもその實情を瞭かにしてゐる。

內における農村問題の硬化と外における軍事行動の昂揚とが、特殊なる國家主義的思想と勢力との生誕を刺戟したことは今更いふまでもないが、かゝるファッショ的勢力と財閥資本との抗爭と抱合とは、まことに複雜なる危機情勢を國民生活の上に展開した。この情勢は、以下に我々が概觀せんとする勞働者運動の全般に亙つても、陰に陽に、重大なる影響をもつたのである。

本年度における勞働者の經濟鬪爭は量的に見れば必しも伸張・激化のあとを示さなかつた。爭議の件數はやや減少に傾き、參加人員の總數並に一件當り人員は減少し、かくて爭議の規模も幾分縮少を示した。爭議規模の縮少化は既に前年來の傾向であり、爭議が中小工業・小規模經營の領域に浸潤しつつあるものと見得るが、件數の減少は果して何を意味し得るであらうか。右翼勞働組合の方針が爭議最小化に向ひつつある事實もその一因に擧げられるであらう。强權を通しての資本の壓迫は殊に左翼組合の合法場面における活動を著しく阻害する事實もあるであらう。が、年來の恐慌が疲弊困憊の勞働者大衆をして殆んど勝味なき爭議に立たしむることを躊躇せしめたといふ事情もまた考へられ、一部產業における一部熟練工の賃銀騰貴がこの間に何らないであらうか。更にまた、その作用なしとも考へられないであらう。他方において、本年度の爭議もまたその規模の小なるに反

して概して繼續日數長く、その闘爭のいかに執拗であつたかを物語つてゐる。

な點は、映畫從業員の爭議の特に激增したこと、交通業における爭議が著しく意識的計畫的に闘はれたこと、等を擧ぐべきであり、また土木人夫、鑛夫等の爭議は前年來の傾向をつづけて進展した。爭議戰術もこの情勢のもとにおいては勢ひ行き詰らざるを得ないが、資本家側のとる强硬手段は屢々爭議を狂暴化せしめた。更に强權の壓迫が爭議の中途にして壓殺されるものを頻出しつつあることも注目を要するところであらう。小作爭議においてもこれと相似たる趨勢が觀取せられた。その件數は、本年度は必しも進展してゐるとは云へない。しかも爭議原因は昨年同樣に小作權をめぐるものが比較的多く、依然小作農民が益々窮地に押し込められつつあることを語つてゐる。

勞働者階級の經濟闘爭がかくの如く守勢的であり退却的でさへある事態を反映して、その組織陣容もまた比較的に不振であつた。組合數、組合員數は幾分の增加を示したが、謂ゆる組織率に至つてはむしろ逆轉的な數字を出した。この點は前年度のなほ多少とも前進的なるに比し一つの注目すべき現象であらう。

勞働組合のかかる量的方面の停滯に對して、その質的方面にはいかなる變化が齎らされたであらうか。

組合戰線の本年度におけるこの方面の動きは全く異常と云はなければならぬ。しかしそれは、『非常時』的色彩を濃厚に反映することにより固より當然の異變には相異なかつた。第一に擧げら

るべきものは、從來の合法的諸組合の中樞分子の國家主義的傾向への轉向である。既に前年末、滿洲事件の勃發に當つて、組合運動におけるかかる危機は多分に表明されてゐたが、本年に入るや、國家社會主義運動を提唱して社會民衆黨を離脱した赤松氏を先導に、勞働總同盟の一部と全國勞働組合同盟の主要なる一部隊とは、相合體して「一君萬民の日本建國の精神」を標榜して立つた。五月三十日、この一團によつて『日本國家社會勞働同盟』が組織され、十一月二十日に至り『日本勞働同盟』として正式に結盟した。この突風的な轉向運動がわが組合の陣營に多大の混亂を齎したことは云ふまでもない。がしかし、他方において、この分裂に對する反動は、これら社會民主主義的な殘留組合の相互接近を促進するに與つて力あるものであつた。『日本勞働倶樂部』の改組による『日本勞働組合會議』の結成が、即ちその成果であつた。從つて、謂ゆる「勞働組合主義」の中堅たりし總同盟にとつては、本年におけるファッショ運動は、一方に失ふ所大であつたと共に、他方に得るところまた少しとしなかつた。殊に、昨年日本勞働倶樂部問題を契機としてその左翼分子を失ひ、且つまた本年その有力なる部隊のファッショ轉向により、重ねて打擊を受けた全國勞働に對比するとき、事態は再び總同盟にとつて幾分有利に展開しつつあるかに見ゆる。そしてこのことは、既に昨年の勞働倶樂部結成を通して表明せられた客觀的狀勢と組合の主體的狀態の動きを反映するものではあるまいか。

情勢は政治戰線においても殆んど揆を一にしてゐたといへる。ファッショ運動は、社會民衆黨と全國勞農大衆黨の一部を奪ひ去つて新たに『日本國家社會黨』を生み、また昨年末既に大衆黨を去つ

てゐた總聯合をして『新日本國民同盟』を結ばしめた。そしてかかる分裂を生んだ同じ要因は、他方において、從來最大の困難と見えた社會民衆黨と全國勞農大衆黨との合同を促進せしめるの役割をも演じた。『社會大衆黨』の結成がその結果である。かくて謂ゆる年來の『合同問題』は、本年において「問題」たしに、「理論」なしに、その最大の難問を解決し去つた。數年に亘る合同の理想はここに達成され、課題の單一無產政黨は實現した。しかし乍ら、この理想の實現は、皮肉にも、既にその背後に立ちあらはれてゐた第三黨が齎らした冷かな事實にほかならなかつた。かくて、社會大衆黨は、左に非合法政黨を、右にファッショ黨を控え、その巨大なる姿體をもつて依然として多難の道を約束されたのである。

合法無產黨までも容赦なく捲き込んだ激化せる『非常時』情勢の下にあつて、左翼非合法運動が異常の暴壓下に立つことはまた如何とも爲し難いことであつた。日本共產黨乃至勞働組合全國協議會の活動の詳細については固より我々の知悉せざるところではあるが、彼等が異常の苦難に當面せる事實は想像に難くない。日本共產黨は、昨年八月の第四次檢擧の後をうけ二月の總選擧當時には數名の獄中候補者をたてて謂ゆる赤色選擧闘爭を敢行し、引續きコップその他の外廓諸團體を總動員して組織の×××とその×××を計らんとしたが、本年五月におけるコップ彈壓はこれを挫折せしめたものの如くである。更に本年後半期には、資金局を中心とする資金網の確立運動が傳へられた。頻々たるシンパの檢擧は、黨が如何にこの方面に焦燥の活動を進めつつあつたかを示す一證左

であらう。然るに、十月の謂ゆる赤色ギャング事件によつて資金局及び資金網の組織は曝露され、續いて十月三十日の熱海における地方代表者會議の檢擧を端緒として地方に亘つての第五次大檢擧が行はれ、四・一六以來の新生共產黨の全貌が曝露されるに至り、またしてもその活動は阻止されるに至つた。他方、全協は、五月以來地方支部の確立につとめ、九月に擴大中央委員會を開催して行動綱領等を討議したと傳へられたが、これまたその後直ちに强壓の嵐に直面した。次に、この種運動にとつて××××役割をなしつつあるのは謂ゆる左翼文化運動であるが、その統一的中央部として昨年十月結成された『日本プロレタリア文化聯盟』（コップ）は漸くその陣容を××し、本年は從來の非政治主義の克服および國際的連帶性の××を目指して××を進めた。しかし、左翼文化運動のこの政治鬪爭への進出は、勢ひこの種運動への彈壓を强化せしめた。五月のコップ檢擧はその活動力に甚大の打擊を與へたのである。

最後に、かくの如き非常時情勢のもとに展開せられた勞働運動乃至思想運動に對して、政府並に資本家業主は如何なる政策をもつて臨んだか。

合法的分野における勞働運動の國家主義的轉向の趨勢に對して、××に資本家階級は、一面においてこれを喜びをもつて迎へ得たと同時に、他面において此趨勢のうちに同居せる國粹主義的急進的なる財閥否定の鋒に向つては晏如たり得ないものを感ぜずにはゐられなかつた。後者は恐慌の慘禍を最も深刻に轉嫁せしめられた窮乏農村からあげられた自然生長的な反抗運動と抱合し、××

ファッショと接近し、事態は×××××様相を呈したのである。かくて、都市勞働者の運動に對しては、×××××としては容易にその反動的要素を利用し得たが、之に對する資本家階級わけても巨大財閥の頤使の下にある資本家團體は、この反動的なうねりの一面に對しては何らかの恐怖なきを得なかつた。前年度において極めて積極的態度をとり、政府を壓迫しつつあつた資本家諸團體が、本年に入るとともに傾に鋒をおさめたのはまさしくこのためであつた。他方、農村破局のを基礎とする全面的不安に對しては、政府もまた安閑として思想善導の空念佛のみを口授してはゐられなかつた。五・一五につゞく齋藤内閣がかくして破局農村匡救の重責を負ふて立ち上つたことは前述の如くである。それ故に、本年度における社會政策的施設は、單なる恒常的の政策には止まり得ず、文字通り非常施設であつたし、しかもその施設は殆んど大部分が農村に向けられたのである。然し、第六十三匡救議會の取り上げた諸法案のうち最も重要なる農村負債整理法案の如きは通過しなかつた。通過を見たもののうち重要のものは不動産融資及損失補償法であるが、しかし、これが果して匡救さるべき農村金融を解決し得るや否やは、前にも述べた如く全くの疑問といはざるを得なかつた。要するに、昭和七年度の農村の事態は、匡救議會の社會政策をもつて匡救すべくあまりにも巨大であつたといはねばならぬ。

之を要するに、昭和七年は、世界恐慌の深化に伴ふ各國のファッシズム化過程を反映し、帝國主義日本においても著しき國家主義の擡頭を見、無産運動の陣營もために異常の混亂を將來した。しかも、

外觀上の日本の好景氣は勞働者農民の大衆には却つて深刻なる生活苦を加重したに過ぎぬばかりでなく、それによつてわが日本資本主義の根本機構に累積されつつある矛盾は、更に潛在的な姿をもつて大衆生活を脅威したのである。本年鑑は、その皮相とその眞相とにおいて著しき乖離をなせる昭和七年における日本勞働者の各方面に亘る狀態と運動とこれに對する施設對策に關する事實を出來得るかぎり忠實に報告せんとしたものである。

終りに臨んで、本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して、深厚なる謝意を表すると同時に、尙ほ將來における一層の援助と助言とを切望する次第である。

昭和八年十月

大原社會問題研究所

昭和七年重要日誌

一・一　救護法軍事救護法災害扶助法刑事補償法實施
一・三　日本軍錦州に入城
一・四　全國都市從業員組合協議會創立大會
一・八　鮮人李某觀兵式行幸還御の途櫻田門外にて投彈、犬養內閣總辭職—留任
一・九　栃木縣阿久津村小作爭議に於て大衆黨と生產黨と大擾亂——死傷者多數
一・一九　社民黨第六回大會—三反主義を決す
一・二二　第六十議會再開、解散
一・二九　上海にて日支交戰、政府聲明書發表
二・五　現役軍人將校及文壇人間に五日會生
二・九　井上準之助血盟團員に射殺さる
二・一一　東大學生反建國祭反戰反值上のデモ
二・二〇　第三次普選、無產四、政友三百四
二・二三　上海事件廟行鎮占據爆彈三勇士現る
二・二九　國際聯盟滿洲事變調查團來朝
三・一　日本勞農救援會（準）綱領規約發表
滿洲國建國を宣言、九日建國大典
三・五　團琢磨血盟團員の爲に射殺さる
三・一三　横濱市電從業員總罷業決行
三・一八　第六十一議會召集
三・二〇　全農第五回大會（東京）・東京地下鐵罷業、車體占領籠城戰術を採る
三・二三　日本無產者消費組合聯盟創立大會
四・七　社會敎育委員全國に新設
四・八　プロ文化聯盟彈壓、首腦部檢擧さる
トーキー化より大勝館に爭議發生
四・一四　明治製糖社長專務警視廳に召喚さる
四・一五　社民黨分裂赤松今村等新黨樹立聲明
四・一七　少年法公布十週年記念日
四・二五　補償生糸の海外處分契約成る
四・二九　上海派遣軍の天長節祝賀席上白川大將以下首腦部鮮人の爆彈に襲はる
五・一　第十三回メーデー、動員數四萬餘
五・二　文部省學生思想問題調查會總會左翼學生對策を決す
五・五　日支停戰協定上海英國領事館に成立
五・七　日本海員組合大會、國際勞働事務局長トーマ逝去

五・一一　日本プロレタリア作家同盟大會解散
五・一五　陸海軍人農民決死隊の帝都襲擊、犬養首相狙擊、卄二日齋藤に大命降下
五・二三　造船聯盟大會日本主義運動方針決定
五・二六　全日本婦選大會、於東京協調會館
五・二九　日本國家社會黨及新日本國民同盟成
六・一　第六十二議會開院—農村救濟（一三日）滿洲國承認（一四日）決議案可決
六・八　政友會農村救濟策として五分ノ一平價切下を決議
六・一八　プロ文化聯盟大彈壓、滿洲海關獨立
六・一九　官業勞働第十回大會、於東京
六・二四　シャム國に革命起る
七・一　資本逃避防止法、糸價安定法實施、保證準備擴張實施
七・三　總評議會第二回全國大會、於名古屋
七・一三　全協國際反戰鬪爭方針を發表
七・一六　內地及滿洲間石炭協定成る
七・二三　全勞及排同同盟再建會議
七・二四　社民・大衆合同「社會大衆黨」生る
七・三〇　俸給生活者老廢遺族年金保險法社會局案成る
八・一　反戰デー、米よこせ會農林省に陳情
八・八　武藤大將滿洲派遣特命全權大使に任
八・一五　日本中小商工聯盟大會、於東京
八・二〇　全農全國會議第一回全國委員會改正行動綱領決定
農山漁村貧困者救療費として三百萬圓御下賜
八・二二　第六十三議會召集、九月四日迄三度延長—米穀法改正可決、負債整理法否決
八・二三　國民精神文化研究所開所
八・二三　八・二六（七年）共產黨事件記事解禁
八・二六　社會大衆黨大衆議會、議會へデモ
八・二七　社會大衆婦人同盟生る
九・一　自力更生運動へ教化團體總動員、首相放送、解放運動犧牲者無罪要求、無產團體協議會生る
九・一〇　北海道青森地方大水害、農民困窮激
九・一三　內務省非常時警備規程を創定
九・一五　滿洲國正式承認、新京にて調印。全協擴大中央委員會

九・二二　官吏身分保障案樞府通過、廿四日實施
九・二三　ソヴエート友の會發會式、於東京
九・二五　日本勞働組合會議結成大會、於東京
九・二六　農林省經濟更生部新設
一〇・一　郵便貯金利下、大東京市實現
一〇・二　リットン報告書公表
一〇・六　川崎第百銀行大森支店「赤色ギャング」事件突發
一〇・七　渡政デー、死重刑反對演說會解散
一〇・一五　全國勞動組合同盟第三回大會於大阪
一〇・二五　東京市電爭議に警視廳初めて強制調停適用、シンガーミシン社員總罷業
一〇・二九　第二次共產黨事件判決
一〇・三〇　日本共產黨大檢擧所謂一〇・三〇事件
一一・三　日本勞働總同盟第廿一回大會、於大阪
一一・六　日本勞働組合總聯合全國大會
一一・八　國家主義團體の「大同倶樂部」成る
一一・一二　布施辯護士舌禍、上告棄却資格剝奪
一一・一八　海軍勞働組合聯盟大會、社大黨日蘇同盟促進委員會結成
一一・一九　法制審議會總會選擧公營案可決
一一・二〇　日本勞働同盟創立（國社黨支持）
一一・二一　滿洲問題討議の國際聯盟理事會開催、主席代表松岡洋右、總會十二月六日
一一・二六　內臺人婚姻許容勅令公布
一一・三〇　對米爲替十九弗臺に陷落
一二・四　岩田義道勞農葬
一二・六　國難打開協議會第一回委員會
一二・八　國防獻金勞働協會生る
一二・一三　社會局勞働時間短縮に就主要勞働組合幹部と懇談、全國大學教授聯盟生
一二・一六　日本交通勞働總聯盟全國大會、於東京
一二・一八　社會大衆黨全國委員會
一二・二二　民政黨脫黨者及革新倶樂部にて國民同盟結盟式擧行
一二・二三　海員最低賃銀復活成る
一二・二六　第六十四議會開院
一二・二七　日銀金融調節の爲市場出動に決す
一二・三一　熱河問題に關し軍部重大聲明す

凡例

一　本年鑑が掲げた記事は主要なる新聞雜誌各勞働者團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按排したるものと、本所が直接調査したる所に據るものとより成る。

一　本年鑑の編纂方針は大體前年度のそれを踏襲した。但し、多少の變更は免れなかつた。いまその主なるものを掲ぐれば次の如くである。

第六部「國際勞働問題」は省き、その簡單なる記述を第二部「勞働者運動」の第二篇「勞働組合」第一章中に收めた。また附篇「政治・財政・經濟・人口一班」はこれを省くこととした。但し、政治經濟の大勢については緒言を述べるに當つて簡單に觸れてある。

次に、第二部「勞働者運動」の第二篇「勞働組合」の中で、第六、第七の二章は、記述の煩雜をさけてこれを第一、第二の兩章に按排して併合した。最後に附錄文獻の項目分けについて可成り變更するところがあつた。尚ほこの他の部分についても記述の精粗は勢ひ多少の變更を免かれなかつた。

一　總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の扉（本文の細目次は表に統計表あるものは裏）に載せてある。

日本勞働年鑑目次

緒言——昭和七年大觀 …… 一
昭和七年重要日誌 …… 一
凡例 …… 二
第一部 勞働者狀態 …… 一七
概說 …… 五三
第一篇 勞働者狀態一般 …… 六七
第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態 …… 七六
第三篇 農業勞働狀態 …… 九一
第四篇 其他の勞働者の狀態 …… 一一
第五篇 中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態 …… 一一
第六篇 勞働移民狀態 …… 一一

勞働者狀態統計表——第一表乃至第二十二表……一〇二
第二部　勞働者運動……一八七
概說……一八七
第一篇　勞働爭議（並に小作爭議）……一八八
第二篇　勞働組合（並に農民組合）……二五二
第三篇　無產政黨……四四七
第四篇　消費組合運動……四八五
勞働者運動統計表——第一表乃至第六表……四九九
第三部　勞働施設及對策……五二三
概說……五二三
第一篇　雇主の施設及對策……五二四
第二篇　社會政策的施設……五三七
第三篇　勞働者運動對策……五八六
勞働施設及對策統計表……第一表乃至第八表……五九一

第四部　社會事業……六一三
概說……六一三
第一篇　社會事業行政……六一三
第二篇　社會事業施設……六一八
第三篇　兒童保護事業……六四七
第四篇　社會教化事業……六五六
社會事業統計表——第一表乃至第九表……六六三
第五部　思想團體及思想運動……六八五
概說……六八五
第一篇　社會主義的運動……六八六
第二篇　反社會主義的運動……七三九
附錄一　昭和七年中に制定せられたる社會問題關係法規……一
附錄二　文獻……三九

目次

(A) 社會問題關係主要圖書並に論文目錄……三九
(B) 調査及び統計……一一六

第一部　勞働者狀態

概說……一
第一篇　勞働者狀態一般……二
第一章　職業別人口及勞働者數……二
第二章　勞働生活……四
第一　失業狀態……四
第二　勞働移動……六
第三　賃銀……七
第三章　生計狀態……八
第一　物價……八
第二　家計……九
第三　生計費……九
第四　貯蓄及金融……一五
第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態……一七
第一章　概況……一七
第一　勞働者數……一七
第二　工場勞働者……一七
第三　鑛山勞働者……一八
第四　交通勞働者……一八
第二章　體性別……一九
第一　工場勞働者……一九
第二　鑛山勞働者……二〇
第三　交通勞働者……二〇
第三章　年齢別……二〇
第一　工場勞働者……二〇
第二　鑛山勞働者……二一
第三　教育程度……二三
第四章　工場勞働者……二三
第一　鑛山勞働者……二三
第二　勞働移動……二四
第三　勞働生活……二四
第四章　工場勞働者……二四
第一　鑛山勞働者……二五
第二　失業狀態……二六
第三　賃銀……二九
第四　工場勞働衛生……二九
第五　生計狀態……二八
第六　生計費……二八
第三篇　農業勞働狀態……三三
第一章　農業概況……三三
第一　耕地面積……三三
第二　農家戶數……三三
第三　農作狀況……三四
第四　田畑賣買價格……三五
第二章　小作狀態……三八
第一　小作料……三八
第二　農家經濟……四〇
第三　農家經濟調査……四〇
第三章　生產費調査……四四
第一　農家負債……四六
第四篇　其他の勞働者の狀態……四七
第一章　林業勞働者狀態……四七
第二章　漁業勞働者狀態……五九
第三章　商業使用人狀態……五三
第四章　自由勞働者狀態……五三
第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態……五六
第一章　中間階級者狀態……五六
第一　俸給生活者數……五七
第二　俸給……五八
第三　生計費……五九
第四　失業狀況……六〇
第二章　婦人勞働者及職業婦人狀態……六一
第一　女工……六一
第二　女工數……六一
第三　賃銀……六三
第四　勞働時間……六三
第五　勞働災害……六五
第六　職業婦人數……六六
第三章　生活狀態……六七
第一　藝娼妓酌婦……六八
第二　少年勞働者狀態……六九
第三　少年勞働者並徒弟數……七〇
第四　賃銀……七〇
第六篇　勞働移民狀態……七一
第一章　海外移民狀態……七一
第一　一般狀態……七一
第二　北米合衆國及加奈陀……七三
第三　南米……七四
第四　其他……七五
第二章　移入民狀態……七七
第一　移入鮮人……七七
第二　移入鮮人數……七七
第三　移入鮮人生活狀態……七七
第四　移入鮮人に關する事件……七九
第三章　移入鮮人の運動……一〇〇
第四章　移入中華民國人……一〇一

第一部（勞働者狀態）統計表

第一表　各種勞働者數
其一　職業別人口
其二　工場鑛山其他勞働者數
第二表　工場勞働者數
其一　適用工場及職工業務別數
其二　職工數別工場數
其三　職工數及業務別職工數
其四　寄宿職工數
第三表　鑛山勞働者數
其一　鑛夫數
其二　業態別鑛夫數
第四表　交通通信勞働者數
其一　國有鐵道從業員數
其二　地方鐵道從業員數
其三　軌道從業員數
其四　船員累年表
其五　海技免狀受有者數
其六　通信從業員累年表
第五表　工場勞働者年齡別
其一　體性・年齡・配遇關係別數
其二　適用工場職工年齡別數
其三　職工五人以上使用工場職工年齡別數
第六表　鑛夫年齡別
第七表　工場勞働者異動調
其一　異動月表
其二　解雇者歸趨月表
第八表　鑛夫異動調
其一　異動月表
其二　解雇者歸趨月表
第九表　失業統計
其一　全國失業者概數
其二　推定失業者數
第十表　一般賃銀統計
其一　全國賃銀指數月表
其二　東京賃銀指數月表
其三　大阪賃銀月表
第十一表　工場鑛山其他勞働者賃銀統計
其一　賃銀指數月表
其二　一日平均實質賃銀月表
其三　勞働人員及賃銀指數月表
第十二表　家計調査
其一　俸給生活者家計
其二　勞働者家計
其三　農業者家計
第十三表　工場災害統計
其一　工場災害者數累年表
其二　業態別工場災害者數
其三　工場災害原因調
第十四表　鑛山災害統計
其一　變災死傷人員累年表
其二　鑛山種別變災死傷者數
其三　變災事故事由別死亡者累年表
第十五表　物價統計
其一　主要日用品卸賣物價
其二　東京物價總平均十ヶ年對照表
其三　東京主要商品指數
其四　東京小賣物價指數
其五　大阪日用品小賣物價
其六　內外物價指數
第十六表　郵便貯金統計
第十七表　職工貯蓄
第十八表　農業統計
其一　耕地面積
其二　農家戶數
其三　耕地所有者戶數
第十九表　水產業者統計
其一　水產業者數
其二　遭難漁船
第二十表　俸給生活者統計
其一　官吏數及平均俸給額
其二　公吏數及平均俸給額
其三　官公私立學校教員數
其四　小學校教員數
其五　中等學校教員數
其六　實業補習學校教員數
其七　其他諸學校教員數
其八　學校教員平均月俸累年表
第二十一表　婦人勞働者及少年勞働者
其一　女職工數
其二　工場少年勞働者數
其三　貸座敷娼妓及藝妓數
第二十二表　海外移民
其一　海外在留本邦內地人口累年表
其二　海外在留本邦人國別數
其三　職業別海外在留本邦人數
其四　海外在留朝鮮及臺灣人數

概說

對外爲替の低落と國內インフレーション氣構へと一部產業部門の好況とは、本昭和七年度の我が經濟界に好轉を齎したかの外觀を呈せしめた。滿洲國の成立も、その一面に政治的不安を孕みつつも、財界に對してはバロメーターの上騰を刺戟したのである。かくて、物價は確かに上昇を示した。卸賣物價はやがて昭和五年上半期初頭の高さにまで恢復した。と同時に、勞働者の就業狀態もまた少くとも表面上聊か好轉を示した。社會局が發表する解雇と雇入れの趨勢は、近年の傾向を逆轉せしめて雇入數が解雇數を超えた。日本銀行が公表する勞働人員指數は、累年の轉落的低下に梃入れして前年度の七四・四から七四・七に些少ながらも上昇した。しかしながら、この勞働人員指數を仔細に吟味すれば、機械製造、器具製造、護謨製造等、二三の特殊部門における飛躍的增加の結果にほかならず、他の多くの部門においては依然たる減少を示せることを發見するのである。從つて、この就業率に表はれたる好轉なるものが如何なる性質のものであり、いかなる事態に基づくかは大いに考究を要するのである。若し夫れ、滿洲事變につづく戰爭展開の見透しがかかる景氣の基礎であつたと見られるならば、この好轉は底無き矛盾の深淵の前に立つものと見なければなるまい。そはともかくも、かかる就業率の向上と物價の騰貴をもつてしても、勞働者の生活は何ら改善されはしなかつた。蓋し、小賣物價指數の騰貴が何よりも食料品の騰貴にもとづいてゐる一方、勞働賃銀は寧ろ依然たる低落に傾いてゐたからである。インフレーション・物價騰貴をもつて資本家階級が一息したとすれば、恐慌の負擔はその間明白に勞働階級に轉嫁されたことを見逃し得ないのである。

しかし乍ら、この都市勞働者階級の狀態惡化にもまして事態の重大を導いたのは農村であつた。工業生產物の騰貴と農產物の激落による鋏狀差は本年において最も極端に達した。この事態は、第六十三議會前後における農民の請願運動に端的にあらはれてをり、また地方金融恐慌の展開が如實に之を示した。齋藤非常時內閣の出現はこの危機の匡救をもつて立つたが、破局を根本的に收拾することは固より不可能事に屬したのである。ただ國內問題の重大化と同時に急迫して來た對外情勢の昂揚は、爲政當局をして、非常時の名により國民の傳統的國家觀念と道義心とに訴へ、事態の破綻を覆はしめたにすぎない。「自力更生」なる空虛なる標語の橫行もこの間の消息を物語つてゐるのだ。

第一篇　勞働者狀態一般

第一章　職業別人口及び勞働者數

1　職業別人口

職業別人口　昭和五年の國勢調査の結果について「抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果の概觀」が昭和七年末に發表せられた。右抽出調査に依れば我國總人口六四、〇六七、〇九一、〇三〇　六、三六五、〇〇〇　四八・四　五〇〇のうち有業者は二九、二二〇、五五〇であつて、その總人口中に占むる割合即ち有業率は四六・六%に當る。これを男女各別に見れば、男子有業率五九・一%、同じく女子は一・九%で男子の方が遙かに高い。

次に、有業者二九、二二〇、五五〇を職業大分類に依つて區分すれば農業の一四、一五六、〇三〇最も多く、有業者の半數近く(四八・四%)を占めており、次で工業、商業の順位で、鑛業が最も少く〇・八%にすぎない。いま各職業における有業者の男女別數並に總數に對する割合を見れば次の如くである。

職業	總數	男	女	人口千人中各業總數の割合
總數	二九、二二〇、五五〇	一九、〇八九、五五〇	一〇、一三一、〇二〇	一、〇〇〇
農業	一四、一五六、〇三〇	七、七九一、〇三〇	六、三六五、〇〇〇	四八・四
水産業	五六八、〇四〇	五三一、〇四〇	四七、〇〇〇	一・九
鑛業	二三六、一八〇	一九八、一八〇	三八、〇〇〇	〇・八
工業	五、二九〇、五六〇	四、二八六、五六〇	一、〇〇四、〇〇〇	一八・一
商業	四、四六三、一一〇	三、〇二六、一一〇	一、四三七、〇〇〇	一五・三
交通業	一、一〇八、五六〇	一、〇三七、五六〇	八一、〇〇〇	三・八
公務自由業	二、〇三一、〇七〇	一、六八五、〇六〇	三四六、〇一〇	七・〇
家事使用人	八〇六、〇〇〇	八七、〇〇〇	七一九、〇〇〇	二・八
其の他の有業者	五六一、〇〇〇	四六六、九八〇	九四、〇二〇	一・九

職業上の地位別有業者數　各業における有業者の産業上の地位を見るに(但し、全部が使用人なる家事使用人を除く)、使用人の割合が最も多いことは各業共通であるが、雇主と單獨との割合においては、獨り農業においてのみ單獨より雇主の割合が多く、他はいづれも雇主より單獨の割合が多い。そして、有業者總數の地位別割合と較べての相對的な意義において各業有業者のそれを觀察すれば、農業においてのみ雇主の割合が多く、單獨は水産業、工業、商業において、使用人は鑛業、工業、交通業及び公務自由業において比較的にその割合が多い。

職業別有業者の産業上の地位別數

職業	總數	雇主	單獨	使用人
總數	六四、〇六七、〇五〇	六、一三七、一五〇	三、三七五、一三〇	一九、七〇八、二八〇

1 農業	一四、一五六、〇三〇	四、二八〇、〇八〇	七三五、〇四〇	九、一五〇、九一〇
2 水産業	五六八、〇四〇	一一三、〇〇〇	一一五、〇一〇	三四〇、〇三〇
3 鑛業	二三六、一八〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	二三三、一八〇
4 工業	五、二九〇、五六〇	六八六、〇一〇	九一五、〇三〇	三、六八九、五二〇
5 商業	四、四六三、一一〇	九三一、〇五〇	一、二六九、〇四〇	二、二六三、〇二〇
6 交通業	一、一〇八、五六〇	六九、〇一〇	二三四、〇〇〇	九一五、五五〇
7 公務自由業	二、〇三〇、〇七〇	五一、〇〇〇	一八七、〇〇〇	一、七九六、〇七〇
8 家事使用人	八〇六、〇〇〇	—	—	八〇六、〇〇〇
9 其の他の有業者	五六一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六、〇〇〇	五二四、〇〇〇
1—9	二九、二三〇、五五〇	六、一三七、一五〇	三、三七五、一二〇	一九、七〇八、二八〇
10 無業	三四、八四六、五〇〇	—	—	—

各職業總計を一、〇〇〇とする地位別割合

	産業上の地位				
	總數	雇主	單獨	使用人	
農業	二一〇	二一〇	一二六	六七四	
水産業	三〇二	三〇二	五二	六四六	
鑛業	一九九	一九九	二〇二	五九九	
工業	二五	二五	三〇	九四五	
商業	一三〇	一三〇	一七三	六九七	
交通業	二〇九	二〇九	二八四	五〇七	
公務自由業	六二	六二	一二	八二六	
家事使用人	二五	二五	九一	八八四	
其の他の有業者	—	—	—	一、〇〇〇	
	二	二	六四	九三四	

2 職業別勞働者數

職業別勞働階級人口　上記抽出調査における各職業有業者中の「使用人」は、大體に大正九年國勢調査報告における「本業者たる勞務者」とその數において近いのであるが、（前年度本年鑑本項參照）、いまこの抽出調査における各職業使用人數、その有業者總數に對する割合、並びに大正九年國勢調査報告における「各職業の本業者總數に對する本業者たる勞務者の割合」を對比すれば次の如くである。

	總數	使用人	各總數に對する使用人數の割合	大正九年 各職業の本業者總數百に對する勞務者の割合
	昭和五年			
總數	六四〇、六七、〇五〇	一九、七〇八、二八〇	六七・四	五九・〇
農業	一四、一五六、〇三〇	九、一五〇、九一〇	六四・五	六三・四
水産業	五六八、〇四〇	三四〇、〇三〇	五九・九	六二・四
鑛業	二三八、一八〇	二三三、一八〇	九四・五	八八・四
工業	五、二九〇、五六〇	三、六八九、五二〇	六九・七	七〇・三
商業	四、四二三、一一〇	二、二六三、〇二〇	五〇・七	三四・七
交通業	一、一〇八、五六〇	九一五、五五〇	八二・六	六一・六
公務自由業	二、〇三一、〇七〇	一、七九六、〇七〇	八八・四	三四・一
家事使用人	八〇六、〇〇〇	八〇六、〇〇〇	一〇〇・〇	—
其他の有業者	五六一、〇〇〇	五二四、〇〇〇	九三・四	九五・四

職業別による各種勞働者の數は前表においてもほゞ窺はれる所ではあるが、右は昭和五年十月一日現在の數なるをもつて、これと對照のため比較的最近の數字を各方面につき求むるに左の如くである。勿論、左の數字はそれぞれ調査の時期並に方法を異にしてをり、相互比較の資料としてはたゞ參考たり得るに止まる。

一、工場勞働者　二、一〇〇、五三八（昭和七年十二月末現在社會局調）
二、鑛山勞働者　一九一、一七一（同　右）
三、農業勞働者　二〇三、三五五（昭和六年六月末現在鑛山局調）
四、林業勞働者　九、一五〇、九一〇（昭和五年國勢調査の抽出調査）
五、漁業勞働者　一、四八二、六五八（昭和四、五年の狀態、山林局調）
六、商業使用人　一、四八二、四〇三（昭和六年末現在農林省調、副業者等をも含む）
七、交通勞働者　二、二六三、〇三〇（昭和五年國勢調査の抽出調査）
八、日傭勞働者其他　九一五、五五〇（同　右）
（尙ほ各種勞働者數の細別數字は第一部統計第一表並に第二篇以下各章參照）

第二章　勞働生活

第一　失業狀態

昨年度末の金輸出再禁止を轉機とするインフレーション政策の進展、分けても軍需品工業の好轉によつて、年來深まりつゝあつた失業が一部局面において多少の好轉を示したことは確であらうが、全面的に見れば恐慌の深化は依然たるものがあり、從つて、失業者群の增加も未だ一部産業部面における好轉をもつて緩和されたとは見ることを得ない。しかし、官廳方面の失業統計は依然として正確を缺き、最近における動向もまた判然とは之を摑むことを得ない狀態である。いま、趨勢を昭和五年國勢調査の抽出調査、日銀調勞動人員指數、內務省社會局の發表にかかる失業狀況推定月報、等によつて窺ふことゝする。

一　抽出調査による失業者は二八六、〇〇〇人で、これを先に同國勢調査による概數として發表された三二二、五二七人に比すれば可成り少いのであるが、いまこれによつて失業者の産業別數を見るに次の如くである。即ち、工業は總數の半に近い四七・六%を占め、以下商業の一四・三%、公務自由業の一三・六%、交通業の九・八%、農業六・六%の順序である。

産業別	男	女	計	總數を一〇〇とする各産業の割合
總數	二六七、〇〇〇	一九、〇〇〇	二八六、〇〇〇	一〇〇・〇
農業	一八、〇〇〇	一、〇〇〇	一九、〇〇〇	六・六
水産業	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	〇・七

鑛業	八、〇〇〇	—	八、〇〇〇	二・八
工業	一三九、〇〇〇	七、〇〇〇	一三六、〇〇〇	四七・六
商業	三八、〇〇〇	三、〇〇〇	四一、〇〇〇	一四・四
交通業	二七、〇〇〇	一、〇〇〇	二八、〇〇〇	九・八
公務自由業	三五、〇〇〇	四、〇〇〇	三九、〇〇〇	一三・六
家事	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一一、〇〇〇	三・八
其他の産業	二、〇七〇	—	二、〇〇〇	〇・七

尚ほ右により失業者を年齢五歳階級別に區分すれば二五—二九歳最も多く一九・六%を占め、二〇—二四歳の一七・一%三〇—三四歳の一二・二%これに次ぎ、これより四五—四九及び六〇—六四の例外を除き、年齢の高まるにつれて次第にその割合を減出してゐる。

地方別による數字については前年度本年鑑本項參照。

二 次に日銀調により勞動人員指數の月別移動を見れば次の如くである。累年減少の一途を辿つてゐる指數は本年に入つて低下の傾向を阻まれ却つて僅かながら上昇の傾きをすら示してゐる。

勞働人員總指數（日本銀行調査）

大正十五年平均	一〇〇・〇	昭和七年五月	七四・六
昭和四年平均	九一・〇	同六月	七四・五
昭和五年平均	八二・〇	同七月	七四・五
昭和六年平均	七四・四	同八月	七四・七
昭和七年平均	七四・七	同九月	七五・五
同一月	七二・九	同十月	七五・八
同二月	七三・〇	同十一月	七六・四
同三月	七三・五	同十二月	七七・〇
同四月	七四・五		

三 次に內務省社會局發表にかゝる「失業狀況推定月報」によつて昭和七年度における推移を見よう。各種別を通じての總計における失業率は、七、八、九の三ケ月を除けば漸減の傾向を示してゐる。

種別	給料生活者	勞働者 日傭勞働者	勞働者 其の他の勞働者	計
	人	人	人	人
一月一日 調査人口	一、六六二、九四二	一、六六六、八七七	三、六七一、八二四	七、〇〇一、六四三
現在 失業者	七八、〇六八	一九三、一九二	二二四、六二六	四八五、八八六
失業率	四・六九	一一・六九	五・八五	六・九四
二月一日 調査人口	一、六六四、二八三	一、六六七、〇八六	三、六八〇、二四一	七、〇二一、六二〇
現在 失業者	七八、四四八	一九一、九二九	二二四、九一三	四八五、二九〇
失業率	四・七一	一・五一	五・八四	六・九二
三月一日 調査人口	一、六五二、七五四	一、六五四、二二一	三、六五九、一五七	六、九八九、一三二
現在 失業者	七七、四二八	一八九、三五〇	二〇六、九七九	四七三、七五七
失業率	四・六八	一一・四五	五・六	六・八〇
四月一日 調査人口	一、六六二、八九一	一、六六一、九五四	三、六九一、八〇〇	七、〇二六、六四五
現在 失業者	八二、六二五	一九〇、四八四	二二〇、二六七	四八二、三六六
失業率	四・九一	一一・四六	五・七〇	六・八七

	調査人口	失業者	失業率
五月一日現在	一、六六九、二八三	八一、二〇〇	四・八六
六月一日現在	一、六七〇、〇七一	八二、四〇七	四・九三
七月一日現在	一、六七四、八三六	八二、〇八〇	四・九〇
八月一日現在	一、六八四、五五二	八二、二五七	四・八八
九月一日現在	一、六九一、二六七	八一、八〇一	四・八四
十月一日現在	一、六八六、二四三	八八、六六八	五・二六
十一月一日現在	一、六八七、七三一	八六、一〇九	五・一〇
十二月一日現在	一、六九二、七二四	八三、六五九	四・九四

	調査人口	失業者	失業率
五月一日現在	一、六七〇、九四五	一九二、六三三	一一・五三
六月一日現在	一、六八〇、七八〇	一八八、五二九	一一・二三
七月一日現在	一、六九一、九〇四	二一〇、〇七六	一三・四二
八月一日現在	一、七二三、九九三	二〇八、二〇七	一三・〇八
九月一日現在	一、七四二、三七五	二〇九、一一〇	一二・〇五
十月一日現在	一、七五八、六〇三	二〇七、七七〇	一一・八一
十一月一日現在	一、七九五、二〇〇	二〇〇、八二四	一一・一九
十二月一日現在	一、七八一、七二五	一九三、八一三	一〇・八八

	調査人口	失業者	失業率
五月一日現在	三、七〇二、四一四	七、〇四二、六四二	六・八六
六月一日現在	三、六九六、〇一四	七、〇四六、九二五	六・八三
七月一日現在	三、七二五、九一〇	七、〇九二、六五〇	六・八〇
八月一日現在	三、七六三、九九三	七、一七二、四九八	六・八〇
九月一日現在	三、七七五、六六一	七、二〇九、三〇三	六・八一
十月一日現在	三、七七五、一九七	七、二三一、〇四三	六・八〇
十一月一日現在	三、七八四、七四七	七、二六一、六七八	六・九八
十二月一日現在	三、七八八、九三三	七、二六二、三九二	六・六六
十二月一日現在	三、七九三、八一一	四六三、四〇三	六・三八

第二　勞働移動

勞働移動の一局面を示すものとして中央職業紹介事務局調「昭和五年中における道府縣外出稼者に關する調査概要」（昭和七年發表）によつて最近における全國出稼の概況を窺へば左の如くである。尚ほこれを各職業別にやゝ詳細に見たものについては、昨年度本年鑑本項參照を乞ふ。

昭和五年中に於ける全國道府縣外出稼者（以下單に出稼者とあるは之に同義のものとす）は男子に於て四七七、六二〇人、女子二九五、六九三人、總數七七三、三一三人にして、之を職業別に見れば工業二六八、一二〇人（男子一一〇、三〇七人、女子一五七、八一三人）鑛業二七、二五七人（男子一九、三六七人女子七、八九〇人）、土木建築業四九、三〇五人（男子四六、五〇三人、女子二〇、九二一人）商業九六、九七六人（男子七六、〇五五人、女子二〇、九二一人）、農業三二、四六二人（男子二一、七八一人女子一〇、六八一人）、林業一五、七〇八人（男子一三、八三四人女子一、八七四人）、水産業九三、二〇一人（男子八八、一一六人、女子五、〇八五人）、戸内使用人九一、六三五人（男子三七、一二〇人、女子五四、五一五人）、雜業九八、六四九人（男子六四、五三七人女子三四、一一二人）となる。

之を昭和三年中の同種調査に於ける結果と比較すれば總數に於て一三二、五一一人、性別にみて男子六四、六五三人、女子六七、八五八人の各減少となつてゐる。更に職業別にその比較を見れば

水産業のみ一六、一九三人の増加を示し、他は總べて減少を示してゐる。左に其の數を擧ぐれば工業に於て六八、九三六人、鑛業に於て九、八八八人、土木建築業に於て一〇、二〇三人、商業に於て一三、四三三人、農業に於て六、五三九人、林業に於て四、五九人、戸内使用人に於て一八、一八五人、雜業に於て二一、〇六一人の各減少を示してゐる。

今これ等他道府縣への出稼者を府縣別に見れば、新潟縣の九、〇九二人最も多數にして第一位を占め、鹿兒島縣の四二、〇一五人、富山縣の三一、一四三人、島根縣の三〇、二八〇人、石川縣の二八、四一六人、熊本縣の二六、六七六人、山梨縣の二六、一〇人等の順にして尙二萬人以上の府縣を擧ぐれば兵庫、大分、青森、秋田、岡山、廣島、香川の諸縣があり、一萬人以上の府縣を擧ぐれば埼玉、千葉、茨城、滋賀、和歌山、德島、高知、三重縣、岐阜、福井、長崎、佐賀、沖繩、北海道、岩手、長野、愛姫の諸縣がある。最も少きは東京府の一、四七〇人、宮崎縣の二、九八七人等である。

更にこれを出稼の方面より見れば左表の如く、其の最も多數を大阪府の一〇九、五〇七人第二位にして北海道五二、八七〇人、福岡縣四六、五八〇人、兵庫縣四四、九四四人、京都府三九、一二五人、長野縣三二、六五〇人、愛知縣三二、四六三人の順位を示してゐる。尙一萬人以上の府縣を擧ぐれば神奈川、埼玉、長野、群馬、岡山、廣島、香川等がある。

第三　賃　銀

昭和六年における諸職業賃銀の大勢を商工省調査十三都市の平均に就て見るに、賃銀指數は全體には依然として低落の歩調を示してをり、たゞ年末に際してやや微騰の傾向を呈した。しかし十二月の平均八三・一を昨年一月の八七・九に比すればその全體において低落は可成り顯著であるといはねばならぬ。東京・大阪の地方的數字も大體同じであり、ただ年末にかけての騰勢は全平均より幾分著しい狀態を呈してゐる。その月別移動左の如し。

	昭和七年 十三都市平均	東京	大阪	昭和六年 十三都市平均	東京	大阪
一月	八三・二	八七	八九	八七・九	八九	九五
二月	八三・三	八八	八九	八七・七	八九	九四
三月	八三・三	八八	八九	八七・二	九〇	九三
四月	八三・〇	八七	八九	八六・四	九〇	九三
五月	八三・〇	八七	八九	八六・一	八九	九一
六月	八二・六	八六	八九	八五・七	八八	九一
七月	八二・〇	八六	八八	八五・二	八七	九一
八月	八一・七	八五	八八	八五・四	八八	九〇
九月	八一・九	八六	八八	八四・八	八八	九〇
十月	八二・三	八八	九〇	八四・二	八七	八九

十一月	八二・一	八九	九〇	八三・九	八七
十二月	八三・一	九〇	九〇	八四・〇	八八

（大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃金を以つて一〇〇とす）

尙ほ諸職業別賃銀の詳細については第二篇第二章第三參照

第三章　生計狀態

第一　物價

商工省調卸賣物價統計に據れば、卸賣物價指數は七年度上半期に入つてやや上騰、下半期に入つては更に昂騰を示してゐる。そして年末における物價水準は昭和五年上半期の初頭における狀態まで恢復してゐる。

卸賣物價指數（商工省調）

	昭和七年	昭和六年		昭和七年	昭和六年
一月	六二・二	六一・八	七月	五八・七	五九・三
二月	六二・九	六一・九	八月	六三・六	五八・〇
三月	六二・四	六二・二	九月	六八・一	五六・五
四月	六〇・二	六一・五	十月	六九・四	五五・〇
五月	五九・〇	五九・九	十一月	七四・一	五五・一
六月	五九・〇	五九・二	十二月	七七・二	五八・一

（大正十年乃至十二年全三ヶ年平均價格を一〇〇とす）

尙ほ、日本銀行調査にもとづき東京物價の趨勢をみても大體右と同樣であるが、六、七月における一旦の低落と年末における著しい昂騰とが目立つ。平均においては前年の一五三・〇から一六一・一に上昇してゐる。重要商品の推移については見れば左の如くである。

主要商品指數（東京）

	米	砂糖	生絲	綿絲	洋鐵
一月	一五八・五	一四〇	八二	一三八	七〇
二月	一五八・〇	一四〇	八〇	一四六	七一
三月	一五八・三	一三五	七六	一四一	七三
四月	一五七・九	一三四	六五	一三六	七二
五月	一五四・〇	一三一	五七	一二七	六九
六月	一五〇・七	一二五	五七	一〇八	六七
七月	一五二・八	一二七	六六	一二七	六六
八月	一五一・八	一二二	九八	一四八	六七
九月	一四九・六	一二七	一八七	一二五	一四六	七六
十月	一四六・九	一六九・一	一五六	一八三	一〇九	一六七	一〇〇
十一月	一四七・〇	一七七・九	一六九	二九六	一二一	一九三	一一七
十二月	一五一・〇	一八四・六	一九三	三〇〇	一二三	一九九	三一
平均	一五三・〇	一六一・一					

小賣物價指數も上騰を示してゐる。日銀調によれば昭和六年の總平均一三五・五から七年には一三六・八へ、食料品についてみれば一五一から一五八へ、服飾品は動かず依然として

九二、燃料燈火は下落して一八五から一六一へ、其の他雜は不變で一三三、主たる上騰は食料品に起つてゐることがわかる。

東京市小賣物價指數

	昭和七年	昭和六年	昭和七年	昭和六年
一月	一三八・八	一三九	一三〇・二	一三三・八
二月	一三八・六	一四〇	一三一・七	一三三・九
三月	一三六・四	一三九・三	一三八・〇	一三三・九
四月	一三五・〇	一三九・七	一四〇・〇	一三九・六
五月	一三四・〇	一三八・三	一四一・六	一三〇・二
六月	一三一・七	一三四・〇	一四六・〇	一三四・六

（大正三年を基準とす——日銀調）

尙ほ物價統計は第一部統計第十五表に收錄。

第二　家計

1　生計費

生計費に關しては既に本節において內閣統計局調「家計調査報告」（大五十五年九月より翌昭和二年八月に至る滿一ヶ年に亘る調査）を紹介し來つたが、今回（昭和七年十二月）その「記述の部」が刊行せられたので、今これによつて右調査の概要を勞働者の世帶について見れば左の如くである。

實收入及び實支出　勞働者世帶の實收入および實支出の概況左の如し。

一、實收概況　勞働者世帶三、二一〇（其の總人員一三、五一三・八一人、【註】一世帶平均四・二一人）の一世帶一ヶ月平均實收入は一〇二圓〇七錢であつて、之を勤勞收入と勤勞外收入とに二大別すれば、前者は九二圓九二錢（實收入の九一・〇四％）後者は九圓一五錢（八・九六％）に該る。此の割合を給料生活者世帶の實收入中勤勞收入の割合八四・六八％に對比すれば、勞働者世帶の收入のより勤勞本位的なことを知り得るのである。勤勞收入は更に世帶主收入の八五圓一一錢（實收入の八三・三八％）、世帶主の配偶者收入の三圓五五錢（三・四八％）、家族收入の四圓二六錢（四・一八％）に分たれ、勤勞外收入も更に受贈の五圓九二錢（五・八〇％）、財產收入の一圓九二錢（一・八八％）、貸間收入の六四錢（〇・六三％）、其の他の收入の六七錢（〇・六五％）に分たれる。之を一人當りに付て見れば實收入は二四圓二五錢であつて、其の中勤勞收入は二二圓〇八錢、勤勞外收入は二圓一七錢である。

二、實支出概況　勞働者の一世帶一箇月平均實支出は九一圓三八錢（實收入の八九・五三％）であるが、其の中飲食物費は三六圓三三錢（實支出の三九・七六％）、住居費は一四圓四二錢（一五・七八％）、光熱費は四圓一七錢（四・五六％）、被服費は一一圓八七錢（一二・九九％）であつて、爾餘の諸費は併せて二四圓五九錢（二六・九一％）である。

次に五大費目中飲食物費、住居費、被服費及其の他の諸費の四

者に付て其の支出の内容を見るに

（一）飲食物費　飲食物費に在ては米麥費の一四圓八五錢（實支出の一六・二五％に該る、内米一四圓二九錢、麥一八錢）首位を占め、嗜好品費の六圓五一錢（七・二二％）之に亞ぎ、魚介類の三圓二二錢（三・四一％）、調味料の三圓〇八錢（三・三七％）、豆及蔬菜類の二圓六〇錢（二・八四％）、豆腐佃煮煮物漬物類の一圓九九錢（二・一八％）、外出先の食事辨當の一圓四四錢（一・五八％）更に之に亞ぎ以下肉類九三錢（一・〇二％）、鷄卵類五〇錢（〇・五五％）、乾物類三九錢（〇・四三％）、牛乳類二〇錢（〇・二二％）の順序である。又嗜好品費中酒類は二圓五六錢（二・八〇％）であつて、菓子果物は二圓二四錢（二・四五％）、煙草は一圓二七錢（一・三九％）、飲料其の他は四四錢（〇・四八％）である。即ち勞働者の世帶に在ては米麥費に一四圓八五錢（飲食物費總額の四〇・八七％）を、副食物費に一二圓八一錢（三五・二六％）を、嗜好品費に六圓五一錢（一七・九二％）を、其の他の飲食物費に二圓一六錢（五・九五％）を投じて居る譯である。

（二）住居費　住居費に在ては其の七割七分强を占むるものは家賃（又は間代）であつて一一圓一四錢（實支出の一二・一九％）を算し、家具什器及設備費の二圓三三錢（二・五五％）之に亞ぎ、住宅修繕費は七四錢、水道費は二一錢の少額に過ぎない。

（三）被服費　被服費中衣服費は八圓五三錢（實支出の九・三三％）、身の廻り品費は三圓三四錢（三・六六％）である。

（四）其の他の諸費　其の他の諸費に在ては交際費の六圓四六錢（實支出の七・〇七％）、保健衛生費の五圓八四錢（六・三九％）、修養娯樂費の三圓二六錢（三・五七％）を主なるものとし、育兒費の一圓五三錢、交通費の一圓一三錢、教育費の一圓之に亞ぎ、以下旅行費は九〇錢、負擔費は五一錢、通信運搬費は二一錢、文房具費及傭人料は各一二錢であつて、此の外其の他の費用二圓七八錢、記入不備七三錢を示して居る。

更に實支出九一圓三八錢を生活必要費（第一生活費）、社會生活費（第二生活費）及文化費（第三生活費）に分てば、生活必要費は六六圓七九錢（實支出の七三・〇九％）、社會生活費は一〇圓三四錢（一一・三一％）、文化費は一〇圓六二錢（一一・六三％）であつて、以上三部類に屬せざる費用三圓六三錢（三・九七％）である。

三、收支の過不足　先づ勤勞外收入對實支出の關係に於ては勤勞收入九二圓九二錢は實支出九一圓三八錢に對して一圓五四錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合一・六六％）を示して居る。之を給料生活者世帶に於ける勤勞收入の不足八圓一八錢なるに對比するときは、勞働者世帶の家計收支のより勤勞收入本位なることが了解し得やう。次に實收入對實支出の關係に付て見れば、實收入一〇二圓〇七錢は實支出に對し一〇圓六九錢の剩餘（剩餘額の實收入に對する割合一〇・四八％）となる。之を給料生活者世帶の剩餘割合九・三五％に比較するときは、勞働者世帶の家計により多くの餘裕あることが判る。以上の結果を更に一人當りに付て見れば、實支出は二一圓七一錢であるから勤勞收入對實支出の關係

に在ては三七錢の剩餘、實收入對實支出の關係に在ては二圓五四錢の剩餘に該る。

【註】 世帶人員は一ヶ年延世帶人員（客の來泊、世帶員の外泊をも加除したるもの）を三六五分して算出したものである。

一、概況 勞働者の一世帶一箇月平均總收入は一八〇圓六五錢であつて、內實收入は一〇二圓〇七錢（總收入の五六・五〇%）、實收入以外の收入は七八圓五八錢（四三・五〇%）である。實收入以外の收入中前月より繰越の四五圓五〇錢（總收入の二五・一九%）最も多く、掛買の一八圓八八錢（一〇・四五%）之に亞ぎ、遙かに降つて貯金引出の六圓六〇錢（三・六五%）、負債の三圓一三錢（一・七三%）、無盡取金の一圓八九錢（一・〇五%）、貸金受入の一圓四四錢（〇・八〇%）更に之に亞ぎ、外に保險金に四九錢（〇・二七%）、質入に一〇錢（〇・〇六%）、其の他に五五錢（〇・三〇%）を示して居る。

一世帶一箇月の總支出は總收入と同額の一八〇圓六五錢であるが、其の內實支出は九一圓三八錢（總支出の五〇・五八%）、實支出以外の支出は八九圓二七錢（四九・四二%）である。實支出以外の支出中翌月への繰越の四六圓四九錢（總支出の二五・七四%）首位を占め、掛買拂の一九圓一九錢（一〇・六二%）、貯金の一一圓九九錢（六・六四%）之に亞ぎ、降つて無盡掛金に三圓六二錢（二・〇〇%）、負債返還に三圓〇五錢（一・六九%）、保險料に二圓二三錢（一・二三%）、貸金に一圓五一錢（〇・八四%）、質受金に一六錢（〇・〇九%）、其の他に一圓〇三錢（〇・五七%）を示して居る。

更に總收入對總支出の關係を觀察すれば、實支出九一圓三八錢に對する實收入一〇二圓〇七錢の剩餘額一〇圓六九錢（實收入の一〇・四七%）は結局實支出以外の支出中に繰入れらるるのであるが、此の金額はやがて實支出外支出の實收入外收入に對する超過額に外ならないのであつて、今其の超過額の實支出外支出各項目への配分狀況を見れば、貯金に五圓三九錢、無盡に一圓七三錢保險に一圓七四錢、貸金に七錢の夫々支出超過（實支出外支出各項目の之に對應する實收入外收入各項目に對する超過）を示し其の總額八圓九三錢（實收入の八・七五%）が即ち財產の新蓄積分となり、爾餘の金額中九九錢は繰越に、三一錢は掛買に、六錢は質に、四八錢は其の他に夫々支出超過となつて現はれ、唯負債に於てのみ八錢の收入超過となつて居る。

二、收入階級別による狀況 實收入階級別に總收入及總支出の狀況を見るに、收入階級の上進に伴ひ一階級每に總收支共に平均三一圓四二錢を遞增して六〇圓未滿級の九二圓一七錢より二〇〇圓未滿級の三一二圓一〇錢に達して居るが、二〇〇圓以上級に於ては急に八〇圓七二錢を增加して三九二圓八二錢に昇つて居る。而して一二〇圓未滿級の總收支各一九四圓八四錢が平均總收支に最も近い。

次に總收支中實收入以外の收入の占むる割合は六〇圓未滿級の四二・六五%より遞增して八〇圓未滿級四四・二三%、一〇〇圓未滿級四四・六四%を示し、次の一二〇圓未滿級に於て四三・九一%

に減少し夫れより順次遞減して二〇〇圓未滿級の三九・五〇%迄低下して居るが、二〇〇圓以上級に於ては四一・〇九%に再び上昇して居る。總支出に於ける實支出以外の支出の割合は大體收入階級の上進に伴つて漸增し、六〇圓未滿級の四三・〇二%より二〇〇圓以上級の五四・八五に昇つて居る。此の實支出外支出の割合の遞增は收入階級の上進に伴つて漸次生計に餘裕の生じ來る程度を示すものと看做し得やう。

實收入以外の收入各項目の總收入中に占むる割合に於て比較的顯著なる變動を示して居るのは掛買であつて、六〇圓未滿級の一・八〇%は八〇圓未滿級に於て一二・六九%に增大して居るが、夫れより收入階級の上進に伴つて遞減し二〇〇圓以上級に於ては七・一二%に降つて居る。爾餘の諸項目は何れも收入階級の上進に依つて甚しき變動を認め難いが、前月よりの繰越、貯金引出、無盡取金、貸金受入の各割合は何れも收入階級の上進に伴つて遞增する傾向を示し、之に對して保險金、賃入、負債等の各割合は遞減するの傾向を表はして居る。實支出以外の支出各項目の總支出中に占むる割合中變動の著るしいのは貯金及掛買拂であつて、貯金は六〇圓未滿級の二・八九%より一の例外なく遞增して二〇〇圓以上級の一三・三四%に達し、掛買拂は六〇圓未滿級の一一・七七%、八〇圓未滿級の一三・〇三%より收入階級の上進と共に順次低下し二〇〇圓以上級に於ては七・二八%に降つて居る。爾餘の項目中貸金の割合も六〇圓未滿級の〇・二六%より漸增の傾向を示し二〇〇圓以上級の二・二二%に達して居る。以上の外各整月への繰越、無盡掛金、保險料の各割合は何れも大體に於て收入階級の上進と共に遞減の傾向を示し、賃受金、負債返還等の各割合は遞減の傾向を示して居るが、即ち次表の通りである。(次表は原表の九階級より主要なる六階級を抽出したものである)

收入階級	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一八〇圓未滿
總收入(總額)	九二・一七	一二七・九二	一六二・六三	一九四・八四	二二三・九三	二九〇・〇五
一、實收入	五二・八六	七一・三四	九〇・〇三	一〇九・二八	一二八・七四	一六八・九一
二、實收入以外の收入總額	三九・三一	五六・五八	七二・六〇	八五・五六	九五・一九	一二一・一四
1、繰越	二一・二一	三〇・五〇	四〇・〇〇	五一・一三	五七・九一	七三・六〇
2、貯金引出	二・二一	四・〇九	五・五七	八・〇五	八・二八	一三・二六
3、無盡取金	〇・七八	一・一六	一・九〇	一・八九	二・三三	三・九四
4、保險金	〇・六二	〇・六二	〇・四六	〇・四四	〇・三六	〇・四〇
5、貸金受入	〇・三二	〇・八八	〇・九一	一・六三	一・八六	二・六四
6、賃入	〇・一七	〇・一三	〇・〇九	〇・〇九	〇・〇五	〇・一六
7、負債	三・一〇	二・五四	三・一四	二・七九	三・三七	三・二三
8、掛買	一〇・八八	一六・二四	一九・六九	一八・九九	二〇・三七	二二・八八
9、其の他	〇・三二	〇・四二	〇・五四	〇・五二	〇・六六	一・〇三
收入階級	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一八〇圓未滿
總支出(總額)	九二・一二	一二七・九二	一六二・六三	一九四・八四	二二三・九三	二九〇・〇五
一、實支出(總額)	五二・五二	六七・六六	八二・二三	九七・九三	一二二・一一	一四〇・〇八
二、實支出以外の支出(總額)	三九・六五	六〇・二六	八〇・四〇	九六・九一	一二一・八二	一四七・九七

1、繰越	三・三四	三一・一〇	四〇・八〇	五一・三八	五九・二六	四七・九〇	三・三四	一・〇一
2、貯金	二・六六	五・三〇	八・九八	一三・一六	一六・九〇	二九・八九	二〇・一〇	一・〇八
3、無盡掛金	一・二八	二・二九	三・四五	三・八三	四・六〇	六・七一	一九・二〇	一・五四
4、保険料	〇・六三	一・三三	一・八三	二・四七	三・〇五	四・七〇	二〇・五四	一・七一
5、貸金	〇・二四	〇・七〇	一・〇一	一・六四	二・一三	三・二〇	二三・一六	〇・五五
6、質受金	〇・二三	〇・一六	〇・一六	〇・一七	〇・一三	〇・二〇	二〇・六七	〇・五五
7、負債返還	二・二三	二・一六	三・〇六	二・九八	三・六七	三・四四	二〇・一〇	一・〇一
8、掛買拂	一〇・八五	一六・六七	二〇・一〇	一九・二〇	二〇・五四	二三・一六	一九・二〇	一・〇八
9、其の他	〇・一九	〇・五五	一・〇一	一・〇八	一・五四	一・七一	二〇・五四	一・五四

三、職業別による狀況　（一）工場勞働者。工場勞働者の世帶に於ける總收入一五三圓三〇・一九％）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に五圓二一錢、保險に二圓〇八錢、無盡に一圓七一錢、貸金に一〇錢の夫々の支出超過を來して居るのであるが、此の總額九圓一〇錢（實收入の八・六四％）が一ヶ月間の蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に九四錢、掛買に一八錢、質に七錢、其の他に五三錢の支出超過及負債に八錢の收入超過となつて現はれて居る。

（二）鑛山勞働者。鑛山勞働者の世帶に於ける總收入一五三圓三〇錢中實收入は八三圓九三錢（總收入の五四・七五％）、實收入以外の收入は六九圓三七錢（四五・二五％）であつて、實收入以外の收入に在ては前月よりの繰越の二九圓四七錢、掛買の二七圓一四錢を主なるものとし、遙かに降つては貯金引出の五圓二五錢、負債の二圓五三錢、無盡取金の二圓四九錢之に亞ぎ、以下保險金は一圓二七錢、貸金受入は一圓〇八錢、質入は二錢、其の他は一二錢である。

總支出中實支出は七三圓八四錢（總支出の四八・一七％）、實支出以外の支出は七九圓四六錢（五一・八三％）であつて、實支出以外の支出中翌月への繰越の三〇圓六二錢、掛買拂の二八圓七四錢を主なるものとし、遙かに降つて貯金の九圓四二錢、無盡掛金の四圓九五錢、負債返還の二圓五三錢之に亞ぎ、外に保險料に一圓六二錢、貸金に一圓一八錢、質受金に九錢、其の他に三一錢を算して居る。

次に實支出に對する實收入の剩餘額一〇圓〇九錢（實收入の一二・〇二％）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に四圓一

次に實支出に對する實收入の剩餘額一〇圓七四錢（實收入の一

七錢、無盡に二圓四六錢、保險に三五錢、貸金に一〇錢の夫々支出超過を示し、此の總額七圓〇八錢、即ち實收入の八・四四%が一ヶ月間の蓄積部分となるのであつて、爾餘は掛買に一圓六九錢繰越に一圓一五錢、質に七錢、其の他に一九錢の夫々支出超過となつて現はれて居る。

(三) 交通勞働者。交通勞働者の世帶に於ける總收入二〇三圓三〇錢中實收入は一一四圓三二錢（總收入の五六・二三%）、實收入以外の收入は八八圓九八錢（四三・七七%）であつて、實收入以外の收入中前月よりの繰越の五七圓〇八錢最も多く、遙かに降つて掛買の一七圓五六錢、貯金引出の八圓二一錢之に亞ぎ、貸金受入の二圓一一錢、負債の二圓〇五錢、無盡取金の一圓二一錢更に之に亞ぎ、外に保險金に　四錢、質入に五錢、其の他に六七錢を算して居る。

總支出中實支出は九八圓五六錢（總支出の四八・四八%）、實支出以外の支出に在ては翌月への繰越の五八圓一七錢、貯金の一七圓九二錢、掛買拂の一七圓五〇錢、保險料の一圓二一錢、貸金の二圓一二錢之に亞ぎ、外に質受金に八錢、其の他に一圓七三錢の支出がある。

次に實支出に對する實收入の剩餘額一五圓七六錢（實收入の一三・七九%）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に九圓八一錢、保險に二圓〇七錢、無盡に一圓三〇錢、貸金に一錢の夫々支出超過を示し、此の總額一三圓一九錢（實收入の一一・五四%）が一ヶ月間の蓄積額となるのであつて、爾餘は繰越に一圓〇九錢負債に四五錢、質に三錢、其の他に一圓〇六錢の夫々支出超過及掛買に一錢の收入超過となつて現はれて居る。

(四) 日傭勞働者。日傭勞働者の世帶に於ける總收入一五七圓三八錢中實收入は九〇圓四五錢（總收入の五七・四七%）、實收入以外の收入は六六圓九三錢（四二・五三%）であつて、實收入以外の收入に在ては、前月よりの繰越の四二圓四五錢首位を占め、掛買の一四圓三四錢之に亞ぎ、遙かに降つて貯金引出の四圓二三錢、負債の三圓五六錢更に之に亞ぎ、外に貸金受入に七八錢、無盡取金に六三錢、質入に二〇錢、保險金に一八錢、其の他に五六錢を示して居る。

總支出中實支出は八五圓八四錢（總支出の五四・五四%）、實支出以外の支出は七一圓五四錢（四五・四六%）であつて、實支出以外の支出中翌月への繰越の四三圓三七錢、掛買拂の一四圓一四錢、貯金の六圓六九錢を主なるものとし、負債返還の二圓六九錢無盡掛金の二圓〇一錢、保險料の一圓三二錢之に亞ぎ、外に貸金に七〇錢、質受金に二七錢、其の他に三五錢を算して居る。

次に實支出に對する實收入の剩餘額四圓六一錢（實收入の五・一〇%）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に二圓四六錢、無盡に一圓三八錢、保險に一圓一四錢、繰越に九二錢、質に七錢の夫々支出超過を示し、其の合計額五圓九七錢であるが、一方負債に八七錢、掛買に二〇錢、貸金に八錢、其の他に二一錢の夫々收入超過を示し、其の合計額一圓三六錢を算するので結局剩餘は四圓六一錢となり、蓄積部分たる四項目に付ては四圓九〇錢（實收入の二・四六%）の剩餘を示して居る。

2 貯蓄及び金融

郵便貯金 郵便貯金の大部分は、小額收入者、即ち中小農家、小商工業者、官公吏その他のサラリーマン、勞働者等の一時的な餘裕、乃至はその將來のために現在の犧牲において、する所の極めて小額のやゝ長期的な積立であると見ることができる。その預入金額並に年末現在高は、昭和二年の金融恐慌以來毎年激增しつつあつたが、本昭和七年下半期に入つて異常な變化を示した。即ち、年初以來七月までは毎月增加の一途を辿つたのであるが、八月より俄然減退の傾向に轉じ、七月までの增加額二億九千二百萬圓に對し八月以降の減少額一億九千七百萬圓を差引けば結局一ケ年を通じては九千五百萬圓の增加を示したこととなる。しかしこの增加額は年度末元加利子一億三百萬圓を含んでゐるのでこれを除外した實際の預拂差引增減額は八百萬圓餘の減少を見たこととなる。この減少への急轉は、一方インフレーションの漸次的擡頭と他方に郵貯利下げによるものと考へられる。

		昭和七年	前年に比し增(減)
預入	新期人員	五、四七三、四六八	五三四、六七六
	口數	一一五、七四五、四三三	三、五七五、七七七
	金額	二、〇九九、一四〇、五〇二・六六五(圓)	三三八、八一〇、五九八
拂戻	全拂人員	四、七二六、四七〇	二八二、七一九
	口數	四三、五四二、二〇五	五、三四八、〇四一
	金額	一、九六四、三三六、七一五、一六七(圓)	四一六、一六九、三〇五
	人員	三九、三七五、四五〇	七四六、九九八
	金額	二、七〇四、四八二、〇八四・四九八(圓)	九四、八〇三、七八七
年末現在	一人當金額	六四・六八四	一・二三五

預入金額及び人員(昭和五年末現在)を職業別に見れば次の如くである。(因に六年度の數字は未だ發表を見てゐない)

	人員(百に對する割合)	金額(百に對する割合)	一人當預金額	同上(昭和四年)
	%	%	圓	圓
農業	三五・二七八	三二・五五七	六〇・二三七	五三・五〇三
商業	一〇・四三七	一四・七八六	九二・四六九	八二・一三三
工業	四・八四一	五・四八一	七三・九〇一	六五・六四〇
雜業	三・三六七	五・五一四	一〇六・八九二	九四・九三三
諸工業者、職工一般使用人、被傭	七・五三一	六・二五三	五四・一九五	四八・一三七
官吏軍人	七・五〇三	九・〇五三	七八・一六六	六九・九六一
學校生徒	一八・三三七	六・九一四	二四・六二一	二一・八六〇
漁獵業及船夫	一・六六六	二・三二〇	九〇・八九四	八〇・七三四
無職業	三・六〇八	四・八九六	八八・五七二	七八・六七一
社寺其他團體	〇・八〇三	三・二五〇	二六四・一七五	二三四・六四四
職業未詳	六・六三〇	八・九七六	八八・三六八	七八・四八九
計	一〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	六五・二七一	五七・九七五

産業組合貯金 産業組合中央會調(「産業組合概況」第六號)

に據り組合員の貯蓄金額の趨勢を見れば次の如くである。

	金額	人員	一組合平均	一人平均
	圓	人	圓	圓
昭和元年	七八一、八〇七、五一五	三、九四七、八〇六	六六、〇三五	二三一
同　二年	八九〇、四二一、三七九	四、一五七、四〇四	七五、八九六	二五五
同　三年	一、〇二一、八三三、五七三	四、四〇五、三七三	八七、四一五	二七八
同　四年	一、一〇八、三六六、六六二	四、五七一、七八四	九六、五〇五	二九五
同　五年	一、一〇三、八五八、一四六	四、八四三、〇九一	九六、四一三	二八六

貯蓄銀行預金　貯蓄銀行預金總額は大正十一年以來累年增加してゐるが、昭和六年末現在においても依然たる傾向を示してゐる。（銀行局年報に據る）

	昭和六年末現在	昭和五年末現在
普通貯金	三九八、八九九	三九六、九四五
据置貯金	五二一、三二〇	三八四、九〇三
定期積金	六九九、二七一	七〇五、〇三四
定期預金	二五、三二三	四九、三七八
當座預金	一五〇	一三四
（其の他合計）	一、六三五、六二三	一、五三九、二五二

無盡　昭和五年度末現在における全國無盡業者並にその資本額を企業別に見れば左の如くである。（大藏省、昭和六年調「金融參考書」による）

種類別	本店數	公稱資本金	拂込資本金	一營業者平均公稱資本金
株式會社	二三四	三五、〇八二、五〇〇	一六、七八五、〇一〇	一四九、八一八
合資會社	一九	八五七、五〇〇	五七四、一二五	四五、一三一
合名會社	一	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
個人	一〇	一五一、〇〇〇	一五一、〇〇〇	一五、一〇〇
合計	二六四	三六、一三一、〇〇〇	一七、五四〇、一三五	一三六、七二七

尚ほ無盡口數並に給付金高を見るに次の如くである。

年次	口數	給付済高	給付未済高	計（給付金契約高（單位千圓））
昭和二年	一、二九一、五八一	三八八、一三五、〇〇〇	四四七、三三三、七四五	八三五、三五八、七四五
昭和三年	一、四三七、七八八	四四四、八九一、八二七	五三五、七一八、三八四	九七〇、六一〇、三一一
昭和四年	一、五三九、五〇六	四七一、〇六七、三三一	六一二、七九二、三五二	一、〇八三、八五九、六七四
昭和五年	一、六五九、〇一四	五三〇、九七一、八七六	六五八、二七二、八二七	一、一八九、二四四、五九一

公益質屋　昭和六年四月末現在における公益質屋の狀況は左の如し。

經營主體	數	業務所數	貸付資金（圓）
市	四	八一	二、九七八、五二六
町	八五	八六	一、四一五、六一〇
村	七四	七五	八三四、九六二
公益法人	一三	二	四〇三、二〇〇
計	二六	二六三	五、六三二、二九八

第二篇　工・鑛・交通勞働者狀態

第一章　概況

第一　勞働者數

昭和六年六月末現在における工場・鑛山・交通勞働者數は左の如くである。（社會局調）

	男	女	計
工場勞働者	一、〇五二、八四〇	九二四、八〇四	一、九七六、六四四
鑛山勞働者	一六六、一三三	三二、一七九	一八八、三三二
運輸交通通信勞働者	四六〇、三一〇	五二、四七一	五二二、七八一

同十二月末數については第一部統計表其一參照。

1　工場勞働者

昭和七年六月末現在の工場勞働者數は社會局調によれば前掲の如く一、九七六、六四四人にして、これを前年同月末の二、〇三二、三五三人に比較すれば五五、七〇九の減少を示してゐる。同じく十二月末現在について見れば却つて七四、一二六人の增加を示してゐる。尙ほ日銀調勞働人員指數（主として工場勞働者）について見れば、一月は前年秋以來の落勢を承けて七二・九に落ちてをり、同統計創始以來の最低記錄を示したのであるが、後は僅か乍ら上昇して四月には七四・五、八月までは七四臺を持續し九月に入つて時局關係工業の活躍と輸出方面の活況に伴ひやゝ著しい上騰を示し、十一月には七六臺、年末には七七・〇に昇り、前年末に比し三・九ポイント方の上位を示してゐる。

右社會局調昭和七年六月末工場勞働者の總數を官公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如し。

				工場勞働者總數を百とする割合
官公營		一三四、六六四		
私營	工場法適用	一、四四七、六六九	七八・九	
	非適用	三九四、三二一	二一・四一	
計		一、八四一、九八〇	一〇〇・〇〇	

右工場勞働者數を地方別にその大なる順序に見れば次の如くである。

東京府	二七三、九二七人	一三・九%
大阪府	二五六、〇八五	一三・〇
愛知縣	一六五、五九四	八・四
兵庫縣	一四九、七五三	七・六

長野縣　七三、二〇五　三・七
福岡縣　七四、六九三　三・八

業態別工場及び職工數　商工省調（「工場統計表」）によつて昭和六年末現在の狀況を見るに次の如くである。

	工場數		職工數	
紡績工業	二〇、九六五	三〇・五%	八九八、七九二	五四・一%
金屬工業	四、一三三	六・四	八四、二六九	五・一
機械器具工業	五、八五〇	九・一	一五八、三五一	九・五
窯業	三、一六七	四・九	五六、七三一	三・四
化學工業	三、三八九	五・三	一二三、四六一	七・四
製材及木製品工業	五、二〇〇	八・〇	五六、六五八	三・四
印刷及製本業	二、九四八	四・六	五一、三六七	三・一
食料品工業	一三、五六七	一九・八	一三三、五一六	八・一
ガス及電機工業	四九八	〇・八	八、二四八	〇・五
其の他の工業	五、七一九	八・九	八九、九三九	五・四
計	六四、四三六	一〇〇・〇	一、六六〇、三三二	一〇〇・〇

2　鑛山勞働者

昭和七年六月末における鑛山勞働者の總數は一八八、三一二人にして前年同月末の二〇一、九二六人に比較すれば、一三、六一四人（六・七%）の減少で、前年の前々年に對するほどではないが、その減少の傾向は依然顯著であると云はねばならぬ。

地方別に多數の鑛山勞働者を有する順序に見れば左の如くである。

	鑛山勞働者數 昭和七年	鑛山勞働者數 昭和六年	全國鑛山勞働者總數に對する割合 昭和七年%	全國鑛山勞働者總數に對する割合 昭和六年%
福岡縣	七三、九九一	七八、五一七	三九・三	三八・九
北海道	二〇、八三一	二三、八五七	一一・一	一一・三
長崎縣	一五、八八四	一七、〇〇七	八・四	八・四
山口縣	一一、〇九三	一一、二七五	五・九	五・六
福島縣	九、九〇六	一一、〇四八	五・三	五・五

鑛山種別鑛夫數　昭和六年六月末現在における數及び比率は次の如し。（鑛山局調）

	鑛夫數 昭和六年度	百分比 昭和六年度	百分比 昭和五年度
金屬山	一九、五九六	一九・五六	一七・四二
石炭山	一五四、三九八	七六・三〇	七九・一三
石油山	四、二五四	二・一	一・九一
其の他の非金屬山	四、一〇七	二・〇三	一・五三
計	二〇三、三五五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

3　交通勞働者

交通勞働者總數　昭和七年六月末現在における運輸交通通信勞働者の總數は社會局調によれば五一一、七八一人にして

前年同月の五三一、七九三人に比して二〇、〇一二人の減少を示してゐる。これは前年度まで增加の傾向にあつたこの種勞働者の場合注目すべき現象である。

尙ほ昭和五年國勢調査の「抽出調査」による結果を見れば交通業を職業とする者の總人口は一、一〇八、五六〇人でありこのうちその大部分が勞働者と見得る「使用人」は九一五、五五〇人を數へてゐる。

種類別交通勞働者數　昭和五年國勢調査の抽出調査による結果は、交通業を分類して「運輸に從事する者」と「通信に從事する者」とに分つてゐるが、いまこれらにおける「使用人」階級の數を掲ぐれば次の如くである。

	使用人 男	使用人 女	使用人 計
運輸に從事するもの	七二六、三三〇	二六、〇〇〇	七四六、三三〇
通信に從事するもの	一二八、〇二〇	五二、〇〇〇	一六九、〇二〇
計	八三六、五五〇	七九、〇〇〇	九一五、五五〇

第二　體性別

1　工場勞働者

總數の體性別　工場勞働者の男女別數並にその百分率の昭和七年六月末現在の狀況は左の如し。（社會局調より計算）

	官督	公督	民督 工場法適用	民督 非適用	民督 計	總計
男	九八、五七九	九、三四一	六七四、一六六	二六九、七五四	九四三、九二〇	一、〇五二、八四〇
女	二四、一八九	二、五五五	七七三、五〇三	三四、五五七	八九八、〇六〇	九二四、八〇
計	一二三、七八六	一一、八九六	一、四四七、六六九	三九四、三二一	一、八四一、九八〇	一、九六六、六四四
勞働者百人中女の占むる割合	一九・七〇	三一・四八	五三・四三	三一・五九	四八・七六	四六・七九

業態別に依る體性別數　昭和六年末現在における狀況は左の如し。（商工省「工場統計表」より計算）

職工數	男	女	職人百人中女子
紡績工業	一五八、二八一	七四〇、五二一	八二・四
金屬工業	七七、九三三	六、三三八	七・五
機械器具工業	一四七、一〇五	一二、二四六	七・一
窯業	四七、三四〇	九、三九一	一六・六
化學工業	七九、五三一	四三、九四〇	三五・一
製材及木製品工業	五二、二二四	四、四四四	七・八
印刷及製本業	四五、四七二	五、八九五	一一・五
食料品工業	一二四、二八一	一九、二三五	一四・四
ガス及電氣工業	八、一四四	一〇四	一・三
其の他の工業	四三、八〇七	四六、一三二	五一・三
計	七七四、〇九八	八八六、二三四	五三・四

2　鑛山勞働者

昭和七年十二月末現在における鑛山勞働者は社會局調によれば男子一七一、五七五人、女子一九、五九六人にして、これを前年同期に比較すれば男子は僅かに(三二一人)增加を示してゐるが、女子は依然著しい(四、六五一人)減少を呈してゐる。

いま鑛山局調に據り昭和六年六月末現在における各種鑛山別男女數を見れば次の如し。

鑛山別男女數

【坑山鑛夫】

	鑛夫數 男	鑛夫數 女	百人中女子
金屬山	一七、六七九	一八八	一・六〇
石炭山	一〇〇、九一〇	一〇、九九二	九・八一
其の他の非金屬山	一、八八七	一〇五	五・二七
計	一二〇、四七六	一一、三八五	八・六三
【坑外鑛夫】(精練、精製を除く)			
金屬山	二一、〇三三	二、八三五	三一・一八
石炭山	三一、八九七	一〇、五九八	二四・九四
石油山	三、一八一	一三五	四・〇七
其の他の非金屬山	一、二九五	二三二	一四・六三
計	四七、三九五	一三、六九一	二二・三三
【精練(或は精製)鑛夫】			
金屬山	七、一四九	六二三	八・〇一
石油山	八五五	八三	八・八四
其の他の非金屬鑛山	四九七	一〇一	二〇・二八
計	八、五〇一	八〇七	八・六六
總計	一六六、三七二	二五、九八三	三・八四
精練精製を含む坑外鑛夫計	五五、八九六	一四、五九八	二〇・七〇

3　交通勞働者

總數の體性別　昭和七年六月末現在(社會局調)における運輸・交通・通信勞働者の男女別數並にその割合は次の如し。

		%
男	四六〇、三二〇	八九・九
女	五二、四七二	一〇・一
計	五二二、七九二	一〇〇・〇

尙ほ昭和五年第二回國勢調査の「抽出調査」による結果については、既に前項の3にその男女數をも掲げた。

第三　年齡別

1　工場勞働者

工場勞働者年齡階級別數　昭和六年末現在における職工總數を商工省調(「工場統計表」)によつて三階級の年齡別に見れ

ば次の如くである。その割合は前年度のそれと大差はないが五十歳以上がやゝ減少し、十六歳未満が僅かに増加を示してゐる。

十六歳未満	一八〇、六七一人	一〇・九%
十六歳以上五十歳未満	一、四四六、七〇三	八七・一
五十歳以上	三二、九五八	二・〇
計	一、六六〇、三三二	一〇〇・〇

業態別による年齢階級別數　以上を各業態に別つて詳細に見れば次の如し。（括孤内は各業態勞働者百人に對する割合）

	職工數	十六歳未満	十六—五十歳	五十歳以上
紡織工業	八九八、七九二	一五六、九八八（一七・五%）	七三二、四九一（八一・五%）	九、三一三（一・〇%）
金屬工業	八四・二六九	一、四八七（一・八）	八〇、四四七（九五・四）	二、三三五（二・八）
機械器具工業	一五八、三五二	三、九〇二（二・五）	一四九、九一七（九五・七）	四、五三二（二・八）
窯業	五六、七三一	一、五七九（二・八）	五二、三八二（九二・三）	二、七七〇（四・九）
化學工業	一三三、四六一	四、〇九三（三・四）	一二四、四一五（九二・四）	三、九五三（三・二）
製材及木製品工業	五六、六五八	一、四九六（二・六）	五三、〇七五（九三・七）	二、〇八七（三・七）
印刷及製本業	五一、三六七	二、四六五（四・八）	四七、六八九（九二・八）	一、二一三（二・四）
食料品工業	一三三、五一六	二、〇四九（一・五）	一二七、二三二（九五・三）	四、一三五（三・二）
瓦斯及電氣業	八、二四八	二（〇・〇二）	七、九三七（九六・二三）	三〇九（三・七五）
其の他の工業	八九、九三九	六、六一〇（七・三）	八一、一二八（九〇・二）	二、二一一（二・四）
計	一、六六〇、三三二	一八〇、六七一	一、四四六、七〇三（八七・一）	三二、九五八（二・〇）

尚ほ、昭和二年十月十日施行第二回勞働統計實地調査の結果については前年度本年鑑の本節にその大要の記述があるので、茲には省略する。

2　鑛山勞働者

年齢階級別鑛山勞働者數　昭和六年六月末現在における鑛夫總數を年齢階級別に見れば左の如し（鑛山局調より計算）。前年に比すれば各階級ともその實數は著しき減少を示してゐる。

	實數		男	女	計
十六歳未満	一、四二七	〇・七%	〇・六	一・五	〇・七
十六歳以上五十歳未満	一九二、四二〇	九五・一	九五・二	九四・五	九五・一
五十歳以上	八・五〇八	四・二	四・二	三・六・七六	四・二
計	二〇二、三五五	一〇〇・〇			

男女別年齢階級別數　同じく鑛山局調の數に基づき男女別にその比率を算出すれば次の如し。

（各年齢級に於ける鑛夫百人中女子）

	男	女	計	各年齢級に於ける鑛夫百人中女子
坑內鑛夫 十六歲未滿	〇・四	〇・七	〇・四	一三・二七
十六—五十歲	九六・一	九六・一	九六・一	八・六三
五十歲以上	三・五	三・二	三・五	七・九八
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	八・六三
坑外鑛夫 十六歲未滿	一・一	二・二	一・三	三七・五四
十六—五十歲	九三・一	九三・一	九三・一	二三・五四
五十歲以上	五・八	四・七	五・六	一九・〇〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	二二・五四
製錬鑛夫 十六歲未滿	〇・四	〇・四	〇・四	九・〇九
十六—五十歲	九三・八	九四・八	九三・九	八・七五
五十歲以上	五・八	四・八	五・七	七・三二
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	八・六七

五十歲以上　計

坑內外別年齢別數更に之を坑內外別に見てその比率を算出すれば次の如し。

第四　教育程度

1　工場勞働者

工場勞働者の教育程度に關する全般的な調査については昭和二年實施第二回勞働統計實地調査に據るもの以外に新資料は見當らない。右による工場勞働者の教育程度　概況左の如し。

工場勞働者一、三七八、八六六人（調査工場勞働者一、三八一、九三一人中教育程度不詳の者三、〇六五人を除く）中義務教育修了程度の者八〇一、七四二人（勞働者總數の五八%）、高等小學校修學程度以上の者三七二、四八一人（二七%）であつて、義務教育未修了の者二〇四、六四三人（一五%）である。高等小學修學程度以上の者の中最も多數を占むるは高等小學卒業程度の二三七、五九四人（總數の一七%）であつて、高等小學中途退學程度の七二、八九四人（五%）、中等學校中途退學程度の二四、四一五人（二%）之に亞ぐ。其の他特に教育程度の高き者を擧ぐれば中等學校卒業程度の者一八、〇九二人、專門學校以上の教育程度の者一、二九五人である。又義務教育未修了者中不就學は六三、九二七人　總數の五%）で尋常小學中途退學程度は一四〇、七一六人（一〇%）である。

男女別に之を見るに、男勞働者六二七、三三〇人中義務教育修了程度以上の者は八八%に達し、高等小學修學程度以上の者その過半を占めてゐるが、之に對して女は總數七五一、五三六人中義務教育修了程度以上のものは八三%であつて、その大部分は尋常小學卒業程度の者である。次に、

產業別に勞働者の教育程度を見るに、何れの產業に於ても義務教育修了程度以上の者七〇%以上を占めてゐるが、特にその割合

の大なるは製版印刷製本業の九七%であつて、瓦斯電氣及天然力利用に關する業並に機械器具製造業の各九〇%以上之に亞ぎ、以下被服身の廻り品製造業、金屬工業、學藝娯樂裝飾品製造業、纖維工業、土木建築業、飲食料品嗜好品製造業、紙工業、化學工業及皮革骨角甲羽毛品類製造業は何れも八〇%以上を占め、最低は窯業の七二%木竹に關する製造業の七六%である。各種産業中勞働者の教育程度の比較的高しと認めらるべき瓦斯電氣及天然力利用に關する業、機械器具製造業、金屬工業及製版印刷製本業に在ては高等小學修學程度以上の者勞働者の約半數内外を數へ、殊に機械器具製造業にありては中等學校修學程度以上の者一九、九三〇を算し機械器具製造業勞働者總數の一〇を占めてゐる。其の他の諸工業に在ては義務教育修了程度以上の者の中尋常小學卒業程度の者過半數を占め、殊に纖維工業に在ては高等小學修學程度以上の者勞働者總數の僅かに一七%であつて、尋常小學卒業程度の者六八%を占めてゐる。之を、

前回調査と對比するに、義務教育修了程度の者前回五六%に對し今次の結果は五八%、高等小學修學程度以上の者前回二三%に對し二七%であつて、夫々增加を示してゐる。之に反して不就學は前回の六%に對して今回は五%、尋常小學中途退學程度の者は前回の一五%に對して今回は一〇%と夫々減少を示してゐる。

2 鑛山勞働者

働者の教育程度を見れば左の如し。

鑛山勞働者二七七、〇七〇人（調査鑛山勞働者二七七、二六三人中教育程度の不詳の者一九三人を除く）中義務教育修了程度の者一〇五、三七〇人（勞働者總數の三八%）、高等小學校修學程度以上の者六〇、一六五人（二二%）、義務教育未修了の者一一一、五三五人（四〇%）であつて、工場勞働者と對比すれば義務教育修了程度の者及高等小學修了程度以上の者の割合小に、義務教育未修了者の割合甚しく大である。高等小學修學程度以上の者の中最も多數を占むるは高等小學卒業程度の四四、〇五一人（總數の一六%）であつて、高等小學中途退學程度の一二、二四九人（四%）中等學校中途退學程度の二、〇八八人（一%）之に亞ぐ。其の他特に教育程度の高きものを擧ぐれば、中等學校卒業程度の者九二七人、專門學校以上の教育程度の者七〇人である。又義務教育未修了者中不就學は五一、四三一人（總數の一九%）で、尋常小學中途退學程度は六〇、一〇四人（二二%）である。

男女別に之を見るに、男勞働者二一五、四八四人中義務教育修了程度以上の者は六六%に達し、尋常小學卒業程度の者其の過半を占めてゐるが、之に對して女は總數六一、五八六人中義務教育修了程度以上の者は三八%であつて、其の大部分は尋常小學卒業程度の者である。

産業別に教育程度を見るに、何れの産業に於ても義務教育修了程度以上の者過半を占めてゐるが、その割合は産業に依り區々である。即ち石油鑛業は八六%、金屬鑛業は六六%、石炭鑛業は五

八%であつて、その中高等小學修學程度以上の者は石油鑛業に於て三九%、金屬鑛業に於て二五%、石炭鑛業に於て二一%を示してゐる。以上を、前回調査と對比するに、尋常小學卒業程度の者は前回の三四%に對し今次の結果は三八%、高等小學修學程度以上の者は前回一九%に對し二二%であつて夫々增加を示してゐる。之に反して不就學は前回の二〇%に對して今回は一九%、尋常小學中途退學程度の者は前回の二七%に對し今回は二二%と夫々減少を示してゐる。

第二章　勞働生活

第一　勞働移動

1　工場勞働者

解雇及び雇入　社會局調査に據り昭和七年中における工場勞働者の解雇及び雇入れに現はれた移動狀態を見るに、本年度は最近數年の趨勢に反して雇入れが解雇を超過してゐる。しかし、この數を前年度と比較するに雇入の絕對數は增加せず却つて減少してゐるのであるから、この好調はむしろ新たなる解雇の減少から將來されたものと見なければならぬ。

	解雇	雇入	月末現在
昭和七年			
一月	三七、九四人	三九、二五〇人	九六一、三七二
二月	四〇、六九五	八一、〇三三	一、〇〇〇、二九〇
三月	三五、三二一	五三、八九七	一、〇一八、一〇九
四月	三九、二七一	四九、四一七	一、〇三〇、一三八
五月	四三、三九七	三〇、一二八	一、〇一五、二八〇
六月	三七、二八六	四一、五三三	一、〇二三、一一〇
七月	二六、六四一	四九、二四二	一、〇四三、六六八
八月	二九、四四〇	四〇、九四六	一、〇五六、四九八
九月	二八、三三六	三八、五七一	一、〇六六、一五三
十月	二八、九七二	三三、五五三	一、〇七一、三七二
十一月	二三、三三九	三一、一三一	一、〇八〇、二四四
十二月	二三、二八一	三三、八六三	一、〇〇〇、六九六
累計	四八三、八五三	五四〇、五四三	—
月平均	四〇、三二一	四五、〇四五	一、〇三〇、四九五

解雇者の歸趨　前述の如く解雇者の總數は前年に比し減少してゐるが、その解雇者の歸趨を前年に較べて目立つところは、同種工業に轉職したものの割合が增加し未就職者が減少せる點であり、何れも本年度の比較的好調を物語るものである。

解雇者歸趨調（社會局調）

	昭和七年	昭和六年	昭和七年	昭和六年
			百分率	
同種工業に轉職	七四、四六六	六八、六六二	一五・三九	一三・〇
他種工業に轉職	二八、六三四	二九、五二四	五・九二	四・五

歸農せる者	二一五、八一〇	二八三、九五一	四四・六〇	四三・三	九月 八、一九一 六、六一三 一六八、〇〇六
其他	五七、五四二	一〇六、九六七	一一・八九	一六・三	十月 六、八八五 六、七九〇 一六七、九四一
未就職者	四三、二〇七	八〇、四八一	八・九三	三・二	十一月 六、四三一 七、〇六二 一六八、五三七
不詳	六四、一九四	七六、五三九	一三・二七	一一・七	十二月 五、八〇五 七、六四九 一七〇、五一八
計	四八三、八五三	六五六、一二四	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇	累計 八七、一七三 七五、四六〇 —
					月平均 七、二六四 六、二八八 一七三 三八六

2 鑛山勞働者

解雇及び雇入　同じく社會局調に基づき鑛山勞働者の解雇者の歸趨も大體工場雇入の狀況を見るに、こゝでは工場勞働者の場合と異つて、同種鑛山に轉職せる者の累年の趨勢を追ひ依然として解雇が雇入を超過してをり、月別に見れば十一、十二の兩月においてのみ雇入れが超過してゐる。しかし解雇と雇入の累計における開きが一一、七一三人で前年に比し著しく減少してゐるのは主として解雇の減少してゐるのは主として解雇の減少してゐるのである。

昭和七年	解雇	雇入	月末現在
一月	六、八〇八	五、八四〇	一八〇、七九一
二月	六、五八三	五、一〇三	一七九、二九〇
三月	七、三二二	六、一七六	一七八、三〇二
四月	七、九一三	七、一五五	一七七、四四〇
五月	八、一五五	六、七八四	一七六、〇五〇
六月	八、二三二	六、四三一	一七四、三〇七
七月	七、七四〇	四、九五一	一七〇、一八一
八月	七、一二九	四、九一六	一六九、一六七

解雇者の歸趨（社會局調）

	昭和七年	昭和六年	百分率 昭和七年	百分率 昭和六年
同種鑛山に轉職	三五、四三四	三六、三二四	四〇・九〇	三五・三
他種鑛山に轉職	四七二	五二九	・五五	〇・五
歸農	一四、五四九	一九、〇五二	一六・七九	一八・六
其の他	八、七七七	一〇、二七〇	一〇・一三	一〇・〇
未就職者	七、三五七	一五、二五四	八・四九	一四・九
不詳	二〇、〇四六	二一、一九九	二三・一四	二〇・七
計	八六、六三五	一〇三、四一八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇

女鑛夫移動　昭和七年中における鑛山（鑛夫五十人以上使用鑛山）の坑內女子鑛夫の月別移動は左の如くである。（社會局調）

	女子を使用する鑛山數	前月末現在數	雇入	解雇	月末現在數	前月末に比し増減
昭和七年一月	一三六	八、一四七	五七七	六〇六	八、一二八	減　二九
同　二月	一三四	八、一二八	三〇八	五四三	七、八八三	同　二三五
同　三月	一三四	七、九二四	三五五	五一六	七、七六三	同　一六一
同　四月	一三六	七、七七四	三六九	五七四	七、五六九	同　二〇五
同　五月	一三七	七、五六九	二九三	六四六	七、二二六	同　三六〇
同　六月	一三五	七、二二一	五〇八	五九一	六、九八九	同　二八三
同　七月	一三五	六、九四七	二六三	六七五	六、五三五	同　四一三
同　八月	一三一	六、五三五	二四〇	六六〇	六、〇六三	同　四七二
同　九月	一三一	六、〇九六	三一九	四七一	五、九四四	同　一五二
同　十月	一二七	五、九四四	三七二	四〇二	五、九三三	同　三〇
同　十一月	一三〇	五、九五三	三九三	四一五	五、九三一	同　三
同　十二月	一三一	五、九四三	四八四	四〇七	六、〇三〇	増　七

備考　一、坑内より坑外へ轉雇、坑外より坑内へ轉雇せるものは雇入と看做して計上。二、「前月末現在數」欄の數が其の前月の「月末現在數」欄の數に符合せざるは事業の縮少、擴張廢休等の事由に因り本報告なきに至れるもの或は新に報告あるに至れる鑛山あるに依る。三、年末に於ける坑内女子鑛夫數は年初に比し二、一二七人の減を示してゐる。

第二　失業

昭和七年度における失業狀況の一般についてはこれを第一篇第一章において述べ、また解雇及び解雇者歸趨の大勢については前節の「勞働移動」において之を述べた。いま日本銀行調査勞働人員指數によつて就業率の側から見ると、昭和七年度の勞働人員指數は七四・七は前年の七四・四に比して些少の増加を示してゐる。しかし、これを各事業別に見ればこの推移は事業の種類によつて著しく相異するのを見る。即ち就業率の増加を示せる事業は紡績業、織物業、染色整理業、機械製造業、器具製造業、製藥業、護謨製造業であり、このうち機械製造業、器具製造業、護謨製造業の三者を除けば他は増加せりとはいへその率は著しくない。これに反して、就業率の減少せるものは製糸業、組物編物業、船舶製造業、車輛製造業、金屬品製造業、窯業、製紙業、人造肥料業、飲食物工業、印刷製本業、製材家具工業等であり、その減少　率も可成りに上つてゐるところを見れば、就業人員の増加が上記二三の事業に偏局して起つたことは大略ながら想像し得られる。それはインフレーションの氣構へと軍需品工業の活況を物語るものゝ如くである。しかし、この指數そのものゝ正確さに至つては調査工場範圍の動搖に關聯して疑問を挾む向きもあり、必しも信憑し難きものゝ如くである。いま右調査による最近三ケ年間の平均指數の動きを見れば左の如し。

勞働人員各業態年平均指數　推移（日銀調）

	昭和五年平均	同六年平均	同七年平均
總指數	八二・〇	七四・四	七四・七
製絲業	八九・一	七〇・八	六六・九
紡績業	六九・七	六二・四	六三・二
織物業	七〇・〇	六五・二	六六・四
染色整理業	八六・四	八一・六	八〇・七
組物編物業	七五・四	七四・一	七二・四
機械製造業	一〇七・〇	九六・五	一〇〇・七
船舶製造業	一〇二・二	七八・一	七三・九
車輛製造業	一〇〇・四	八五・八	七七・二
器具製造業	九〇・二	八四・八	八八・七
金屬品製造業	一〇一・一	九〇・三	八九・八
窯業	八二・四	六九・八	六六・一
製紙業	八二・二	七六・二	七一・九
製藥業	九八・〇	九一・五	九一・六
護謨製品業	一二七・一	一三三・〇	一三二・四
人造肥料業	八七・〇	七七・六	七二・五
飲食物工業	七六・六	七九・八	七九・三
印刷製本業	九八・一	九四・三	九一・三
製材家具工業	八三・二	七五・七	七三・一

尙ほ之を主要事業のみにつき七年度における月別推移を見ればたの如し。

	勞働人員總指數	紡績業	機械製造業	金屬品製造業	印刷製本業
昭和七年平均	七四・七	六三・二	一〇〇・七	八九・八	九一・三
七年一月	七三・九	六二・四	九三・五	八七・五	九二・五
二月	七三・〇	六二・四	九四・〇	八八・三	九一・八
三月	七三・五	六二・九	九四・八	八八・九	九一・三
四月	七四・五	六四・二	九六・五	八八・七	九一・二
五月	七四・六	六四・二	九七・〇	八八・七	九一・二
六月	七四・五	六三・九	九八・二	八八・六	九一・〇
七月	七四・五	六三・六	一〇〇・四	八八・七	九〇・六
八月	七四・七	六三・一	一〇一・八	八九・三	九〇・五
九月	七五・五	六三・五	一〇三・九	九〇・八	九〇・九
十月	七五・八	六三・九	一〇六・四	九二・〇	九一・三
十一月	七六・四	六二・八	一〇九・三	九二・七	九一・七
十二月	七七・〇	六三・一	一一二・六	九三・六	九一・五

工場並に鑛山における個々の解雇事實についても正確な調査を期し難い。以下列記するところは、本年中新聞紙上に報導せられたもののうち被解雇者の比較的多數に上る事例を拾ひ上げたものであるが、これまた單に趨勢を鳥瞰せしめるの一資料としてたゞ參考たり得る　程度のものに止まる。

【一月】▲横濱市、淺野クライダー製作所（事由不明）二六名▲和歌山縣輸出貝釦工業組合（休業）約一〇〇名▲德島縣、德島、小松島間失業救濟土木事業道路工事（交代）約一五〇名▲福岡

縣、田川鑛業所（事業不振）約一七〇名　▲福岡縣、九軌會社（新發電所完成のため整理）九三名　▲福岡縣、後藤寺町三井鑛業所（不況による整理）一四七名　▲福岡縣、王子製紙小倉工場（生産制限）三一名　▲福岡縣、柳河軌道株式會社（政府の補償買收による營業廢止）八名（政府補償買收のため營業廢止）八十名

【二月】　▲埼玉縣、帝國煉瓦株式會社（不況）約八〇名　▲愛知縣、製絲工場三龍社（工場閉鎖）約四〇〇名　▲愛知縣、蟹江、彌富間國道改修工事（工事完成）約二〇〇名

【三月】　▲岩手縣、昭榮製絲一關工場（操業開始による整理）約八〇〇名　▲横濱市、市土木、衞生部（行政整理）約七〇名　▲横濱市、市港灣部（行政整理）二一五名　▲八幡市、旭硝子工場（工場內改造）約五〇〇名　▲福岡縣、服部製作所（事業不振—操短）一四名　▲茨城縣、日立鑛山（產業合理化）一八一名　▲大阪市、東洋紡績株式會社（合同紡との合併—整理）一一〇名　▲大阪市、市水道部給水課堀川水管係出張所（廢止）四〇名

【四月】　▲長崎縣、長崎三菱電機製作所（不況對策）約二四〇名　▲三重縣、北勢鑄物工場（工場閉鎖）四三〇名　▲神戸市、三菱電機神戸製作所（事業不振）一三九名

【五月】　▲愛媛縣、松山染織工場（工場閉鎖）一三二名　▲茨城縣、長谷川炭坑（事業縮少）二七名　▲福岡縣、小倉勝山炭坑（坑主行方不明で休業狀態に入る）約二〇〇名　▲宮城縣、金華山軌道會社（鐵道開設—解散）五〇餘名　▲大阪市、市電、バス立賣人（市電不許可）約五〇〇名失職　▲靜岡縣、東京王子製紙分工場秋草工場（工場閉鎖）六五名　▲奈良縣、富國映畫株式會社（解散）二四二名　▲福岡縣、後藤寺小松鑛業所（事業不振）二八〇名　▲大阪市、日本ゼネラルモータース會社（事業不振）約一五〇名

【六月】　▲福岡縣、辻合資會社石灰採石工場（工場閉鎖）約一六〇名　▲宮城縣、釜石鑛山（事業不振）二二五名▲九州紙業株式會社（工場閉鎖）五〇餘名　▲東京府、チバ・ラヂオ工場、九名▲高知縣、高岡製紙工場約五十戸（三ヶ月休業）約五〇〇名　▲兵庫縣、大同マッチ株式會社（臨休—閉鎖）二四六〇名（明石、姫路工場も含む）▲福岡縣、小倉勝山炭坑（解散）約二〇〇名　▲大阪府、寺田紡績工廠（事業不振）五三名　▲兵庫縣、朝日マッチ工場（大同の閉鎖の波及—臨休）約二〇〇名　神戸市、大同マッチ會社（第二次整理）約三〇〇名　▲大阪府、中泉織物株式會社（事業不振—臨休）一八九名　▲横濱市、市第三回水道擴張工事（工事完成）一五〇名　▲福岡縣、淺野スレート門司工場（事業不振）二七名

【七月】　▲福島縣、磐崎長倉炭坑（事業不振）約一〇〇名　▲神戸市、川崎造船所—アイドル・システム採用、四〇〇名　▲福岡縣起業小松炭坑、一、二、三坑、長尾、川島、牛尾（侵入—中止）一七五名　▲大阪市、大阪鐵工所因島工場（不明）三五名　▲仙臺市、仙臺鐵道局（收入減）二一〇名　▲福岡縣、上三緒豆田兩坑（事業縮少）坑內夫二四四名轉職　坑外夫七六名解職　▲鐵道省（赤字）約一、〇〇〇名、內東鐵、約四〇〇名　▲神戸市、大

同マッチ會社（第四次整理）四六二名　▲福岡縣、三井山野鑛業所第三坑（浸水―廢坑）▲福岡縣、明治鑛業所（送炭制限擴大實施）坑夫三〇三名轉坑　九四名解雇

【八月】▲福岡縣、大峰三坑（休坑）一四名　▲横濱ドック會社（事業不振）二五〇名　▲宮城縣、キリンビール仙臺工場（一部閉鎖）一四名　▲福島縣、石城丸菱炭鑛（休業）五〇名　▲福岡縣門司市田野浦味の道工場（工場閉鎖）一三名　▲福島縣、三井三池鑛業所（老朽陶汰）一六名　▲埼玉縣、川口永瀬鑄物工場（工場閉鎖）四〇名　▲山口縣、笠戸島ドック工場（工場閉鎖）約三〇〇名　▲福岡縣、大正鑛業株式會社大根土炭坑（送炭制限）一五〇名　▲福島縣、磐城炭坑（整理）四二名　▲福岡縣、三井田川鑛業所（送炭制限）一〇〇餘名

【九月】▲山口縣、宇部市長生炭坑（閉鎖）四七〇名　▲福岡縣佐藤織布工場（工場閉鎖）一五〇餘名　▲大阪府、尾道市王樂館（閉鎖）二五名　▲福岡縣、方城炭坑（老朽陶汰）二〇名　▲福岡縣、大之浦鑛業所（送炭制限擴張）三〇名　▲福岡縣、上三緒坑（事業縮少）三〇名

【十月】▲長崎市、三菱長崎造船所（老朽陶汰）五三名　▲北海道、雄別、尺別炭坑（出炭制限擴張）一五三名　▲北海道、芦別美唄炭鑛（同上）二五〇名　▲朝鮮、兼二浦三菱製鐵所、一四〇餘名　▲福岡縣、門築電車（運轉休止）三〇名

【十一月】靜岡縣、天龍川通船組合　自動車開通）二七〇餘名　▲横濱市、横濱ドック會社（事業不振）一〇三名　▲阿波共同汽船會社田村丸（廢船）五一名

【十二月】▲山口縣、宇部王子炭坑（休業）五〇〇名　▲神奈川縣、ライヂングサン石油鶴見油槽所、一六名

第三　賃　銀

1　工場勞働者

平均並に月別指數　工場勞働者の賃銀指數總平均は前節（第一篇第二章第三）に掲げた商工省調に據れば本年に入つてやゝ動搖を示し、特に年末に至つて騰勢に轉じてはゐるが、全體の平均は依然として前年のそれよりも低位にある。今これを日銀調によつて見るも、趨勢は大差なく、定額賃銀においては前年の指數九一・三から八八・一に低落しており、實收賃銀においては九〇・七から八八・一に落ちてゐる。月別に見れば、定額賃銀は月を追ふて漸落の形をとつてをり、實收賃銀は年末において著しく反騰を示してゐる。たゞその何れにおいても、年來の落勢が本年において可成りにぶつたことは確かであらう。

たゞ諸賃銀統計のうち內閣統計局調賃銀指數は前年度の平均九五から昭和七年の平均九八に上騰したことを示してゐる。そして右においては年末における反騰が特に著しくあらはれてゐる。尤もこれを工業部門別に見れば、その上昇の著しいのは金屬工業、機械器具製造業等であり、紡績工業の如

きは却つて大いに低下してゐるのであるから、これをもつて全般的の活況を云爲し得ないことは云ふまでもない。

日本銀行調査月別勞働賃銀指數

	定額賃銀 昭和六年	定額賃銀 昭和七年	實收賃銀 昭和六年	實收賃銀 昭和七年
一月	九三・二	八九・五	九二・六	八七・六
二月	九二・八	八九・三	九三・一	八九・四
三月	九二・四	八九・一	九四・二	九〇・二
四月	九一・九	八八・六	九一・九	八七・二
五月	九一・六	八八・三	九一・三	八七・〇
六月	九一・二	八八・二	九一・〇	八六・八
七月	九一・四	八八・〇	九〇・一	八六・二
八月	九一・〇	八七・八	八九・〇	八六・一
九月	九〇・七	八七・五	八八・七	八六・五
十月	八九・九	八七・三	八八・四	八八・八
十一月	八七・七	八六・八	八八・五	八八・七
十二月	八九・五	八六・六	八九・一	九二・一
平均	九一・三	八八・一	九〇・七	八八・一

内閣統計局調月別職工賃銀指數

昭和二年	一〇〇	昭和七年五月	九六	同 四年	一〇六	同 七月	九四	昭和七年	八〇	八六	八〇	九六	九四	八九	九四
同 三年	一〇四	同 六月	九七	同 五年	一〇三	同 八月	九四	一月	八〇	八七	八〇	九六	九五	八九	九四
				同 六年	九五	同 九月	九五	二月	八〇	八七	八〇	九〇	九五	八九	九四
				同 六年十二月	九五	同 十月	九七	三月	八〇	八七	八〇	九〇	九五	八九	九四
				同 七年一月	九八	同 十一月	一〇〇	四月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四
				同 二月	九九	同 十二月	一〇四	五月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四
				同 三月	一〇〇	同 平均	九八	六月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四
				同 四月	九七			七月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四
								八月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四
								九月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四
								十月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四
								十一月	七八	八六	八〇	九〇	九五	八九	九四

●業態別賃銀指數●　商工省調査により工業部門別に見れば次の如し。（大正十年乃至十二年平均賃銀をもつて一〇〇とす）

	織維工業	金屬器具工業	機械工業	窯業	化學工業	飲食料品工業	印刷製本業
昭和七年一月	八〇	八六	八一	八〇	九〇	九六	九四
二月	八〇	八七	八二	八〇	九〇	九六	九五
三月	八〇	八七	八二	八〇	八九	九五	九五
四月	七八	八八	八二	八〇	九〇	九五	九四
五月	七八	八七	八二	八〇	九〇	九五	九四
六月	七八	八七	八二	八〇	九〇	九五	九四
七月	七八	八七	八二	八〇	八九	九四	九二
八月	七八	八六	八一	八〇	八九	九四	九二
九月	七八	八八	八〇	八〇	八九	九三	九三
十月	七八	八九	八〇	八〇	八九	九四	九三
十一月	七八	九〇	八〇	八〇	八九	九四	九三

十二月	七八	九一	八一	八九	九六	九四
平均	七六・三	八七・八	八一・二	八八・九	九四・八	九三・〇

一日平均賃銀額　内閣統計局調査に基づき昭和七年六月における工場勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額を見るに、總平均において一圓八十九錢三厘で前年四月の一圓八十六錢三厘に比し三錢だけ高い。これを男女別年齢別に見れば、男子においては前年より高位を示してゐるが、女子は却つて低下してゐる。（前年度本年鑑參照）

	平均	十六歳未滿	十六歳以上
男子	二四六・五	六五・七	二四八・二
女子	七七・一	四九・九	八三・六

業態別一日賃銀額　同じく右（昭和六年六月における工場勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額）を業態別に主要なる工業部門について見れば次の如し。

	總平均	男子平均	女子平均
	錢	錢	錢
窯業	一七四・二	一九五・六	七三・三
金屬工業	二八一・二	二八七・四	一一六・八
機械器具製造業	二七九・五	二九五・六	一四〇・五
化學工業	一八七・五	二一五・二	一〇五・三
纖維工業	八五・五	一五〇・五	六八・五
食料品嗜好品製造業	一五七・五	二〇九・四	一〇一・〇

紙工業、印刷業
瓦斯電氣及天然力利用業

	一八四・七	二〇五・二	一二四・三			
	二三八・三	二三九・九	一四一・七			

2　鑛山勞働者

平均並にその月別指數　内閣統計局調査に據る鑛山勞働者の賃銀（賃銀諸手當賞與額）は、工場勞働者の場合と異つてその平均指數前年の八六から昭和七年八二へと低落してゐる。その鑛山種別指數は左の如し。

（昭和二年平均を一〇〇とす）

	全體	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
昭和三年平均	一〇二	一〇三	一〇一	一〇〇	一〇〇
昭和四年平均	一〇三	一〇四	一〇一	一〇一	九七
昭和五年平均	九六	一〇〇	九五	九六	九二
昭和六年平均	八六	九一	八三	九三	八二
昭和七年平均	八二	八七	七九	九一	八〇
昭和七年一月	八二	八六	八〇	九五	七九
二月	八二	八六	八〇	九一	七二
三月	八二	八六	八一	九一	八〇
四月	八二	八六	八〇	九一	八一
五月	八二	八六	八〇	九七	八一
六月	八二	八七	七九	九〇	八一
七月	八二	八六	七八	九〇	七九
八月	八二	八七	七七	九二	八〇

九月	八一	八七	七七	九〇
十月	八一	八六	七八	九〇
十一月	八二	八八	七九	九〇
十二月	八三	八八	七九	九〇

尙ほ日本銀行調査によつて鑛山勞働者一日當り賃銀額（定額賃銀並びに實收賃銀）の月別推移を見れば次の如し。

	一工當り（定額賃銀） 男	女	一人一日當り（實收賃銀） 男	女
	圓	圓	圓	圓
昭和七年一月	一・四六八	・七〇五	一・五一三	・七一七
二月	一・四七二	・七〇六	一・五一五	・七一七
三月	一・四七八	・七〇九	一・五二〇	・七二〇
四月	一・四六一	・七〇一	一・五〇五	・七〇三
五月	一・四五七	・六九四	一・五〇〇	・七〇三
六月	一・四五四	・六八九	一・四九八	・六九七
七月	一・四四一	・六八三	一・四八六	・六九三
八月	一・四三〇	・六七三	一・四七五	・六八四
九月	一・四三〇	・六七一	一・四七七	・六八二
十月	一・四三三	・六六八	一・四八一	・六七七
十一月	一・四四八	・六七一	一・五〇〇	・六八二
十二月	一・四五六	・六七九	一・五一三	・六九一
一日平均賃銀額				

日本銀行調査にかかるものは右の月別推移表に掲げた通りであり、それは前年度に比し各月とも著しく低下を示してゐる。次に內閣統計局調査にもとづき昭和七年六月における平均賃銀諸手當賞與額を見るに、總平均において一圓四十五錢二厘で、前年四月に比して八錢の低下を示してゐる。これを男女別に見れば次の如し。（前年度本年鑑參照）

	平均	十六歲未滿	十六歲以上
	錢	錢	錢
男	一三二・三	五八・八	一三二・九
女	六八・二	四六・二	六八・七

業態別賃銀額　同じく右內閣統計局調により昭和七年六月における鑛夫一日平均賃銀諸手當賞與額を鑛山種別に見れば左の如し。これを前年同月に比すれば各種別いづれも低下を示してゐる。（前年度本年鑑參照）

	總平均	男子平均	女子平均
	錢	錢	錢
金屬鑛業	一五四・七	一六二・七	六二・八
石炭鑛業	一四〇・二	一四七・〇	六九・九
石油鑛業	一五八・一	一六二・〇	八一・六
其の他の鑛業	一五九・八	一六八・九	六六・二
全體	一四五・二	一五二・三	六八・二

3　交通勞働者

平均並にその月別指數　内閣統計局調査による交通勞働者の賃銀諸手當賞與額の昭和七年平均指數は一一二で前年度と變りがない。その月別推移を見れば次の如くである。

	平均	通信業	運輸業
昭和七年平均	一一三	一〇三	一一三
昭和七年一月	一一四	一〇四	一一五
同二月	一一二	一〇三	一一三
同三月	一一三	一〇六	一一三
同四月	一一四	一〇三	一一五
同五月	一一四	一〇一	一一五
同六月	一一四	一〇一	一一五
同七月	一一二	一〇一	一一三
同八月	一〇八	一〇〇	一〇九
同九月	一一二	一〇〇	一一三
同十月	一一二	一〇〇	一一三
同十一月	一一二	一〇〇	一一三
同十二月	一一四	一一五	一一四

一日平均賃銀　同じく右内閣統計局調により交通勞働者の一日平均賃銀諸手當賞與額を昭和七年六月中の平均によつて見れば次の如し。

	總平均	男平均	女平均
總數	一九五・〇錢	二〇四・八錢	一〇八・三錢
一、通信業	一三〇・九	一四八・九	九七・七
1、郵便電信電話業	一三〇・九	一四八・九	九七・七
イ、事務員	一三五・〇	一三八・五	一一一・五
ロ、通信工員	一四六・五	一四六・五	—
ハ、電話事務員	九六・〇	—	九六・〇
ニ、電信工手及技工	一六一・二	一六一・二	—
ホ、集配遞送及郵便手	一六九・三	一六九・四	一三五・五
二、運搬業	二〇六・四	二〇八・九	一三四・九
1、鐵道業	一九八・七	二〇〇・三	一一八・七
イ、乘務員	二三三・九	二三四・〇	七六・三
ロ、非乘務員	一八八・八	一九〇・七	一一八・九
2、電車業	二四八・一	二五〇・一	一一三・八
イ、乘務員	二六〇・二	二六〇・五	一一〇・五
ロ、非乘務員	二〇四・八	二一〇・八	一一四・一
3、乘用自動車業	二三一・七	二八八・二	一五二・四
イ、乘務員	二三五・三	三〇八・六	一五二・六
ロ、非乘務員	二〇三・六	二〇七・九	一〇九・一
4、船舶運輸業	一八九・一	一八九・一	—
イ、遠洋航路	二一七・二	二一七・二	—
甲板部	二三四・六	二三四・六	—
機關部	二〇五・五	二〇五・五	—
ロ、近海航路	一六六・六	一六六・六	—
甲板部	一八四・四	一八四・四	—

機關部	一五四・五	一五四・五	—
沿海航路	一四五・二	一四五・二	—
甲板部	一五一・三	一五一・三	—
機關部	一三八・三	一三八・三	—
5、運輸取扱業	一六二・七	一六三・九	九・〇

第四　勞働時間

1　工場

工場における勞働時間の傾向については本年度において特に著しき變化はない。その最近の趨勢については、昨年度本年鑑に記述するところを繰返へすの外ないのであるが、勞働時間は少くも法規上は年を追ふて改善の方向に向つてゐると云へる。昭和四年七月一日以來、工場法適用工場における女子及び年少者の深夜業が廢止されて在來の懸案たりし紡績業及び織物業の勞働時間が短縮され、また同年工場法の改正によつて新に使用職工十人未滿の小規模の織物並に撚糸工場にも時間制が適用されるに至つた。更に、生絲工業に許されてゐた一日十一時間の例外も廢止豫定期に先立つて昭和五年七月一日から廢止されて一日十時間となつた。かやうに謂ゆる改定勞働時間は漸減の傾向にあると云へるのであるが、そのことは直ちに勞働者の勞働時間の眞實の減少を示すとは云へないのである。最近の甚しい不況は、工場主をして常雇職工を解雇して臨時雇や殘業によつて合理化を强行せしめてをり、結局安價なる賃銀による勞働搾取の强化を目的とする勞働時間の延長が隨所に行はれつつあることは蔽ふべくもない事實であらう。尙ほ昭和六年工場監督年報は最近の勞働時間の趨勢について次の如く報告してゐる。

「就業時間は例年に比して大差なきも短縮の傾向にあり。即ちセメント業、製藥業、電氣業、金屬品製煉業等の如き、晝夜連續作業を必要とするものにありては生産制限、失業防止の目的に備ふる爲、從來の二部二交替を三部三交替八時間勞働に改めたるもの尠からず。（北海道、滋賀、福島、秋田の報告に依る）　然れども財界不況の深刻化に伴ひ、大分縣に於けるカーバイト工場の如きは人件費節減の意味に於て從前の三交替八時間勞働を二交替に變ぜしものあり、其他一般小規模の工場若しくは家内工業的工業にありては雇傭人を減じて職工の就業時間を延長し難局を打開せんとするもの多く、大工場に於ける就業時間短縮に反して小工場に於ては却つて就業時間延長の傾向を示せるは特に顯著なる事象と謂ふべし。

尙本年度中就業時間に付き、特記すべき工場法施行規則第二十七條第一項に該當する事業を營む工場に於ける職工の就業時間延長の猶豫期間本年八月三十一日を以て滿了となりたるを以て、爾今該當工場に於ける就業時間は一般工場と同樣、法第三條の適用を受くることとなれり」

次に內閣統計局調査により昭和七年における職工作業時間

を月別に見れば次の如くである。作業時間は平均において昨年度よりはむしろ延長の傾向を示してゐる。

	作業時間	内休憩時間	作業日數
	時分	時分	日
昭和五年平均	一〇・〇五	〇・五七	二六・五
昭和六年平均	一〇・〇〇	〇・五五	二六・四
昭和七年一月	九・五六	〇・五四	二四・〇
二月	一〇・〇〇	〇・五五	二六・〇
三月	一〇・〇三	〇・五五	二六・六
四月	一〇・〇一	〇・五五	二六・七
五月	一〇・〇一	〇・五三	二六・四
六月	一〇・〇五	〇・五五	二六・四
七月	一〇・〇三	〇・五六	二六・五
八月	一〇・〇〇	〇・五六	二七・一
九月	一〇・〇〇	〇・五五	二七・〇
十月	一〇・〇一	〇・五五	二六・九
十一月	一〇・〇一	〇・五五	二六・九
十二月	一〇・〇四	〇・五六	二七・二
平均	一〇・〇一	〇・五五	二六・五

次にこれを業態別に見れば、

	作業時間	内休憩時間	作業日數
	時分	時分	日
窯業、土石加工業	九・三三	〇・五五	二六・六
金屬工業	九・四一	〇・四九	二六・四
機械器具製造業	九・四九	〇・四〇	二五・八
造船業	九・二〇	〇・四九	二五・五
運搬用具製造業	九・二三	〇・五四	二四・七
精巧工業	九・五七	〇・五五	二六・七
化學工業	一〇・一九	〇・五二	二六・五
紡績工業	一〇・〇九	一・〇一	二六・五
被服、身裝品製造業	一〇・二三	〇・五四	二六・六
紙工業	九・四五	一・〇六	二六・四
印刷業	一〇・〇三	一・〇一	二六・七
皮革、骨、羽毛品類製造業	一〇・二〇	一・二〇	二七・二
木竹草蔓類ニ關スル製造業	一〇・二五	一・〇三	二六・二
飲食料品製造業	九・五一	一・〇一	二九・六
土木建築ニ關スル業			
瓦斯電氣水道業			

尚ほ昭和二年勞働統計實地調査報告(第二卷)による勞働時間の狀況については前年度本年鑑にやゝ詳細の紹介を試みたのでその參照を乞ふ。たゞ右調査のうち主要業態別に所定勞働時間と實際勞働時間とを掲ぐれば左の如し。尚ほ右による所定勞働時間の平均は十時間三十六分である。

業態別勞働時間

(昭和二年勞働統計實地調査報告)

	平均所定勞働時間	平均實際勞働時間
	時分	時分
窯業	一〇・三〇	九・〇〇

金屬工業	一〇・〇〇	九・〇〇
機械器具工業	九・〇〇	八・五四
化學工業	九・五四	九・一三
纖維工業	一一・一八	一〇・一八
紙工業	一一・〇六	九・〇〇
食料品嗜好品製造業	一〇・二四	九・〇〇
土木建築	一〇・〇六	九・〇〇
製版、印刷、製本業	九・三六	八・四二

（備考　實際勞働時間は早出居殘又は遲出早退なきものの平均である。）

休憩時間　昭和七年度における各種工場の平均休憩時間は前掲の內閣統計局調（「就業時間」の項參照）によれば五十五分で前年度の平均と同樣であり、前々年度（五十七分）に比し減少を示してゐる。尙ほ昭和二年勞働統計實地調査の結果によれば、所定休憩時間の平均は一時間である。（これについての詳細は昭和六年度本年鑑本項の參照を乞ふ。）最近の休憩時間の狀況について昭和六年度工場監督年報の報ずるところ大要次の如くである。

「休憩時間の配置は前年度と大差なし。即ち就業時間十時間以上の工場にありては一時間以上の休憩時間を三回に分ち、午前九時前後、午後三時前後に各十五分位、正午に三十分乃至一時間を與へ、之れを晝食に充つるもの及び正午に於て一回、一時間晝食をかねて休憩とするもの最も多く、二交替制九時間のものにありては一日三十分一回の休憩時間を與ふるを以て通例とす。

休憩時間の利用に關しては近來工業主勞働者双方の自覺と監督職員の勸奬の結果、つとめて屋外に出でて休息をとるもの多く、體育思想の普及に伴ひ、國民體操屋外運動に利用せらるゝの傾向著るしく、其の成績は極めて良好なり」

休業日數　昭和七年度における各種工場の月平均作業日數は上掲の內閣統計局調（「就業時間の項參照」）によれば二六・五であり、前年の平均二六・四に比してむしろ增加の傾向を示してゐる。昭和二年勞働統計實地調査報告によれば、所定休業日數二日の工場が斷然多數を占め全體の七五％にのぼり勞働者數において四八％を占めてゐる。尙ほ昭和六年工場監督年報は工場休日の最近の狀況について云ふ「休日は月二回のもの大部分を占め、每月一日、十五日又は第一、第三日曜日を以つて通例とし、其の他大祭日、年末、年始、盂蘭盆等の休日を認むるもの多數あるは、前年度と大差なきも、本年は生產制限の目的に備ふるため、週休制を採用するもの著しく增加せるは特に注目すべき事象なり」と。

勞働時間に關する法規違反　昭和五、六兩年におけるこの種の法規違反の趨勢を見るに次の如し。（昭和六年「工場監督年報」より適宜項目を拾つて計算）

違反事項	昭和五年 戒告	昭和五年 處罰	昭和六年 戒告	昭和六年 處罰
一、保護職工をして法定時間を越えて就業せしむ	一、四三四	一五〇	一、三三五	一四三
二、保護職工をして深夜業に就かしむ	三四	三三	三〇	三
三、保護職工に法定の休憩休日を與へず	二〇七	二八	二〇五	三
四、規定の許可認可を受けず或は業時間を延長し又は其の屆出を怠る	一〇五	二	二〇	—
五、妊産婦に規定の休業を與へず又は規定の整理を怠る	四	—	三三	—
合計	一、七八八	二三四	一、七三三	一六八

2 鑛山

就業時間 内閣統計局調査に據つて作業時間(並に、休憩時間、作業日數)の昭和七年平均並に月別變動に見れば次の如くである。

	作業時間	内、休憩時間	作業日數
	時分	時分	日
昭和四年平均	一〇・〇二	〇・五八	二六・六
昭和五年平均	九・五五	〇・五九	二六・一
昭和六年平均	九・五三	一・〇〇	二五・七
昭和七年平均	九・五三	一・〇一	二六・〇
昭和七年一月	九・四九	一・〇一	二五・三
二月	九・五一	一・〇〇	二四・五
三月	九・五四	一・〇一	二六・七
四月	九・五五	一・〇一	二五・五
五月	九・五七	一・〇二	二六・一
六月	九・五六	一・〇一	二五・八
七月	九・五六	一・〇一	二六・四
八月	九・五七	一・〇一	二五・六
九月	九・五六	一・〇〇	二六・一
十月	九・五二	一・〇〇	二六・七
十一月	九・五〇	一・〇〇	二六・一
十二月	九・四八	〇・五九	二六・九

同じく右昭和七年中平均を業態別に見れば次の如し。

	作業時間	内、休憩時間	作業日數
	時分	時分	日
金屬鑛山	九・三	〇・五五	二七・二
石炭鑛山	一〇・一四	一・〇三	二五・〇
石油鑛山	九・五七	一・〇四	二六・〇
其の他の鑛山	九・四一	〇・五五	二七・五

尚ほ「勞働統計實地調査報告」による昭和二一年における狀況を見るに、坑内の所定勞働時間(休憩時間をふくむ)は一日平均九時間四二分であり、これを鑛山種別に見れば石炭鑛業の一〇時間一二分、金屬鑛業八時間三十六分を示してゐる。

坑外においては坑内作業に比し各産業とも長時間である。その一日平均所定勞働時間は一〇時間一二分で坑内に比し三〇分の超過を示してをり、これを鑛山種別に見るも、石炭鑛業石油鑛業は各一〇時間二四分、金屬は九時間四八分である。いま所定勞働時間別勞働者數を坑内外別に見れば左の如し。

（尙ほ「勞働統計實地調査報告」のヨリ詳細については前年度本年鑑參照を乞ふ）

所定勞働時間別勞働者數

（勞働者の總數及び各部門勞働者數を百とする割合）

一、坑内

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其の他の鑛業
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
六時間以内	—	—	—	—
七時間内	〇・五	五・二	—	—
八時間以内	五・六	四七・一	一・四	二・一
九時間以内	七・五	三〇・八	五・一	四一・三
十時間以内	二七・五	一五・六	二八・六	三七・六
十一時間以内	二一・九	一・三	二四・一	—
十二時間以内	三七・〇	—	四〇・八	—
十三時間以内	—	—	—	—
十三時間を超ゆるもの	—	—	—	—

二、坑外

	總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其の他の鑛業
總數	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
六時間以内	—	—	—	—	—
七時間以内	—	—	—	—	—
八時間以内	二・九	二・一	〇・二	—	—
九時間以内	一〇・三	三六・九	一・六	—	五・二
十時間以内	三三・二	二七・八	一九・五	四六・七	五〇・八
十一時間以内	三八・一	一九・八	四四・六	四五・二	一七・〇
十二時間以内	二五・五	四・四	三四・一	八・一	二七・〇
十三時間以内	—	—	—	—	—
十三時間を超ゆるもの	—	—	—	—	—

休憩時間　昭和七年中における狀況については前項に內閣統計局調査の平均並に月別移動表を掲げた。次に、上掲「勞働統計實地調査報告（第一卷記述の部）により坑內外別に所定休憩時間の狀況を見るに次の如くである。尙ほ右實地調査は昭和二年に施行せられたものである。

坑內　坑內作業一日平均休憩時間は一時間〇六分であつて、之を產業別に見れば、石炭鑛業は一時間〇六分、金屬鑛業は五四分である。坑內作業場二九四中所定休憩時間一時間內のもの二二〇（七五%）、一時間を超ゆるもの六四（二二%）、全然休憩時間を與へざるもの一〇（三%）である。次に所定休憩時間を三十分毎に區

分して觀察するに、各所定休憩時間中其の作業場數最も多きを示せるは一時間の一七七（六〇％）であつて、之に次ぐは三〇分の四三（一五％）、一時間三十分の三一（一一％）である。之を各産業別に見るに、一時間の作業場最も多く、金屬鑛業に於ては七割、石炭鑛業に於ては五割七分を占めて居る。

坑内作業場に於ける勞働者總數一九三、三三二人中所定休憩時間一時間以内の者一四三、四九八人（七四％）、一時間を超ゆるもの四五、四六六人（二四％）、全然休憩時間を與へられざるもの四三六八人（二％）であつて、各所定休憩時間級中所屬勞働者の最も多きは一時間の一一七、三七〇人（六一％）、之に亞ぐは三〇分の二六、一二八人（一四％）であつて、二時間の二二、四四一人（一二％）、一時間三〇分の一四、二九一人（七％）更にこれに亞いでゐる。

坑外　坑外作業場一日平均休憩時間は坑内作業場に同じく一時間〇六分を示して居る。坑外作業場三一二中所定休憩時間一時間以内のもの二三〇（七四％）、一時間を超ゆるもの八一（二六％）、全然休憩時間を與へざるもの一であつて、之を坑内作業場の一時間以内のもの七五％、一時間を超ゆるもの二二％に比すれば、休憩時間一時間を超ゆるものの割合が稍多い。各所定休憩時間級中最も多きは一時間の二一二（六八％）であつて、一時間三〇分の六〇（一九％）之に亞いでゐる。之を産業別に見るも、一時間の作業場最も多く、石油鑛業に於ては其の九二％、金屬鑛業に於ては七〇％、石炭鑛業に於ては六五％を占め、石油鑛業を除き一時間三〇分のもの之に亞ぎ金屬鑛業は二二％、石炭鑛業は二〇％を示してゐる。

坑外作業に於ける勞働者總數八三、九三一人中所定休憩時間一時間以内のもの七一、八二八人（八六％）、一時間を超ゆる者一二、〇八四人（一四％）　全然休憩時間を與へられざる者一九人であつて、之を坑内勞働者の一時間以内の者七四％、一時間を超ゆる者二四％に比すれば、一時間以内に屬する者の割合が多い。各所定休憩時間中所屬勞働者の時に多きは一時間の者であつて六五、九九四人（七九％）を示し、之に亞ぐは一時間三〇分の九、六三三人（一一％）である。

休業日數　その昭和七年における狀況は一ヶ月作業日數として内閣統計局調査を前掲した。昭和二年勞働統計實地調査報告によつて見れば次の如し。

坑内　坑内作業場の一ヶ月平均所定休業日數は三・三日であるが、これは産業別に見れば、石炭鑛業は三・八日、金屬鑛業は二・二日である。所定休業日數を日數別に見るに、其の最も普及せりと認むべきは四日休業であつて、坑内作業場二九四中の一六二（五五％）を占め、二日休業の九〇（三一％）之に亞ぎ、三日休業の二九（一〇％）、五日休業の九（三％）更に之に亞いでゐる。而して一日休業及六日以上八日以内の休業を與ふる作業場は各二を示してゐる。次に之を産業別に見るに、金屬鑛業に於ては二日休業のもの最も多く其の作業場の七六％を占め、三日休業の一七％之に亞ぎ、石炭鑛業に於ては四日休業のもの最も多く七八％を占め、二

日休業の九%、三日休業の七%之に亞いでゐる。

坑外　坑外作業場の一ヶ月平均所定休業日數は三・二日であるが、之を産業別に見れば、石炭鑛業は坑内作業場に同じく三・八日、金屬鑛業及石油鑛業は各二・三日である。

所定休業日數を日數別に見るに、坑内作業場に於けると略同一の傾向を示し、坑外作業場三一二中最も普通なるは四日休業の一五四(四九%)であつて、二日休業の一〇五(三四%)之に亞ぎ　三日休業の四一(一三%)、五日休業の八(三%)更に之に亞ぎ、一日休業及六日以上八日以内の休業を與ふる作業場は各二を示してゐる。次に之を産業別に見るも、金屬産業に於ては二日休業のもの最も多く七四%を示し、三日休業の一九%之に亞ぎ、石炭鑛業に四日休業のもの最も多く七四%を示し、二日休業の一一%、三日休業の一〇%之に亞ぎ、石油鑛業に於ては二日休業のもの六九%三日休業のもの三一%を示してゐる。

第五　勞働災害及び死傷病者

1　工場

工場災害總數　昭和六年中工場法適用工場(官設を除く)において發生したる火災は五九八件(工場發火五二八、類燒六九)にして昭和五年の六六三件に比し六五件の減少を示してゐる。損壞は八三件(破裂爆發その他四五、風・水・雪害三八)にして前年に比すれば一三六件の減少であるが、これは前年度において風・水・雪害が異常に多かつたので、破裂爆發その他の方は前年よりも却つて一一件を増大してゐる。

次に人的災害を見るに、職工の職務上の負傷數三四、九二三(休業三日以上および其の見込のもの)、死亡二八四に達してゐる。これを昭和二年末の趨勢に對比すれば左の如し。(昭和六年工場監督年報より推算)

	負傷數	職工千人に對する割合	死亡數	職工千人に對する割合
昭和二年	四四、五六八	二六・四	二七九	〇・六二
昭和三年	四四、三八六	二五・六	二九八	〇・六七
昭和四年	四八、八二四	二六・九	三二九	二・〇九
昭和五年	四三、〇三七	二五・二八	二四五	一・四三
昭和六年	三四、九二三	二〇・七三	二八四	一・六八

即ち昭和六年は職工死亡數において三一件の増加を示し、負傷數において八、一〇四件の減少を示してゐる。この傾向について工場監督年報は報告して云ふ、「安全運動の普及によつて職工の自覺に著しき進歩を示し、工場危害豫防及衛生規則の施行により工場設備の安全標準を高度化したる爲、災害率において合理的漸減傾向を呈しつつあることは諸種の統計に現はるゝ處なれども本年は特に顯著なる結果を示せり。一般には職工の死亡率も下向しつつあれども染織工場、化學工場、飲食物工場の一部に死亡者數の増加を見たる業態ありしため件數において三一の上昇を示したるものなれども、重大

災害率においては飲食物工場に於て僅かに増加したるに過ぎず」と。尚ほ昭和二年から昭和五年に至る過去四ケ年の平均を求むれば死亡數三〇〇、負傷數四五、一九九を示してゐる。これと本年度の狀況とを對比すれば、その何れにおいても本年は平均以下の狀態にあることを確め得る。

業態別災害數　上掲昭和五年における負傷數並に死亡數を業態別に見れば次表の如し。負傷數においては依然機械器具工場が斷然多數を占めてをり、死亡數の消長については前項に觸れた如く、前年に比すれば染織、飲食物において特に增加を示してゐる。

	死亡者	%	負傷者	%
染織工場	三五	二・三	五、七五五	一六・五
機械器具工場	六六	一六・八	一七、二二三	四九・三
化學工場	七四	二六・〇	六、六〇三	一八・九
飲食物工場	三〇	一〇・六	一、〇四八	三・〇
雜工場	四四	一五・五	三、四三一	九・八
特別工場	二五	八・八	八六四	二・五
計	二八四	一〇〇・〇	三四、九二三	一〇〇・〇

重大災害並にその原因　二週間以上の休業療養を要する負傷及び死亡を重大災害として計上すれば昭和六年中において八、〇五八件に達してをり、前年の九、四九五件に比し一、四三七件の減少であり、その減少率は一五・一三%に當る。いまこの重大災害の昭和六年中における狀況を原因・業態・責任等々について見るに左の如くである。（「昭和六年工場監督年報」參照）

一、原因別重大災害數　重大災害の原因を機械に因るものと非機械に因るものとに大別しこれを前年との比較において見れば左の如し。

	昭和六年	昭和五年	減少件數	減少率 %
機械に因るもの	三、三四	三、六五七	三三三	九・一
非機械に因るもの	四、七三四	五、八三八	一、一〇四	一八・九〇
計	八、〇五八	九、四九一	一、四三七	一五・一三

右の機械に因る災害を更にその原因となつてゐる機械別に見れば、

原因	死傷數 昭和六年	死傷數 昭和五年	增減
動力傳導裝置	三二四	三三〇	減六
齒車類	三八三	四〇二	減一九
轉子及之に類するもの	四一五	四一三	增二
鋸機	四九	五六八	減九
壓穿機及壓搾機	三一〇	三一三	減三
研磨機	三三	三九	減六
揚重機	一六八	二三五	減六七
其の他一般機械	九九二	一、一四七	減一五

次に非機械的原因の主要なるもの及びその前年との比較を示せば次の如くである。

原因	死傷者 昭和六年	死傷者 昭和五年	増減
取扱中又は作業中の材料	一、五四七	一、七四五	減 一九八
工具	三三七	四七一	同 一三四
高所より墜落	四九一	六四九	同 一五八
物體の落下顚倒又は飛來	七九九	八七六	同 七七
高熱物體	四三六	五〇〇	同 六四
其の他	六五三	六五九	同 六

二、業態別重大災害數

	昭和六年 死傷者	昭和六年 %	昭和五年 死傷者	昭和五年 %
染織工場	一、四一六	一七・五七	一、五八八	一六・七三
機械器具工場	三、三四七	四一・五四	四、〇九〇	四三・〇八
化學工場	一、五〇八	一八・七二	一、六七四	一七・六三
飲食物工場	三一八	三・九二	三〇九	三・二五
雜工場	一、一九七	一四・八五	一、五二九	一六・一〇
特別工場	二七四	三・四〇	三〇五	三・二一
計	八、〇五八	一〇〇・〇〇	九、四九五	一〇〇・〇〇

右工業部門別による重大災害數の職工千人に對する割合は次の如くである。

職工千人に對する重大災害の割合	昭和六年	昭和五年	昭和四年
染織工場	一・五六	一・七六	一・八〇
機械器具工場	一三・五二	一五・一八	一五・七一
化學工場	七・七六	八・五五	八・六八
飲食物工場	四・〇八	三・六九	三・五九
雜工場	六・九九	八・五一	七・六二
特別工場	一〇・九七	一三・一一	一一・〇八
平均	四・九六	五・六〇	五・五七

三、男女別重大災害數　その大要は左表の如くであるが、このうち死亡者は男二七四人、女一〇人である。女子の災害は染織工場に最も多く重傷五一四人、死亡三人に達してゐる。

	昭和六年	%	昭和五年	%
男	七、三六四	九一・三八	八、七三二	九一・九六
女	六四四	八・六二	七六三	八・〇四
計	八、〇五八	一〇〇・〇〇	九、四九五	一〇〇・〇〇

四、責任別重大災害數　昭和六年の狀況は左の如し。

	重傷者	死亡
一、セットスクリュー・キー・ボルト及ナットの如き突出物のため	六三	三
二、危害豫防設備の不完全又は缺くるもの	七〇八	三三
三、機械又は設備の破損、故障のため	八六	三
四、豫防設備及器具の取外し又は不使用のため	五	—
五、設備不完全又は不整頓	—	—
六、保護器具不使用のため	—	—

七、同僚第三者の過失　二八　一
八、其の他　二、三〇四　四五
計　三、一九五　九四

2 鑛山

災害死傷數　鑛山についても昭和六年の狀況を記述する。同年中における鑛山變災事故回數は鑛山局調によれば七八、三一〇件で、前年に比して二九、〇三六件に達する著しき減退を示してゐる。鑛山變災事故回數は例年減少の傾向にはあるが、同年並にその前年の減少は實に顯著である。死亡もまた一八〇名を減じてゐる。大正十三年以來の趨勢を見れば次の如くである。

	變災事故回數	死亡者數	負傷人員數
	（括孤內は鑛夫千人に對する割合）		
	大正七年を一〇〇％として		
大正十三年	一七五、〇八〇	一〇三	一七五、七〇二（五七五・六）
大正十四年	一八七、〇三六	一〇九	一八七、五二三（六〇四・一）
大正十五年	一五八、三三一	八〇一（二・七二）	一五八、四七六（五三八・一）
昭和二年	一六三、一〇八	九五 一、〇〇二（三・二八）	一六三、五九三（五五三・四）
昭和三年	一四二、〇三五	八二 八九一（三・〇三）	一四一、九七三（四八三・一）
昭和四年	一二九、六四九	七五 九六四（三・三六）	一二九、四一九（四五一・〇）
昭和五年	一〇七、三四六	六二 八七四（三・三八）	一〇六、八三六（四一三・三四）
昭和六年	七八、三一〇	四五 六九四（三・四二）	七七、九五五（三八五・二三）

備考　大正十五年以來の勞働者數は六月末の現在數をとる。
（帝國統計年鑑及び鑛山局調より計算）

鑛山種別災害死傷數　同じく鑛山局調によれば昭和六年の狀況左の如し。

	死亡	割合	重傷	割合	輕傷	割合
金屬山	四九	一・三	一、七〇〇	四二・九三	五、一七二	一三〇・六四
石炭山	六三九	四・二	一九、六四五	一三七・三三	五〇・三九七	三三六・一
石油山	五	一・一八	一〇八	二五・三九	二〇五	四八・一九
其の他の非金屬山	五	一・二二	一七四	四二・三七	五五三	一三四・六五
計	六九四	三・四三	二二、六二七	一〇六・八八	五六・三三八	二七八・三六

備考　重傷は休業二週間以上の負傷、輕傷は休業三日　上の負傷を指す。尙その割合は昭和六年六月末現在の當該種鑛山在籍者（鑛夫及技術職員）人員千人に對する割合である。

更に各種山を通じて坑內外別に見れば左の如し。

	死亡	重傷	輕傷
坑內	六三四	四・八〇	一九、〇七二	一四四・六四	四九、八二四	三七七・八五
坑外	六〇	〇・八五	二、五五五	三六・二四	六、五〇四	九二・二六
計	六九四	三・四三	二二、六二七	一〇六・八八	五六、三二八	二七八・三六

備考　同上。

災害原因　上の事故回數及び死亡者數をその事由別に見れば左の如し。

事由	變災回數 回數	變災回數 總回數に對する%	死亡者數 死亡者數	死亡者數 總死者に對する%
落磐	二九、二二三	三七・三	三七八	五四・五
坑内坑車	八、二四九	一〇・五	三八	五・五
器械のため	一、四三二	一・八	一〇	一・四
瓦斯炭塵爆發	三八	一	七〇	一〇・一
鐵車又は架空索道のため	一、八九〇	二・四	一〇	一・四

鑛夫總死傷病者　昭和六年中において、その業務上たると否とを問はず、鑛夫の死亡せるもの、負傷又は疾病のために解雇せられたるもの、並びに二週間以上休業して醫療を受け治療したる重傷病者の數を、最近三四年來の數と比較するに左表の如し。

	死亡者	解雇者	治療重傷病者
昭和二年	二、〇五八	一、九二三	三一、九四八
昭和三年	一、七四七	一、九六三	三二、八五一
昭和四年	一、九八三	二、一六四	二九、六六五
昭和五年	一、七七二	三、〇六八	三三、二三三
昭和六年	一、二七四	二、五四四	二九、八八八

備考　昭和四年以前の鑛夫休業治癒者は休業三十日以上のもので、二週日以上三十日未滿のものを含んでゐない。

右表による昭和六年の各實數の同年六月末現在鑛夫數に對する割合を求むるに、死亡者〇・六三％（前年に比し〇・〇六％減）、解雇者一・二六％（前年に比し〇・〇八％增）、治療重傷病者二九・六％（前年に比し五・一四％增）の割合を示してゐる。これを鑛山種別に見れば依然石炭山が一般に高率を示してゐる。

第六　勞働衛生

工場衛生一般　工場の衛生設備に關する進歩改善は、監督當局の法規の制定その他の活動と相俟つて漸次進められてはゐるが、財界不況の影響はここにも及び著しい改善の實を擧げしめるに至つてゐない。例へば工場危害豫防及衛生規則第二十六條（有害瓦斯又は粉塵の除去に關する規定）は昭和六年九月一日より既設の工場にも適用せられるに至り、工場法第十三條にもとづく諸種の衛生規則は悉く効力を發揮するに至つたわけであるが、實際の改善は必ずしも之に伴つてゐない。いま昭和六年工場監督年報の報ずるところによつて作業場の設備狀況、職業性疾患、呼吸器疾患等についてその概要を摘記すれば左の如くである。（尙ほ本年鑑第三部第二篇第一章第三節には勞働衛生に關する對策を記述せるをもつてその節をも併せ參照せられ度し）

作業場及びその附屬設備の狀況　「作業場の採光に關し改善を見たるもの、著しきものをあぐれば、千葉縣、野田醬油株式會社製樽工場に於ては、作業場に採光のため二六ヶ窓を新設し、同社

第七工場製麹作業所一ケ、仕込藏四ケ、槽藏四ケに天窓を新設し場内の採光狀態を良好ならしめた。又熊本縣に於ては片倉製絲紡績株式會社熊本屠源製絲所は三ケ月の休業を利して繰絲機の座繰なりしを立繰に變更すると共に、屋根を六〇糎上げ、窓を增加し、從來床面積に對する採光面積三〇%餘なりしを、五一%に改善した。尙ほ神奈川縣、川崎市、東京電氣株式會社が晝間照明改善上試みたる光電池應用の電磁的自動電燈點滅裝置は試驗的なるものなるも工場照明に一新紀元を劃するものである。本裝置は晝間作業場の照度が必要以下となりたるとき自働的に電燈點ぜられ、次で必要度に復したるとき自働的に消燈するものにして、作業者をして電燈の點滅を意識せしむることなく作業面の照度を一定度に保つものである……。」

職業性疾患　「重要なる職業性疾患につきては未だ悉く之を明かにし難きが如きも、本年中の發生狀況は……水銀中毒一(死亡)、鉛中毒一〇、一酸化炭素中毒(內死亡三)、硝氣中毒一、クロールの性質不明)、熱射病二三、潛水夫病一、扁平足二六四、電眼症一〇、化學的害に因る皮膚疾患八、製絲工の職業性皮膚炎三、〇三四、紡績工の瘭疽八九〇件なり。右の內水銀中毒は甘汞製造に從事せる職工男六一歲に發せるものにして、昭和六年一月二十九日汞毒性口內炎と診斷せられたるも、約一年前に腎臟炎として治療を受けたることあり、口內炎は入院治療によりて治癒し、歸鄉、腎臟炎の治療中四月十一日死亡せるものなり。鉛中毒は主として蓄電池工場に發生したるものにして疝痛を主訴とし、印刷工の例のみ腕麻痺を呈せり。此の外大阪府助川技師の調査によれば印刷業に從事せるものに於て鉛中毒の疑ある症狀を呈するもの一八件あり。尙ほ警視廳の調査によれば機械工場等の噪音作業に從事するものゝ聽力障碍は五〇%に達するものありたり。……人造絹糸工業の職業性疾患としては從來眼疾患のみ注意せられたるが、二硫化炭素に依る神經衰弱樣疾患及精神障害も亦注意すべきものにして、京都府德原技師が專ら之が研究に當りつゝあり。……又製糸工業の職業性皮膚疾患及紡績工業の瘭疽につきても全國的に集計すること不可能なるを以て統計的報告ありたる……一府一七縣の報告に止めたり。製絲工の職業性皮膚疾患所謂水虫豫防につきては、前年報告の長野縣遠藤監督官の研究に基き三%醋酸水の洗手法を勵行しつゝあるも其の豫防効果の實際につきては報告すべき資料なし。」

結核及び呼吸器疾患　「職業性疾患以外の疾患發生狀況につきては健康保險法施行後全國を總括せる統計の作製を廢止せるを以て結核及呼吸疾患の發生狀況につきても、保險部の報告によりて觀察せざるべからざる狀態にあり。而も昭和六年の健康保險事業報告なきを以て全般的に其の狀況を觀察すること不可能なりとす。健康保險法施行以前にありては、本報告に揭げたる常時職工五〇〇人以上を使用する比較的大規模工場に於ける結核の罹患率は累年大なる變化なく　機械器具工場に於て累年增加しつゝあるも、染織工場女子の如きは稍々減少の傾向さへ認められたり。然るに

昭和二年以降の健康保險事業報告によれば、結核罹患率は大規模工場の健康保險組合に於ても逐年增加の傾向を示し、政府管掌下にある小規模工場を加ふるときは其の傾向更に顯著にして、女子の昭和五年の結核罹患率の如きは一七・四%の高率を示し、肋膜炎も亦同樣にして昭和五年の政府管掌の健康保險組合合計、男四三・六%、女九六・六%の高率を示せり。……」

寄宿舍施設　昭和五年七月一日より寄宿舍規則全條の實施を見て以來、當局もその適用に努力し、寄宿舍施設も漸次改善を見つゝあるものゝ如くである。

工場監督年報の報告にもとづいて寄宿舍數及寄宿職工數の昭和六年における狀況を見るに、寄宿舍の設ある工場數は十月一日現在一五、五三五で昨年に比し一二の增加を示し、職工數は五七五、〇八五人でこれまた三、二七〇を增加してゐる。

業務別	寄宿舍のある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
民營工場				
染織工場	七、一五四	四八、七五四	四六一、二六三	五一〇、〇一七
機械器具工場	三、一八四	一一、五四四	四八	一一、五九二
化學工場	九一八	七、二五八	六、八八四	一四、一四二
飲食物工場	一、九二三	二七、七二〇	二八七	二八、〇〇七
雜工場	一、九七五	八、二一七	一、〇二九	九、二四六
特別工場	三三三	一、一九	二	一、一九〇
小計	一五、五〇七	一〇四、六七二	四六九、五二三	五七四、一九四
官營工場	八五四	三七	八九一	四六
合計	一五、五三五	一〇五、五二六	四六九、五九五	五七五、〇八五

これを官營と官營とに分ち、大正十二年以來の趨勢を見れば次の如くである。

寄宿舍施設工場數並に寄宿職工數（民營工場）

	寄宿舍のある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
大正十三年	九、七三一	一〇三、三三八	五〇八、八〇四	六一一、一四二
同　十四年	九、八三〇	一〇三、〇六九	五一九、三五三	六三一、四二二
昭和　元年	一一、九九二	一二一、一五八	五三〇、四四三	六四一、六〇一
昭和　二年	一四、五九五	一二九、三七五	五一三、九一四	六三三、二八九
同　三年	一四、〇八四	一二六、三五六	四九八、一〇二	六一四、三五八
同　四年	一五、〇五七	一二九、一九一	五三一、七七四	六五〇、九六五
同　五年	一五、四九三	一二三、八二〇	四五八、一二五	五七〇、九四五
同　六年	一五、五〇七	一〇四、六七二	四六九、五二三	五七四、一九四
同　上（官營工場）				
	寄宿舍の設ある工場數	寄宿職工數 男	寄宿職工數 女	寄宿職工數 計
大正十三年	四五	一、三一九	九七	一、三一六
同　十四年	四〇	一、〇〇三	三九	一、〇四二
昭和　元年	六二	一、四四五	六二	一、五〇七
同　二年	三三	一、〇〇一	八四	一、〇八五
同　三年	三一	九五七	八二	一、〇三九

同　四年	二九	一、〇三三	六五	一、〇八八
同　五年	三〇	八二四	四六	八七〇
同　六年	二八	八五四	三七	八九一

即ち、同年十月一日現在において、工場法適用工場中寄宿舍の設ある工場は一五、五三五工場（內官營工場二八工場）にして、全工場數の二一％に當り、その收容職工數は五七五、〇八五人、（內官營附屬寄宿舍に收容せらるゝもの八九一人）にして、全職工數の三二％に當る。之を前年同期に比するに、工場數において一二工場、職工數において三、二七〇人の增加を來してゐる。之を業態別に見るに、工場數職工數共に染織工場最も多く、工場數に於ては四六％、職工數に於ては其の八八％を占め、以下工場數に於ては、機械器具工場（二一％）、雜工場（一三％）、飲食物工場（一二％）、化學工場（六％）等之に次ぎ、職工數に於ては飲食物工場（四・九％）、化學工場（二・五％）、機械及器具工場（二％）等之に次ぐ。次に寄宿舍の設けある工場をその收容人員別に見るときは、寄宿職工十人未滿を收容する工場最も多く、その數九、二五八工場にして五九％を占め、十人以上五十人未滿を收容するもの四、四三一工場にして（二九％）之に次ぐ。五十人以上の職工を收容するものは一、八四〇工場にして、更に五百人以上を收容するものは二五〇工場であり、そのうち二四五工場は染織工場におけるものである。

尙ほ寄宿舍施設狀況（昭和六年度）について工場監督年報の見るところは次の如くである。

「前年度に於て工場附屬寄宿舍規則全條の適用を見たりと雖、まだ充分改善せられざるもの尠からざる狀況なるを以て、本年度に於ても鋭意其の合法化に努力したる結果、硝子工場の全部を釀造工場については其の半數を改善せしむるを得たり。靜岡縣に於ては規則施行當時條件を附して許可したる寄宿舍及食堂にして天井高七尺未滿のもの又は窓の不充分なるものには改造を命じ、甚だしく規則に抵觸し而も其の改造困難なるものには年限を附して改築を命じ、期限滿了と共に改造を見たり。而して實施猶豫中なりし寄宿舍食堂の腰掛、食堂及炊事場床の設備、避難屋外出入口の設備、寢蓆、病室の外窓、專用寢具の備付（敷布、襟覆、淸潔保持）寢具及病室の天井の取付、一人當寢室の坪數及定員の制限、異る交替班の同室禁止等は規則施行と共に漸次改善を見たり。」

診療施設　診療施設については總括的な新しき報告に接しない。昭和五年十二月の調査によれば、工場專屬醫師を有し職工の疾病治療及び保健施設を行へる工場並に醫師數その他醫局の概況は左の如くである。左記以外の工場は多くは健康保險組合專屬の醫療施設を有し或ひは囑託醫制度をもつてゐる。（左表中病室の疊數は疊敷の病室の疊數であり、寢臺數はベット式病室の寢臺數であるが、兩者重複計上された場合なきにあらず——昭和五年工場監督年報參照）

工場專屬醫を有する工場數		二三四
同　職工數	男　二二五、九〇四（女、一八四、六八〇）	四七三
同　醫師數		

同　藥劑師數	二四
同　看護婦數（見習を除く）	九四〇
同　病室數	二、〇一八
同　病室疊數	三、四七一
同　寢臺數	四、二四三

右の外鑛山附屬工場にして鑛山と合同のもの一工場（男二、五三三・女四八三）醫師一四名、藥劑師四名、看護婦六一名、病室二四、寢臺九七個あり。尙健康保險組合所屬の醫局を有するものは四一工場、醫師七一名、外に鑛山と合同のもの三工場、醫師四八名である。

第三章　生計狀態

第一　生計費

勞働者の一般的生計狀態については概略これを第一篇第三章に記述した。今、內閣統計局家計調査報告の新に發表を見た「第一卷記述の部」により工場勞働者および鑛山勞働者の家計狀態の概略を摘記する。（尙ほ交通勞働者および日雇勞働者については右家計調査報告の參照を乞ふ）詳細については右家計調査報告の參照を乞ふ。

1　工場勞働者

一、實收入　工場勞働者の一世帶一箇月の平均實收入は一〇五圓五九錢（實收入の九〇・七一％）勤勞外收入九圓七九錢（九・二九％）である。勤勞收入中世帶主の收入は八八圓〇九錢（八三・五九％）世帶主の配遇者收入は三圓六一錢（三・四三％）家族收入は三圓八九錢（三・六九％）に該り、勤勞外收入の中では受贈の六圓二七錢（五・九六％）最も多く、財產收入の二圓〇九錢之に亞ぎ、外に貸間收入七二錢、其の他の收入七一錢である。

二、收支過不足　次に收支の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係に在ては平均九五錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合〇・九九％）であるが、之を收入階級別に見れば六〇圓未滿級八〇圓未滿級に於て夫々二圓四〇錢及二圓〇四錢、一〇〇圓未滿級に於て三一錢、一二〇圓級に於て八錢、不足を示し、是等諸階級は勤勞收入のみにては家計の立ち行かざる有樣である。一四〇圓未滿級以上の收入階級に至つては始めて勤勞收入に剩餘を生じ、其の剩餘額は最少一六〇圓未滿級の二圓七五錢より最多二〇〇圓以上級の二八圓一五錢に及んで居る。然るに實收入對實支出の關係に於ては各階級何れも剩餘を示し、其の剩餘額は平均一〇圓七四錢（剩餘額の實收入に對する割合一〇・二〇％）である。之を收入階級別に見るに、六〇圓未滿級に於ては僅かに四七錢（〇・八七％）に過ぎないが、漸次遞增して二〇〇圓以上級の五六圓二六錢（二四・五〇％）に達して居る。

三、實支出　工場勞働者の一世帶一ヶ月平均實支出は九四圓六四錢であつて實收入の八九・八一％に該り、勞働者世帶の平均支

出率に最も近い割合を示して居る。實支出九四圓六四錢中飲食物費は三六圓三一錢（實支出の三八・三七％）、住居費は一五圓七一錢（一六・六〇％）、光熱費は四圓四一錢（四・六六％）、被服費は一二圓二〇錢（一二・八九％）、其の他の諸費は二六圓〇一錢（二七・四八％）であつて、其の他の諸費の實支出中に占むる割合は各勞働者世帶中最も高い。

以上の五大費目中、飲食物費に在ては米麥費の一四圓四一錢（實支出の一五・二三％）最も多く、副食物費一二圓八九錢（一三・六一％）、嗜好品費六圓四八錢（六・八五％）、其の他二圓五三錢（二・六八％）を示して居る。住居費に在ては家賃の一二圓三四錢（實支出の一三・〇四％）、被服費に在りては衣服費の八圓七九錢（實支出の九・二九％）が夫々其の大部分を占めて居る。其の他の諸費に在ては文化費の一一圓二七錢（一一・九一％）、社會生活費の一一圓一一錢（一一・七四％）が主なる支出である。

次に收入階級別に各費目の實支出中に占むる割合の變動狀況を見るに、先づ飲食物費に在ては六〇圓未滿級の四五・三一％より順次遞減して一二〇圓未滿級三七・六一％、一八〇圓未滿級三一・九九％を示し、二〇〇圓以上級に於て三一・七二％に低下して居る。住居費の割合は平均の一六・六〇％を中心として收入の增加に依る動きが殆んど認められないが、光熱費に在ては六〇圓未滿級の六・四三％より收入階級の上進に伴ひ僅か乍らも遞減して二〇〇圓以上級に於て三・九三％を示して居る。之に反して被服費の割合は收入の增加に從ひ僅か乍らも遞增の傾向を示し、六〇圓未滿級に於ける其の割合一〇・一六％は徐ろに增大して二〇〇圓未滿級には一六・〇七％を占めて居るが、二〇〇圓以上級に於て一三・五五％に降つて居る。其の他の諸費の割合は階級の上進と共に例外なく遞增して六〇圓未滿級の二一・一五％より二〇〇圓以上級の三四・八八％に達して居る。

四、總收支　工場勞働者の世帶に於ける總收入一八五圓七〇錢中實收入の一〇五圓三八錢（總收入の五六・七五％）、實收入以外の收入は八〇圓三二錢（四三・二五％）である。而して實收入以外の收入に在ては前月よりの繰越の四七圓一四錢最も多く、掛買の一八圓〇四錢、貯金引出の六圓九六錢之に亞ぎ、以下負債三圓四二錢、無盡取金二圓一〇錢、貸金受入一圓四九錢の順序であつて外に保險金四三錢、質入一一錢、其の他の六三錢を示して居る。

總支出中實支出は九四圓六四錢（總支出の五〇・九六％）、實支出以外の支出は九一圓〇六錢（四九・〇四％）であつて、實支出以外の支出の中翌月への繰越は四八圓〇八錢を最高とし、掛買拂の一八圓二二錢、貯金の一二圓一七錢、無盡掛金の三圓八一錢、負債返還三圓三四錢を主なるものとし、外に保險料二圓五一錢、貸金一圓五九錢、質受金一八錢、其の他一圓一六錢を示して居る。

次に實支出に對する實收入の剩餘額一〇圓七四錢（實收入の一〇・一九％）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に五圓二一錢、保險に二圓〇八錢、無盡に一圓七一錢、貸金に一〇錢の夫々支出超過を來たして居るのであるが、此の總額九圓一〇錢（實收入の八・六四％）が一箇月間の蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰

越に九四錢、掛賃に一八錢、質に七錢、其の他に五三錢の支出が過及負債に八錢の收入超過となつて現はれて居る。

2　鑛山勞働者

一、實收入　一世帶一箇月の平均實收入は八三圓九三錢であつて、內勤勞收入は七八圓三一錢（九三・三〇％）、勤勞外收入は五圓六二錢（六・七〇％）に該る。勤勞收入中世帶主の收入は六九圓四四錢（八二・七三％）、世帶主の配遇者收入は四圓五九錢（五・四七％）、家族の收入は四圓二八錢（五・一〇％）であつて、勤勞外收入に在ては受贈の四圓〇八錢（四・八六％）が其の大部分を占めて居る。

二、收支過不足　次に收支の過不足狀況を見るに、勤勞收入對實支出の關係に在ては平均四圓四七錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合五・七一％）を示して居るが、一六〇圓未滿級に於て一圓四〇錢、二〇〇圓以上級に於ては一六圓三八錢を夫々不足して居る。實收入對實支出の關係に在ては各階級何れも剩餘を生じ最少六〇圓未滿級の三圓一八錢（剩餘額の實收入に對する割合六・〇四％）より最多一八〇圓未滿級の三六圓五七錢（二一・九六％）に達し、平均一〇圓〇九錢の剩餘（一二・〇三％）であつて、此の剩餘割合は交通勞働者世帶の夫れに亞ぐの高率である。

三、實支出　鑛山勞働者の一世帶一箇月平均支出は七三圓八四錢であつて實收入の八七・九八％に該り、工場勞働者世帶に比すれば幾分低率の支出である。

實支出七三圓八四錢中飲食物費は三五圓八三錢（實支出の四八・五二％）、住居費は五圓八九錢（七・九八％）、光熱費は二圓六六錢（三・六〇％）、被服費は一〇圓五四錢（一四・二八％）、其の他の諸費は一八圓九二錢（二五・六二％）である。鑛山勞働者世帶の飲食物費の實支出中に占むる割合は各種勞働者世帶中最高であるが、住居費の割合及光熱費の割合は各種勞働者世帶中最低を示して居る。

以上の五大費目中、飲食物費に在ては米麥費の一六圓五九錢、（二二・四七％）最も多く、副食物費の一二圓三四錢（一六・七一％）嗜好品費の六圓六一錢（八・九五％）之に亞ぎ、其の他の支出は僅かに二九錢（〇・三九％）である。住居費に在ては家賃の三圓〇四錢（四・一二％）、被服費に在ては衣服費の七圓六一錢（一〇・三一％）が夫々其大部分を占め、其の他の諸費に在ては文化費の八圓三八錢（一一・三五％）、社會生活費の六圓八四錢（九・二七％）を主なるものとす。

次に收入階級別に各費目の實支出中に占むる割合の變動狀況を見るに、飲食物費に在ては大體收入階級の上進に伴つて其の割合を遞減し、六〇圓未滿級に於ては實支出の過半五四・四〇％を之に投じて居るが、一二〇圓未滿級に於て四四・八八％となり、一六〇圓未滿級に於て四一・八七％に減じ、一八〇圓未滿級に於て五〇・九七％に上昇し、二〇〇圓以上級は三六・八七級に急減して居る。住居費及光熱費の割合は何れも大體に於て漸減の傾向を示し前者は六〇圓未滿級の九・一二％より二〇〇圓以上級の六・二九％

に降り、後者は六〇圓未滿級の三・九三%より二〇〇圓以上級の一・二一%に減少して居る。被服費に在ては敍上三費目と反對に收入の增加と共に大體其の割合を遞增し、六〇圓未滿級の一二・五五%より一八〇圓未滿級の一六・八五%に達して居るが、二〇〇圓以上級に於て急に九・七七%に降つて居る。其の他の諸費に在ては收入階級の上進と共に顯著に其の割合を遞增して六〇圓未滿級の二〇・〇〇%より二〇〇圓以上級の四五・八六%に達して居る。

四、總收支　鑛山勞働者の世帶に於ける總收入一五三圓三〇錢の中實收入は八三圓九三錢（總收入の五四・七五%）、實收入以外の收入は六九圓三七錢（四五・二五%）であつて、實收入以外の收入に在ては前月よりの繰越の二九圓四七錢、掛買の二七圓一四錢を主なるものとし、遙かに降つて貯金引出の五圓二五錢、負債の二圓五三錢、無盡取金の二圓四九錢之に亞ぎ、以下保險金は一圓七錢、貸金受入は一圓〇八錢、質入は二錢、其の他は一二錢である。

總支出中實支出は七三圓八四錢（總支出の四八・一七%）、實支出以外の支出は七九圓四六錢（五一・八三%）であつて、實支出以外の支出中翌月への繰越の三〇圓六二錢、掛買拂の二八圓七四錢を主なるものとし、遙かに下つて貯金の九圓四二錢、無盡掛金の四圓九五錢、負債返還の二圓五三錢之に亞ぎ、外に保險料に一圓六二錢、貸金に一圓一八錢、質受金に九錢、其の他に三一錢を算して居る。

次に實支出に對する實收入の剩餘額一〇圓〇九錢（實收入の一二・〇二%）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に四圓一七錢、無盡に二圓四六錢、保險に三五錢、貸金に一〇錢の夫々支出超過を示し、此の總額七圓〇八錢即ち實收入の八・四四%が一箇月の蓄積部分となるのであつて、爾餘は掛買に一圓六〇錢、操越に一圓一五錢、質に七錢、其の他に一九錢の夫々支出超過となつて現れて居る。

第二　職工及び鑛夫貯蓄

工場主管理のもとに行はれる職工貯蓄金は、昭和六年十月一日現在において總額五八、九三九、三八一圓（內、官設工場におけるもの九、四七一、三七一圓）、これが職工數六四〇、七二四人（內、官設工場六四、三三五人）であり、職工一人當り平均貯蓄金額は九十一圓九十九錢である。之を前年度に比較すれば、職工數において六七、九八八人、貯蓄金において六、六〇四、九九六圓の減少であるが、一人當り平均においては四十九錢の減少で比較的に僅少である。これを累年の趨勢に比較すれば左の如くである。

職工貯蓄累年比較

	工場數	職工數	貯金	貯金額	一人平均
				圓	圓
昭和二年十一月一日現在	五、八四四	七九九、五三七	五五、二二五、九三四	六九・〇六	
昭和三年十一月一日現在	五、五三九	七九〇、五三二	六一、四七四、六七八	七七・七六	

昭和四年十一月一日現在	五、八九三	七九〇、二五九	六七、八九四、七一六	八五・九一
昭和五年十月一日現在	五、五七九	七〇八、七一三	六五、五四四、三七七	九二・四八
昭和六年十月一日現在	五、四九一	六四〇、七二四	五八、九三九、三八一	九一・九九

（備考　右は官設工場をも含む）

管理方法別職工貯蓄　右昭和六年の狀況を管理方法別に見れば次表の如くであり、工場貯金最も多く貯蓄金總額の八五%にのぼる。この工場預金は工場主が現金を預り主として工場主の流動資本に利用せられるので、最近の不況は屢々返金不能事件を惹起した。之に對し當局はその監督を嚴にし、新に工場預金管理の認可を與へるに當つては例へば資本金一千萬圓以上といふ如き條件をもつて基礎確實のものに限り、又既に認可を與へてゐるものについては確實な物的若くは人的保證を要求し、更に管理方法に干渉する等々によつて返還の確實を期せしめつゝあるが、昭和六年度においても尚ほ多數の返還不能事件を惹起してゐる。尚ほ工場預金の利子は郵便銀行利子よりも高いのを一般とするが、同年には不況のため利率引下げの擧に出づるものが多數に上つた。

	貯金額	
郵便貯金	六、一九二、六五六圓	一〇・五一%
銀行貯金	二、一三〇、七二九	三・六〇
工場貯金	五〇、一二四、〇六一	八五・〇四
その他	五〇一、九三五	〇・八五
計	五八、九三九、三八一	100・00

（備考　官設工場をも含む）

業態別職工貯蓄

	工場數	職工數	貯金額	一人平別
染織工場	一、九八三	四一六、一八八	二二、七三五、一八九圓	五四・六三
機械器具工場	六二三	六二、三六一	二、三三九、七三八	一九七・八一
化學工場	五三五	五七、七四三	七、九八七、七六六	一三八・三三
飲食物工場	三二九	三、四一五	二、九〇九、九一六	二三四・三九
雜工場	五八九	一六、四二一	一、一七一、九四四	七一・三七
特別工場	一、〇七三	二、二四一	二、三〇五、四五七	二〇五・〇九
計	五、一三三	五七六、三八九	四九、四六八、〇二〇	八五・八二
官設工場	三六九	六四、三三五	九、四七一、三七一	一四七・三三
總計	五、四九一	六四〇、七二四	五八、九三九、三八一	九一・九九

鑛夫貯蓄　昭和六年末における鑛夫貯蓄金及び積立金は、九、五四六、九七九圓、その貯蓄人員は十一萬二千三百九十人にして、前年に對比すれば金額六萬二千餘圓を增加するに拘らず人員二萬六百六十一人を減少してゐる。一人當り貯蓄金は約八十五圓で前年に比し十四圓を增加してゐる。いまこれを鑛山種別に見れば次の如し。

鑛種別鑛夫貯蓄金

	人員	金額	一人平均
金屬山	三、八六七人	四、四三三、八五七圓	一三九・一四

石炭山	七五、六一六	四、五一三、〇三六	五九・六八	
石油山	三、二二二	四九三、〇一五	一五三・四九	
其の他の非金屬山	一、六八五	一〇七、〇七一	六三・五四	
合計	一二二、三九〇	九、五四六、九七九	八四・九五	

第三篇　農業勞働狀態

第一章　農業概況

第一　耕地面積

昭和六年末現在における內地耕地面積を「第八次農林省統計書」によつて見れば次の如くである。

		前年に比し
總數	五、九〇四、六〇七・八三（クタール）	三七、五〇六・七四（クタール）増
田	三、一八五、三二二・九二（五割四分）	七、五六三・三七（二厘）増
畑	二、七一九、二九四・九一（四割六分）	二九、九四三・三七（一分一厘）増

最近十ケ年間に於ける趨勢を觀るに田は年々規則正しく增加の傾向を示せるも畑は漸減の傾向にある。

次に耕地を自作地、小作地別に別てば

		前年に比し
自作地	三、一三〇、四七八・八一（クタール）（五割三分）	五四、三三一・八三（クタール）（三分四厘）増
小作地	二、七八四、二三九・〇三（四割七分）	一六、八二五・〇九（一分五厘）減

最近十ケ年間に於ける趨勢を觀るに、自作地は大正十二年迄漸減し同十三年以降漸增の傾向を示し、小作地は年々減少の傾向に在りしも、昭和三年以後漸增の傾向に在り。

之を田畑別に觀れば

	自作地	小作地
田	一、四八四、七二九・五五（クタール）（四割七分）	一、七〇〇、五八三・三七（クタール）（五割三分）
畑	一、六三五、七四九・二六（六割）	一、〇八三、五四五・六五（四割）

田は小作地面積稍大なるに反し畑は自作地面積遙に大なり。（第一部統計表第十八表其一參照）

第二　農家戶數

昭和六年末現在に於ける農家戶數は次の如し。（「第八次農林省統計書」に據る）

		前年に比し
總數	五、六三三、八〇〇（戶）（總戶數の四割六分）	二四、一六〇（戶）（一分二厘）増

最近十ケ年間の趨勢を見るに農家戶數の總戶數に對する割合は逐年減少の傾向にあり。

イ、專業、兼業別農家數

		前年に比し
專業	四、〇九〇、五八五（戶）（七割三分）	四八、九〇三（戶）（一分二厘）増
兼業	一、五四三、三一五（戶）（二割七分）	一四、七七三（戶）（九厘）減

最近十ケ年間に於ける趨勢は大體に於て專業戸數は漸增し兼業戸數は漸減の傾向に在り。

ロ、自作、小作別農家戸數

自作農	一、七五六、三九九戸（三割一分）
小作農	一、四九五、三二〇（二割七分）
自作兼小作農	二、三八二、〇九一（四割二分）

最近十ケ年間の趨勢を觀るに大體に於て自作農及自作兼小作農は漸增の傾向あるに反し、小作農は漸減の傾向を示せり。

ハ、耕作耕地廣狹別農家戸數

ヘクタール	戸
〇・五〇未滿	一、九四一、四八八（三割五分）
〇・五〇——〇・九九	一、九三三、一七三（三割四分）
〇・九九——一・九八	一、二三六、三八〇（二割二分）
一・九八——二・九八	三九、七四七（六分）
二・九八——四・九六	一三〇、〇七八（二分）
四・九六以上	七二、九三五（一分）

最近十ケ年間に於ける趨勢を觀るに大體に於て一・九八ヘクタール未滿のものは漸增の傾向あるに反し、一・九八ヘクタール以上のものは年々減少の傾向を示し、而して小經營のもの增加し、中經營以上のもの減少するは注目すべき現象である。（第一部統計表第十八表其二參照）

二、耕地所有者戸數

昭和六年末現在に於ける耕地所有者戸數は、次の通りである。（「農林省統計書」）

總數	五、〇九五、四四七戸	前年に比し
		三〇、五〇二戸（六厘）增

之を所有地の廣狹別に觀れば

ヘクタール	戸
〇・五〇未滿	二、五三五、四三八（四割九分七厘）
〇・五〇——〇・九九	一、二七三、二四一（二割五分）
〇・九九——二・九八	八九九、一三八（一割七分七厘）
二・九八——四・九六	二四四、九八三（四分四厘）
四・九六——九・九二	一二三、八六九（二分二厘）
九・九二——四九・五九	四六、〇五二（九厘）
四九・五九以上	三、七六三（一厘）

最近十ケ年間に於ける趨勢は、所有者總數は漸增の傾向を示し、所有耕地の廣狹別に於ては二・九八ヘクタール未滿のもの漸增の傾向あるに反し、二・九八ヘクタール以上のものは本年幾分增加せるも大體に於て漸減の傾向を示せり。（第一部統計第十八表其三參照）

第三　農作狀況

米　昭和七年に於ける米作付反別は三百二十五萬七千五百三十三町五段にして前年作付段別に比すれば八千八百十四町（三厘）を、前五個年平均作付段別に比すれば四萬四千七百二十町五段（一分四厘）を增加せり。

而して米收穫高六千三十九萬九十八石にして之を前年收穫高に比すれば五十七萬四千八百三十五石（九分四厘）を增加し前五箇年平均收穫高に比すれば四十二萬七百二十六石（七厘）の減少を示せり。

蓋し本年の稻作は苗代時期に於ける天候概して適順にして苗の發育良好に進みしが移植後七月中旬に亘りては日照時少く氣溫低かりし爲、稻の生育思はしからず、後天候順調となるに及んで相當生育の回復を見るに至りたるが、其の後開花結實期に至り降雨低溫の爲成熟を妨げられたるものあり。且つ北海道、青森其の他の地方に於ては水害ありたるを以て、九月二十日現在調に於ては六千五十五萬九千二百九十石と豫想せられたり、而して其の後も氣溫引續き低く且つ地方に依りては稻熱病、螟虫等の被害相當大なる見込なりしを以て十月末現在調に於ては前回に比し百三十八萬八百三十石（二分二厘）の減少を豫想せられたり、然れども其の後の天候は概して順調にして地方に依りては風水害等ありしも、其の被害比較的輕微なりしに因り實收高に於ては十月末日現在調の豫想に比し二十一萬一千六百三十八石（四厘）の增加を示せり。

尙參照の爲本年及最近五箇年間に於ける作付反別及收穫高を掲ぐれば左の如し。

	（作付段別）町段	（收穫高）石
昭和二年	三、一七三、六八三・五	六三、一〇三、五四一
昭和三年	三、一九一、七三六・一	六〇、三〇三、〇八九
昭和四年	三、二一〇、六〇四・一	五九、五五七、六九四
昭和五年	三、二三九、三二一・六	六六、八七五、五三五
昭和六年	三、二四八、七一九・五	五五、二一五、二六三
自昭和二年至同六年五ケ年平均	三、二二三、八一三・〇	六〇、八一〇、八二四
昭和七年	三、二五七、五三三・五	六〇、三九〇、〇九八

麥。昭和七年に於ける麥收穫高は左の如くである。

大麥	七、五七三、九五九石	前年に比し	一九五、八八三石（二分七厘）增
小麥	六、四九七、七七一	〃	九二、〇三三（一分四厘）增
裸麥	六、五五六、一三八	〃	四四、二八二（七厘）增
計	二〇、六二七、八七八	〃	三三、一八八（一分六厘）增

最近十箇年に於ける趨勢は、大麥收穫高は大體遞減の傾向にあり、之に反し小麥收穫高は大體に於いて漸增の傾向を辿りつゝある。

養蠶。農林省發表　昭和七年に於ける產繭額は左の如し。

蠶種掃立數量	一六六、八七二、一九五瓦
養蠶戶數	二、〇六五、六二八戶
內譯	
春蠶	七七、七九六、〇〇九瓦
夏秋蠶	八八、八九六、一八六瓦
繭產額	八九、五三九、〇八八貫

價格	二九六、七六六千圓）
內譯	
春蠶	四六、三八〇、一四三貫
價格	一二、八九六千圓）
夏秋蠶	四三、一五八、九四六貫
價格	一八四、八八〇千圓）

◇……前年との比較

養蠶戶數	五四、一八九（二分六厘）減
蠶種掃立數量	三、一三四、三三〇瓦（一分八厘）減
內譯	
春蠶	二、五一四、九二三瓦（三分一厘）減
夏秋蠶	六一九、四〇七瓦（七厘）減
繭產額	七、五三三、三六七貫（七分三厘）減
價額	二、二一九千圓（七分七厘）增
內譯	
春蠶	六、二八七、〇八三貫（一割一分九厘）減
價額	四二、九三七千圓（二割七分七厘）減
夏秋蠶	一、二四六、二六四貫（二分八厘）減
價額	六四、一五六千圓（五割三分一厘）增

しかして春蠶夏秋蠶を通じ收繭高は以上の如く前年に比し七分八厘の減を見たのは主として掃立數量の減少と春蠶期及び夏秋蠶共期天候概して不順なりしため作柄一般に良好ならざりしとによる。

第四　田畑賣買價格

昭和七年に於ける田畑賣買價格に關し、日本勸業銀行發表の「昭和七年度田畑賣買價格」の概要を摘記すれば、次の如くである。

昭和七年三月現在の田畑賣買價格は

全國平均賣買價格（反當）

	昭和七年	昭和六年	騰落實數	騰落比較割合
	圓	圓	圓	分
田 上の中	五三三	五五九	落 三六	六・四
田 普通	三八六	四一一	落 二五	六・一
田 下の中	二五五	二七一	落 一六	五・九
畑 上の中	三四〇	三七〇	落 三〇	八・一
畑 普通	二三四	二五三	落 一九	七・五
畑 下の中	一四〇	一五〇	落 一〇	六・七

即ち昭和七年に於ける田畑の平均反當賣買價格は前表に示すが如く、前年に比し各品等を通じて孰れも低落し、之を普通品等のものに就きて觀れば、田は六分一厘落の三百八十六圓、畑は七分五厘落の二百三十四圓なり。

斯の如く田畑の賣買價格が本年も亦前年に引き續き低落の傾向を示せるは連年の農產物價の低落に因り、田畑の收益激減したるに加へ、農村の購買力亦著しく減退したるに因るも

のなるべく、金の輸出再禁止後に於ける農産物價の騰貴も、未だ以て田畑賣買價格の落勢を阻止するに足らざりしことを知るべし。

耕地價格の高低は土地生産力の大小、耕地面積の廣狹等に支配せられ、又其の騰落は農産物價の騰落と農家購買力の增減とに至大の關係を有するのみならず、地方金融の情勢、或は小作問題の消長等各地方に於ける特殊の事情に支配せらるる處尠からず、從つて地方に依りて其の高低騰落の程度に差違あるは言を俟たざる所にして、今之を地方別に觀察すれば、本年に於ける普通田の賣買價格は近畿區に於ける五百八圓を最高とし、四國區、東海區、中國區、東山區、九州區、北陸區、關東區、東北區及沖繩區順次之に次ぎ、北海道の九十四圓を最低とす。又普通畑に在りては、東海區の三百五十三圓を最高とし東山區、關東區、近畿區、四國區、九州區、北陸區、東北區及沖繩區順次之に次ぎ、北海道の四十二圓を最低とす。

更に前年に對する騰落の狀況を觀るに、普通田に在りては中國區に於て前年同樣なりしを除けば、他の地方に於ては孰れも低落を示し、其の低落割合は關東區の一割九厘を最高とし、北海道、東海區、東北區、四國區、北陸區、九州區、東山區及近畿區順次之に次ぎ沖繩の三分を最低とす。又普通畑に在りては各地方孰れも低落を示し、其の割合は關東區の一割五分九厘を最高とし、北陸區、沖繩區、東海區、東北區、北海道、四國區、東山區及中國區順次之に次ぎ、近畿區の一分を最低とす。

次に普通品等の田畑に就きて大正二年以降に於ける推移を觀るに、本邦に於ける耕地の賣買價格は大正五年以降四ケ年逐年奔騰の趨勢を持續し、大正八年には普通田は七百六圓普通畑は四百二十一圓となりて、共に大正四年に比し約三倍の高値を示したり。之れ本邦の經濟界が當時歐洲大戰の影響を蒙りて未曾有の活況を呈し、農産物の價格は一般物價と共に昂騰の一途を辿りたる爲め、田畑の收益激增し、農家の購買力亦著しく增進したるに因るものなり。然るに大正九年春恐慌の襲來するや、農産物價は遽に低落の方嚮に轉じ、耕地價格も亦其の影響を蒙り田畑共に前年に比し實に百圓方暴落を演ずるに至れり。

爾來耕地價格は一般物價の漸落に伴ふ農産物價の低落小作爭議の頻發、資金の都市偏在に因る農村金融の梗塞等の爲め概ね低落の趨勢を持續したるが、殊に昭和五年以降金解禁の影響に加へて世界的不況の襲來に因り、一般物價の低落甚だしく、特に農産物價が稀有の慘落を演じたる爲め、耕地價格の落勢は更に一層助長せらるゝに至れり。

第二章　小作狀態

小作料

日本勸業銀行調査課發表にかゝる昭和七年度に於ける全國平均實收小作料は次の如くである。

地目及品目	全國平均實收小作料 昭和七年	昭和六年	增減(△)比較 實數	割合
田 上の中	一・二四石	一・二五石	〇・〇一石	〇・八分
田 普通	一・〇二	一・〇二	〇・〇一	一・〇
田 下の中	〇・七四	〇・七五	〇・〇一	一・三
畑 上の中	一五・五六圓	一九・〇六圓	三・五〇圓	一八・四
畑 普通	一一・二一	一三・七四	二・五三	一八・四
畑 下の中	七・〇七	八・五六	一・四九	一七・四

本年度に於ける田畑實收小作料の全國平均は前表に示すが如く、前年度に比し各品等を通じ孰れも低減したるが、その程度は畑に於て特に顯著たるを認む。即ち之を普通品等のものにつきて觀れば、田小作料は一石一升にして、前年に比し一分を低減せるに過ぎざるも、畑小作料は十一圓二十一錢にして實に一割八分强の激減なり、之れ田小作料は殆ど現物を以て授受せらるゝに反し、畑小作料は金納の契約を爲すものは、小作料の納入に當りては、之を時價に換算し現金を以て授受する慣行尠からず、仍て本調査に於ては畑小作料は總て之を金納として計算したるため農産物價低落の影響が畑小作料に於て特に顯著と爲りしものなるべし。

耕地の小作料は耕地價格と同じく地方的特殊事情に因りて高低の差あり、從つて其の增減も地方に依りて差異あるを免かれず、今普通品等の田畑に就きて其の小作料を地方別に觀察すれば左表の如し。

イ、地方別普通田實收小作料

地方別	實收小作料 昭和七年	昭和六年	增減(△)比較 實數	割合
北海道	〇・三五石	〇・四二石	△〇・〇七石	一六・七分
東北區	〇・九六	〇・九八	△〇・〇二	二・〇
關東區	〇・九三	〇・九四	△〇・〇一	一・一
北陸區	〇・九八	〇・九九	△〇・〇一	一・〇
東山區	一・〇二	一・〇二	〇	〇
東海區	〇・九五	〇・九八	△〇・〇三	三・一
近畿區	一・〇九	一・一三	△〇・〇三	二・七
中國區	一・一四	一・一五	△〇・〇一	〇・九
四國區	一・一七	一・一七	〇	〇
九州區	一・一一	一・〇九	增〇・〇二	一・八

沖縄	〇・四五	〇・四二	增〇・〇三	七・一
全國平均	一・〇一	一・〇二	△〇・〇一	一・〇

地方別普通畑實收小作料

實收小作料及增減比較 地方別	實收小作料 昭和七年	實收小作料 昭和六年	增減(△) 實數	增減(△) 割合
	圓	圓	圓	分
北海道	二・三五	二・三三	△〇・一八	七・一
東北區	七・五七	一〇・七五	△三・一八	二九・六
關東區	一〇・五一	一一・六六	△一・一五	九・九
北陸區	九・六八	一二・〇四	△二・三六	一九・六
東山區	一五・二三	一八・一二	△二・八九	一五・九
東海區	一四・六九	一八・三七	△三・六八	二〇・〇
近畿區	一三・六四	一六・三三	二・八九	一七・五
中國區	一一・三六	一三・七六	二・四〇	一七・四
四國區	一五・六七	一八・九九	三・三二	一七・五
九州區	九・七一	一二・三八	二・六七	二一・六
沖縄	七・九〇	八・八〇	〇・九〇	一〇・二
全國平均	一一・二一	一三・七四	二・三三	一八・四

即ち田に在りては四國區の一石一斗七升を最高とし、中國區、九州區、近畿區、東山區、北陸區、東北區、東海區、關東區及沖縄區順次之に次ぎ、北海道の三斗五升を最低とす。

更に前年に對する增減割合を觀るに、田小作料は東山區及四國區に於ては減少なく、九州區及沖縄區に於ては增加したるも、其の他の地方に於ては孰れも低減せり、而して其の低減割合は北海道の一割六分七厘を最高とし、東海區の三分一厘、近畿區の二分七厘及東北區の二分順次之に次ぎ、その他は概ね一分內外に過ぎず。然るに畑小作料は前年に比し各地方孰れも低減し、其の割合は北海道の七分一厘を最低とし、關東區及沖縄の一割前後之に次ぎ、他は孰れも一割五分以上にて東北區の二割九分六厘を最高とす。

尙普通品等の田畑實收小作料に就きて大正十年以降の推移を示せば、左表の如し。

年次	實收小作料 實數	實收小作料 同上指數	普通畑 實數	普通畑 同上指數
	萬		圓	
大正十年	一・一七	一〇〇	一八・七五	一〇〇
同 十一年	一・一四	九七	一九・五五	一〇四
同 十二年	一・一三	九七	一九・九六	一〇六
同 十三年	一・〇九	九三	一九・九六	一〇六
同 十四年	一・〇八	九二	一九・一六	一〇三
昭和元年	一・〇七	九一	一八・九九	一〇一
同 二年	一・〇三	八七	一八・七八	一〇〇
同 三年	一・〇四	八九	一八・五〇	九九
同 四年	一・〇三	八八	一七・二三	九二
同 五年	一・〇三	八八	一五・九八	八五

同六年	一・〇三	八七	一三・七四	七三
同七年	一・〇二	八六	一二・二	六〇

第三章　農家經濟

第一　農家經濟調査

農林省は大正十年以來道府縣會に委囑して農家經濟調査を續行しつゝあるが、昭和七年十二月發表の該調査成績に據り昭和五年度（昭和五年二月一日より昭和六年一月末に至る滿一ケ年間）に於ける農家經濟の概要を左に摘記する。

1　調査農家の種類及戸數

昭和五年に於て調査せる農家は二三四戸であつたが、中途記帳中止や不備等の事由により結局採用農家戸數は二二六戸となつた。之を地方別に示せば次の如し。

地方別	採用農家戸數 自作	自、小作	小作	計
北海道地方	一	一	二	四
東北地方	一四	一〇	八	三
關東地方	一四	九	二	二四
北陸地方	七	八	六	二
中部地方	一三	一三	三	三八
近畿地方	一〇	九	七	二六
中國地方	六	七	二	一五
四國地方	七	三	三	三
九州地方	一六	八	三	三
全國總計	九〇	七七	五九	二二六

2　農業用土地面積

農業用土地（農業經營に使用せらるる年度始現在の一切の土地。農業と農業以外に使用せらるゝ土地の用途區分は其の使用程度により按分せり）の採用農家一戸當面積及各種類間の割合を示せば左の如し。

	耕作地（全府縣—北海道及び沖縄縣を除く—平均） 田	畑	小計	宅地	山林	原野其他	小計	合計
	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩	反畝歩
自作農	一〇・五二七	六・四二四	一七・〇三一	〇・四一七	八・一三〇	〇・六一八	九・三五五	二六・三一六
自、小作農	一一・〇〇四	四・三二七	一五・四〇一	〇・三三一	四・三〇一	〇・四〇七	五・一〇〇	二〇・五〇一
小作農	一一・六二九	四・五二一	一六・二一〇	〇・三三一	一・〇〇六	〇・一一八	一・五一六	一七・七二六
平均	一一・〇〇七	五・二一六	一六・二三一	〇・四〇一	四・九二四	〇・四一五	五・八一一	二二・一〇四

同上割合

	農業用土地面積に對する割合 耕作地	耕作地外の土地	耕作地に對する割合 田	畑
	%			
自作農	六四・七七	三五・二三	六二・〇三	三七・九七
自、小作農	七五・一三	二四・八七	七一・四九	二八・五一
小作農	九一・二七	八・七三	七二・〇五	二七・九五
平均	七三・六一	二六・三九	六七・七二	三二・二八

3 農家總收入及農家の經費

採用農家二二六戸の中、平均一戸當りの總收入は一、六三六圓餘にして、內農業總收入は一、三三六圓、兼業總收入一八九圓、家事收入六〇圓である。之を各階級別及び割合について示せば左の如くである。

農家總收入(全國平均)

	農業總收入	兼業總收入	家事收入	計
	圓	圓	圓	圓
自作農	一、四四七・〇七〇	三三五・五〇四	六二・六六九	一、七三五・二四三
自、小作農	一、三五七・三六三	一六七・二四三	六三・七一〇	一、五八八・三一六
小作農	一、三三五・五六一	一六一・二六五	五〇・四三	一、五四七・二四九
平均	一、三八七・三九五	一八八・八八四	五九・八二六	一、六三六・一〇五

農家總收入に對する割合(全國平均)

	農業總收入	兼業總收入	家事收入	計
	%	%	%	
自作農	八三・三九	一三・〇〇	三・六一	一〇〇・〇〇
自、小作農	八五・四六	一〇・五三	四・〇一	一〇〇・〇〇
小作農	八六・三二	一〇・四二	三・二六	一〇〇・〇〇
平均	八四・八〇	一一・五四	三・六六	一〇〇・〇〇

次に農家の總經費は一戸當り平均一、七〇八圓餘にて、內農業經營費八八七圓餘、兼業費二一圓餘、家計費八〇〇圓餘である、之が自小作別及び割合を示せば次の如くである。

農家總經費(全國平均)

	農業經營費	兼業費	家計費	計
	圓	圓	圓	圓
自作農	八六七・八八三	二九・三三八	九二三・九七四	一、八一〇・一九五
自、小作農	八七一・七九九	一八・一三五	七六九・六二五	一、六五九・五五九
小作農	九三八・五五五	二一・一三一	六六七・八一九	一、六一八・五〇五
平均	八八七・六六七	二一・〇二九	八〇〇・一三三	一、七〇八・八二九

農家總經費に對する割合(全國平均)

	農業經營費	兼業費	家計費	計
	%	%	%	
自作農	四七・九四	一・六二	五〇・四四	一〇〇・〇〇
自、小作農	五二・五三	一・〇九	四六・三八	一〇〇・〇〇
小作農	五七・九九	〇・七五	四一・二六	一〇〇・〇〇
平均	五一・九五	一・二五	四六・八一	一〇〇・〇〇

4 農家の總所得

農家の總所得（農業所得、兼業所得及家事收入の和）の採用農家平均一戸當金額及各種類間の割合を示せば左の如し。

農家總所得（全國平均）

	農業所得	兼業所得	家事收入	計
	圓	圓	圓	圓
自作農	五七九・一八七	一九六・一六六	六二・六六九	八三八・〇二三
自、小作農	四八五・五六四	一四九・一〇八	六三・七一〇	六九八・三八二
小作農	三九七・〇〇六	一四九・一三五	五〇・四三	五九六・五六三
平均	四九九・七二八	一六七・八五五	五九・八二六	七二七・四〇九

農家總所得に對する割合（全國平均）

	農業所得	兼業所得	家事收入	計
	%	%	%	
自作農	六九・二	二三・四一	七・四八	一〇〇・〇〇
自、小作農	六九・五三	二一・三五	九・二三	一〇〇・〇〇
小作農	六六・五五	二五・〇〇	八・四五	一〇〇・〇〇
平均	六八・七〇	二三・〇八	八・二三	一〇〇・〇〇

5 家計費

採用農家一戸當平均家計費は八〇〇圓餘にして第一及び第二生活費の割合平均は六二・五六％に對する三七・四四％であり、第一生活費中では飲食費の割合最も高く（四三・七六％）、被服費（七・五六％）、光熱費（六・二九％）之に次ぎ、住居費（三・三七％）、什器費（一・七九％）は極く僅少である。第二生活費の方では交際費（七・六九％）最多く、冠婚葬祭費（七・二〇％）之に次ぎ、娯樂費（〇・七五％）が最低位にある。

次にこれを各階級別に見れば自作農九一二圓餘にて金額割合とも最も多く、自小作農七六九圓餘にて之に次ぎ、小作農六六七圓餘にて最も少い。しかし第一生活費と第二生活費との割合から見れば、第一生活費に於ては小作農最も高く、自作農最も低い。反對に第二生活費に於ては小作農最も低く自作農の最高であることは注目に値ひする。

家計費の採用農家平均一戸當金額及各種類間の割合を示せば左の如し。

家計費（全國平均）

種類	金額 自作農	金額 自、小作農	金額 小作農	金額 平均	家計費に對する割合 自作農	家計費に對する割合 自、小作農	家計費に對する割合 小作農	家計費に對する割合 平均
	圓	圓	圓	圓	%	%	%	%
第一生活費 住居費	三六・七七八	三一・二四二	一八・一〇九	二六・九三二	四・〇三	二・八九	二・七二	三・三七
飲食費	三五七・八一三	三四五・八一五	三二六・六九一	三四五・六〇四	三九・一九	四四・九三	四八・九二	四三・一九
被服費	七三・三六二	五六・五六一	四五・九五五	六〇・四八二	八・〇四	七・三五	六・八八	六・五六

活費 光熱費	五五・四一七	四七・〇七五	四六・七九六	五〇・三二四	六・〇七
什器費	一五・九一三	一四・八七三	一一・一四九	一四・三一五	一・七四
計	五三九・二九二	四八六・五六六	四四八・七〇〇	四九七・六七七	五九・〇七
第二生活費 修養費	九・二六五	六・七八六	五・九三六	七・五五三	〇・八八
教育費	三三・三二〇	一八・七〇二	六・三六二	二一・三〇二	三・六五
交際費	七四・三二〇	五五・九六九	四九・二〇五	六一・五一一	八・一四
嗜好費	四二・九六一	二九・七六四	二六・〇八二	三四・〇五八	四・七一
娯樂費	八・三二四	五・一二九	三・七二〇	六・〇三四	〇・九一
保健衛生費	三七・五四二	四五・九八九	三四・四二〇	三九・六〇五	五・一五
冠婚葬祭費	七五・五四三	五一・七六〇	三七・八四一	五七・五九七	八・二八
諸負擔	一八・四六八	一一・六八三	七・七四一	一三・三五五	二・〇三
其の他	七〇・五五九	五〇・六三四	四三・八五一	五六・七九八	七・七三
計	三七〇・三〇二	二七六・四一六	二二五・一五八	二九七・八一二	四〇・五六
家事未拂金	三・三八〇	六・六四三	三・九六一	四・六四四	〇・三七
計	九一二・九七四	七六九・六一五	六六七・八一九	八〇〇・一三三	一〇〇・〇〇
（右ノ内）現金支拂額	五三二・九七三	四一八・八四四	三四八・五二四	四四五・九三五	五八・三七
現物支辨額	三五三・三七六	三三七・三四五	三〇六・五八一	三三五・六九八	三八・七一
減價額	二六・六二五	一三・四三六	一二・七二四	一八・五〇〇	二・九二

活費 光熱費	七・〇一	六・二九	七・〇一	六・二二	六・〇七
什器費	一・六七	一・七九	一・六七	一・九三	一・七四
計	六七・三三	六二・二〇	六二・三七	六三・〇七	五九・〇七
第二生活費 修養費	〇・八九	〇・九四	〇・八九	〇・八八	一・〇一
教育費	〇・九五	二・六六	二・四三	二・四三	三・六五
交際費	七・三七	七・六九	七・二七	七・二七	八・一四
嗜好費	三・九〇	四・二六	三・八七	三・八七	四・七一
娯樂費	〇・五六	〇・七五	〇・六七	〇・六七	〇・九一
保健衛生費	五・一五	四・九五	五・九八	五・九八	四・一一
冠婚葬祭費	五・六七	七・二〇	六・七二	六・七二	八・二八
諸負擔	一・一六	一・六七	一・五二	一・五二	二・〇三
其の他	六・五七	七・一〇	六・五八	六・五八	七・七三
計	三一・二二	三七・三三	三五・九二	三五・九二	四〇・五六
家事未拂金	〇・五九	〇・五八	〇・八六	〇・三七	〇・三七
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
（右ノ内）現金支拂額	五二・二八	五五・七三	五四・四二	五四・九三五	五八・三七
現物支辨額	四五・九一	四一・九六	四三・八三	三三五・六九八	三八・七一
減價額	一・九一	二・三一	一・七五	一八・五〇〇	二・九二

6 農家の總所得と家計費との比較

農家總所得と家計費との比較は農家の過不足狀態を明にするものであるが、採用農家平均一戸當金額を比較すれば左の如くである。

（全府縣平均）

	自作農	自、小作農	小作農	平均
農家總所得	圓 八三七・三〇一	圓 六九八・八一七	圓 五七九・三九七	圓 七三二・六四一
家計費	九一九・四七九	七六七・九五四	六六二・一七五	八〇〇・四六九
差引過不足	△ 八二・一七八	△ 六九・一三七	△ 八二・七七八	△ 七七・八六八

農家の總所得と生計費との比較に付剩餘ある農家と不足ある農家の戸數を二百圓未滿、二百圓以上五百圓以下、五百圓以上に分つて見れば左表の如くである。

		二百圓未滿	自二百圓至五百圓	五百圓以上	計
過剩	自作農	戸 二九	戸 六	戸 一	戸 三六
	自、小作農	二〇	六		二六
	小作農	一〇	五		一五
	計	五九	一七	一	七七
不足	自作農	三一	三	七	三一
	自、小作農	三五	一〇	五	五〇
	小作農	二八	一三	一	四二
	計	九四	三六	一三	一四三

備考　以上は何れも經濟調査手當を含むものとす。

右表には北海道及沖繩の六農家を含まず。北海道に於ける自作農は一八四圓の過剩、自小作農は二三一圓の不足、小作農の一戸は一五四圓の不足、他の一戸は六六八圓の過剩なり沖繩に於ける自作農は共に一三六圓及七九圓の過剩を示す。何れも經濟調査手當を含む）。

第二　生産費調査

米生産費調査

帝國農會の昭和七年度調査として發表せる各府縣五五五戸の米生産費は全國平均一石當自作農二一圓八三錢にて、その詳細は次の如くである。

（一）生産額（反當）

玄米	收量	石 二・四六九	
	金額	圓 四七・一〇	
副産物	屑米藁（籾殼等）	圓 四・六二	
	計	圓 五一・七二	

全國平均

（二）直接的生産費（反當）

肥料代	種子	圓 〇・四六	
	自給	圓 三・五六	
	購入	圓 四・七一	
	計	圓 八・二七	
勞賃	家族	圓 一五・二三	
	雇入	圓 二・四六	
	計	圓 一七・六九	
	畜力費	圓 一・四〇	
	諸材料其他	圓 二・〇七	
	總計	圓 二九・八九	

全國平均

（三）間接的生産費（反當）

全國平均　農具 一・五三圓　建物 一・三六圓　租税諸負擔 七・三四圓　土地資本利子 一八・二八圓　合計 二八・五一圓

(四) 全生産費（反當）

全國平均　直接的生産費 二九・八九圓　間接的生産費 二八・五一圓　合計 五八・四〇圓

全國平均　種子量 三合　勞働日數 家族 一七・八日　雇入 三・〇日　計 二〇・八日　家畜使役日數 一・六日

備考

一、種子は精選したるものを評價せしものである。從つて評價の基準は普通の種子籾に選種用鹽、採種及選種用勞働等を見積り加算せしものである。

一、購入肥料は肥料代金に運搬其他の諸費用を加算したるもの、自給肥料は市價あるものは市價により、市價なきものは肥効價により評價せしものである。

一、勞働は一人前男子普通一日の能率に換算せしものにて、家族、年雇、手傳人の勞賃は稻作期に於ける其地方日雇の平均賃錢により評價し、其他の雇人は實際支拂額による。

一、諸材料は害虫の豫防驅除のための材料費其他俵、繩等を使用せる場合の費用にして、市價あるものは市價に依り市價なきものは材料費及所要勞賃等を考慮して算定す。

一、農具中人力用小農具は其年度の新調費修繕費を以て農具費となし、人力用大農具、畜力又は動力用農具は減價償却法による減價額に修繕費とを以て其年度の農具費と見做し、稻作用のために他より賃借せしものは其賃借料を、又共同使用のもの或は自己所有にして自家經營以外他に賃貸するものは、便宜上其地方の賃借料によりしものである。

一、建物費は米の生産作業と關係ある總ての建物につき其減價格と修繕費を求め、此に稻作使用歩合を乘じて算出せしものである。

一、租税諸負擔は、稻作に關係ありと認むべき田租及その附加税家屋税及その附加税、戸數割、雜種税、農會費、水利費、部落費にして稻作の負擔に歸すべきものとす。

一、土地資本利子は田地賣買價格に對する年利率四分として計算せしものである。

一、北海道は便宜平均より除外して取扱ふこととした。

今道府縣別一石當生産費（副收入を差引たるもの）を示せば次の如し。

埼玉	二三・五一	青森	二〇・六六	千葉	二三・二五		
岩手	二〇・四三	東京	二六・七六	宮城	一七・二〇		
神奈川	二七・九三	秋田	一九・二四	長野	二〇・〇二		
山形	一七・九六	新潟	二〇・六一	福島	一七・四〇		
富山	二三・〇八	茨城	二三・〇四	石川	二三・五六		
栃木	一八・九六	福井	二四・二六	群馬	二〇・九四		

山梨	一七・六九	岐阜	二〇・八四	鳥取	一五・四二	三八・九一六	四三・五九二	三四七・五三〇	四四九・〇八六
静岡	二〇・二八	島根	一九・七四	愛知	二三・一七	五八〇・九五一	四二〇・三六六	三六九・七〇一	四七一・〇八九
岡山	一九・九三	三重	二〇・六八	廣島	二六・六九	五二・〇三五	△一三・二三六	二三・一七一	二三・〇〇三
滋賀	二三・五五	山口	二三・八三	京都	二三・九九	八八七・四二三	九六四・四七二	五八四・八〇四	八三四・六七二
德島	二四・五九	大阪	三二・二四	香川	一九・六九	九二一・二九八	九五九・一九八	六五九・七一三	八六一・九三九
兵庫	二六・三〇	愛媛	三二・九二	奈良	二五・八三	二三・八七六	△五・二七四	七四・九〇九	二七・二六七
高知	二〇・八四	和歌山	二六・五〇	福岡	二〇・四四				
佐賀	二一・一四	長崎	二〇・六二	熊本	二〇・六六				
大分	二〇・九〇	宮崎	一九・五九	鹿兒島	二一・八二				
北海道	四四・〇一	全國平均	二一・八三						

第三　農家負債

昭和七年農林省發表の農家經濟調査に據れば、昭和五年度の農家負債額は、自作農九一一圓餘、自作農九五九圓餘、小作農六五九圓餘にて平均八六一圓となつてゐる。之を全農家の平均に近しとみれば、全農家負債額は約四十八億餘圓と概算される。

上記調査に據り負債の採用農家（二二六戸）平均一戸當金額及各用途間の割合を示せば左の如し。

農家負債額（全國平均）

	自作農	小作農	平均
年度始	三五八・五〇六	二三七・二七四	三八五・五八六
年度末	三三〇・三四七	二九〇・〇二二	三九〇・八五〇
增減	△二八・一五九	五二・七三八	五・二六四

農業用負債

農業用以外ノ負債

	自作農	小作農	平均
年度始	八八七・四二三	九六四・四七二	八三四・六七二
年度末	九二一・二九八	九五九・一九八	八六一・九三九
增減	二三・八七六	△五・二七四	二七・二六七

計

負債に對する割合（同上）

	自作農	小作農	平均
農業用負債 年度始	四〇・四〇%	四〇・五七%	四六・二〇%
農業用負債 年度末	五六・二五	四三・九六	四五・三五
農業用以外ノ負債 年度始	五九・六〇	四四・九六	五三・八〇
農業用以外ノ負債 年度末	六三・七五	四三・八三	五四・六五

農林省が最近二十九道府縣に亘る地方廳を通じて行ひたる農家負債整理に關する調査（「農務時報」五四號）に從ひ農家負債の狀況を見れば、負債を有する農家は、區域內農家總數（調査報告六十事例中の一般的農家負債調査の比較的詳細なる二十三事例に基く）九、九六二戸中七、七五〇戸（七七・八%）であつて、之を階級別に見れば、小作農最も多くして七九・三%、次は自小作農の七八・五%、自作農七四・八%の順序となつてゐる。

一農家當りの負債額は自作農最高で、一、一五八圓、次は自小作農の九八七圓、小作農の四〇三圓の順序となり、平均農家一戸當りの負債額は八一三圓で自小作農家の負債額に近

似してゐる。

因に負債を借入先別に見れば左の如くである。（同上書）

イ、借入先別負債農家

（總負債戸數の）

信用組合	七三・三%	頼母子講	六七・六%	個人貸借	四三・三%
商店、金貸業者	四一・八	特殊銀行	二七・一	道府縣	一四・三
普通銀行	三・七				

ロ、借入先別負債額

（總負債額の）

信用組合	三三・三%	特殊銀行	三・八%	頼母子講	三・三%
個人貸借	三・三	普通銀行	一〇・〇	商店、金貸業	八・〇
道府縣	三・三	（特殊、普通兩銀行の負債額大なるは負債個數に比較し一戸當貸付金額大なる爲である）			

ハ、各種機關の一戸當り貸付額

特殊銀行	八五八圓	普通銀行	八〇五圓	信用組合	四三六圓
個人貸借	二九一	道府縣	二三三	商店金貸業	一九六
頼母子講	一八六				

第四篇　其他の勞働者の狀態

第一章　林業勞働者狀態

林業勞働者數

我が林業勞働者數の調査としては國勢調査によるものと山林局調査によるものとがある。昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに、林業に從事するもの〻數は總數一七三、〇〇〇人で、これは總人口の〇・五九%に當る。このうちその産業上の地位が「使用人」たる部類に屬するもの、從つて大ざつぱに林業勞働者と目し得るものは一〇、〇一〇で林業に從事する者の六三・六%である。この林業勞働者とも目し得べきもの〻うち男子は八三、〇一〇で、林業勞働者の約七五・五%に當る。いま林業從事者を産業上の地位別男女別に示せば次の如くである。

産業上の地位	男	女	計
雇主	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇
單獨	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三三、〇〇〇
使用人	八三、〇一〇	二七、〇〇〇	一一〇、〇一〇
總數	一一四、〇一〇	二九、〇〇〇	一七三、〇一〇

以上は謂はば正業として林業に從事するものの數であるが副業として林業に從事するものは總數二一四、〇二〇人でうち男子一七八、〇二〇人、女子三六、〇〇〇人である。有副業者總數七、六〇五、一一〇に對し副業として林業を營むものの割合は二・八%に達するわけである。

山林局調「山林要覽」による林業勞働者總數は（昭和五年）一、五〇二、一六二人にして、男子一、二〇七、一八五人、女子二九四、九七七人である。これを年齡別に見れば十六歳以上

六十歳未滿が一、三二九、八七一人、六十歳以上十六歳未滿は一七二、二九一人である。尙ほ次表には御料林の勞働者數が缺けてゐるが、同要覽は別に御料林について延人員として百二十餘萬餘人を計算してゐる。

林業勞働者數（北海道を含む。昭和五年現在）

林野別	總數	男	女
御料林	三七五、七三	三一〇、六〇六	六五、一二六
國有林	一〇三、三八五	七五、一八八	二八、一九七
公有林野官行造林	一、〇三三、〇五五	八二一、三九一	二〇二、六六四
民有林	一、五〇三、一六二	一、二〇七、一八五	二九四、九七七
總計			

勞働賃銀　山林勞働者の賃銀については一般的の數字を缺くが、いま國有林勞働者と公有林野官行造林勞働者とについて最近の狀況を窺へば次の如くである。

一、國有林勞働者の昭和六年度における平均賃銀及び其の前年度分との關係は左の如し。（山林彙報二八卷一號に據る）

	円錢	前年度との比較	
男	一・〇六	二七錢（二割强）	下落
女	・五一	一四錢（二割二分弱）	同
平均	・九九	二六錢（二割一分）	同

これを事業別に見れば

斫伐	一・〇七	三錢（一割七分）	下落
造林	・七七	二三錢（二割三分弱）	下落
土木	一・〇〇	二九錢（二割八分）	同
其他	・九一	三錢（一割九分强）	同
平均	・九九	二六錢（二割一分）	同

これを地方別に見れば

	円錢		
青森營林局管内	一・〇七	三錢（二割二分）	下落
秋田營林局管内	一・〇二	三錢（一割八分）	同
東京營林局管内	・九〇	二八錢（二割四分）	同
大阪營林局管内	一・〇六	二六錢（二割一分）	同
高知營林局管内	・九四	三錢（二割五分）	同
熊本營林局管内	・九九	一八錢（一割五分）	同
平均	・九九	二六錢（二割一分）	同

賃銀の地方別比較をなすに當つては各地方における各種事業、（斫伐、造林、土木の如きこの分量關係、男女性別等の員數關係等平均賃銀の高低に重要なる影響を有する諸關係の差異を考慮に容れねばならぬこと勿論であるが、右表はただその極めて概括的狀況を示せるのみである。要之昭和六年度の國有林勞働賃銀は前年度に引續き著しく低落してゐる。殊に土木及造林勞働賃銀に於て其の顯著なるを見る。この種勞働者の賃銀は大正七、八年の交より急激なる昂騰を來し、同九年に於て其の頂上に達し大勢は之より漸次下向を示しつゝ昭和四年に至つたのであるが、昭和五年に入つて其の勢頓に加はり、本年度（昭和六年度）に及んでゐる。而して此間多年斫伐勞銀の低落見るべきものがあつたにも拘らず

土木、造林勞銀は能く保合の狀態を持續して近年に至つたのであるが、茲二、三年の趨勢は全く變化し、後者（土木及造林勞銀）の落勢は前者のそれに比し寧ろ著しきを示しつゝある狀態である。

二、官行造林勞働者 の昭和六年における賃銀の狀況は次の如し。

男子　八五錢　女子　五三錢　平均　七八錢

次に賃銀の地方的差異を見るに、

賃銀高き府縣

	圓
奈良	（一・三〇）
大阪	（一・二〇）
京都	（一・一四）
神奈川	（一・一三）
滋賀	（一・一一）
福岡	（一・〇八）
富山	（一・〇五）
靜岡	（一・〇〇）
山梨	（一・〇〇）
廣島	（〇・九七）

賃銀低き府縣

	圓
沖縄	（〇・六〇）
愛媛	（〇・七二）
福島	（〇・七三）
岩手	（〇・七四）
秋田	（〇・七四）
鹿兒島	（〇・七四）
宮城	（〇・七五）
鳥取	（〇・七六）
宮崎	（〇・七六）
山形	（〇・七七）

右は官行造林勞働者中最大多數を占むる造林男平夫について之を見たるものなるを以て、其の大體の狀況を知ることができる。概して近畿、中部地方最も高く、四國、九州方面之に次ぎ、東北地方最も低廉（但し靑森縣は比較的高し）なるものの如く、又一般に都會地近傍に高きは自然の勢であらう。

昭和六年度に於ける官行造林勞働者の賃銀は其の前年度に比し男に於て三十錢（二割六分）、女に於て十五錢（二割二分）、之を包括的に見て平均二十六錢（二割五分）の下落を示してゐる。今之が既往に於ける變動を顧るに、本勞働者の賃銀は昭和二年度に至る迄は騰落浮動の狀態に在つたが、之より漸次下落の傾向を辿り、前年度（昭和五年度）において急遽二十四錢（一割七分）平均十六錢（一割三分）を低下して著るしき落勢を示し、更に本年度（昭和六年度）に入つていよ〳〵其の落勢を加へた。

第二章　漁業勞働者狀態

漁業勞働者數　昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに、「漁業に從事するもの」の總數は五六八、〇四〇人で、このうち勞働者に該當する「使用人」は三四〇、〇三〇人で總數の約六〇％に當る。その男女別數は左表におけるが如し。

	男	女	計
總數	五三、〇四〇	四七、〇〇〇	五六八、〇四〇
雇主	二二、〇〇〇	二、〇〇〇	二二三、〇〇〇
單獨	二三、〇一〇	三、〇〇〇	二二五、〇一〇
使用人	二九八、〇三〇	四二、〇〇〇	三四〇、〇三〇

次に、農林省の調査によれば、昭和六年末現在における水産業者の總數は、一、四八二、四〇三人にして前年に比し僅か

ながらも四八人の増加を呈してゐる。これは昭和四年以來の減少の傾向に對してやゝ注目に價する。男女別に見れば男子は一、二〇二、三九八人にして總數の八一%に當り殘りの一九%が女子である。總數中被傭者は八四七、八二一人で總數の五七%、この割合は前年と大差ないが、實數は前年よりも七〇七人の増加を示してゐる。これを業務別に見れば次の如し。

		業主	被傭者	計
本業	漁撈	二三一、五八六	四一四、二八四	六四五、八七〇
	養殖	六、三四	一〇、一一八	一六、三四二
	製造	三三、八六二	八七、七〇四	二二、五六六
百分計		二六一、六七二	五二三、一〇六	七七三、七七八
百分率		三三・八二	六六・一八	一〇〇・〇〇
副業	漁撈	二六〇、七六六	二〇三、八七〇	四六四、六三六
	養殖	七四、二八六	三四、一五六	一〇八、四四二
	製造	三七、八五八	九七、六八九	一三五、五四七
百分計		三七二、九一〇	三三五、七一三	七〇八、六二三
百分率		三二・六二	四七・三八	一〇〇・〇〇

尚ほこの水産業者總數の地理的分布を見れば、北海道の一八五、八一二人が首位を占め、長崎縣の七九、七五九人、千葉縣の六七、七四八人これに次ぎ、以下五萬を超えるものは三重縣、靜岡縣である。

遭難漁船及び乘組員數　昭和六年中の遭難漁船數は一、五八六隻にして前年に比し一、六一一隻(五四%)の減少を示してゐる。この遭難船を種類別に見れば、動力を有せざる漁船一、〇七六隻、動力を有する漁船五一〇隻である。動力を有せざる漁船のうち五噸(五十石)未滿の小型船が最も多く一、〇二五隻に達する。次に、遭難種別に見れば、その乘組員數の最も多きは破壞一、七八八人(遭難乘組員の四五%に當る)で、次で沈沒五二九人(一三・二%)、坐礁又は坐洲四一四(一三%)、行衛不明二八五人(七%)、その他は九九人(二五%)である。

	遭難漁船數	乘組員數	死亡又は行衛不明者數
		人	人
昭和元年	一、二六六	三、三六九	六〇六
同　二年	二、二三〇	四、二四三	五三〇
同　三年	二、二三七	三、三二一	四七三
同　四年	一、五〇三	三、一九三	四一九
同　五年	三、一九七	三、三五〇	四七九
同　六年	一、五八六	四、〇二四	一、一七四

生活狀態　漁業勞働者の生活狀態については一般的な調査を缺くのであるが、最近公刊せられた東京帝大農學部農政學研究室調「漁村經濟の研究」(昭和八年八月刊)はこの方面に一資料を供するものであらう。右調査は(一)遠洋漁業の村、(二)沿岸漁業の村、(三)農漁混淆の村の夫々につきて典型的なものをとつて調査せるものであるが、いま(一)と(二)とにつき

勞働者の所得關係を摘記してみよう。

遠洋漁業における漁業勞働者の所得　これを知るにはまづ漁益分配を見なければならぬのであるが、いま東海遠洋漁業株式會社の昭和二年度營業報告書を適當に配列計算すると次の結果が得られる。これは鰹漁に關するものである。

主要支出綱目	金額	水揚總額（漁獲物總賣上高）に對する割合
	圓	%
一、航海費	六〇〇・〇〇―七〇〇・〇〇	四〇・四一
二、固定資銷却費其の他雜費合計	四七七・五〇―五八二・一〇	三三・五〇
三、資本利潤（純船德金）	一〇六・三〇―一二四・〇〇	七・一六
四、勞働所得	二八一・二〇―三二八・二〇	一八・九三
1、乘組員五人分（乘組員一人當り）	二三六・〇〇―二七五・二〇	（一五・八九）
2、船長骨折	四・二九―五・〇〇	（〇・二九）
3、機關士（計二人分）	二・一〇―二・五〇	（〇・一四）
4、魚見張（計二人分）	八・六〇―一〇・一〇	（〇・五八）
5、船頭・炊事（計二人分）	八・六〇―一〇・一〇	（〇・五八）
6、陸役・船元世話料	八・六〇―一〇・一〇	（〇・五八）
計	一七・二〇―二〇・二〇	（一・一六）
（水揚總額）	一四八五・〇〇―一七三二・三〇	（一〇〇・〇〇）

以上の結果に就いて見るに、乘組員一人の所得は一航海につき約四圓乃至五圓である。船長の所得は六圓乃至七圓五十錢となり機關士、魚見張、船頭及炊事掛も夫々それに近いものとなる。

尙ほ以上の研究に、靜岡縣水產時報昭和三年五月號所載の海形丸鰹漁撈日誌による平均一航海日數を參照すれば次の如き結果が得られる。即ち、鰹漁撈の平均一航海日數は七、八日であつて、鰹漁一漁期（三月中より九月中旬まで）の間に約二十一航海することになり、乘組員のその間に得る所得は、九〇圓乃至一〇五圓、船長、機關士等は一三四圓乃至一五八圓となる。之を日割にすれば、一日五〇錢から六〇錢となる。勿論之等の數字は漁獲高に大いに左右される。調査班（東大農學部）聽取の報告に依ると、鰹漁に於ける一漁期の乘組員所得は一五〇圓乃至四〇〇圓となつてゐる。

更に鯖漁に從事する漁業勞働者に就て見るに、その分配方法は先づ水揚げの中より航海費用を差引き殘額を次の如く分配する。

一、船元の船德（利潤）　一二人分
二、乘組員全部　二五人分
外に骨折として
三、機關部員へ　一人分宛
四、靑年へ　一人分宛

船德は毎年一月之を造船出資者に配當する。此の場合にも配當金額は年々の漁獲高の多少によつて差異あることは言ふ迄もないが、まづ普通乘組員一人として鯖漁一漁期（九月中旬より二月迄）の所得は一〇〇圓乃至二五〇圓であると言ふ。

なほ同調査は、一戸（或は一人）當りの漁業所得を次の如く計算

してゐる。（靜岡縣志太郡東益津村字濱當目の狀況）いま漁業所得を列記すると、

鰹漁（三月中旬より九月中旬まで）	一五〇—四〇〇圓	
鯖漁（九月中旬より二月まで）	一〇〇—二五〇	若干
雜漁（二月より四月まで）		若干

其の他に造船出資に對する配當

之等を合計すれば、三〇〇〇圓—七〇〇〇圓位の所得となるとのことである。若し一戸中二人が出漁して居れば一戸當り漁業所得は倍となる。今別途に戸別調査戸數一一二戸に付いて各戸の漁業所得を金額階級別に見れば次表の如く、漁業所得ある戸數八九の中で二〇一乃至二五〇圓の所得階級に屬するもの一五戸で最高を示してゐる。

漁業所得額階級別戸數

漁業所得額	戸數	漁業所得額	戸數	漁業所得額	戸數
圓	戸	圓	戸	圓	戸
一—五〇	一	三〇一—三五〇	八	六〇一—六五〇	四
五一—一〇〇	二	三五一—四〇〇	五	六五一—七〇〇	四
一〇一—一五〇	三	四〇一—四五〇	五	七〇一—七五〇	三
一五一—二〇〇	一〇	四五一—五〇〇	五	七五一—八〇〇	一
二〇一—二五〇	五	五〇一—五五〇	五	九〇一—一、二〇〇	三
二五一—三〇〇	二	五五一—六〇〇	四	合計	八九

沿岸漁業における勞働者所得　山形縣西田川郡豐浦村字堅苔澤の狀況）先づ利益分配方法について見るに、

（一）出稼漁業は一種の組合組織にて行はれる、即ち船主は船を提供し（大さ四〇尺の和船にて先方に置く）其の船に九人の勞働者及び一人の雜役者（女或は一人前ならざる男子）が乘り組み出帆以來の全員の飲食費並に加工製造をもなす時は製造費其他一切の費用を賣上高より控除し、殘餘を船に三、乘組員は一人につき一として一人前ならざる者は六分或は七分等適宜に定め分配する。即ち純收入の十二分の三は船の所得として船主に屬し、乘組員は各十二分の一を得るわけである。船主が自己の船に乘組む時は十二分の四を得る。出稼漁業者は其の出稼中に於ける家族の生活を保證しなければならぬが故に、充分の貯蓄ある者は別であるが普通の者は船主より米を前借する。船主は手許に資金なき時は他より借金して（利率二割位）乘組員に代はり、彼等に米を分配する。即ち一種の實物賃銀を行ひ金錢にて與ふる事は稀である。出稼漁業者の大部分は殆んどこの米の前借を有するも年々出稼を終れば總てを清算して一人に付二〇〇圓乃至三〇〇圓の純所得はあるのである。但し本年度（昭和五年）春期に於ては純益殆んど無く寧ろ缺損の狀態であつた。

（二）近海漁業中鰯及び烏賊漁についての分配方法は次の如し。鰯漁は一艘の船に七人の者が乘組んで行はるるを普通とす。各乘組員は網三把を提出し、船主は船に附屬せるものとして網二把を提出するの權利を有す。即ち一艘七人にて網二三把を用ふ。各人は自己の網に懸りし魚を總て所得する。船主は船所屬の網二把及び網操縱の際船中に落ちたる魚を所得する。乘組員中網を所有せざる勞働者には給料を支給する。通常一漁期間七〇圓乃至一

〇〇圓である。烏賊釣は三人共同で行ふ。船主は漁具を提供し（漁業は至極簡單にて其の價格も多からず）船は一人分と定め、總賣上金より餌代を控除したるものを四分し各人はその一つを得るのである。

第三章　商業使用人狀態

商業使用人數　昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに、商業における「使用人」の數は二、二六三、〇二〇人を出てをり、このうち男子は一、三二〇、〇二〇人で使用人數の五八・三%に當る。いまこれを商業における雇主および單獨と對比するに次の如くである。

	男	女	計	同上割合
總數	三、〇二六、一二〇	一、四三七、〇〇〇	四、四六三、一二〇	一〇〇・〇
雇主	八三三、〇五〇	一〇八、〇〇〇	九三一、〇五〇	二〇・九
單獨	八八三、〇四〇	三八六、〇〇〇	一、二六九、〇四〇	二八・四
使用人	一、三一〇、〇三〇	九四三、〇〇〇	二、二六三、〇三〇	五〇・七

次に同じく右調査の中分類により商業を三つの部分に分つて使用人數の割合を見れば次の如し。

	使用人數	同上割合
商業的職業	一、四五七、〇三〇	六四・四%
金融保險に從事する者	四一、〇〇〇	一・八
接客業に從事する者	七六四、九九〇	三三・八
第一部第四篇　其他の勞働者の狀態		
計	二、二六三、〇三〇	一〇〇・〇

勞働條件　商業使用人勞働條件については一般的調査を缺く次第であるが、勞働時間については、昨年度本年鑑において、社會局調により「大商店における就業時間休日に關する調査概要」を紹介した。尚ほ「商店法に關する調査」（昭和八年一月刊、全國產業團體聯合會事務局）等も勞働時間の問題に關し多少の參考資料たりうるであらう。

第四章　自由勞働者狀態

日傭勞働者數　自由勞働者といつた名目に當るやうな勞働者の數は判然しない。日傭業者といふものも自由勞働者とはまた異るであらう。第一回國勢調査（大正九年）の結果によれば「日傭業」を本業とする者の數は四四一、四四八人（內女子が三七・二%を占む）であるが、第二回國勢調査の抽出調査にはこの項目があらはれてゐない。

社會局調によれば日傭勞働者の數は昭和七年六月末現在において一、九四三、二四三人（內男子一、四八九、九八七、女子四五三、二五六、女子は總數の二三・三%に當る）で、昨年四月の一、九六三、三六四人に比して減少を示してゐる。

失業狀態　これまた適確の資料を缺くのであるが、社會局發表の「失業狀況推定月報」に據れば、昭和七年中の日傭勞働者の失業率は前年に比して增大を示してゐる。即ち前年は

一月の九・三四%から十二月の一一・三四%に達してゐるのであるが、本年は一一・五九%にはじまり、多少の動搖を示しつゝ七月には一二・四二%に達し以後再び低く、十月に一一・八一%、十一月一一・一九%、十二月の一〇・八八%に到つてゐる。

勞働條件　地方的な一例にすぎないが、いま京都市教育部社會課調「京都市に於ける日傭勞働者に關する調査」（昭和七年三月發行）により、同市の日傭勞働者の勞働條件の一般を見てみよう。

調査の範圍・方法・時期・等は下の如し。

範圍　場所は京都市一圓、業態としては日傭勞働の典型的なもの、即ち土方・手傳・仲仕・雜役夫等。方法――同市における日傭勞働の全般的・鳥瞰的觀察に關しては或は過去の諸調査・報告類を參照し、或ひは工匠組合・手傳業組合・運輸會社等をそれぞれ訪問し、勞働者各個の事情については直接尋問調査の方法による。この調査勞働者數は一〇七人である。時期――昭和六年六月廿五日より同年七月卅日に至る。

勞働時間　全體として之を觀れば、十時間以上を中心として十一時間以上、九時間以上之に次ぎ、總平均は十時間七分となつてゐる。更に熟、不熟に分つ時は、夫々の平均が十時間卅四分、九時間五十四分となり、勞働時間のみについて云へば不熟練工の方が有利なる條件を具ふることゝなり、聊か奇異の感を與へる。尤も此の點に關しては、熟練工の賃銀制度が大部分出來高給なることに因るものと考へられる。尚、不熟練工中、土工、手傳等にあつては、毎朝一應親方の居住に出頭して仕事用具を受取り、然る後親方又は世話燒等に引卒されて勞働現場に赴き、更に業務修了後も一度親方の許までもどるのが通例であるから、若し此等の時間をも勞働時間に準ずるものとして算入する時は、其の勞働時間は上記のものより遙かに長時間となる。以上の勞働時間は始業時より終業時に至るものであつて、實勞働時間と休憩時間とを併せ含んでゐる。

賃銀　平均より言へば、煉瓦積工の日收二圓六十錢を最高として、ペンキ職、敷物張、植木職等之に次ぎ、鮮人土工の一圓十九錢が最低に位する。而して以上の結果を大觀するに、(1)熟練工の賃銀平均（一圓八十一錢）が不熟練工の平均（一圓三十六錢）に比し著るしく良好なることは當然として、(2)均しく熟練工と言ふも上記の如く、煉瓦積工、ペンキ職など類の尠き特殊のものが多額の收入を得、大工の賃銀が著るしく低廉なるは大工の多數、過剩（京都工匠組合にて承合せしところに依れば、京都市に於ける大工數は五千乃至七千人にも及ぶべしとのことであつた。）に基く需要供給の關係に因るものであらう。唯、大工の賃銀平均が內地人土工、建築手傳の日收平均にすら劣ることは、就勞日數の關係上結局に於て月收として大工の方が豊かなるとしても注目に價する。(3)尚、建築手傳、土工等同一業態に就勞する者であつて、之を內地人と鮮人とに分つ時は兩者の間に幾分の差違が存する。

賃銀支拂方法　賃銀に關聯して、賃銀が何人の手を經て支拂は

れ、また何時支拂はれるかに就て調査せしところ、親方の手を經て賃銀の支拂を受くる者最も多く約半數に及び、若し人夫供給者、飯場主人、世話燒等親方と同性質のものを加算する時は、被調査者百七名中七十一名(六六・四%)を占め、更に不詳十一名を除去する時は、其の割合七三・九%に達する。直接、施主(事業主・就勞先)より支拂はれる者は僅々十六名(一五%)に過ぎない。賃銀支拂に關し親方等中間介在者の存することは必然的に「頭刎ね」等の中間搾取の行はるべきを豫想せしめる。

次に賃銀支拂の時期については、

	毎日拂	十日勘定拂	十五日月末拂	十日及月末拂	月末拂	不詳	計
熟練工	一五	二	七	一	四〇	八	七三
不熟練工	一五	二	三	一	六三	一四	一〇七
計							
百分比	一四・〇	一・九	一一・二	〇・九	五八・九	一三・一	一〇〇・〇

日傭勞働者の名よりすれば其の賃銀も亦毎日支拂はれるのが當然の如くに考へられるが、實際には「毎日拂」なるものは餘り行はれてゐない。今回の調査の結果に於ても、月末拂の者が過半數を占め、毎日拂の者は、熟練工中には一人もなく、不熟練工に一五名(被調査全員に對する割合——一四・〇%、不熟練工全員に對する割合——一二〇・五%)を見出す。

頭刎ね 次に所ゆる「頭刎ね」について見るに、

(一)、先づ大工、石工、左官等の熟練日傭勞働者にあつては、

A、其の賃銀は多くの場合請取即ち出來高給となつてゐるのでその頭刎ねは出來高給の標準單價について加へられる(即ち例へば一間六×寸×五寸の石材一本を刻むことを、一圓七〇錢にて請負ひ、之を一圓五〇錢にて請取らしめるが如き)。此の場合、形式的には一見頭刎ねでない樣にも考へられるが實質は立派な頭刎ねである。併し斯の種の頭刎ねは不況の深刻化に基く一般手間賃の低下と共に、その割合も漸次減少する傾向にある。

B、工事の性質が入念を要するものである時、又は工事金額、日數等が少額、短期なる時は、その賃銀は常傭(定給)となるが、此の場合には明らかに頭刎ねが行はれる。即ち棟梁、親方等が施主に請求するものは組合規定賃銀又は之に近いものであるが、さて大工、左官等に交付せられるものは、それより遙かに少い。即ち此間、頭刎ねが行はれるのであるが、その程度は各勞働者の技能に應じ、又各個の場合によつて差異あること勿論であるが、大體、

	常傭の場合、棟梁親方等の施主より受取る金額	常傭の場合、棟梁親方等より勞働者に渡される賃銀	頭刎ね	備考
大工	二圓三〇錢—一四、五〇錢	二圓——二圓二、三〇錢	三〇錢	道具大工持
石工	二圓八〇錢	二圓三〇錢	五〇錢	道具石工持、道具を燒くコークス代は親方負擔
左官	二圓八〇錢	二圓五、六〇錢	二—三〇錢	道具左官持

(二)、不熟練工たる日傭勞働者の賃銀にあつては、大工、石工、左

官の場合と反對に殆んどすべて定給制であるから其の「頭刎ね」も正面から加へられる。從つて「頭刎ね」として最も顯著な典型的のものと稱し得る。

A、建築手傳、土工についてみれば、手傳人夫が町家の施主の許へ雇はれて行つた場合には、前記熟練工の場合と同樣、親方の施主より受取つて來るのは組合規定賃銀二圓二十錢又は之に近きものであり、手傳自身に渡されるのは一圓八、九十錢內外であるから約三、四十錢の頭刎ねが行はれることとなる。尤も手傳、土工等にあつては、その使用道具はすべて親方負擔となつてゐる。

B、雜業人夫についてみれば、衛生掃除人夫——親方は二圓二十錢（組合規定賃銀）より一圓八十錢程度を施主より受取り二十錢乃至四十錢の頭を刎ねて二圓から一圓六十錢を勞働者に與へる。但し祝儀、酒手の類はすべて全額勞働者の所得となる。

月收入　全體を通じては三十圓——四十圓の者最も多く（三二名、三〇・五%）、二十圓——三十圓の者之に次いでゐるが（一七名、一六・二%）、熟、不熟に別つ事、前者にあつては五十圓以上の月收の者全員の半數に及ぶに反し、後者にあつては僅々七%に過ぎず、その平均の如きも、夫々四十四圓五十三錢、二十七圓七錢となり（全體平均は三二圓七三錢）、兩者の間には格段の相違が存する。併し、いづれにしろ其の月收は決して豐かなものでなく、殊に多數の家族を擁する世帶にあつては、その主たる收入源たる彼等日傭勞働者の收入のみを以てしては、生計上不足を生じ勝となる。此の不足を補ひ、生活上の窮迫を幾分かでも緩和するため、尠くとも勞働能力を有する家族は、事情の許す限り何等かの職を求め、又は家事の傍、內職にいそしんで收入を得ることに努める。即ち本回の調査に於て被調査者全員につき、その家族收入の有無を糺したところ

		熟練工	不熟練工	計
扶養家族を有する者	家族アリ	六	一九	二五
	收入ナシ	二	一八	二〇
單身生計者		七	三六	四三
計		三四	七三	一〇七

であり、扶養家族を有する者の中、熟練工にあつてはその二割二分が、不熟練工にあつては五割一分が家族收入を有してゐる。

第五篇　中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態

第一章　中間階級者狀態

中產階級者が如何なる範圍を指すかを明確にすることは困難である。假にこれを筋肉勞働以外のものでその生活の根底が自己の勞務に依存せるものと規定すれば、具體的には俸給

生活者（勞働者以外の使用人階級）の大部分、自由職業者、小中商工業者の大部分、自作農、恩給生活者等を指すことが出來やう。これを單に收入額から規定すれば、現在では大約月收六十圓以上三百圓以下のものを包括すると見て、常識的にさしたる不都合はあるまい。（例へば大正十年東京府の中間階級生計費調査は大體この見解をとつてゐる。）

中間階級者の數は從つてこれを完全に補促することは困難で、ただ種々の觀點から一面的に捕へた數字をもつて參考に資し得るに止まる。いまその二三を試みれば左の如くである。

昭和五年の國勢調査の結果によれば、無職業を除き各職業を通じての有業者二九、二二〇、五五〇人中雇主たるもの、六、一三七、一五〇人、單獨三、三七五、一二〇、使用人一九、七〇八、二八〇となつてゐる。この單獨の大部分は中產階級の主なる構成要素の一つと見ることが出來やう。

所得稅表（主稅局第五十八回統計年報書）に依れば、昭和六年度に於て年收三千圓乃至千二百圓の第三種所得稅納稅者は五四八、二七七人である。勿論中間階級者たる觀念に適合するものは、寧ろ免稅點以下に於て莫大な數にのぼるであらう。尙營業稅表（上掲年報書）に依れば、昭和六年度の各營業者を通じて納稅額二百圓未滿の個人は六七七、〇二八人である。

以下中產階級者の一典型として俸給生活者狀態につき記述を進める。

第一　俸給生活者

俸給生活者は中產階級者の主要なる部分をなすが、その全數幾何に達するやは明確に知り難い。こゝでは俸級生活者中特に官公吏教員について述べる。

一、官公吏數

官吏（國庫金を以て俸給を支給するもの）府縣吏員及び市町村吏員は昭和六年現在において合計六二六、九四六人でこれを種類別に見れば次の如くである。（內譯は第一部統計第二十表參照）

官吏（昭和六年）

文官	武官	宮內官	計
四三、五二一	四〇、〇五四	四、六四七	五二七、二三二

備考　武官中准士官は含まず

公吏（昭和五年末）

府縣吏員	市吏員	町村吏員	計
三、一八〇	三、五〇九	六五、〇三五	一〇九、七一四

二、教員數

昭和五年度に於ける官公私立學校教員數は總數三三七、四九八人で前年に比し四、七三二人の增加となつてゐる。その主なる內譯を示せば左の如し。

（括孤內數字は昭和四年度との比較）

幼稚園	四、六五七人	（三五六增）
小學校	三三四、七九九	（一、三三增）
實業補修學校	一九、〇七八	（一、〇三六增）
高等女學校	一五、三三三	（三四二增）
中等學校	一六、六一〇	（一四減）
實業學校（甲乙種）	一四、五九二	（六四七增）
高等學校	一、四一八	（一增）
高師・教員養成	六九四	（九〇減）
各種專門學校	七、一〇四	（三九一增）
大學	五、九三一	（二一四增）
其他各種學校	一七、四二八	（五二五增）
合計	三三七、四九八	（四、七三二增）

第二　俸給

官公吏　昭和六年における官公吏の平均俸給額は左の如くである。（一人一年平均の俸給額）

官吏	文官	七九二圓	武官	一、七九二圓
	宮內官	九五一圓		
公吏（昭和五年末）	府縣吏員	九八八圓	市吏員	四八五圓
	町村吏員	七八		

備考　武官は昭和五年度陸軍武官（准士官を含まず）俸給。第一部統計第二十表其一、其二參照。

教員　平均月報額左の如し。

	昭和六年	昭和五年	昭年三年
小學校本科正教員	六一・〇九圓	六二・四九圓	六三・〇九圓
中等教員	二七・二五	二八・七五	二八・七五

備考　第一部統計表第二十其八參照。

學校卒業生初任給　中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用狀況調査」（昭和七年五月一日現在）に據れば、全國に於ける資本金壹千萬圓以上の會社銀行四三五（內採用ありたる所一九七）の三、三八二人の學歷別による初任給並に手當の月平均額は次の如くで、昨年度のそれに比し平均約二%の低下にて、最近數年連續低下の傾向にある。

		大學出	專門學校出	中等學校出	平均
昭和七年	初任給並 事務者	六一・〇七圓	五二・六〇圓	三三・〇三圓	四八・九〇
	手當合計 技術者	七四・三四	五四・八二	三五・四一	五四・八五
昭和六年	事務者	六三・八二	五二・九五	三五・五六	五〇・七八
	技術者	七六・一三	五九・九六	三六・六五	五七・五八
同五年	事務者	六九・四五	五八・八九	三七・〇一	五五・一三
	技術者	七七・七五	六四・八五	三八・八六	六〇・四九

第三　生計費

内閣統計局家計調査報告に據る給料生活者の家計狀態については第一篇第三章においてその概略を述べた。尚詳細に亘つては昭和四、五年度版本年鑑の參照を乞ふことゝし、茲では收入階級別による總收入並に總支出の內譯を掲げておく。

給料生活者一世帶一箇月平均總收入(收入階級別)

	全體	八〇圓未滿	一二〇圓未滿	一六〇圓未滿
	圓	圓	圓	圓
總收入(總額)	二三三・五四	一三七・七四	一九〇・一六	二五二・二七
一、實收入(總額)	一三七・一七	七一・六二	一〇〇・一四	一四九・三三
二、實收入以外の收入(總額)	九六・三七	五六・一三	八〇・〇三	一〇三・〇五
1 繰越	五五・九一	三四・四七	四七・五九	六〇・六五
2 貯金引出	一四・六九	六・五三	一〇・三〇	一四・九〇
3 無盡取金	〇・六七	〇・四七	〇・五八	〇・五六
4 保險金	〇・一三	〇・一〇	〇・〇九	〇・一四
5 貸金受入	一・七四	〇・四六	一・三〇	一・九七
6 質入	〇・〇三	〇・〇五	〇・〇三	〇・〇三
7 負債	二・三八	一・二九	二・一四	二・五六
8 掛買	二〇・二〇	一三・五六	一七・五三	三一・七六
9 其の他	〇・六一	〇・一九	〇・四六	〇・四七

(一世帶平均人員)

	全體	八〇圓未滿	一二〇圓未滿	一六〇圓未滿
	人	人	人	人
實收入總額	四・一七	三・三六	三・三九	四・二七
一、勤勞收入	圓	圓	圓	圓
	一三七・一七	七一・六二	一〇〇・一四	一四九・三三
1 世帶主收入	一二六・一六	六五・九一	九六・一八	一三六・二〇
2 世帶主の配偶者收入	一〇九・六五	六四・六九	九二・二六	一二九・七三
3 家族收入	三・七六	〇・九四	二・四一	四・四八
二、勤勞外收入	二・七五	〇・二八	一・五一	一・九九
1 貸間收入	二〇・〇一	五・七一	一三・九六	二三・〇二
2 財產收入	〇・四八	〇・〇八	〇・六五	〇・五八
3 受贈	五・二三	〇・四四	二・三三	六・一七
4 其の他	一一・八八	四・八九	九・四一	一三・八一
	三・五〇	〇・三〇	一・五七	三・七六

給料生活者一世帶一箇月平均實收入內譯

給料生活者一世帶一箇月平均總支出(收入階級別)

	全體	八〇圓未滿	一二〇圓未滿	一六〇圓未滿
	圓	圓	圓	圓
總支出	二三三・五四	一三七・七四	一九〇・一六	二五二・二七
一、實支出(總額)	一二四・三四	六九・六四	一〇三・二八	一三二・八一
二、實支出以外の支出(總額)	一〇九・二〇	五八・一〇	八六・八八	一一九・四六

1 繰越	五六・四三	三四・八五	四七・八四	六〇・七九
2 貯金	二二・七九	六・六三	一三・六五	二四・七〇
3 無盡掛金	一・四一	〇・六一	一・〇九	一・六九
4 保險金	三・四五	一・三五	二・四二	三・八八
5 貸金	二・〇五	〇・二六	一・一一	二・三八
6 質受金	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇三	〇・〇六
7 負債返濟	二・八五	一・三五	二・五六	三・一六
8 掛買拂	二〇・二六	一三・三八	一七・四五	二二・〇七
9 其の他	〇・九一	〇・六一	〇・七二	〇・七三

給料生活者一筒月平均實支出內譯

	全體	收入階級別 八〇圓未滿	一二〇圓未滿	一六〇圓未滿
實支出總額	四・一七人	三・三六人	三・三九人	四・二七人
一、飲食物費	一二四・三四圓	六九・六四圓	一〇三・二八圓	一三三・八一圓
二、住居費	四〇・六一	二六・四三	三六・二六	四三・一三
三、光熱費	二二・八四	一二・四七	一九・五九	二四・六一
四、被服費	五・六六	三・九三	五・一二	五・九四
五、保險衛生費	一七・一八	九・五四	一四・〇六	一八・六二
六、教育費	七・六八	四・六六	六・三八	八・六七
七、公課其の他負擔費	二・三六	〇・二四	一・二五	二・一四
八、交際費	一・四一	〇・六一	〇・九〇	一・三六
九、修養娛樂費	一〇・二九	七・六二	七・七三	一一・〇三
十、其の他	六・〇三	二・四九	四・六七	六・七八
	一〇・二八	四・五四	七・四三	一〇・五四

第四　失業狀況

俸給生活者の失業は恐慌の激化につれて年々深刻化しつゝあることは疑なきところであるが、その正確なる數字を得ることは困難である。社會局調「失業狀況推定月報概要」によつて、本年における給料生活者の失業狀態を月別に見れば次の如くである。

	調査人口	失業者推定數	失業率
	人	人	%
昭和六年九月	一、六五六、二九三	七四、〇九一	四・四七
昭和七年一月	一、六六二、九四二	七八、〇六八	四・六九
二月	一、六六四、二八三	七八、四四八	四・七一
三月	一、六五二、七五四	七七、四二八	四・六八
四月	一、六六二、八九一	八一、六二五	四・九一
五月	一、六六九、二八三	八一、二〇〇	四・八六
六月	一、六七〇、〇七一	八二、四〇七	四・九三
七月	一、六七四、八三六	八二、〇八七	四・九〇
八月	一、六八四、五五二	八二、二五七	四・八八
九月	一、六九一、二六七	八一、八〇一	四・八四
十月	一、六八六、二四三	八八、六六八	五・二六
十一月	一、六八七、七三一	八六・一〇九	五・一〇

十二月　一、六九二、七二四　八三、六五九　四・九四

次に給料生活者の失業狀態を裏面より語る一資料として學校卒業生就職の趨勢を見るに、中央職業紹介所の調査「大學專門學校及甲種實業學校卒業生就職狀況調」（昭和七年）に據れば大要次の如くである。

	大學 實數 人	大學 百分比 %	專門學校 實數 人	專門學校 百分比 %	甲種實業 實數 人	甲種實業 百分比 %
卒業生總數	二、〇一〇	一〇〇・〇	一九、九五一	一〇〇・〇	三、二三三	一〇〇・〇
就職者數（自營を含む）	四、三六一	三九・六	九、四三〇	四七・三	一四、四七七	六八・二
上級學校入學	一、五六三	一四・二	一、六八九	八・五	二、〇四四	九・六
未就職者	五、〇八六	四六・二	八・八三二	四四・二	四、七二二	二二・二
其の他						

（備考　右の數字は照會せる四七四校中回答ありたるもの四六〇校のうち本年三月卒業生なかりしもの及集計し難き不完全なる回答校を除きたる四四九校に就きてのものである

今之を前年度の狀況と比較すれば就職者の割合は大學卒業生に於て〇・二%、專門學校卒業生に於て四・二%の減少を示し、その低下率は昨年に比すれば稍々緩和されてゐるが、年々低下の傾向は依然として繼續し、たゞ甲種實業學校卒業生のみが昨年度に比し〇・五%の增加を示してゐる。（中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用狀況調査」）

第二章　婦人勞働者及職業婦人狀態

第一　女工

1　女工數

女工總數　社會局調に依る昭和七年末における工場・鑛山・交通・日傭・其他の勞働に從事せる女子勞働者の數は合計一、五〇五、〇三九人にして昭和六年同期におけるそれに比較すれば、前二年の減少に反し、今年は三六、〇〇二人の增加を示してゐる。この女工總數の勞働者總數に對する割合は三〇・九七%で、前年同期より僅かに增加してゐる。これを各種の勞働別に見れば次の如くである。

	女工數	男女工中女工の占むる割合	同上昭和六年	女工百中	同上昭和六年
工場勞働者	九七三、三一八	四六%	四七%	六五%	六五%
鑛山勞働者	一九、五六六	一〇	三	一	二
運輸・交通・通信勞働者	五三、一四四	一〇	一〇	四	四
日傭勞働者	四五八、九八一	三	三	三〇	五
其の他の勞働者					
合計	一、五〇五、〇三九	三一	三一	一〇〇	一〇〇

工場女工數　工場勞働に從事せる女工の數は同じく右社會

局調査によれば九七三、三一八人で昭和六年同時期のものに比し一二、〇三一人増加してゐる。その男女工總數中に占むる割合は四六・三七%で前年より僅かに減少してゐる。

これを官公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如くである。

	女工數	同上昭和六年	男女工中女工の占むる割合	同上昭和六年
官公營	二六、九二〇	二八、七三〇	一七・九	二〇%
私營 工場法適用	八一六、二七八	八〇四、〇一九	五三・一	五四
私營 非適用	一三〇、一三〇	一三〇、〇六二	三一・五	三三
私營 合計	九四六、三九八	九三四、〇八一	四八・五	四九

●業態別工場女工數　昭和六年末現在における各種工場における女工數及びその割合は左の如くである。（昭和六年「工場統計表」より計算）

	女工數	女工總數に對する割合	男女工百人中女工の占むる割合
紡織工業	七四〇、五二一	八三・六%	八二・四%
金屬工業	六、三三六	〇・七	七・五
機械器具工業	一一、二四六	一・三	七・一
窯業	九、三九一	一・〇	一六・六
化學工業	四二、九四〇	四・八	三五・一
製材及木製品工業	四、四四四	〇・五	七・八
印刷及製本業	五、八九五	〇・七	一一・五
食料品工業	一九、二三五	二・二	一四・四
瓦斯及電氣業	一〇四	〇・〇	一・三
其の他の工業	四六、一三二	五・二	五一・三
計	八八六、二三四	一〇〇・〇	五三・四

●年齢別工場女工數　同じく工場統計表によつて昭和六年に於ける工場女工の年齢別數並にその割合を算出すれば次の如くである。

	十六歳未滿	十六歳以上五十歳未滿	五十歳以上	計
總數	一六二、四四六	七二四、三五七	一〇、四三一	八八六、二三四
右割合	一八・二	八〇・六	一・二	一〇〇・〇

（之を主要工業部門について見れば）

紡織工業	一四九、八五二	五八四、三五六	六、三〇二	七四〇、五二一
化學工業	三、五二二	三六、四〇三	一、〇一六	四二、九四〇
食料品工業	一、〇五〇	一七、二三二	九五三	一九、二三五
雜工業	四、五七九	四〇、五八二	九七一	四六、一三二

●鑛山女子勞働者數　昭和六年末現在における女鑛夫の鑛山別數字並に年齢別、坑內外別によるその割合は第二篇第一章第二並に第三に之を記述した。茲には女鑛夫の年齢別並に鑛山種別實數のみを掲げて置く。

	金屬山	石炭山	石油山	其の他の非金屬山	計
十六歳未滿	三二人	三七人	—人	三人	三八二人

十六歳以上五十歳未満	三、四九一	二〇、四八	二〇三	四一〇	二四、五五一
五十歳以上	二〇三	八一六	一六	一五	一、〇五〇
合計	三、七四六	二一、五九一	二一八	四二八	二五、九八三

2 賃銀

工場女工賃銀　工場女工の一日平均賃銀額並にその各種業態別に關する數字は第二篇第二章第三賃銀の項に記述した。

茲には女工の大部分を占むる織維工業につき内閣統計局調に據り昭和七年六月における女工實收賃銀を掲げるに止める。

同上賃銀を年齢別に見れば次の如くであつて、前年同月に比し八%の低落を示してゐる。

	平均	十六歳未満	十六歳以上
	錢	錢	錢
織維工業女工賃銀	六六・五	四九・〇	七四・四
同　昭和六年六月	七三・九	五一・七	八〇・六

これを地方別平均賃銀についてみれば

	北海道地方	東北地方	關東地方	北陸東山地方	近畿地方	中國四國地方	九州地方
昭和七年六月	九二・五	四四・二	六七・七	六〇・九	七九・六	六五・三	五三・七
同　六年六月	九四・五	五一・七	七二・〇	六五・一	八六・七	七三・六	六一・一

女鑛夫賃銀　内閣統計局調によつて昭和七年六月における女鑛夫賃銀と前年同月のそれを比較するに、こゝでは一二%の低落である。

女鑛夫賃銀累年表（勞働統計要覽及賃銀物價統計月報による）

	總平均	金屬山	石炭山	石油山	其の他
	錢	錢	錢	錢	錢
昭和二年	三五・四	七〇・七	一三四・一	七七・五	八六・三
同　三年	三三・三	七二・六	一三一・五	八一・七	八五・五
同四年上半期	二九・六	七三・五	一二七・五	八二・八	九三・八
同五年六月	二〇四・八	七〇・五	一二二・一	八二・五	九三・五
同六年六月	七六・五	六七・八	七九・四	八二・四	七七・三
同七年六月	六八・二	六二・八	六九・九	八一・六	六六・二

女鑛夫一日平均實收賃銀を鑛山別、年齢別に見れば次の如くである。（内閣統計局調）

鑛山種別年齢別、女鑛夫賃銀（昭和七年六月平均）

	平均	十六歳未満	十六歳以上
	錢	錢	錢
總數	六八・二	四六・二	六八・七
金屬山	六二・八	四〇・五	六三・六
石炭山	六九・九	五〇・二	七〇・四
石油山	八一・六	—	八一・六
其他の鑛山	六六・二	—	六六・二

3 勞働時間

就業時間・休憩時間・休日については第二篇第二章第四に勞働者の一般的狀態として一括記述した。

こゝには女子勞働者がその大部分を占むる紡績工業における勞働時間を內閣統計局調によつて見る。

	工場數	作業時間	內休憩時間	作業日數
昭和七年一月	一七七	一〇・一三	〇・三二	二四・九
二月	一八一	一〇・二〇	〇・三二	二五・四
三月	一八四	一〇・二〇	〇・三二	二六・六
四月	一八六	一〇・一九	〇・三三	二七・一
五月	一九一	一〇・一八	〇・三三	二六・一
六月	一九二	一〇・一七	〇・三二	二五・三
七月	一九四	一〇・一三	〇・三三	二六・七
八月	一九六	一〇・一三	〇・三三	二七・〇
九月	一九五	一〇・一二	〇・三二	二七・三
十月	一九七	一〇・一八	〇・三二	二七・二
十一月	一九七	一〇・一六	〇・三二	二七・三
十二月	一九九	一〇・一二	〇・三二	二七・三
昭和七年平均	一九一	一〇・一九	〇・三二	二六・五
昭和六年平均	一九二	一〇・一二	〇・三三	二六・六
昭和五年平均	二〇〇	一〇・一七	〇・三五	二六・七
昭和四年平均	二〇三	一〇・四八	〇・三八	二七・一
昭和三年平均	二〇七	一一・〇八	一〇三	

右によれば平均作業時間は深夜業の廢止せられた昭和四年に著しく低減し、昭和五年には更にそれより二十一分の低減を示し、六、七兩年は僅少ではあるが短縮の傾向を示してゐる。たゞ本年度の短縮は昨年に比し僅か一分に止つてゐる。休憩時間は作業時間の短縮に正比例して減少しつゝある。本年は昨年より更に一分短縮してゐる。要するに纖維勞働者の勞働時間は兩三年來何等改善の跡を見せてゐない。

就業時間の延長　昭和六年の狀況は次の如くである。（昭和六年一工場監督年報）

1　法第四條但書に依る許可（保護職工をして午後十一時迄就業せしむるもの）は本年中四百九十六件にして之を業務別に見るときは織物業三百七十件を最多とし之に亞ぐは紡績業の九十二件其の他の業務はいづれも十件以內とす。

本許可は永續的性質を有するを以て前年に於て許可を受けたるものにして繼續本年に至るも其の効力を有するもの多きは云ふを俟たず。

2　法第七條第二項に依る一齊休憩方法不採擇の許可は、本年中之が許可を與へたるもの六十八件にして之を業種別に見るときは紡績業の三十二件は首位を占め、織物業二十九件その他は一件乃至四件にして是等は染織工場のみにして其の他の工場には其の例なし。

3　法第七條第三項に依る許可。夏期に於て一時間を超ゆる休憩時間の設與に伴ひ其の一時間を超ゆる限度に於て其の就業時間を延長するの許可を受けたるもの一千三十

九件とす之を前年に比較するに三百九十九件の減少を示せり、業種別に見れば織物業の五百十九件は首位にして製絲業四十九件及窯業十九件之に次ぐ。

本項の許可件數の最も多きは群馬、長野、山梨、栃木石川の各縣にして許可總件數中之等五縣に於て其の大部分を占め居れり。

4 法第八條第二項に依る許可。避くべからざる事由に因り臨時必要ありて許可を受け保護職工の就業時間を法定以上に延長し、深夜業に就かしめ又は休日を廢止したるものは本年に於ては五件あるのみ。尙本條但書に依るものの許可は無し。

5 法第八條第三項に依る屆出。臨時必要ある場合其の都度豫め屆出に依り一ケ月に付七日を超えざる期間保護職工の就業時間を二時間以內延長したるものは、總件數八千九百四十二件にして、之を前年に比較するに一千二百十件を減少したり。

業務別に見るときは全體の八割二分は染織工場が之を占め之に次ぐは雜工場の九分、化學工場の五分である。織物業が七割一分を占めて本年もその首位にある。

6 第八條第四項に依る認可。季節により繁忙なる事業にして一定の期間を限り、豫め認可を受け其期間中一年に付百二十日の割合を超えざる範圍內に於て保護職工の就業時間を一時間以內延長したるものは、總件數一千四百五十六件にして前年のそれに比し一千四百四十三件の激增を來せり、之れ本項認可に關しては從來業務の範圍を限定しありたるが社會の慣習及需要の關係等を斟酌し織物業に就ても認可する事に解釋を改め通牒せる結果とす。業務別に之をみれば織物業一千三百五十七件にて第一位にて以下撚絲業の六十六件、雜工場の雜業二十二件罐詰業十三件とす。

4 勞働災害

工場勞働者乃至一般勞働者の勞働災害については之を第二篇第三章第六に述べた。茲には特に女工に關する工場災害の趨勢を略記する。

昭和五年並に昭和六年における工場法適用工場（官營を除く）において發生したる女工の死亡、重傷、輕傷の數は次の如くである。（「工場監督年報」に據る）

	昭和五年	昭和六年
死亡	六	一〇
重傷	七三七	六八四
輕傷	三、〇四二	二、四七四

右昭和六年の狀況を業態別に見れば次の如くである。

	死亡	重傷	輕傷
染織工場	三	五二一	一、九九二

機械及器具工場	一	四六	一、九
化學工場	二	五八	一、八四
飲食物工場	三	一五	二〇一
雜工場	一	四五	七三
特別工場	一	二	六
計	二〇	六八四	二、四七四
官設工場		四八	八〇
合計	二〇	七三二	二、五五四

第二　職業婦人

1　數

昭和五年國勢調査の結果によれば昭和五年十月一日現在において我國女子有業者の總數は一〇、一三一、〇三〇人であり、このうち雇主三二五、三、〇〇〇人、單獨八二〇、〇〇〇人使用人八、九五八、〇三〇人となつてゐる。所謂職業婦人と稱せられるものが、そのうち幾何を占むるやは判然しない。たゞその輪廓を知り得る一助として、此種婦人の大部分を占めると思はれる商業、交通業、及び公務自由業における單獨及使用人の數を掲げて置く。

全國女子有業者（昭和五年十月一日現在）

産業別	女子有業者數	女百に付男	産業別割合
總數	一〇、一三一、〇三〇	一八八・四三	一〇〇・〇
農業	六、六三五、〇〇〇	一三三・四〇	六二・八
水産業	四七、〇〇〇	一、一〇八・六〇	〇・五
鑛業	三八、〇〇〇	五二一・五三	〇・四
工業	一、〇〇四、〇〇〇	四二六・九五	九・九
商業	一、四三七、〇〇〇	二一〇・五九	一四・二
交通業	八一、〇〇〇	一、二六八・五九	〇・八
公務自由業	三四六、〇一〇	四八七・〇〇	三・四
家事使用人	七一九、〇〇〇	一三・一〇	七・一
其の他の有業者	九四、〇三〇	四九六・六八	〇・九

商業、交通業及公務自由業に於ける女子有業者の産業上の地位（昭和五年十月一日現在）

	總數	雇主	單獨	使用人
商業	一、四三七、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	三八六、〇〇〇	九四三、〇〇〇
交通業	八一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七九、〇〇〇
公務自由業	三四六、〇一〇	八、〇〇〇	五四、〇〇〇	二八四、〇一〇
計	一、八四四、〇一〇	一二七、〇〇〇	四四一、〇〇〇	一、三〇六、〇一〇

更に職業婦人數が近年急速に增大しつゝある事は明であるが、その明確なる數字を知る事はできない。僅か左の數種の職業についてその數の近年に於ける消長を窺ひ得るのみである。

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
一、醫、藥劑師	二、〇三〇	三、〇七三	三、五二九	三、九八六
二、産婆、看護婦、鍼灸、按摩師	一二七、四九四	一三五、七四九	一三八、七三四	一五四、一五三
三、學校教員	九六、〇八一	八八、五二一	一〇一、〇一八	―

四、國有鐵道職員　九、四五二　九、〇九二
五、遞信省所屬職員　四六、七三七
六、藝娼妓・酌婦　二三四、四九七　二〇四、一三六　二〇七、七三七　二一〇、四三四
七、カフェー、バー女給　――　五一、五五九　六六、八四〇　七七、三八一

備考　一、二は昭和六年衞生局年報、三は文部時報、五は第八回警察統計報告に四十一回遞信省年報、六、七は第八回警察統計報告に據る。

2　生活狀態

職業婦人の生活狀態を窺ふため、之に關する昭和六年三月の東京市統計課調査に據り東京市内に於ける職業婦人　勤務日數、時間及給料に關する統計を掲げて置く、詳細は昭和七年度版を參照せられ度し。

尙右の調査は昭和六年三月二十一日より同二十六日に亘つて東京市内所在使用職工數三十人以上若くは三十人以上を使用し得る設備を有する工場及び公稱資本金五十萬圓以上の會社の本支店出張所に勤務する婦人約一萬七千人について行はれたものである。

業務別に觀たる就業時間

業務別	總數	六時間以下	八時間以下	十時間以下	十二時以下	十二時超過	隔日勤務
女工	五、二九三	五	六四〇	四、三四	二九八	六	―
事務員	三、七三七	六三五	二、一三〇	八八四	八九	七	二
店員	二、三七七	一	一、九二二	三三二	五四	一、一〇二	三
女タイピスト	一、〇四三	―	八二六	一四二	二四	一四	―
電話交換手	八二四	六	四二四	三六八	三七	四五	―
給仕	六〇九	四	三三九	三三八	三五	三	―
食堂給仕	七五四	一	七九	五六七	九八	九	―
案内係	一六四	―	八	四九	七二	三五	―
掃除婦	三二八	一	四五	一五八	三	三	―
雜役婦	一九六	一	二五	二三八	三〇	三	―
店員	二、三七七	一	五〇	一、九二二	三八二	三	―
タイピスト	一、〇四三	―	八二	八二六	一四二	二	―
女工	五、二九三	二三	二、三八八	七四二	二、一六五	五七四	六	二
事務員	三、六七〇	三三	三四九	二三二	一、三四一	一、六六二	四九	四
店員	二、三五八	一五	一、〇五四	八二七	四六〇	二	―	―
タイピスト	一、〇二八	―	二九	三三	三六三	五六六	七	―
電話交換手	八二四	六	七二	九九	三〇二	三三二	三	―
給仕	五八三	八	五一	二〇	二三五	二七三	六	―
食堂給仕	七四三	二	三三三	二八七	一〇八	一三	―	―
案内係	一六五	一三六	二九	―	―	―	―	―
掃除婦	三二	七	七四	一三	七	五〇	―	―
雜役婦	一八六	三	九四	五	四七	三六	一	―

職業婦人の給料（職業及所得階級別）

	總數	二〇圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	五〇圓以下	六〇圓以下	六〇圓以上	一人平均
總數	一五、五三〇	二、二四三	七、〇八一	四、一三六	一、二六三	三〇一	三〇六	三〇・七五圓
事務員	三、六九五	一三五	一、五三三	一、三六七	三九八	一四七	二六	二四・三三
店員	二、三三三	三三	一、四五八	七六七	五三	七	六	二八・九一
タイピスト	一、〇三六	二	三三	四五一	二〇九	八八	四四	四〇・四六
電話交換手	八一四	二九	二八六	三三八	一〇〇	三六	三五	三五・七五
雜役婦	一九二	四三	八一	四〇	一四	四四	—	二八・〇七
掃除婦	三三六	一三	九一	九八	一八	四	一	二四・五七
給仕	五六九	二八	二五〇	三	—	—	—	二一・九五
案內係	一九五	四〇	一二四	三六	五	—	—	二五・七九
エレベーターガール	一〇四	九	八一	一四	—	—	—	二六・六六
食堂給仕	七一六	一〇四	五七九	二九	四	—	—	二三・九一
女工	五、一一六	一、三九八	二、二〇一	八六一	三九三	二〇一	六一	二七・九〇
其の他	五四五	一三一	二〇五	一二三	七〇	一四	—	三
割合	一〇〇・〇〇	一四・四四	四五・五九	二六・六三	八・一三	三・二三	一・九八	—

（東京市役所「婦人職業戰線の展望」に據る）

第三　藝娼妓酌婦

一、藝妓

藝妓數と藝妓置屋數（第八回警察統計報告に據る）

	藝妓置屋數	藝妓數
昭和三年末	三、四六八	八〇、八〇八
昭和四年末	三、七〇八	八〇、七一七
昭和五年末	三、五二〇	八〇、〇七五
昭和六年末	三、三四三	七七、三五一

藝妓數は昭和四年以來漸減の傾向にあるが、昭和六年度に於ては從來の減少率を遙に拔き、前年に比し約三%減少してゐる。

藝妓年齡（第八回警察統計報告に據る）

	一四歳未満	一四―一七歳	一七―二〇歳	二〇―二五歳	二五―三〇歳	三〇歳以上	計
昭和六年末	一、四六〇	一三、一六三	一九、七八一	三三、一八三	二一、六四二	九、一三七	七七、三五一
藝妓百人中の割合	一・九	一七・〇	二五・六	二八・七	一五・〇	二・八	一〇〇・〇
同前年の割合	二・四	一七・九	二四・八	二九・〇	一四・五	二・四	一〇〇・〇

二、娼妓

娼妓、貸座敷營業者及び遊客數

（第八回警察統計報告 但し一日平均人員は第四十三回内務省統計報告による）

	貸座敷營業者數	娼妓數	遊客數	娼妓一日平均人員
昭和三年末	二、一五五	四九、〇五六	三、七九四、三三一	四八、〇九六
昭和四年末	二、〇八一	四九、四七七	三、三六〇、一七〇	四八、一八〇
昭和五年末	一〇、八六一	五三、一二七	二、八二七、七三〇	
昭和六年末	九、七九九	五二、〇六四	三、三九三、八七〇	

昭和六年度に於いては貸座敷業者は例年の趨勢通り減少の一路を辿つて居り、娼妓數は突然の増加を示せる昭和五年度に比すれば僅少の減少を示してゐるが昭和三、四年に比し二千五百人餘の増加である。

三、酌婦

酌婦數（第八回警察統計報告による）

昭和六年末	昭和五年末	昭和四年末
八一、〇一九人	七五、五三五人	七三、九四二人

（尚ほ遊廓及娼妓數の府縣別については第一部統計第二十一表其三參照）

第三章　少年勞働者狀態

1　少年勞働者並徒弟數

一、工場少年勞働者

工場法適用工場における少年勞働者の數については既に第二篇第一章第三に之を概説した。「工場統計表」によれば、工場調査規則に基き五人以上の職工を使用する工場における昭和六年末現は常時五人以上の職工を使用する工場における昭和六年末現在の十六歳未滿の少年勞働者は一八〇、六七一人、總職工數の一〇・九％に當り、前年に比すれば絶對數に於いて七七人、比率において〇・二％の増加を示してゐる。この少年勞働者を男女別に見れば男工一九、二二五人、女工一六一、四四六人で、少年工の大部分が女工であることを知る。男女工の各總數に對する少年工の割合は、男工は二・四〇％、女工一八・二一％、之れを前年度に比較すれば、男工は三、二四四人（〇・一％）減少し、女工は三、三二一（〇・三九％）だけ増加してゐる。

次に少年勞働者數の割合を業務別に見れば、次の如くであ

る。

少年勞働者業態別割合（昭和六年工場統計表より計算）

	男	女	各業態の勞働者總數に對する少年工の割合
紡織工業	三七・一%	九二・八%	一七・五%
機械及器具工業	一五・八	〇・五	二・五
金屬工業	五・八	〇・二	一・八
窯業	五・七	〇・三	二・八
化學工業	三・〇	二・二	三・三
製材及木製品工業	六・八	〇・一	二・六
印刷製本工業	一〇・〇	〇・三	四・八
食料品工業	五・二	〇・六	一・五
瓦斯電氣工業	—	—	—
其の他の工業	一〇・六	二・八	七・三
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇・九

（少年勞働者の業態別、年齢別、保護職工數について第一部統計第二十一表其二參照）

二、鑛山少年勞働者

鑛山局調によれば昭和六年六月末現在における鑛山少年勞働者（十六歳未滿）は一、四二七人にして鑛夫總數の〇・七%に當り、そのうち男子一、〇四五人、女子三八二人にて前年同期に比すれば男女とも甚しく激少してゐる。

（尙鑛山勞働者の鑛山別、坑內外別數については第二篇第一章第三參照）

三、徒弟

昭和六年中工場法施行令の規定に基き新に地方長官の認可を受けたる規定に依り徒弟を收容するに至りたる工場は、佐賀縣に於て六件徒弟數七十三名を數ふるのみであるが、廢止せられたるもの鳥取、香川及佐賀の三縣にて四件九十名、結局工場數は前年に比し二工場を增加し、十四工場となつたが、收容徒弟數は四百九十八名にして前年に比し百十二名の減少を來してゐる。

累年の狀況左の如し（昭和六年「工場監督年報」）

年次	收容工場數	徒弟數
昭和二年	六	八〇九
同三年	三	六四一
同四年	三	六八〇
同五年	三	六二〇
同六年	一四	四九八

2 賃銀

一、工場少年勞働者

「昭和二年勞働統計實地調査報告」に依つて少年勞働者の一日平均賃銀を男女別に見るに次の如くである。

	總數	織維工業
十四歲未滿	男 〇・三五圓 女 〇・四六	男 〇・四四圓 女 〇・四五
十四——十五歲	男 〇・六六 女 〇・六二	男 〇・五四 女 〇・六一
十六——十七歲	男 〇・九三 女 〇・八〇	男 〇・七九 女 〇・七

次に內閣統計局調により昭和七年七月の平均についてみれば、十六歲未滿職工男子一日平均賃銀諸手當賞與額は六十五錢七厘、女子四十九錢九厘である。これを少年勞働者の多い織維工業についてみれば、男子五十三錢四厘、女子四十九錢にてその何れも昨年同期に比し著しい低落である。

二、鑛山少年勞働者

「昭和二年勞働統計實地調査」によれば鑛山における少年勞働者の一日平均賃銀は次の如くである。

	總數	石炭鑛業
十四歲未滿	男 〇・八八圓 女 〇・七七圓	男 一・〇三圓 女 〇・八二圓
十四——十五歲	男 〇・九六 女 〇・九二	男 一・〇三 女 〇・九六
十六——十七歲	男 一・二三 女 一・一八	男 一・三〇 女 一・二三

內閣統計局調により昭和七年六月の平均についてみれば十六歲未滿男女職工の一日平均賃銀諸手當給與額は次の如くである。

	總數
男	〇・五八圓
女	〇・四六二
金屬鑛山	〇・五二五圓
石炭鑛山	〇・六四圓
石油鑛山	〇・七〇六圓
其の他の鑛山	〇・五六〇圓

第六篇　勞働移民狀態

第一章　海外移民狀態

第一　一般狀態

海外在留本邦人總數　昭和五年第二回國勢調査と同時に行はれた在外本邦人國勢調査に據れば、昭和五年十月一日現在海外在留本邦人は五一八、八六五人(內女二一一七、四九七人、即ち女子は總數の四一・九%に當る)にして、これを第一回國勢調査の結果たる四六四、五一八人に比較すれば五四、三四七人の增加を示してゐる。今これを在留國別、職業別、民籍別に見、併せてその割合を算出すれば左の如くである。

在留地別本邦人　一萬人以上の本邦人在留國を擧ぐれば左の如し。

海外在留本邦人總數	男	女	計	總數に對する割合
	二六七、六二四	一七六、九〇四	五一八、八六五	一〇〇・〇〇

	男	女	計	總數に對する割合(%)
中華民國	四一、九二九	三六、一七八	七八、〇七七	一五・〇五
內、滿洲	七、三六九	六、七〇二	一四、〇七一	二・七一
比律賓群島	一四、六二四	五、〇〇四	一九、六二八	三・七八
北米合衆國(本土)	五九、九六六	三九、六三四	九九、六〇〇	一九・二〇
英領加奈陀	一三、三八六	八、四五二	二〇、八三八	四・〇二
ブラジル國	六四、一三四	五二、二八一	一一六、五〇五	二三・四五
ペルー國	一三、二〇〇	七、三三五	二〇、五三五	三・九六
布哇	六四、四五三	五五、四五六	一二〇、九〇九	二三・二三

職業別海外在留本邦人　大分類によつて見るに左の如し。

	男	女	計	割合(%)
總數	三〇一、三六八	二二七、四九七	五二八、八六五	一〇〇・〇〇
一、農業	八一、九二三	一九、四七四	一〇一、三八七	一九・五四
二、水產業	七、五二〇	九二	七、六一二	一・四七
三、鑛業	一、七三五	八	一、七四三	〇・三三
四、工業	二九、七八八	二、九八二	三二、七七〇	六・三二
五、商業	四二、四一〇	九、三八七	五一、七九七	九・九八
六、交通業	八、六九九	一二	八、八一一	一・七〇
七、公務自由業	一七、〇三四	三、一二五	二〇、一四九	三・八八
八、家事使用人	二、三六八	三、三五四	五、六九二	一・一〇
九、其他有業者	四、五六六	四五三	五、〇四九	〇・九七
一〇、無業	一〇五、三三五	一七八、五二〇	二八三、八五五	五四・七一

民籍別海外在留本邦人　海外在留本邦人をその民籍——內地人、朝鮮人、臺灣人——によつて分てば左の如し。

	男	女	計
總數	三〇一、三六八	二二七、四九七	五二八、八六五
內地人	二九四、三六〇	二二三、〇六二	五〇六、四二二
朝鮮人	二、一五九	一、五九二	三、七五一
臺灣人	四、八四九	三、八四三	八、六九二

海外移民數　昭和六年中に於けるわが海外移民數は男子七、〇五二人、女子三、三三二人、合計一〇、三八四人、これを前年の二一、八二九人に比較すれば實に一〇、四四五人卽ち半數以上の激減であり近年になき現象を呈してゐる。在外本邦人の送金額は同六年において一七、九一四、二二五圓で、これまた前年の二三、一九五、四八一圓に比し減少を示してゐる。すでに昭和五年度においてわが海外移民は著しく不振の狀態に入つたのであるが、昭和六年は更に一段と不振を加重したと云はねばならぬ。いま最近數ケ年の趨勢を見るに次の如くである。(第五十一回帝國統計年鑑による)

	渡航許可員數			歸國移民數		
	男	女	計	男	女	計
昭和元年	一〇、五五五	五、六二九	一六、一八四	一四、五四九		
同　二年	二、七三五	六、三〇六	一八、〇四一	一四、七三五		
同　三年	三、五〇二	七、三四八	一九、八五〇	一五、〇〇四		
同　四年	一六、三三〇	九、三七四	二五、七〇四	一四、〇七三		

同五年	一四、一三〇	七、六九九	二、八二九	一五、四三二	
同六年	七、〇五二	三、三三二	一〇、三八四	二二、九六五	

移民地別移民數累年表

	昭和三年	同四年	同五年	同六年	同上割合
ブラジル	二三、〇〇二	一五、五九七	一三、七四一	五、五六五	五三・九九
フイリツピン群島	二、〇七七	四、五三五	二、六八五	一、一〇九	一〇・六八
ペルー	一、四二〇	一、五八五	八三一	二九九	二・八八
英領カナダ	一、〇五〇	四三〇	一三七	一〇六	一・〇二
ソヴエツト聯邦	八七〇	八八八	一、五二二	一、二三八	二一・九二
馬來半島	四二〇	五一三	八三五	五四九	五・二九
北米合衆國	三〇六	二三六	—	—	—
布哇	二六五	一一九	—	—	—
アルゼンチン	三八七	四三〇	四八九	三六二	三・四九
蘭領東印度	一九一	五〇七	五五八	四四七	四・三〇
メキシコ	三五三	二四九	四三四	二八三	二・七二
濠洲	二七〇	二七七	七五	三四	〇・三三
其の他	二四九	三三八	五三一	三九二	三・七八
計	一九、八五〇	二五、七〇四	二一、八二九	一〇、三八四	一〇〇・〇〇

第二　北米合衆國及び加奈陀

昭和七年における北米合衆國の我が移民事情並びに我が移民に對する米當局の態度には著しい變化はない。但し、移民排斥の聲は年中行事的に依然絶えはしなかつた。例へば、排日の巨頭と目される加州共同移民委員會書記長たるマクラツチー氏は、本年三月、日本に對する割當制適用反對の演說を試みて多少のセンセーションを起し、またこれは對日本のみの問題ではないが、同月、アメリカ下院移民委員會は、各國よりアメリカへの移民の割當を無期停止し、移民の大制限をなすべしとの法案を作成し、これを下院に報告したと傳へられた。尚ほ合衆國の排日氣運に對抗して、本年渡米した新渡戸稻造博士の活動が傳へられた。

尚ほ、昭和七年は對米爲替低落のため在米邦人の故國への送金が非常に增加し、六年末から七年十一月頃にかけての總額は五千萬ドル(當時の爲替相場で換算約二億五千萬圓)に達した。

北米への移民數　昭和六年度に於ける北米合衆國、カナダ、ハワイへの我が移民數、歸國移民數、並に在留本邦人の送金額は左の如くである。

	渡航許可員數	歸國移民數	送金額
カナダ	一〇六(內、女三二)	一、一四四(內、女四六三)	一、一三〇、二四二圓
北米合衆國	—	六、七六六(內、女二、四六九)	九、八三六、一七五
ハワイ	—	三、五三八(內、女一、五〇八)	四、〇九六、六二五

在留本邦人數　昭和五年國勢調査の結果によつて北米合衆國並に加奈陀において本邦人の多數在留せる地方を擧ぐれば

左の如し。

	男	女	計
北米合衆國（本土）總數	五九、九六六	三九、六三四	九九、六〇〇
在紐育總領事館管内	二、七三八	一、〇二二	三、七五〇
在シアトル領事館管内	八、四三四	五、五三一	一三、九六五
在ポートランド領事館管内	三、四一八	二、一七九	五、五九七
加州北部	二、六五六	一五、四一六	三七、〇七二
加州南部	一八、一四三	三、一五七	三〇、三〇〇
英領加奈陀（總數）	三、三八六	八、四五二	二〇、八三八
プリティン・コロンビヤ州	二、七三三	八、一四四	一九、八七七

●在留本邦人職業別數●　同じく昭和五年國勢調査によれば北アメリカ州全體における本邦人の職業別數左の如し。

	男	女	計
一、農業	三二、二九二	二、二〇七	二四、四九九
二、水産業	二、六二一	五一	二、六六二
三、鑛業	六九八	一	六九九
四、工業	七、五〇五	五八六	八、〇九一
五、商業	一三、一七一	二、二三四	一五、四〇五
六、交通業	一、七五四	七	一、七六一
七、公務自由業	二、三三五	四七一	二、八〇六
八、家事使用人	一、六一五	三七七	一、九九二
九、其他の有業者	一、二八五	一〇九	一、三九四
一〇、無職	二三、八三八	四四、八三八	六八、三〇〇

第三　南米

在外本邦人の數といふ上から見れば、關東洲から滿洲國を第一として、北米本土、ハワイこれに次ぐ有樣であるが、現在本邦人の入國を制限しない海外移民地は南米方面である。而して南米在留本邦人の殆んど大部分がブラジルおよびペルー在住者である。

●ブラジル●　昭和六年度のわがブラジル移民は五、五六五人で、前年の一三、七四一人に比して正に半減以上であり、注目すべき狀態である。しかし、同年の海外移民は一般に減少してをり、これを全移民數に對比すれば五三・六％に當り、前年の六二・九五％に比し、絶對數の減少ほど著しくはない。次に、拓務省調査にもとづきブラジルにおける本邦人の分布狀態並に職業別數等を摘記すれば左の如くである。

分布狀況　を見ると（昭和五年十月國勢調査）總數の九割三分はサンパウロ州に在留してゐる。サンパウロ州はブラジルの東南に位し文化の最も發展した同國の中心地であり大珈琲産地であつて邦人の大部分が珈琲園に勞働し或は珈琲園を經營して居る爲同州に斯く多數が在留して居るのである。サンパウロ州の十一萬六千五百五人に比較すればミナス・ジエラエス其の他南部三州の一千八百十一人、パラー、リオ・デ・ジヤネイロ、アマゾーナスの諸州

並其の他の千百三十三人等は云ふに足らぬ少數である。

職業別　に見ると、ブラジルが大農業國であること、我移民が殆ど全部農業の目的を以て渡航したこと等から農業に從事する者が絶對多數を占め其の見込數約十一萬三千餘に及ぶ。其の他には商業の一萬三千八百九十八人、工業の七百三十人、公務自由業の四百七人、家事使用人の二百七十人等である。

農業者の大部分はサンパウロ州に於て珈琲の栽培に從事して居る。本邦の渡伯移民は主として勞働移民であるが、此等の移民はサンパウロ州に在る四萬の珈琲園に植付けられたる十數億本の珈琲の栽培の爲必要な勞働力を供給する珈琲園移民であつて、珈琲園に雇はれ栽培の爲に必要な除草、採實等の勞働をなし其の勞銀に依つて生計を立て軈て其の經驗と蓄積した資金とを以て獨立農業者となるのである。又內國より相當の資金を携帶し初めから獨立農業者となる者もあるが此等の者も主として珈琲の栽培を目的とするのである。併しサンパウロ州に於て近年米、棉、煙草、甘蔗等の栽培を爲す者漸く多く果樹、蔬菜等の栽培も行はれ殊にサンパウロ市附近に於ける邦人の馬鈴薯栽培の如きは聲價高きものが有る。斯の如くして農業上に優秀の技能を有する邦人はサンパウロ州に於て着々確實な地歩を占め數百町歩の土地を購入し多數の勞働者を使用して、大農園を經營しつゝある者も少くない。

ペルー　昭和六年中におけるペルーへのわが移民數は二九人で、前年の八六一に比し約三分の一に減少してゐる。在住邦人數は昭和五年の國調によれば二〇、五三五人、リマに一萬七千餘人、その他は各地に散在してゐるが、都會集中の傾向がありリマ市およびカヤオ市附近に集團してゐる。その多くは商業に從事してゐる。この都會集中の傾向と小規模營業多きことは、同地における邦人の發展について種々考究すべき問題を殘してゐる。尚ほ、同國における邦人農業者は主として棉花の栽培に從事してゐるが、既に土地を購入して栽培をなせるものもあり、本邦の會社も二三棉花栽培業に從事したと傳へられてゐる。

尚ほ在留本邦人の職業別數（昭和五年國勢調査に據る）は次の如し。

職業	男	女	計
總數			
一、農業	一、八七六	四七五	二、三五一
二、水産業	二	一	二
三、鑛業	二	一	二
四、工業	一、二九七	一七三	一、四七〇
五、商業	六、〇三六	七五一	六、七七七
六、交通業	二二三	二	二二五
七、公務自由業	一四九	一八	一六七
八、家事使用人	三一	二六	五七
九、其他の有業者	六四	二	六六
一〇、無職	三、六四〇	五、八八八	九、五二八

比律賓　昭和六年における比律賓への移民は一、一〇九人（內、女二一九五人）、前年の二、六八五人に比較すれば三分の一に近き減少である。しかも前年がすでに前々年に比して半減を示してゐるのであるから、最近の減少はまことに顯著であると云はねばならぬ。尙ほ最近における同地の移民事情を拓務省調によつて見るに大要左の如くである。

比律賓群島在留の邦人總數は昭和六年十月一日現在調査では一萬九千六百二十八人である。此等の邦人はマニラ市に三千九百八十四人、ルソン島（マニラ市を除く）に三千五十二人、ダバオ、コタバト州に一萬二千五百九十二人で、ダバオに斷然多數在住して居るが之は後述の如く同地に邦人の麻栽培者が多く又移民の大多數が此の麻耕地に勞働して居るが爲である。

在留邦人の從事する職業に付て見るに農業者が最も多く殆ど全部がダバオ、コタバト二州に居住し其の數六千九百八十二人である。邦人の栽培する農作物の最も重要なるものは前述の如くマニラ麻である。元來麻はダバオに於て邦人の手で始められ又發達せるものであつて現在の植付面積は四千餘英加に達する。移民は入島後は主として邦人麻栽培會社に雇はれ、其の耕地で勞働に從事するのである。農業者中には椰子の栽培に從事する者、護謨、砂糖等を栽培する者もあるが極めて少數である。

比律賓には漁業移住者が相當ある。ダバオ、マニラ等に在住し、表南洋で漁獵するのであるが相當の成績を擧げて居る。其の他には大工、左官の手先の職業と銀行、會社其の他小商業に從事する者が多い。（昭和七年拓務要覽參照昭）

滿洲國　昭和七年三月滿洲國の獨立を見て以來、この地における本邦人の狀況は萬端多大の變化を見たものと考へられるが、これに關する適確な數字的資料はまだ餘り發表せられない。昭和六年十二月末現在の在留本邦人數は外務省調査によれば一一三、五五〇人、在留朝鮮人の數は六二一九、二三五人、これに臺灣人三五人を加へて計七二四、八二〇人である。滿洲國成立以來各種の移民團の渡滿が多い。その主なるものは左記拓務省の自衛移民であるが、民間では酒井榮三氏の統ゆる大日本正義團による武裝移民等が送られた。

第一次自衛移民　昭和七年においては將來における邦人移住好適地と目せらるる吉林省樺川縣佳木斯（ちやわす）地方に於て農耕適地二萬町歩を獲得し得るに至つたので、同地方を以て邦人移住の一大中心地たらしめる目的で、充分なる警備力を有する移住者一千名を移住せしめんとし、十月初旬先づ五百名を入植せしめた。移住者は現下經濟的に最も窮乏せる農山村に於ける在鄉軍人中より、拓務省並陸軍省監督の下に帝國在鄉軍人會本部及地方廳に於て之が募集及選定を行つた。選定された五百名は三箇所の機關において約三週間の訓練を施し、訓練費二〇圓、渡航費八〇圓、農具購入費一五〇圓、家畜購入費七五圓、特別被服支給費三〇圓、來秋迄生活費月當五圓等の一人當補助を給せられる外兵器、彈藥の支給に付ては陸軍から特別便宜を得、尙警備指導員として五名、農業指導員三名、醫員一名が附屬してゐる。なほ、本移住者は當初は單身で

移住し二ヶ年後其の生活が略安定するのを俟つて家族を呼寄せるものであるが、初度の多期間は佳木斯市街地の緝棧を改造して之を宿舎に充て、明春に至り初めて移住地永豊鎮の地區に定住せんとする計劃であると發表せられてゐる。

第二章　移民狀態

第一　移入鮮人

1　移入鮮人數

內地臺灣および樺太に在留する朝鮮人の數は昭和六年十二月現在において三一八、二二一人と報ぜられてゐる。次に慶尙南道警察部において調査せるところによれば、昭和七年一ヶ年間における釜山經由の內地渡航鮮人數は計六九、四八八人で一ヶ月平均五、七九一人に當る。渡航者は、勞働を目的とせるものは、三、四の兩月に多く、學生は四月が最も多數を示してゐる。在留鮮人一萬人以上の府縣を擧ぐれば左の如し。（昭和六年十二月末現在。）

	男	女	合計
大阪	五八、〇八九	二七、四七八	八五、五六七
東京	二五、三三六	五、六七六	三一、〇〇二
愛知	一七、六八五	九、二五	二六、八〇〇
福岡	一八、二三八	六、九九八	二五、二三六
兵庫	一四、二三三	七、〇五四	二一、二八七
京都	一四、〇二七	四、七六九	一八、七九六
山口	八、四六〇	三、五三六	一一、〇〇八

尙、當局の發表するところにより、鮮人の渡航および歸還の最近年の趨勢を見れば次の如し。

年別	渡航人	歸還人	差引人
昭和元年	九二〇、九二	八三、七〇九	七、五八二
二年	一三八、〇一六	九三、九九一	四四、〇三五
三年	一六六、二八六	一一七、五三三	四八、七六四
四年	一五三、五七〇	九八、二七五	五五、二九五
五年	九五、四九一	一〇七、七二一	△一二、二三〇
六年	九三、六九九	七七、五七八	一六、一二一
七年	一〇一、八八七	六九、四八八	三二、五九九

2　移入鮮人生活狀態

移入鮮人の生活は多少とも內地人の生活と同一化されつつありとはいへ、依然として不況の下積みであるかぎり、改善されてゐるとは見ることを得ない。いま內地鮮人の生活狀態に關する新しい調査を見出し得ないので、昨年度本年鑑に紹介した大阪市社會部調「本市に於ける朝鮮人の生活」（昭和六年七月發行）につき更にその要點のみを掲げておかう。

大阪市における朝鮮人の生計狀態　調査は大阪市において最下層の生活を營んでゐる所謂カード階級に屬する朝鮮人一〇二世帶四〇九人について昭和五年末に實地に行つたものである。

(一) 世帶關係――先づ世帶の構成種類を見るに夫婦及び子女の世帶が最も多くて總數の四四・一二%を占め、これに亞いで夫婦子女親族の一六・六七%、單身の一五・六九%といふ順序を示してゐる。世帶人員について見ると四人世帶が三〇・三九%で最も多く、一人世帶の一五・六九%、三人世帶の一四・七〇%、六人世帶の一〇・七八%、五人世帶の八・八四%といふ順番となつてゐる。次に各世帶について十四歳以下の兒童の有無を見ると兒童をもたない世帶が二八・四二%で最も多く、これに次いでは二兒世帶の二三・五三%、一兒世帶の二〇・五九%などが多い。世帶構成員を性別に見ると男が五一・八三%、女が四八・一七%、年齡構成では一――五歳の一八・〇九%が最多を占め、六――一〇歳の一四・六七%、三一――三五歳の一一・〇〇%、一一――一五歳と二六――三〇歳の一〇・二七%が之に亞ぎ、さらに配遇の有無では有配遇者が三七・一六%、無配遇者が六二・八四%を示してゐる。

(二) 職業――有業者が二五・四三%、無業者が七四・五七%で無業者中には二十四人の失業者が含まれてゐることは注目に價する。

有業者の職業の種別を窺ふと、極めて雜多であるが、土工、靴工、人夫、金屬工、手傳等が比較的多い。

(三) 居住――居住狀態について見るに單獨で借家してゐる世帶が四八・〇四%、借家して其の一部を間貸してゐる世帶が一八・六三%、借間してゐる世帶が二七・四五%、勞働下宿に住んでゐる世帶が五・八八%を示してゐる。

(四) 生計――朝鮮人一世帶當り平均の一箇月の實收入は二十九圓七十一錢でこれに對する實支出は三十二圓四十錢であるから、一ヶ月に二圓六十九錢の赤字を出すわけであるが、これは彼等の社會層が打續く不景氣に極度に打擊を蒙つてゐることの證左で、之によるも彼等一般の生活がいかに切迫したみじめなものであるかがうなづかれるのである。

今こゝで世帶の一ヶ月實收を仔細に觀察すると、三〇圓未滿二〇圓以上が三一・九八%を占めて最も多く、四〇圓未滿三〇圓以上が二一・九八%で之に次ぎ、一〇――二〇圓の一三・一九%、一〇圓未滿及び四〇――五〇圓の一〇・九九%といふ順序である。これを藤井忠次郎氏が大正十五年京城の貧民窟に於ける六十七世帶を實地調査した結果に比較するならば、カード階級に屬するこれ等來住朝鮮人の生活狀態は半島に於ける生活狀態を遙かに凌駕し、こゝにも朝鮮人の渡航一原因が存在することがうなづかれる。

更に世帶の收支關係を窺ふに、收入が支出をやゝ超過してゐる世帶が二四・一七%、やつと收支の辻褄を合せてゐる世帶が六・六〇%を示し、赤字世帶が六九・二三%の多きを占めてゐる。

(五) 貧困原因――彼等が社會のドン底に落ち込んだ窮乏の原因を探つて見るに、不況による世帶主の收入減が二五・四九%、不況による世帶主の就勞日數の減少が七・八四%、世帶主の疾病が二三・五三%となつて居り、結局打續く不況の深刻化に伴ふ失業と半失業狀態の現出、疾病の發生、多產などが困窮の主要な樞機

を形成してゐることが分る。

(六) 教育程度——教育の程度を十六歳以上のもの二百三十三人に就て見ると、最も多いのは無學の百四十三人(六一・三七%)で尋常小學校卒業程度の五十一人(二二・八九%)、尋常小學校中途退學の三十四人(一四・五九%)が之に亞いでゐる。

3 移入鮮人に關する事件

移入鮮人に關する事件としては、日鮮人間の衝突があり、鮮人同志の衝突がある。日鮮人間の衝突としては、賃銀不拂その他雇傭關係に由來するものが多く、單なる民族的感情にもとづく騷擾は減少しつゝあるやうに見受けられる。また鮮人同志の衝突としては思想的な左右對立に因を孕むものが注目に價する。本年中におけるこれらの事例のうち主なるものを拾へば左の如きものである。

【雇傭關係その他經濟的事由にもとづく騷擾】

▲三重縣紀勢東線尾鷲トンネル工事に働く朝鮮土工六十四名、紀勢一般勞働組合の指導の下に賃銀三割値上を要求し、赤旗つきの竹槍で大倉組事務所を襲撃す(二月)。▲新潟縣南耕開田工事に働く二百餘の鮮人土工、同僚二十名の解雇に憤慨してストライキ決行、新潟無產同盟會の應援あり(三月)。▲熊本市外高橋町坪井川改修工事に働く鮮人土工約八十名、賃銀の三割——五割値上を要求して罷業(三月)。▲岩手縣氣仙郡矢作村大船渡線(國鐵)盛岡建設事務所第十三工區の朝鮮人土工、全協日本土建の指導で罷業を敢行したが、有田組に組した日本人土工五十餘名に襲撃され三名即死、その他殆んど全部重輕傷を負ふ(五月)——第二部第一篇「勞働爭議」を參照。▲大阪市天滿橋舊寢屋川尻埋立地一帶に群居する朝鮮人中二十一世帶二百四十七名、市當局の立退の要求に立退料增額を要求して頑强に頑張る(五月)。▲横須賀市內の朝鮮土工百餘名「仕事を與へよ」と大擧して市役所に押しかく(六月)。▲神戸市、生田川埋立地に假家屋を建て同埋立工事に從事してゐた鮮人勞働者百餘名、三木組から工事完了と共に立ち退きを强要さるるや、神戸勞働組合同盟の應援を得て不拂賃銀約二千圓の即時支拂を要求して抗爭。三木組の人夫のため家屋十數軒を破壞された(八月)。▲前橋市の朝鮮土工約六十名、八月一日を期し市役所に押しかけ、即時仕事を與へよ、一日分の食費を支給せよと要求す(八月)。▲內務省直轄靜岡縣狩野川改修工事に從事する朝鮮人土工二百名、賃銀二割値上(現在一圓)を要求して怠業に入る(八月)。▲群馬縣山田郡梅田村の林道開發工事に働く鮮人土工三十名、工事終了と共に請負人に解雇手當一家族宛百二十圓の支給と就職口紹介を要求して罷業を決行し、警察の調停により五十圓で解決(八月)。▲名古屋市鮮人失業勞働者二十餘名、全協の指導で「拂下米を只でよこせ」と愛知縣廳に陳情デモを行ふ(八月)。▲姫路地方の鮮人失業勞働者男女二百餘名、「失業者を救濟しろ」と當時開會中の市會にデモを決行し、金一封で凱(八月)。▲愛知縣東春日井郡守山町の鮮人土工十數名、賃銀不拂に憤慨して請負師室田方を襲撃す(九月)。▲阪急沿線武庫村在住の朝鮮人

百十數名、選擧權を要求して役場に押しかく(九月)。▲茨城縣土浦町の朝鮮勞働者會、失業救濟事業たる國道改修工事の登錄もれに反對し、「殘された百三十四名を即時働かせろ」と要求して土浦商工會議所に押しかく(九月)。▲姫路市外花田村高木市川の架橋工事に働く朝鮮土工二十數名、一朝鮮人の毆打負傷事件を機會に播州一般産業勞働組合の應援で治療費、賃上げ、勞働時間短縮等を要求して罷業に入り、事務所にデモで押しかく(九月)。▲豐橋市在住の朝鮮人失業勞働者百五十餘名、勞働手帳の交付、即時就業を要求して市役所に押し寄せデモを敢行す(十一月)。▲立山麓發電工事場の鮮人土工二名の窒息死事件をきつかけに、鮮人從業員四十名は慰籍料設備の完成等を要求して五十名の警察隊と對峙したが、要求全部一蹴され慘敗(十二月)。▲匡救事業靜岡縣熱海海岸道路工事の鮮人不使用に憤慨した失業鮮人二百名中六十名は社大黨熱海支部宗執行委員長宅に集り氣勢をあげ、十六日、町長の自動車を包圍して陳情デモを行ふ(十二月)。

【鮮人同志の爭鬪——主として思想的對立に由るもの】

▲江東方面一帶にわたる朝鮮自由勞働者間に、アナ系、ボル系の鬪爭激化し、五月二十五日、江東職業紹介所前の路上で八十餘名が論爭し大亂鬪を演じた(五月)。▲大阪府三島郡吹田町の相愛會京阪本部と親愛會共同會の勢力爭ひから、二日深夜同町で大亂鬪を演じ、更に十五日、相愛會會員二十名は親友會事務所を襲擊した。之に應じて、十六日、親友會員數名は相愛會事務所を襲擊して復讐す(六月)。▲豐橋下水道築造工事に從事する朝鮮勞働者は、相愛會と合同勞働組合に分れて反目し、相愛會員百數十名は合勞事務所襲擊せんとし、途中警官に阻止された(六月)。▲本所、深川の朝鮮人勞働者間に思想的對立があつたがボル系の三十餘名は最近ボル系からアナ系に轉向した二人を包圍して双傷に及ぶ(七月)。▲內務省大和川災害復舊工事に働く朝鮮勞働者の王子方面と三鄕村方面に居住するもの双方數百名が反目を續け、スコップ、棍棒等で武裝して對峙(八月)。▲小倉市外淺野セメント原石採取場の鮮人人夫數十名は內部對立から、双物を持つて双方對峙したが、警官の出動で鎭靜(九月)。

4　移入鮮人の運動

移入鮮人の運動としては、內鮮人間の融和、鮮人同志の相互救濟を目的とする相愛會の運動、階級的運動、および排日的運動等に大別し得るが、このうち階級的運動は內地人の一般的勞働運動に抱括されて進められてをり、排日運動は時に兇激な行動となつて現はれることはあるが、概して表面化するものは稀である。相愛會運動は比較的盛んであるが、未だ組織的な運動としては力弱く地方的分散的な活動をつゞけてゐる。濟州島航路を經營せる通航組合の活動の如きは最近における注目すべき種類のものであらう。尙ほ相愛會風の融和運動には日本人有志乃至地方當局がこれを助勢せる場合が多く、かうした場合の運動乃至施設については第三部第二篇第八章「移入民に對する施設」をも參照されたい。

本年中における相愛會乃至その種のものの發會せられたもの、その他の運動の主なるものを拾へば次の如し。

▲滋賀縣大津在住鮮人團體親和會、親和會館を新築、兒童の夜間補習教育を行ふ(一月)。▲通航組合第三回全國大會——大阪天王寺公會堂で開催。同組合は鮮人によつて濟州島航路を經營せるもので、參會者千名中デモを煽動した五十餘名檢束さる。運動方針中コップ支持等あり、五月二十七日、二十八日。▲朝鮮人團體、「勞友會」發會——小倉市企救內居住の一千二百名により、小倉市公會堂で擧行、六月二十六日。▲愛國團體「愛國同志會」發會——深川富川町寄席浪花館にて鮮人勞働者數百名參加の下に發會式擧行。▲川崎市在住鮮人親睦團體「共生會」生る、七月。▲津山市內鮮融和會創立發會式、市內宮川座にて擧行、八月二十三日。▲宇部市內千五百名の朝鮮人會員を有する宇部同和會、朝鮮人犯罪未然防止を主題とする協議會開催、八月。▲鮮人同和會組織——大分縣中津市在住鮮人三百名を以て組織、中津公會堂で發會式擧行、九月十五日。▲延岡鮮人協進會發會——延岡町在住朝鮮人約百五十名にて融和の目的で組織、九月三十日。▲愛國同志會發會——大阪西淀川區大仁東一丁目大仁幼稚園にて、內鮮融和の目的をもつて組織さる、十月二日。▲朝鮮人團體「聯盟會」發會——廣島市在住鮮人の各團體にて組織、廣島市公會堂にて擧行、會員約一千名、十月二十二日。▲大阪市住吉區阿部野筋五丁目朝鮮人協會總本部は特別大演習紀念事業として紀念館建設の資金調達のため內鮮融和、曾家廼家五郎劇を催す、十月。▲廣島縣朝鮮人團體聯盟會、十月十一日その趣旨書を發表、同二十二、三日發會式をかねて融和會を催す。

第二　移入中華民國人

本邦內地在留中華民國人は(第五十一回日本帝國統計年報によれば)一九、一三五人(うち女四、三〇六)にして、前年末の三〇、八三六人に比し非常な減少である。これを內地在留外國人總數二八、三一七人に對比すれば六七・六%で、これまた前年度の七六・五%より可成り減少してゐる。

第Ⅰ部　（勞働者狀態）統計表

第Ⅰ表（其Ⅰ）國勢調査（抽出調査）に依る職業別人口　昭和五年十月一日）

		總數	産業上ノ地位			使用人	
			雇主	單獨	總數	男	女
1	農業	一〇〇〇〇〇〇〇	六〇一〇〇〇〇	三〇三〇〇〇〇	一九〇〇六〇〇	一〇〇〇〇〇〇	八〇六〇〇〇〇
	農業	九〇〇〇〇〇〇	六〇一〇〇〇〇	三〇三〇〇〇〇	一九〇〇六〇〇	一〇〇〇〇〇〇	八〇六〇〇〇〇
2	水産業	一〇〇〇〇〇〇	四〇六〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	九〇一〇九〇	三一九〇九〇	五〇九〇〇〇
	耕作ニ從事スル者	一三〇一四〇	四〇九〇六〇	六三〇〇四〇	八〇三〇〇〇	三〇四〇〇〇	五〇九〇〇〇
	畜産ニ從事スル者	九〇八〇	四〇〇〇	四〇〇〇	七〇八〇	六〇八〇	一〇〇〇
	鹽業ニ從事スル者	三一〇〇〇〇	四〇〇〇	七〇〇〇	三八〇〇〇	四〇〇〇	三四〇〇〇
	林業ニ從事スル者	一三〇一〇	三一〇〇〇	三一〇〇〇	一一〇一〇	八三〇一〇	三〇〇〇
3	水産業	五六〇四〇	二三〇〇〇	二三〇一〇	四〇〇四〇	三八〇四〇	四〇〇〇
	漁業ニ從事スル者	五六〇四〇	二三〇〇〇	二三〇一〇	四〇〇四〇	三八〇四〇	四〇〇〇
	鑛業	三五〇六〇	六〇〇〇	七〇〇〇	三三〇六〇	一六〇六〇	三七〇〇〇
	採炭ニ從事スル者	一七〇四〇	—	—	一七〇四〇	一四〇四〇	三一〇〇〇
	採鑛ニ從事スル者	三一〇一〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇一〇	三〇一〇	三〇〇〇
	石油鑛業ニ從事スル者	一〇〇〇	—	—	一〇〇〇	一〇〇〇	—
	土石採取ニ從事スル者	二六〇三〇	三〇〇〇	六〇〇〇	一七〇三〇	一四〇三〇	三〇〇〇
4	工業	五〇九〇五〇	六六〇一〇	三四〇三〇	三〇六九〇三	二〇四〇四〇	八一六〇〇〇

窯業土石加工ニ從事スル者	三八〇五〇	三九〇〇〇	六〇〇〇	一六三〇五〇	一五〇〇五〇	三〇〇〇
運搬用具製造業 金屬工業機械器具製造業ニ從事スル者	六六九〇九〇	七三〇〇〇	七七〇一〇	五一九〇五〇	四九六〇九〇	三〇〇〇
精巧工業ニ從事スル者	五〇〇〇	六〇〇〇	七〇〇〇	三七〇〇〇	三六〇〇〇	一〇〇〇
化學製品ノ製造ニ從事スル者	一三七〇〇〇	九〇〇〇	八〇〇〇	一一〇〇〇〇	九一〇〇〇	一九〇〇〇
紡織工業ニ從事スル者	一〇一三〇四〇	九一〇〇〇	一〇七〇〇〇	八一五〇五〇	三四一〇五〇	四七四〇〇〇
被服身裝品製造ニ從事スル者	四六〇三九〇	六七〇〇〇	一四六〇〇〇	一三七〇三九〇	一六七〇三九〇	八〇〇〇〇
紙工業印刷ニ從事スル者	二五九八七〇	三五〇〇〇	二六〇〇〇	一九四〇八七〇	一七〇〇八七〇	一三〇〇〇
皮革骨毛羽類製造ニ從事スル者	二七〇〇〇	三〇〇〇	七〇〇〇	一七〇〇〇	一三〇〇〇	四〇〇〇
木竹草蔓類ニ關スル製造ニ從事スル者	六四〇八七〇	一一四〇〇〇	一八〇〇〇〇	三九〇〇八七〇	三五七〇八七〇	三〇〇〇〇
製鹽ニ從事スル者	一四〇〇〇	三〇〇〇	—	一一〇〇〇	一六〇〇〇	五〇〇〇
飲食品嗜好品製造ニ從事スル者	四八一〇五〇	一一九〇〇〇	三三〇〇〇	三九〇〇五〇	三四〇〇五〇	八九〇〇〇
土木建築ニ從事スル者	九三一四〇	一一六〇一〇	三〇一〇〇	四九五〇一一〇	四九一〇一一〇	四〇〇〇
瓦斯電氣水道業ニ從事スル者	一五八〇三〇	—	一〇〇〇	一七〇〇三〇	一五六〇三〇	一〇〇〇
其ノ他ノ工業的職業	二〇四七三〇	一七〇〇〇	一六〇〇〇	一七一七三〇	一四五七三〇	一六〇〇〇
5 商業	四四五一一〇	九三一〇五〇	一一三九〇四〇	二一三三〇一〇	一一四〇一〇一〇	九四〇〇〇
商業的職業	三一六三〇九〇	六八〇一〇〇	一一三八〇四〇	一四五七〇三〇	一〇四〇〇三〇	四一七〇〇〇
金融保險ニ從事スル者	五七〇〇〇	六〇〇〇	一〇〇〇〇	四一〇〇〇	三八〇〇〇	三〇〇〇
接客業ニ從事スル者	一一四三〇一〇	三五七〇一〇	一一一〇〇〇	七六四〇九〇	一四一〇九〇	五三〇〇〇
6 交通業	一一〇八五〇	九九〇一〇	二四〇〇〇	九五四〇五〇	八三八〇五〇	九九〇〇〇
運輸ニ從事スル者	九九五四〇	六九〇一〇	一一四〇〇〇	七四八〇五〇	七一八〇五〇	一八〇〇〇
通信ニ從事スル者	一六九〇一〇	—	—	一六九〇一〇	一一八〇一〇	五一〇〇〇
7 公務自由業	二〇三一〇九〇	五一〇〇〇	一八四〇〇〇	一一七八〇九〇	一一三一〇九〇	二八四〇一〇
官吏公吏雇傭員	四三七一六〇	—	—	四三七一六〇	三九七一六〇	三〇〇〇〇

陸海軍現役軍人	三三、三〇	—	—	三三、三〇	三三、三〇	—
法務ニ從事スル者	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—
教育ニ從事スル者	三三、〇四〇	—	—	三三、〇四〇	二九、〇四〇	一〇六、〇〇〇
宗教家	一六、〇二〇	—	二、〇〇〇	一八、〇二〇	二四、〇二〇	三、〇〇〇
醫療ニ從事スル者	三四、一六〇	三六、〇〇〇	二三、〇〇〇	九一、一六〇	三〇、一三〇	六一、〇一〇
書記的職業	四三、〇三〇	—	—	四三、〇三〇	三九、〇三〇	三、〇〇〇
藝術者 著述家 遊藝家	二三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三四、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
其ノ他ノ自由業	三一、〇一〇	九、〇〇〇	二、〇〇〇	三〇、〇一〇	三〇、〇一〇	—
家事使用人	八〇六、〇〇〇	—	—	八〇六、〇〇〇	八一、〇〇〇	九一九、〇〇〇
其ノ他ノ有業者	八〇六、〇〇〇	—	—	八〇六、〇〇〇	八一、〇〇〇	九一九、〇〇〇
無業	六三一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六、〇〇〇	五四三、〇〇〇	四三六、九六〇	八七、〇二〇
收入ニ依ル者	一九三、〇一〇	—	—	—	—	—
其ノ他ノ無業者	三四六、三三、四九〇	—	—	—	—	—

第一表（其二）工場鑛山等に於ける勞働者數（昭和七年十二月末現在社會局調）

(1)

	工場勞働者									鑛山勞働者		
	官營		公營		民營		計					
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男	女	計
北海道	一、八四六	九二	六五	四	二四、七六五	七、七三〇	二六、六七六	七、八二六	三四、五〇二	一九、五七一	一、七七〇	二一、三四一
東京	三、九六六	七、九六	四、二四九	六四四	二〇〇、〇三三	六二、八〇一	二六、九九八	七一、一三一	二八、一四九	一一七	—	一一七
京都	四、四九四	一、一〇四	八六九	一一四	三七、九九	三二、〇一二	四、三三一	三三、〇三〇	七六、三六二	二三五	二二	二四六

大阪	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
神奈川	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
兵庫	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長崎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新潟	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
埼玉	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
群馬	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
千葉	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—
茨城	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
栃木	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
奈良	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
愛知	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
静岡	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山梨	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
滋賀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	10	[illegible]
岐阜	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長野	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
宮城	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福島	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岩手	[illegible]	[illegible]	101	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
青森	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	11	[illegible]
山形	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

秋田	六七九	四八	—	五、六六九	一、二六八	六、三五六	一、二七二	六、九八〇	八八四	七、八六四
福井	一〇七	二五	四七	八、三三〇	八、六三四	八、四八四	二八、六六八	三七、一五二	三	三四
石川	四六〇	五七一	一三	一〇、七八四	一九、六三三	一一、三五六	二〇、二〇四	三一、五六〇	七四四	九八	八四二
富山	—	—	八九	七、三二八	八、四二八	七、四一七	八、四四五	一五、八六二	四二	—	四二
鳥取	二七一	一五八	—	二、三二〇	六、一九六	二、五八一	六、三五四	八、九三五	四六〇	四七	五〇七
島根	五八	—	一三	四、三〇五	七、一二三	四、三七六	七、一二三	一一、四八九	三三	三	三六
岡山	一五一	四三二	—	一三、五九〇	二三、一七二	一三、七四一	二三、六〇三	三七、三四四	一、三二七	九三	一、四二〇
廣島	二七、〇三四	二、〇三八	九二	二三、二七七	六六、二九三	一三、八二三	一五、八九〇	一五、二七二	一〇三	二	二四
山口	一、一九二	一〇六	一六三	一三、七六五	一九、八六〇	五、六〇七	一四、一三〇	五、七四〇	一五、二〇七	四九〇	一五、六九七
和歌山	九	一	—	一一、七一三	一六、二七二	一一、七二一	一五、二七六	一五、二七五	三四七	八七	四三四
德島	三五七	五六三	一	七、六三五	一一、〇九九	七、九九三	一一、〇九九	一〇、五三六	五一四	五八三	—
香川	一九三	二四九	三	六、六五三	三、七九〇	六、八五八	三、五四一	三、八七三	一九、〇九二	一〇、六四八	三一、七六九
愛媛	一六七	一九七	四六	一一、〇一二	二〇、五四四	一一、二二五	二〇、二六一	六、六六一	二〇、二六一	三、五四一	四、〇九二
高知	二一二	三四	三八	五、一二七	七、一二三	五、三七七	六、六六一	五、三七七	一一、二二五	六、八五八	二三二
福岡	二五、三七九	一、六八五	一四一	三五、一三五	二〇、三九一	六〇、六五五	一八、六九六	一八、六九六	二〇、二六一	三、五四一	五七四
大分	一三三	一五〇	三三	三、〇一三	六、一三一	三、一七八	五、九八一	三、八七三	三、八七三	六、六九四	一〇三
佐賀	—	—	—	五、一二一	三、八七三	五、二二一	九、〇二六	九、〇二六	六、六九四	一六、六六〇	一七六
熊本	三四一	九四〇	—	六、三五三	九、九六六	六、六九四	六、三九四	六、三九四	四、七八四	一六、六六〇	四、七九六
宮崎	—	—	二	四、七七三	一〇八	四、七八四	一〇、四九	一、八三〇	一七八	三、二三八	一七八
鹿兒島	四四一	一、〇九二	八八	五、〇〇二	一五、八四七	一五、八四七	一〇、三二五	九、一九九	二二九	一〇八	二、〇〇二
沖縄	—	—	二四	一、二三六	一、四五九	一、四五九	二二九	五、五三一	一、二四〇	五〇一	五三八
計	二三、二六九	二四、〇〇三	一〇、三三一	二、九一七	一、〇〇三、六〇〇	一、〇〇三、六〇〇	九四六、三九八	一、一二七、二三〇	九七三、三一八	二、一〇〇、五三八	一七一、五七五	一九、五九六	一九一、一七一

(2)

	運輸交通通信労働者			日傭労働者其他			(1)・(2) 合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道	三三、三〇〇	一、六三三	三四、三三三	九三、四三一	一八、九三三	一一三、四四三	一六三、四一八	三〇、一九〇	一九三、六〇八
東京	三二、一一三	三、三一一	三五、三四四	一一三、六八一	一八、八三三	一三六、三〇八	四〇三、〇〇九	九三、四九九	三〇四、三〇八
京都	一三、九二一	二、〇三八	一六、〇三〇	四六、三三〇	一一、四八三	五三、八一三	一〇三、九〇九	四六、三八四	一三〇、六九三
大阪	三三、四一三	八、九〇四	六六、三一三	九〇、三一三	一八、六〇八	一〇九、三一三	三一三、八八三	一一一、一八六	四三三、〇三三
神奈川	一三、一四三	一、三九三	一六、九四〇	三三、三〇一	三、九三六	三九、一三八	一一四、三八〇	一九、三一三	一三四、三〇三
兵庫	二一、八六四	三、四一八	二三、一六二	四九、三六〇	一三、三〇三	六二、〇六三	一六八、八一九	三三、一一八	二四四、〇三三
長崎	三、四三〇	四四四	三、八四四	一三、三三三	六、一六六	一四、〇四一	三四、三三一	一三、三四四	六八、〇九六
新潟	三、六三三	一、一三三	八、三三三	三一、四六三	一三、一一三	四三、三三八	三三、九六一	三三、〇一四	九〇、九三六
埼玉	三、六八三	六三三	八、三三六	一四、三一三	六、六〇八	二一、一一三	三三、八八〇	三三、六三三	八三、三一三
群馬	六、六六〇	三〇〇	三、三六〇	一九、三八一	三、三四〇	二三、一一一	三九、三四四	四六、三八〇	八六、三一四
千葉	八、三〇一	三四四	八、八四六	一一、三三四	三、三三〇	一八、一四四	二一、一一四	八、九三三	四〇、一一九
茨城	四、九四一	六〇六	三、四四九	一一、一一九	八、一八三	二九、四六一	三九、八四三	一三、九一〇	三三、三三一
栃木	六、〇八八	四三〇	六、三一八	一九、六三〇	六、九四九	二六、三三九	四〇、四四三	一一、一三一	六一、六九九
奈良	四、四八〇	四六一	四、九四一	一一、九〇八	四、三八九	一六、六九三	三一、八三一	一〇、三四四	四一、六一六
三重	八、一〇八	一、一〇八	九、一一六	三四、〇三〇	一一〇、三八三	三四、六三三	三四、九三八	四六、九八〇	一一一、九三八
愛知	一四、三三八	二、九〇三	一三、六六一	三三、一四〇	一四、一六一	六九、四〇一	一四三、一九〇	一一四、四三四	二六一、三六四
静岡	一一、四一三	八一八	一一、一三一	三一、九九三	一一、三一三	六四、三一一	九一、一一〇四	四六、六〇	一三三、八〇三
山梨	三、一九〇	一四三	三、一四三	一一、〇六三	一、四〇一	一三、四六三	一九、四三〇	一九、〇三八	三八、三〇八
滋賀	三、〇八三	一三九	三、一六四	一一、三一一	四、四四八	一六、三三一	一三、〇八六	一一〇、六八三	四三、三六九
岐阜	八、〇三〇	六三一	八、六三一	三〇、三三三	三、一三〇	三三、九〇三	四四、三一六	三一、四四三	一〇六、八九九
長野	一一、一三三	一、三一三	一一、九九八	三三、三六六	一一、九九	四三、三一三	六〇、〇四三	八四、三四〇	一四四、三八三
宮城	一〇、〇四三	三四六	一〇、三九三	四四、九九一	一三、四一一	四八、四一一	三一、九三一	一一〇、一六一	三三、一一四

福島	一〇一六	三四九	六六三〇	二九六一	二一三三一	四二一三三	三三〇〇六	二六六四三	六〇六三一
岩手	六〇二二	三三三	六三三六	二六六三三	九三四六	六六一一九	三九四二三	一三四九六	三二九六一
青森	六六六三	三〇六	六一九〇	二三三〇〇	六二〇六	三三六〇六	六六六六六	九六三三	四六三九
山形	三一一〇	三六六	三六九六	三九一九六	一一四四三	三〇六四一	三一一三六	二六三九六	六六六三三
秋田	三六三三	一〇二九	四六六二	四一四四三	一六三六一	六六六六六	六六四四四	二〇六六六	六九 〇〇〇
福井	三六三六	四一一	四二六六	一六三〇	三六六九	二二一一六	二六九二四	二四六六	六二六六一
石川	三九四九	四一九	四三六六	一三六〇九	六六六六	二二四六六	二一六六六	二六三九六	三九二二六
富山	三一六四	六六六	三六二〇	一六四六一	四六〇一四	二二四六六	二一〇九三	一二一一三	四四二一〇
鳥取	四三六三	四九九	四六六一	一九二九四	六六三〇	二六〇四四	二六六〇六	一三六三〇	四二三六六
島根	四二四三	二二六	四四六三	一六二六〇	六四六六	二三六六六	二三九四四	一三六二二	三九六六六
岡山	六四六九	九三三	九四四四	四二二六六	九六四四	四二一二二	三六六一四	三四九三三	九〇三〇九
廣島	二一一六	一四六三	二六六〇	四六四六六	一三二六六	六三六六六	二〇一六一	三二六三二	一四二六三
山口	六九三三	六九六	六六三一	二三六六六	六四四四	三三九〇〇	六二六六六	一三二六〇	六六一〇六
和歌山	三四九九	二三四	三六〇三	三六一〇一	一四四三三	三一四四四	三二六一六	二九六〇	六二六六六
德島	三六六三	三一六	四四〇三	二二四三九	六六〇三	二九〇四四	四四六三一	一六二九一	三三一二二
香川	三六六六	三〇三	四一〇六一	二二三三三	九二一〇四	三一六四九	四二六九九	一三四九九	四六四六六
愛媛	四六六一	三三〇	三六二二	三三四六六	九九〇六	四三四四四	三三三一四	三二二三三	六四六六六
高知	三六三六	六三〇	六三六六	四六四〇三	一六二二三	六二三三六	三六〇九二	二四一九六	六二二九〇
福岡	一四六三一	一六九六	一六四九九	六二四四六	一九四〇四	九〇六三一	二〇六〇六一	四六九三四	二三三〇〇三
大分	三六二六	四九六	四二二三	二二一六	三〇〇六三	一四一六三	一九六九〇	九六六九	二九六九九
佐賀	四六六三	六四六	三六三一	一六三六一	三九九九	二四三〇一	二三四四四	二一一六二	四四六四六
熊本	四二二四	四六一	四六三四	二二六九六	三六三三	一六〇六〇	二六六二二	一三九六六	四二六六一
宮崎	六六六九	三九三	六二二二	一四二九四	四〇六九	一六三六三	二三六三六	二〇九六四	三六六二〇

第二表（其一）工場法適用工場及職工表（昭和六年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル、以下同斷）

	工場數	職工數 男	職工數 女	職工數 計	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計
鹿兒島	八、四八二	三一九	八、八〇一	二五、八八三	一〇、九二五	三六、八〇八	四一、七二六	二一、七三七	六三、四六三		
沖縄	二九	一	二八〇	八、四八六	三、三〇九	一一、七九五	一〇、五〇六	三、三六六	一四、〇五二		
計	四六七、九三五	五三、一四四	五二一、〇七九	一、五八八、五〇七	四五八、九八一	二、〇四七、四八八	三、三五五、二三七	一、五〇五、〇三九	四、八六〇、二二六		
常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場	一一、九八九	一五八、六二九	七四二、六四五	九〇一、二七四	二、九六六	四、七八四	三、五〇四	三、二六七	五、〇四五	四〇六	二八、九九五
事業ノ性質危險又ハ衛生上有害ノ虞アルモノニシテ常時十人未滿ノ職工ヲ使用スル工場	二、九六六	四、七二五	二、〇七一	六、七九六	三、八六九	二、〇〇三	二六、三七四	八一四	二五、五六〇	二、三五四	六〇、二〇三
＊小計	一二、八八五	一七五、〇〇一	七九四、四九一	九六九、四九二	二八、五六九	四、七八七	二三〇、一八五	六二、五五七	一四、七七九	七七、三三六	一四、七三六
						八、〇〇三	一三、〇九五	二、三九〇	八一四	三六	一、八一三
						二六、三七四	八、五一〇	三、八〇四	二、五五七	二、三五四	五三七
						九、八〇三	一、二九三	六二、五五七	一四、七七九	七七、三三六	一七一、〇八六
						六、五九九	一三〇、九七八	二四、六四二	三、八六一	二四、九六七	二、四一四、男工三、一六四、女工五、〇九九）ヲ含ム
						一三、一九六	二一、七三七	三、五六六	一、五〇五、〇三九	四、八六〇、二二六	備考　染織工場ノ「小計」ニハ工場法一部適用工場（織物業——工場二、二〇〇、男工八、四八三、女工四四、六九六、撚糸業——工場二、四一四、男工三、一六四、女

第二表（其二）常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場數業務別表（昭和六年十月一日現在）

職工數	官設工場 工場數	官設工場 職工數 男	官設工場 職工數 女	官設工場 職工數 計	內閣	內務省	大藏省	陸軍省	海軍省	農林省	商工省	遞信省	鐵道省	計
五〇人未滿工場	二	一、五四二	一、五五三	三、〇九五	二	二	五一	八一	一〇	九	一	三	二〇三	三八一
五〇—九九人工場	二	八一九	一	八二〇	二	二	七、七二五	一四、八五七	三六、四九九	二二〇	一七、三五六	一七五	一四、三三六	九三、五一九
一〇〇—四九九人工場		七、七二五	一七、一二六	二四、八四一	一九九	二四	一七五	三、三〇〇	三四九	六一	三九三	二四	五八二	三三、三七九
五〇〇—九九九人工場								一八、一五七	三六、八四八	二七一	一七、七四九	一九九	一四、九一八	一二六、八九八
一〇〇〇人以上工場														
計														

第二表（其三）常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於テ職工數業務別表（昭和六年十月一日現在）

職工數	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
五〇人未滿工場 男	八、六四二	四、一五八	二、七八七	三、〇一七	四、五四七	三六四	二三、五一五	二三三	二三、七三八
五〇人未滿工場 女	一、五九二	三三三	三九九	一六五	三三二	二六	二、八二七	五〇	二、八七七
五〇—九九人工場 男	一、四一四	二四七	二八七	八一	一六一	二四	二、二二四	六四	二、二七八
五〇—九九人工場 女	二三二	三〇	一四	四	三	一	二八四	二三	三〇七
一〇〇—四九九人工場 男	一〇九	二六	一七	—	二	一	一五五	二	一七六
一〇〇—四九九人工場 女	二、九八九	四、七八四	三、五〇四	三、一六七	五、〇四五	四〇六	二八、九九五	三八一	二九、三七六
五〇〇—九九九人工場 男	四三、八二七	六六、三九五	三七、五七九	四〇、七四六	六一、九七七	六、〇三〇	二五五、五五四	四、六八五	二六〇、二三九
五〇〇—九九九人工場 女	二九、〇三二	五、七四七	一六、一二四	六、五四四	一九、〇三九	四九	一七六、五二五	四二五	一七六、九五〇
一〇〇〇人以上工場 男	一八、九八七	一九、八六八	一八、一五一	七、六四八	一六、一六二	一、一二三	八二、〇二九	二、九二一	八四、九五〇
一〇〇〇人以上工場 女	九一、九八三	二、四〇四	八、九四二	三、五三三	六、一五三	一七	一二三、〇三三	二六三	一二三、二九六

計	男	一五六、六二九	二〇四、六二五	二二、四六八	六〇、二〇三	一〇六、〇六四	一三、一九六	六六〇、八六五	九二、四九一	七四〇、〇四二
	女	七四二、六四五	一六、三八二	六一、九六六	一四、〇四九	三四、〇四九	二八六	八七〇、〇九三	二三、三七九	八九三、四七二
	計	九〇一、二四七	三二一、〇〇七	一八四、四四四	七四、九四六	一三三、二二三	一三、四九四	一、五三〇、二七六	一一六、九八六	一、六四七、一七六
工場 二〇〇人以上	男	三三、一四五	三二、九七四	一七〇、九〇〇	—	一、九六六	九四七	一〇六、二二三	六三、二三五	一七二、三四七
	女	一三五、七五九	二、七七〇	一四、九七四	—	四三四	八〇	一三五、四四〇	八、三七五	一六一、九一三
工場 五〇〇—九九人	男	二二、四四八	一九、三六一	七、八二四	一、四九二	一、七六七	七一〇	五四、六一三	九、七二七	六三、三四〇
	女	一、九七四三	一、四六一	一、九四八	九六〇	一七四	一八	一四四、三〇四	八、二四一	一三一、三四五
工場 一〇〇—四九人	男	四〇、二二二	四六、〇二六	四一、八一四	一〇、二二七	一九、〇九二	四、三九六	一六、八六七	一〇、九四一	一七二、八一八
	女	二四六、二二六	四、二〇〇	二〇、四七四	三、七〇六	八、二四九	一四四	二六、二九一	五、八七五	一六六、七六六

第二表（其四） 寄宿舍ノ設アル工場及寄宿職工業務別表（昭和六年十月一日現在）

寄宿職工收容人員區分			染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
一〇人未滿工場	工職	工場	二、六三四	三、〇三八	七五六	七〇六	一、七八一	三三八	九、二四三	一五	九、二五八
		男	五、二二二	九、〇九八	二、五二二	三、三〇四	五、四一七	九四六	二六、四八九	五〇	二六、五三九
		女	七、〇九九	四二	八〇	六三	二八一	二	七、五六七	一	七、五六八
一〇—四九人工場	工職	工場	二、七七三	一四二	一四〇	一、一六六	一八八	一五	四、四二四	七	四、四三一
		男	二一、五二八	二、一五八	一、九六三	二〇、二六八	二、四五〇	二三三	三八、七〇〇	二二五	三八、九二五
		女	四九、二六四	六	二八	八〇	五八	九	五〇、〇一五	三六	五〇、〇五一
五〇—九九人工場	工職	工場	六七二	四	一〇	五五	三	—	七二四	五	七二九
		男	四、七六五	二八八	四〇八	二、三二七	一八七	—	七、九七五	二二	八、〇九八
		女	四一、九六五	—	九六	二三	—	—	四二、〇六六	—	四二、〇六六

一〇〇—四九九人工場	工場		八四〇	—	七	二六	三一	—	八六六	一	八六七
	職工	男	一三、五〇一	—	一九〇	一、七三一	一六三	—	一五、五七五	三五六	一五、九三一
		女	一六九、七五五	—	一、四三八	一三	二三〇	—	一七一、五三五	—	一七一、五三五
五〇〇人以上工場	工場		二四五	—	五	—	—	—	二五〇	—	二五〇
	職工	男	一三、七四八	—	二、一八五	—	—	—	一五、九三三	—	一五、九三三
		女	一九三、一八〇	—	五、一六九	—	—	—	一九八、三四九	—	一九八、三四九
合計	工場		七、一一四	三、一八四	九一八	一、九三三	一、九七五	三三三	一五、二〇七	二八	一五、二三五
	職工	男	四八、七五四	二一、五四四	七、二五八	二七、七三〇	八、二一七	一、一七九	一〇四、六七二	八五四	一〇五、五二六
		女	四六一、二六三	四八	六、八八四	二八七	一、〇二九	一一	四六九、五二三	三七	四六九、五[illegible]九
		計	五一〇、〇一七	二一、五九二	一四、一四二	二八、〇〇七	九、二四六	一、一九〇	五七四、一九四	八九一	五七五、〇八五

第三表（其一）鑛夫數累年表（昭和六年本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同斷）

	金屬山	石炭山	石油山	其他ノ非金屬山	砂鑛	計
大正十一年	四〇、〇八〇	二四九、〇三三	八、七〇四	三、〇五五	四四二	三〇一、三〇三
同十二年	四一、九七一	二七八、七七一	七、四八五	四、一六〇	二四九	三三二、六三六
同十三年	四三、三六一	二五一、〇六九	六、九四〇	四、八〇二	三九六	三〇五、六四八
同十四年	四四、八六一	二五二、八九八	七、三三〇	五、三四七	五四二	三一〇、九六八
昭和元年	四六、九二三	二三五、〇四四	六、四〇六	五、一八九	四三二	二九三、九八四
同二年	四五、六五六	二三九、一六七	五、八八九	四、九一七	三〇三	一九五、九三三
同三年	四四、六四六	二三七、八九〇	五、八一六	四、八二〇	二七六	二九三、四四八
同四年	四四、八六一	二三八、七六一	五、九〇〇	四、二九四	二六五	二八七、三三九
同五年	四五、〇二五	二〇四、五三六	四、九七三	三、九四五	三五三	二五八、八三三
同六年	三九、五九六	一五四、三九八	四、二五四	四、一〇七	—	二〇三、三五五

備考　砂鑛ハ年末、他ハ六月末現在ヲ示ス

第三表（其二）業態別鑛夫數（昭和六年六月末現在）

(1) 金屬山

		男	女	計
坑內	採鑛夫	七、〇九〇	—	七、〇九〇
	支柱夫	一、九八二	—	一、九八二
	手子	一、七四二	六二	一、八〇四
	運搬夫	四、三八六	一一九	四、五〇五
	機械夫	七四二	—	七四二
	工作夫	三七七	—	三七七
	雜夫	一、六八〇	一〇七	一、七八七
	計	一七、六七九	二八八	一七、九六七
坑外	採鑛夫	二三八	—	二三八
	選鑛夫	一、八二五	二、一〇九	三、九三四
	運搬夫	一、二二五	三七	一、二六二
	機械夫	一、八九六	—	一、八九六
	工作夫	一、九一八	六	一、九二四
	雜夫	三、九一〇	七〇三	四、六一三
	計	一一、〇一二	二、八五五	一三、八六七
製鍊	製鍊夫	三、四九四	二〇七	三、七〇一
	運搬夫	一、〇九七	一〇六	一、二〇三
	機械夫	七五七	—	七五七
	工作夫	五三六	二	五三八
	雜夫	一、二二五	三〇八	一、五三三
	計	七、一四九	六二三	七、七七一
合計		三五、八四〇	三、七四六	三九、五八六

(2) 石炭山

		男	女	計
坑內	採炭夫	四九、八八九	—	四九、八八九
	支柱夫	一五、三七三	七	一五、三八〇
	後山	一二、六一九	一〇、六九八	二三、三一七
	運搬夫	七、六三三	三四	七、六六七
	機械夫	五、二六一	—	五、二六一
	工作夫	三、一六九	一	三、一七〇
	雜夫	六、九九六	二三二	七、二二八
	計	一〇〇、九四〇	一〇、九七二	一一一、九一二
坑外	採炭夫	二二三	—	二二三
	選炭夫	一、八九九	七、八六七	九、七六六
	運搬夫	七、一七八	三〇九	七、四八七
	機械夫	六、六八一	—	六、六八一
	工作夫	七、一〇六	五	七、一一一
	雜夫	八、八二〇	二、四一八	一一、二三八
	計	三一、八九七	一〇、五九九	四二、四九六

第四表（其一）國有鐵道從業員累年表（第五一回統計年鑑ニ據ル）

(1) 國有鐵道從業員統計

	合計	坑運搬	手	支柱	採鑛	合計	山油石 (3) 精製 雜工	機械作	運搬	製油	計	坑外(精製ヲ除ク) 雜工	機械作	運搬	汲油	鑿井	合計
大正二年	夫	六三四														六三四	一三二、八〇七
大正三年	夫	一、五八四														一、六三一	二一、五九一
大正四年	夫	八														六	一五四、三九八
大正五年	夫	二六二														二六二	
大正六年	夫	二三六														二三六	
大正七年	夫	四五七														四五一	七四
大正八年	夫	三、一八一														三、三一六	一三五
大正九年	夫	三〇五														三〇五	
大正一〇年	夫	—														—	
大正一一年	夫	一八二														一八二	
大正一二年	夫	五三														七二	一九
大正一三年	夫	三一五														三七九	六四
大正一四年	夫	八五五														九三八	八三
昭和一年	夫	四、〇三六														四、二五四	二八
昭和二年	夫	一、一七七														一、一七七	
昭和三年	夫	六一														六一	—
昭和四年	子	一九三														二四三	五〇
昭和五年	夫	二四二														二四二	—

	合計	山屬金非ノ他其 (4) 錬製 雜工	機械作	運搬	製錬	計	坑外 雜工	機械作	機械	運搬	選鑛	採鑛	計	內 雜工	機械作	機械
大正二年	夫															
大正三年	夫															
大正四年	夫															
大正五年	夫															
大正六年	夫															
大正七年	夫	四九七	一〇六	二〇	四四	三〇二	一、二九五	四八五	八五	八七	二六四	一四四	二三〇	一、八八七	一八四	一六	一四
大正八年	夫																
大正九年	夫																
大正一〇年	夫																
大正一一年	夫																
大正一二年	夫																
大正一三年	夫																
大正一四年	夫	四〇八	一〇一	二〇	四四	三〇二	一、三三一	五四	六	—	二七	一三五	—	一〇五	五四	—	—
昭和一年	夫																
昭和二年	夫																
昭和三年	夫																
昭和四年	夫																
昭和五年	夫																
昭和六年	夫																
昭和七年	夫																
昭和八年	夫																
昭和九年	夫																
昭和一〇年	夫																
昭和一一年	夫																
昭和一二年	夫																
昭和一三年	夫																
昭和一四年	夫	四、一〇七	五九八	一〇七	二〇	四四	三〇二	一、五一七	五三九	九一	八七	二九一	二七九	二三〇	一、九九二	二三八	一四

(2) 國有鐵道從業員職場別表（勞働統計要覽ニ據ル）

	鐵道手 男	鐵道手 女	雇及傭人 男	雇及傭人 女	計 男	計 女
昭和五年	一、〇九七	三	五八、〇三五	二、〇八一	五九、一三二	二、〇八四
驛	一五二	—	一〇、六九七	一〇	一〇、八四九	一〇
列車	八二九	—	二八、六〇一	五六	二九、四三〇	五六
機關車	一九六	—	五、五五五	四五四	五、七五一	四五四
檢車所	—	—	一三九	—	一三九	—
自動車庫	—	—	五三	—	五三	—
自動車所	—	—	一、四七三	二	一、四九二	二
電車庫	一九	—	一一五			

第一部 統計表

	技手 男	鐵道手 男	雇員 男	傭人 男	計 男	書記 技手 鐵道手 女	雇員 女	傭人 女	計 女	男女計
大正十年末	七、九〇七	四、〇三九	一、三八〇	五〇、四六九	九五、九一三	一五九、七〇八	一〇	—	三、三〇八	四、五二七	七、八四五	一〇	一六七、五五三
同十一年末	八、九五四	四、六二五	一、五四六	五四、六〇三	一〇二、〇三五	一七一、七六三	一一	—	三、六〇〇	四、六九八	八、三〇九	一一	一八〇、〇七二
同十二年末	九、五六六	四、九二二	一、五二六	五八、二七七	一〇四、九六二	一七九、二八三	一〇	三	一、七二〇	四、八三四	八、五六八	一〇	一八七、八五一
同十三年末	一〇、〇四〇	五、一二三	一、六四一	六二、六三九	一〇七、四五七	一八五、九一七	一〇	二	一	三、八〇〇	四、九二七	一〇	一九四、六五七
同十四年末	二、〇〇〇	五、六六六	一、七八〇	六二、六七〇	一〇五、一八七	一八六、三〇五	八	二	一	三、八四一	四、七六五	八	一九四、九二三
昭和元年末	二、五七四	六、〇三三	一、七七三	六五、三二七	一〇五、九一六	一九〇、六二三	一一	二	三	四、二四六	四、六四三	八	一九九、五二八
同二年末	三、四一七	六、六二六	一、八〇五	六九、九五四	一〇五、三五九	一九六、一五一	一三	二	三	四、四〇九	四、七五七	九	二〇五、三三四
同三年末	三、〇二七	七、〇九五	二、一八三	七四、三八六	一〇三、六二一	二〇〇、三二二	一三	二	三	四、六三一	四、八〇三	九	二〇九、七六四
同四年末	三、五八二	七、四三八	二、五五〇	七六、二四五	一〇〇、四二五	二〇〇、二四〇	一三	三	三	四、四〇一	四、六七二	九、〇九二	二〇九、三三二
同五年末	三、六二七	七、五三三	三、二〇八	七五、六七二	九四、九三五	一九四、九六四	一三	二	三	四、〇八一	四、三六七	八、四六六	二〇三、四三〇

電力區	二六	一	一、九三二	一	一、九二六	一
發電所	四	一	二三四	一	二三六	一
變電所	七	一	二九六	一	三〇三	一
開閉所	三	一	七七	一	八〇	一
車電所	二〇	一	一、六二四	一四	一、六四四	一四
瓦斯發生所	一	一	一	一	一	一
船舶所	二四	一	一、九二二	一	一、九六七	一
桟橋	一〇	一	二九二	一	三〇二	一
保線區	二六六	一	二四、六二二	一、三三一	二二、一九〇	一、三三一
通信區	二六	一	四、〇三六	三	四、〇七四	三
業所	五	一	二二三	一	二二六	一
無線通信所	一	一	一四	一	一四	一
工場現場	二六二	一	二二、七六七	二四一	二二、〇四九	二四一
計	三、〇六〇	三	一三二、七〇六	四、四三一	一三三、七六六	四、四三四

備考　判任以上ヲ除ク。

第四表（其二）(1) 地方鐵道職員數（第五一回統計年鑑ニ據ル）

	重役	庶務會計倉庫係	建設及保線係	汽車係	運輸係	計
昭和二年度	二、〇三五	二、三三五	二六、五二二			三二、九二〇
同三年度	二、一九一	二、六五九	三二、〇四九			三六、八九九
同四年度	二、二四五	二、九六六	三四、三一〇			三九、七二一
同	二、四七七	三、〇二三	三七、三八七			四二、八三七

同五年度	三、四三	三、六〇	三、一六三	四、八三三

(2) 地方鐵道從業員（勞働統計要覽ニ據ル）

昭和五年（三月末）	蒸氣鐵道	併蒸氣瓦斯用鐵道	瓦斯鐵道	電氣鐵道	併蒸氣用電氣鐵道	計
建設	二〇一	三五	一	四〇六	七〇	八一三
運輸	三、五七七	三、四九八	六	三、八九七	三、五五一	一八、五六一
保線	一、三三二	一、三三四	四三	三、九一〇	一、四六四	一八、〇七三
電氣	二七	一	一	四、〇一二	一、一一一	五、一五〇
計	五、二三七	四、九五七	一一二	三一、三三五	六、一九六	四七、六一七

備考　本表ノ數字ニハ少數ノ事務員、技術者ヲ含ム

第四表（其三）軌道從業員（勞働統計要覽ニ據ル）

昭和元年末（三月末）	運輸事務	監督	車掌	運轉手	機關者	轉轍手	信號人	其他	總計
電氣	一、五七九	一、九四四	三、六九四	九、五三九	一	四三六	一、一六三	六、八〇七	三四、一一二
蒸氣	七三	五七	一六九	一七三	二	一三五	一四	三三三	八三六
瓦斯	四四	一五	六三	七一	一五	六	一	七〇	一六五
馬力	五四	一〇	九	四	三二	一	一	五三	二九三
人力	二四	二	一三	一	一	一六	一六	一九二	二七五
總數	一、七六四	三、〇六八	三、九九八	九、七六七	二九	四八三	一、一九五	七、四四五	三五、九九

	昭和二年（三月末）					昭和三年					昭和四年					昭和五年				
	建設	運輸	保線	電氣	總數	建設	運輸	保線	電氣	總數	建設	運輸	保線	電氣	總數	建設	運輸	保線	電氣	總數
蒸氣	六二四	二七、二五一	五、一九九	二三、九三八	四五、九九二	六二一	二七、七七七	五、五四三	二三、九九五	四七、九九六	四三	二六、三六五	五、四二九	一五、四〇六	四八、五一三	一七六	七〇二	一七六	四七	九六八
瓦斯	三六	七八七	二〇	五七	一、〇九〇	一四	二八九	七三	一	三七六	六	一六五	五一	一	二三三	七	二〇九	六四	一	二八〇
馬力	一	二八五	二九	一	三一五	一	二八三	二六	一	二九	二	二八三	二六	一	三一一	三	一五九	五九	三	二四三
瓦數	二八一	二八、七七七	五、五四三	二三、九九五	四七、九九六	二七七	二七、七一八	五、七五四	一五、四六五	五〇、三二四	一、三三〇	三〇、一九三	五、六五七	一〇、八一八	四八、〇九八	二六	五五四	一四八	三四	七六四
蒸氣	一、三二二	二六、三六五	五、四二九	一五、四〇六	四八、五一三	四三	七〇二	一七六	四七	九六八	二六	三三八	六三	三四	四〇四	一〇	九四	二七	三	一三四
瓦斯	一四	二八九	七三	一	二八〇	七	二〇九	六四	一	二八〇	一	一八一	一七	一	二〇二	一〇	一八一	一七	一	二〇二
馬力	六	一六五	五一	一	二三三	一三	一五九	五九	一	二四三	三	三一五	二六	一	三一一	二	三五八	二七	一	三一一
瓦數	一、三三一	二八、七七七	五、五四三	二三、九九五	四七、九九六	二七七	二七、七一八	五、七五四	一五、四六五	五〇、三二四	一、三三〇	三〇、一九三	五、六五七	一〇、八一八	四八、〇九八	二六	五五四	一四八	三四	七六四
蒸氣	四三	二六、三六五	五、四二九	一五、四〇六	四八、五一三	四三	七〇二	一七六	四七	九六八	二六	三三八	六三	三四	四〇四	一〇	九四	二七	三	一三四
瓦斯	一四	二八九	七三	一	二八〇	七	二〇九	六四	一	二八〇	一	一八一	一七	一	二〇二	一〇	一八一	一七	一	二〇二
馬力	六	一六五	五一	一	二三三	一三	一五九	五九	一	二四三	三	三一五	二六	一	三一一	二	三五八	二七	一	三一一
瓦數	一、三三一	二八、七七七	五、五四三	二三、九九五	四七、九九六	二七七	二七、七一八	五、七五四	一五、四六五	五〇、三二四	一、三三〇	三〇、一九三	五、六五七	一〇、八一八	四八、〇九八	二六	五五四	一四八	三四	七六四
蒸氣	四三	二六、三六五	五、四二九	一五、四〇六	四八、五一三	四三	七〇二	一七六	四七	九六八	二六	三三八	六三	三四	四〇四	一〇	九四	二七	三	一三四
瓦斯	一四	二八九	七三	一	二八〇	七	二〇九	六四	一	二八〇	一	一八一	一七	一	二〇二	一〇	一八一	一七	一	二〇二
馬力	六	一六五	五一	一	二三三	一三	一五九	五九	一	二四三	三	三一五	二六	一	三一一	二	三五八	二七	一	三一一

第四表（其四）船員累年表（海事摘要ニ據ル）

	總數	船員手帳受有者			海技免狀受有者		
		內國人	外國人	計	內國人	外國人	計
昭和二年末	一、三九一	一五、〇四四	三、二四六	一五八、二九〇	六三、九六一	一三一	六四、〇九三
同三年末	二〇四、〇四一	一七〇、六九六	三、六七三	一七四、三六九	六七、九一八	一三一	六八、〇五〇
同四年末		一八九、四六五	四、五一七	一九三、九八二	七一、六三〇	一三一	七一、七六二
同五年末		二二三、九一七	四、八二三	二二七、七四〇	七六、七八七	一三一	七六、九一九
同六年末		三三三、三四六	五、〇二〇	三三七、三六六	八五、八二一	一三一	八五、九五三

備考　昭和二年末ニ於テ減少ヲ示セルハ「船員手帳引換規則」ノ結果ニ依ル

第四表（其五）海技免狀受有者種類別累年表（海事摘要ニ據ル）

	甲種船長	甲種一二等運轉手	乙種船長	乙種一二等運轉手	丙種船長	丙種運轉手	機關長	一、二、三等機關士	合計
昭和二年末	三、〇二三	四、四〇一	一、七四六	九、四七八	一四七	二〇、八一〇	二、四〇六	二三、〇八二	六四、〇九三
同三年末	三、一二七	四、六六五	一、七九四	九、九三九	一五一	二一、九七一	二、五一九	二三、八八四	六八、〇五〇
同四年末	三、二六五	四、八七四	一、八四九	一〇、三四一	一五〇	二三、八八〇	二、六四五	二五、七五七	七一、七六二
同五年末	三、四〇四	四、九〇〇	一、八六五	一一、四三三	一六三	二四、四〇五	二、六七二	二六、〇七七	七六、九一九
同六年末	三、四九四（一）	五、〇七五	一、八八二	一二、九一三（五）	一六三	二七、四三九	二、七七六（七九）	三二、三一一（四七）	八五、九五三（一三一）

備考　括弧內數字ハ總數中ノ外國人數ヲ復示ス

第四表（其六）郵便電信電話局從業員累年表（勞働統計要覽ニ據ル）

		總數	通信事務員	電話事務員	電信工員	郵便部	電信部	保險部	計	遞送人	郵便手	其他
大正十二年三月末	男	七九、六八六	二九、四四二	六	—	二九、九五七	九、六六二	—	三九、六二二	六、四七六	二、七二一	一、四三〇
	女	三二、四一八	一三、九六九	一八、四〇四	—	—	—	—	—	—	三	二三
	計	一一二、一〇四	四三、四二一	一八、四一〇	—	二九、九五七	九、六六四	—	三九、六二二	六、四七六	二、七三三	一、四五三
同十三年	男	八〇、二八九	二九、二八六	三	—	三〇、三七二	一〇、〇一九	—	四〇、三九一	六、三七七	二、八六〇	一、三七二
	女	二九、二二六	一三、一〇一	一六、〇五五	—	—	—	—	—	—	二七	三三
	計	一〇九、五〇五	四二、三八七	一六、〇五八	—	三〇、三七二	一〇、〇一九	—	四〇、三九一	六、三七七	二、八八七	一、四〇五
同十四年	男	八〇、四四一	二九、二四〇	二	—	三一、一九〇	九、九六〇	—	四一、一五〇	五、九九八	二、六六八	一、三八三
	女	三〇、六五四	一三、七〇九	一六、八八九	—	—	—	—	—	—	二九	二七
	計	一一一、〇九五	四二、九四九	一六、八九一	—	三一、一九〇	九、九六〇	—	四一、一五〇	五、九九八	二、六九七	一、四一〇
昭和元年	男	八三、六九四	三〇、一四二	六〇	—	三一、一六七	一〇、四五八	—	四二、六二五	五、六六一	二、八九六	一、三〇八
	女	三三、〇四四	一四、六七一	一八、二九四	—	—	—	—	—	—	二八	五一
	計	一一五、七三八	四四、八一三	一八、二九六	六〇	三一、一六七	一〇、四五八	—	四二、六二五	五、六六一	二、九二四	一、三五九
同二年	男	八四、二九七	三〇、九二七	六三	—	三三、三〇四	一〇、四〇六	—	四三、七一〇	五、四六五	二、八二三	一、三〇六
	女	三六、三三八	一五、五八六	二〇、六五七	—	—	—	—	—	—	三〇	五五
	計	一二〇、六二五	四六、五一三	二〇、六六〇	六三	三三、三〇四	一〇、四〇六	—	四三、七一〇	五、四六五	二、八五三	一、三六一
同三年	男	八六、八〇三	三二、四一〇	四	七七	三四、四一〇	一〇、六四七	—	四五、〇五七	五、一五〇	二、七八九	一、三一六
	女	三九、三八六	一七、一二三	二三、一九〇	—	—	—	—	—	—	二八	五六
	計	一二六、一八九	四九、五三三	二三、一九四	七七	三四、四一〇	一〇、六四七	—	四五、〇五七	五、一五〇	二、八一七	一、三七二

同四年	男	八九、四八六	三三、五三七	二	八七	三五、八二〇	一〇、七五四	—	四六、五七四	五、〇六一	二、九〇四	一、三二一
	女	四一、五一四	一八、三五一	二三、〇八二	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一三一、〇〇〇	五一、八八九	二三、〇八四	八七	三五、八二〇	一〇、七五四	—	四六、五七四	五、〇六一	三、九三四	一、三七一
同五年	男	九二、二四三	三四、八六五	—	一〇三	三七、〇六二	一〇、五六七	—	四七、六二九	五、〇〇六	三、三六二	一、二七八
	女	四四、二三二	一九、五四三	二四、六二三	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一三六、四七五	五四、四〇八	二四、六二三	一〇三	三七、〇六二	一〇、五六七	—	四七、六二九	五、〇〇六	三、三九三	一、三二四
同六年	男	九三、五六〇	三五、五八六	—	九七	三一、八一九	一〇、七三四	五、八一八	四八、三七一	四、八七三	三、三七三	一、二六〇
	女	四三、七七二	二〇、一二三	二三、五八二	—	—	—	—	—	—	二九	四八
	計	一三七、三三二	五五、六九九	二三、五八二	九七	三一、八一九	一〇、七三四	五、八一八	四八、三七一	四、八七三	三、四〇二	一、三〇八

備考 一、郵便、電信及電話職員中雇員、現業傭人及技工傭人ヲ掲グ。
二、其他ノ欄ハ「船長及機關長」「馭者及馬丁(昭和四年以降ナシ)」「水夫及火夫」及「通信技工、通信工夫(昭和五年以降)」ノ合計ナリ。

第五表(其一) 體性・年齢・配偶關係別工場勞働者數(昭和二年勞働統計實地調査)

		總數			窯業			金屬工業			機械器具製造業			化學工業			纖維工業			飲食料品嗜好品製造業		
		有配偶	無配偶	計	有配偶	無配偶	計	有配偶	無配偶	計	有配偶	無配偶	計	有配偶	無配偶	計	有配偶	無配偶	計	有配偶	無配偶	計
總數	男	三六八、一五二	二六〇、九五四	一九、三九九	一六、三四四	五一、七三五	二七、二〇九	二四、三八五	六〇、四九六	八〇、四〇八	一八、四五一	二一、五一八	七〇、〇〇六	八〇、四〇八	一八、四五一	二一、五一八	五五七、五五八	一〇、〇八四	三一、一四二	一五	一六、六八九	一五、一六、六八九
	女	二六、〇五二	六二六、七七三	四、〇七七	三、一〇九	四、二六	二、三七一	五、九八二	六、三五八	一二、二四〇	一、一	一、一	二	一、一	一、一	二	二五、九八二五	二	二五、九八二五	一五	一、一	一六、一五
一二歲末滿	男	一	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	女	—	一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一二—一三歲	男	九	九八三	—	一三五	—	一三五	三三	一三五	一六六	一五六	四〇三	一五六	一五六	四〇三	一五六	一五六	四〇三	一五六	一九	一五六	一九
	女	一七	一七、九八〇	—	一三八	—	一三八	三三	一五〇	一三三	一	一	二	一	一	二	一五六、六八九	—	一五六、六八九	二九一	—	二九一

一四—一五歳	男	四一	二、五〇	三	一、二四	二	六〇一	三	二、四三	一	三〇三	二四	四、六〇三	一	二、三
	女	二二	二四、六二	一	六〇	一	二三一	一	六三	一〇	一、六二	六四	二二、四六二	六	二、六一四
一六—一七歳	男	一六六	三三、二二	一三	二、六五	二一	二、三六七	二五	七、六六二	二一	一、七六七	六五	二二、三一七	七	一、〇三〇
	女	一、〇三七	一六四、三一七	一三	三六一	二八	四三三	一八	一、三〇一	六二	二、四〇八	六六八	一四七、二四〇	六五	三、四三五
一八—一九歳	男	七〇一	四三、六六〇	三八	二、六六六	七一	三、五七七	一〇三	一〇、一四三	三六	二、七〇一	二七〇	一三、四三三	二八	一、六六六
	女	四、九六三	二三、六七一	二二	三六二	二一三	四七〇	一四三	一、三五九	四二	一、六七三	三、一六〇	二一、三六二	四三三	三、一六二
二〇—二四歳	男	二〇、一三八	九八、七三〇	一、二三八	三、二四四	二、三五九	一〇、六〇七	四、一七三	二三、三六六	一、三〇四	六、二七九	六、三六七	三〇、二七九	一、〇三一	四、七一八
	女	二、九六八	二三、〇四七	七四七	四四三	七七八	四三八	九八一	一、三三〇	二、一二四	一、七三〇	二二、七七八	二二〇、三三二	二、七二一	三、〇三四
二五—二九歳	男	六四、二二三	四三、七四三	四、四六四	二、〇三三	二、二二二	三、六三七	二四、〇一九	一〇、六六七	三、九七四	二、九六二	一九、九四七	二二、九八八	四、三七八	二、〇三四
	女	二、四三四	二、六三七	六二一	二二七	九三三	二二六	一、二〇一	二七八	七四七	一、〇二四	二二、二一九	一九、四〇六	二、三六一	七三六
三〇—三四歳	男	六七、七九三	九、六三二	四、三七八	六四三	二、六二二	一、四二〇	二九、六六六	二、二二〇	六、三六六	七三一	一六、四八一	二、二三七	四、二三〇	三六六
	女	九、六六三	七、二七七	六六〇	七六	七六九	六〇	九三六	一六三	一、四二三	二二〇	二二、六六八	六、〇三七	一、三三七	二六七
三五—三九歳	男	六七、二二六	四、二七一	三、四三一	七二〇	一〇、一〇六	六八〇	二二、二八三	九七七	四、九七三	三三三	一〇、八〇七	九三一	三、二〇九	二〇三
	女	二三、〇八六	三、二六〇	三四〇	九三	三六二	九九	八三三	一八八	一、〇四三	二〇二	七、二八三	三、八八九	一、〇一六	二二二
四〇—四四歳	男	四六、七八八	二、九〇一	二、二〇七	二二六	六、三三〇	四二四	一八、六〇七	七七一	三、四三七	二二三	六、七四三	三七九	二、八六二	一四八
	女	九、〇〇〇	三、七〇二	四三三	二二八	四二六	二二三	六六六	二四四	七七七	二二二	四、七二七	三、一九二	六九七	三三一
四五—四九歳	男	三三、七一〇	二、六四九	一、七二二	一八四	四、二二一	三四二	二二、七九一	七四八	二、三三二	二二三	四、七六七	三六〇	一、六八一	一三一
	女	六、七八九	四、四二三	三三八	二二三	三三一	二二九	四六三	二二六	三六一	二六六	三、四二一	二、九〇四	三七二	二七〇
五〇—五四歳	男	一八、四三八	二、一〇六	一、〇八六	一四〇	二、二三九	二六三	六、七〇二	三三一	一、五二二	二〇三	二、八六〇	四六二	九四九	九一
	女	三、八〇三	三、一九八	二四三	九九	一七六	一〇七	二二八	一二八	三四三	二二二	一、九一七	二、〇三三	三一六	二〇九
五五—五九歳	男	三、七二九	一、〇一四	四一六	一〇八	七三二	一四〇	一、三三二	一八二	三三八	八〇	一、二〇四	二四六	二九四	四二
	女	一、四三七	一、八三三	九二	三八	四六	三三	四八	三六	一七三	二二三	七九二	一、二二三	八八	八六
六〇—六四歳	男	二、二七三	三三〇	二二四	三八	二四三	三九	四六六	九〇	二〇三	三三	三二二	一六一	九六	二八
	女	四七〇	八六九	二四	三三	一〇	一三	一八	二六	三八	三七	二六六	六〇一	一八	二〇

六五—六九歲	男	六三	二三〇	七四	二六	六三	二四	一〇五	三八	六七	二七	一四一	五六	三〇	八	七二	二三九	四	一三	五八	二九	二七	一四四	一	二	一二	五二	四	二	二五	三八五	二	六
	女	二四	三四〇	七	九	二	一四	二	九	四	二	七	三	一	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	二	四	五	一〇	二
七〇歲以上	男	二三〇	一〇五	三〇	一〇	二六	七	四〇	三	三	二四	四三	一九四	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五	三三	三五五	八	三七	二七
	女	四一	四三一	一	一	一	九	二	四	五	一〇	二五	三八五	二	六	一四一	七二	二八	二七	二五	一一	二一	二七	二九	一四	一	二	一一	二	二七	二九	一四	三〇	八	一三
年齢及配偶關係不詳	男																																		
	女																																		

第五表（其二）常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工年齢別數（昭和六年十月一日現在）

（工場監督年報ニ據ル）

	一四歲未滿	一四歲以上一五歲未滿	一五歲以上一六歲未滿	一六歲以上	計	一四歲未滿	一四歲以上一五歲未滿	一五歲以上一六歲未滿	一六歲以上	計	合計
	男					女					
染織工場	五八四	一、九二五	五、一八二	一五八、六二九	一六五、九三八	二八、五五一	五七、八一七	八四、〇三一	五七二、二四五	七四二、六四五	九〇一、二七四
機械及器具工場	二四七	九四八	三、〇八四	二〇四、六二五	二〇五、〇六二	二三六	四六四	八九五	一四、七八七	一六、三八二	二二一、〇〇七
化學工場	一八六	五二三	一、六九七	一三、四六八	一五、〇六二	五八八	一、五三一	三、六三八	五六、二一九	六一、九七六	一八四、四四四
飲食物工場	二九	八四	三三六	六〇、二〇三	六〇、五二一	一五一	三六七	八三〇	一三、三九五	一四、七四三	七四、九四六
雜工場	二〇四	一、〇七六	二、八八〇	一〇一、〇六四	一〇四、〇四九	四〇六	一、三八二	二、四四八	二九、八一三	三四、〇四九	一三五、一一三
特別工場	二	—	四	一三、一九六	一三、一九〇	四	一	三	二九〇	二九八	一三、四九四
計	一、二五二	四、五五六	一三、一八三	六四一、一九四	六六〇、一八五	二九、九三六	六一、五六二	九一、八四六	六八六、七四九	八七〇、〇九三	一、五三〇、二七八
官設工場	五	一三一	四七八	九二、九〇五	九三、五一九	三五	一七一	六二九	二三、五四四	二三、三七九	一一六、八九八
總計	一、二五七	四、六八七	一三、六六一	七三四、〇九九	七五三、七〇四	二九、九七一	六一、七三三	九二、四七五	七〇九、二九三	八九三、四七二	一、六四七、一七六

第五表（其三）職工五人以上使用工場種別ニ依ル職工年齢別（昭和六年末現在工場統計表ニ據ル）

	工場數	從業員總數	職工・一六歳未滿 男	職工・一六歳未滿 女	職工・一六歳未滿 計	職工・一六歳以上 男	職工・一六歳以上 女	職工・一六歳以上 計	職工合計
紡織工業	二〇、九六五	九五、六六六	七、一三六	一四九、八五二	一五六、九八八	一五一、一四五	五九〇、六五九	七四一、八〇四	八九八、七九二
金屬工業	四、一三三	九八、四八八	一、一三六	三六一	一、四八七	七六、八〇七	五、九七五	八二、七八二	八四、二六九
機械器具工業	五、八五〇	一九一、四〇九	三、〇三〇	八七二	三、九〇二	一四四、〇七五	一〇、三七四	一五四、四四九	一五八、三五一
窯業	三、一六七	六五、二三〇	一、一〇二	四七七	一、五七九	四六、二三八	八、九一四	五五、一五二	五六、七三一
化學工業	三、三八九	一四七、四七二	五七二	三、五二一	四、〇九三	七八、九四九	三九、四一九	一一八、三六八	一二三、四六一
製材及木製品工業	五、二〇〇	六五、四一九	一、二九九	一九七	一、四九六	五〇、九一五	四、二四七	五五、一六二	五六、六五八
印刷及製本業	二、九四八	六二、二〇〇	一、九二八	五三七	二、四六五	四三、五四四	五、三五八	四八、九〇二	五一、三六七
食料品工業	三、五六七	一五八、一二一	九九九	一、〇五〇	二、〇四九	一二三、二八二	一八、一八五	一三一、四六七	一三三、五一六
瓦斯及電氣業	四九八	二、〇〇五	二	—	二	八、一四二	一〇四	八、二四六	八、二四八
其ノ他ノ工業	五、七一九	九八、六二九	二、〇三一	四、五七九	六、六一〇	四一、七七六	四一、五五三	八三、三二九	八九、九三九
計	六四、四三六	一、八五一、六二九	一九、三二五	一六一、四四六	一八〇、六七一	七五四、八七三	七三四、七八八	一、四七九、六六一	一、六六〇、三三二

第六表　體性・年齢・配偶關係別鑛夫數（昭和二年勞働統計實地調査）

		總數	一二歳未滿	一二—一三歳
金屬鑛業	有配偶 男	二三、八二三	—	—
	有配偶 女	二、八七二	—	—
	無配偶 男	一〇、〇七九	二	一
	無配偶 女	一、三〇一	一	—
石炭鑛業	有配偶 男	一〇八、七七五	四、三五〇	六七、五九八
	有配偶 女	四、三五〇	六七、五九八	三、五七八
	無配偶 男	二、五六四	一四三	九四九
	無配偶 女	一四三	五一	一、一六三
石油鑛業	有配偶 男	一、一六三	三一〇	五四六
	有配偶 女	三一〇	五四六	六三
	無配偶 男	五四六	六三	—
	無配偶 女	六三	—	—
其他ノ鑛業	有配偶 男	—	—	—
	有配偶 女	—	—	—
	無配偶 男	—	—	—
	無配偶 女	—	—	—

第七表（其一）工場勞働者異動月別表（社會局社會部調）

昭和七年

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
一四—一五歲	四	三五三	七四	一〇九	四七	一、三四三	八三三	一	四	一	一	一七	九
一六—一七歲	一	一六	一、三四三	一九一	一一九	六三七	七、〇三〇	三、三三九	一	一三六	四	九	三
一八—一九歲	六五	一一九	一、八九九	三三五	四四三	一、六七八	九、三三三	二、七七八	六	一六三	六	七	一〇四
二〇—二四歲	一、三四八	四四三	三、五六九	一七六	六、四三二	七、七九六	二〇、四四二	二、四八三	一〇五	四一九	八	一〇七	四七
二五—二九歲	四、四二四	五三三	一、二五六	五八	一八、九五八	九、一七二、一二、〇九一	六四三	四六九	三四	一四〇	二	二八	三
三〇—三四歲	四、八二一	五一八	四二七	六四	二三、三五〇	八、七四一	六、五一三	四七五	五五八	一九	三	三三	四六
三五—三九歲	四、五三三	四七三	二七七	一〇〇	二〇、二四五	六、七七〇	四、〇三八	四六七	五三四	一五	二	二四	二九
四〇—四四歲	三、五七二	三五一	二六八	一二九	一五、九一七	四、五九一	二、六三〇	五〇八	五一二	二三	一四	一六六	一九
四五—四九歲	二、五八〇	二四六	三三五	一二七	一二、八七九	三、二七八	二、一三五	五九〇	二九五	一五	一四	二四	一四
五〇—五四歲	一、五二九	一二四	一七三	九六	七、三三九	一、二五一	一、〇三一	三三五	六〇	六	五	六八	七
五五—五九歲	六〇三	三七	一八四	四〇	二、八四一	三〇五	五四五	一五五	三	一	二	二九	三
六〇—六四歲	二四三	五	四九	一七	八八四	五七	二一四	三七	七	七	一四	二四	一四
六五—六九歲	七二	三	二四	六	二〇二	二〇	五五	八	五	一	一	六六	一九
七〇歲以上	二	一四	三	五四	四	二七	三	五五	一四	一	一	二四	一四
不詳 男	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
不詳 女	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
解雇	三七、九九四	四〇、六九五	三五、三二一	三九、二七一	四三、三九七	三七、二八六	二六、六四一	二九、四四〇	二八、三三六	二八、九七二	二三、三三九	二三、二八一	四八三、八五三
雇入	五九、二五〇	八一、〇二三	五二、八九七	四九、四一七	三〇、一二八	四一、五三一	四〇、九四六	三八、五七一	三三、一三一	三三、八六三	三三、一三一	五四〇、五四三	

第一部　統計表

月末現在	工場數	職工數
一月	五、一五三	九六一、三七七
二月	五、一七四	一、〇一八、一〇九
三月	五、〇七四	一、〇一五、二八〇
四月	四、九五七	一、〇四三、六六八
五月	五、一〇四	一、〇五六、四九八
六月	五、三一一	一、〇五六、一五三
七月	五、一九一	一、〇六六、一五三
八月	五、一三八	一、〇七一、三七二
九月	五、一三九	一、〇八〇、二四四
十月	五、一七四	一、〇八〇、二四四
十一月	五、一三〇	一、〇七九、六九六
十二月	六一、九二二	一、〇〇〇、六九六

第七表（其二）工場勞働者解雇者歸趨月別表（同前）

昭和七年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	月平均
同種工業ニ轉職セル者	四、四五二人	六、九四〇人	六、四七〇人	六、四六二人	五、四八九人	七、八〇二人	六、三〇六人	六、八八八人	六、二二九人	六、二〇四人	五、二五二人	七四、四六六人	六、二〇五人
他種工業ニ轉職セル者	一、八九八	二、二三二	二、七〇二	三、一四二	二、二九四	二、二七七	二、〇二六	二、三五七	二、三〇六	二、三四九	二、一九九	二、八五二	二八、六三四	二、三八六
歸農セル者	一八、五五一	一六、六五三	一五、〇六三	一六、〇四〇	二一、六二一	一三、六七一	九、六四〇	一〇、五一三	九、六五七	一〇、三〇四	八、二三七	六五、八八〇	二二五、八一〇	一七、九八四
其他	五、〇九二	五、〇六三	四、三八〇	四、七九五	五、三九六	四、五〇八	三、八七九	三、三七八	三、七二二	三、九二二	二、九四六	一〇、四七二	五七、五四二	四、七九五
未就職者	二、六二五	二、七〇三	一、八一七	三、〇四三	三、三二一	二、七三三	一、四七二	一、六八一	一、五二四	一、七七三	一、三三九	一九、一七六	四三、二〇七	三、六〇〇
不詳	五、三七六	七、一〇四	四、八八九	五、七八九	五、二八六	六、二九五	三、三二八	四、六二三	四、八〇八	四、四二二	三、三六六	九、九一九	六四、一九四	五、三四九
計	三七、九九四	四〇、六九五	三五、三二一	三九、二七一	四三、三九七	三七、二八六	二六、六四一	二九、四四〇	二八、三六	二八、九七二	二三、三三九	一二三、二八一	四八三、八五三	四〇、三二一

第八表（其一）鑛夫異動月別表（社會局社會部調）

昭和七年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	月平均
解雇	六、八〇八人	六、五八三人	七、三二二人	七、九二二人	八、一五五人	八、二三二人	七、七四〇人	八、一九一人	一人	六、四三一人	五、八〇五人	八七、一七三人	七、二六四人
雇入	五、八四〇	五、一〇三	六、一七六	七、一五五	六、七八四	六、四二一	四、九五一	四、九一六	六、六一三	六、七九〇	七、六四九	七五、四六〇	六、二八八
月末鑛山數	三一八	三一八	三二三	二八三	二八五	二八六	二七九	二八三	二八五	二八五	二八六	二八八	二九二
現在鑛夫數	一八〇、七九一	一七九、二九〇	一七八、三〇一	一七七、四四〇	一七六、〇五〇	一七四、三〇七	一七〇、一八三	一六九、二六七	一六八、〇〇六	一六七、九四一	一六八、五三七	一七〇、五一八	二、〇八〇、六三一	一七三、三八五

第八表（其二）鑛夫解雇者歸趨月別表（同前）

昭和七年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	月平均
同種鑛山ニ轉職	二、八五六人	二、六九一人	二、八五五人	三、三〇二人	二、九九五人	三、三二九人	三、二七五人	二、七一八人	三、四一九人	二、八一三人	二、六九一人	二、四二〇人	三五、四三四人	二、九五二人
他種鑛山ニ轉職	四九	二九	三八	三二	五一	二四	三五	三六	三〇	二三	六六	五九	四七二	三九
歸農	九九九	一、一〇一	一、一六九	一、二八九	一、三七四	一、四一五	一、二八六	一、二九〇	一、五八二	一、二〇五	九三二	九二七	一四、五四九	一、二二二
其他ニ轉職	七三二	六四一	六七〇	七九三	九一七	七三七	六四〇	六九〇	八九三	八六〇	六四三	五六一	八、七七七	七三一
未從業	六三六	五九〇	六四四	六〇六	六八五	四九八	七八五	九一六	六七三	四三六	四六三	四二五	七、三五七	六一三
不詳	一、五〇一	一、四九〇	一、九二一	一、八七三	二、一〇二	二、一九二	一、七〇四	一、四五一	一、五六五	一、四八七	一、四三九	一、三三一	二〇、〇四六	一、六七〇
計	六、七三三	六、五四二	七、二八七	七、八九五	八、一二四	八、二〇五	七、七三五	七、一〇一	八、一七二	六、八二四	六、二三四	五、七七三	八六、六三五	七、二一九

注意　本表ノ數字ハ前表（八ノ一）ト符合セズ

第九表（其一）全國失業者數（昭和五年十月一日）

（國勢調査結果ノ概觀ニ據ル）

(1) 職業別

職業別	總數	男	女	男女各失業者一萬中 總數	男	女	女百ニ付男
總數	二六六、〇〇〇	二六七、〇〇〇	一九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、四〇五・二六
農業	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	—	五九四	六三七	—	—
水産業	二、〇〇〇	二、〇〇〇	—	七〇	七五	—	—
鑛業	五、〇〇〇	五、〇〇〇	—	一七五	一八七	—	—
工業	一〇七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	三、七四一	三、七四五	三、六八四	一、四二八・五七

商業	六,000	三六,000	二,000	九九	九四	一,〇三三	一,三〇〇・〇〇
交通業	二九,000	二七,000	二,000	一,〇一四	一,〇一一	一,〇三三	一,三三〇・〇〇
公務自由業	四〇,000	三六,000	四,000	一,三九八	一,三四八	二,一〇三	九〇〇・〇〇
家事使用人	一一,000	八,000	三,000	三八三	三〇〇	一,三九九	二六六・六七
其ノ他ノ有業者	四七,000	四六,000	一,000	一,六四三	一,六三三	三二六	四,六〇〇・〇〇

(2) 年齢別

〇——一四歳	一,000	一,000	—	三三	三七	—	—
一五——一九	一九,000	一三,000	四,000	六六四	三六二	二,一〇三	三七三・〇〇
二〇——二四	四九,000	四七,000	二,000	一,七二三	一,七六〇	一,〇三三	二,三三〇・〇〇
二五——二九	五六,000	五二,000	五,000	一,九三八	一,九一〇	二,六三二	一,〇二〇・〇〇
三〇——三四	三三,000	三二,000	三,000	一,三四四	一,一九九	一,三九九	一,〇六六・六七
三五——三九	三四,000	三二,000	二,000	一,一九九	一,一九九	一,〇三三	一,六〇〇・〇〇
四〇——四四	三三,000	三二,000	一,000	六〇四	六三四	三一六	二,一〇〇・〇〇
四五——四九	三〇,000	二九,000	一,000	一,〇四九	一,〇六六	三一六	二,九〇〇・〇〇
五〇——五四	一六,000	一五,000	一,000	三三九	三六三	三一六	一,三〇〇・〇〇
五五——五九	九,000	九,000	—	二一三	二二七	—	—
六〇——六四	一〇,000	一〇,000	—	二三〇	二二二	—	—
六五——六九	三,000	三,000	—	一〇三	一一二	—	—
七〇歳以上	一,000	一,000	—	二三	二七	—	—

第九表（其二）失業狀況推定（中央職業紹介事務局調）

昭和七年月別表

(1)

昭和七年	俸給生活者 調査人口	俸給生活者 夫業者	俸給生活者 失業者	俸給生活者 失業率	日傭勞働者 調査人口	日傭勞働者 失業者	日傭勞働者 失業率	其他ノ勞働者 調査人口	其他ノ勞働者 失業者	其他ノ勞働者 失業率	合計 調査人口	合計 失業者	合計 失業率
	人	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
一月	一、六六二、九四二	七八、〇六八	四・六九		一、六六七、八七七	一九三、一九二	二・五九	三、六七一、八二四	三四、六二六	五・八九	七、〇〇一、六四三	四八二、八八六	六・九四
二月	一、六六四、一八三	七八、四四八	四・七一		一、六六七、〇八六	一九二、九二九	二・五一	三、六八〇、二四一	三四、九一三	五・八四	七、〇一一、六一〇	四八五、二九〇	六・九二
三月	一、六五三、七三四	七七、四二八	四・四八		一、六五四、三二一	一八九、三五〇	二・四五	三、五六九、一五七	二〇六、九七九	五・六六	六、九六六、一三二	四七三、七五七	六・八〇
四月	一、六六二、八九一	八一、六二五	四・九一		一、六六一、九五四	一九〇、四八四	二・四六	三、六九一、八〇〇	二一〇、二六七	五・七〇	七、〇一六、六四五	四八二、三六六	六・八七
五月	一、六六九、二八三	八一、二〇〇	四・八六		一、六七〇、九四五	一九二、六三一	二・五三	三、七〇二、四一四	二〇九、二七八	五・六五	七、〇四二、六四二	四八三、一〇九	六・八六
六月	一、六七〇、〇七一	八二、四〇七	四・九三		一、六八〇、七八〇	一八八、五二九	二・三一	三、九九六、〇七四	二一〇、六五三	五・七〇	七、〇四六、九二五	四八一、五八九	六・八三
七月	一、六七四、八三六	八二、〇八〇	四・九〇		一、六九一、九〇四	一九〇、〇七六	二・三四	三、七二五、九一〇	二一八、七四五	五・八七	七、〇九二、六五〇	五一〇、九〇一	七・二〇
八月	一、六八四、五五二	八二、二五七	四・八八		一、七二三、九九三	二〇八、二〇七	二・〇八	三、七六三、九五三	二二九、一二六	五・八二	七、一七二、四九八	五〇九、五八〇	七・一〇
九月	一、六九一、二六七	八一、八〇一	四・八四		一、七四二、三七五	二〇九、一一〇	二・〇〇	三、七七五、六六一	二二五、〇五八	五・七〇	七、〇二九、三〇三	五〇五、九六九	七・〇三
十月	一、六八六、二四三	八八、六六八	五・二六		一、七五九、六〇三	二〇七、五二〇	二・八一	三、七七五、一九七	二〇七、五二〇	五・五〇	七、二三一、〇四三	五〇三、九五八	六・九八
十一月	一、六一七、七三一	八六、一〇九	五・一〇		一、七九五、二〇〇	二〇〇、八二四	二・一九	三、七八四、七四七	一九七、二八〇	五・二一	七、二六七、六七八	四八四、二一三	六・六六
十二月	一、六九二、七二四	八三、六五九	四・九四		一、七八一、七三五	一〇・八八	三、七八八、九三三	一八五、九三一	四・九一		七、二六三、三九二	四六三、四〇三	六・三八

(2)

地方別（昭和七年三月）	俸給生活者 調査人口	俸給生活者 夫業者	俸給生活者 失業者	俸給生活者 失業率	日傭勞働者 調査人口	日傭勞働者 失業者	日傭勞働者 失業率	其他ノ勞働者 調査人口	其他ノ勞働者 失業者	其他ノ勞働者 失業率	合計 調査人口	合計 失業者	合計 失業率
北海道	一〇三、三七四	四、七六二	四・七		九一、八四四	一六、一〇九	一七・五	一一六、九四六	二一、二四五	九・七	三二一、一六四	三二、二二六	一〇・四
東京	二七三、四五五	二七、一八一	九・九		一三二、八七六	三二、一〇六	二三・四	四四四、三一九	六六、二四九	一四・九	八五〇、六五〇	一二四、六三六	一四・七
京都	六二、〇三八	一、七一三	二・八		三四、七一三	五、七六五	一六・六	一三八、〇八七	四二、九二〇	三・一	二三三、八四七	一一、七七〇	五・〇

大阪	191,337	7,590	4.0	85,474	11,187	13.1	486,348	20,553	4.2	763,049	39,330	5.2
神奈川	53,469	3,816	7.1	38,281	13,533	[illegible]	120,624	5,395	4.5	221,364	22,743	10.2
兵庫	69,436	3,018	4.3	32,292	5,982	18.5	184,003	7,315	4.1	285,730	16,315	5.7
長崎	23,101	982	4.3	34,494	2,763	8.0	56,101	3,574	6.4	113,696	7,319	6.4
新潟	39,207	591	1.5	47,840	3,060	6.4	107,128	2,636	2.5	194,175	6,287	3.2
埼玉	22,274	695	3.1	25,807	2,540	9.8	64,290	2,609	4.1	112,371	5,844	5.2
群馬	23,013	458	2.1	21,773	1,701	7.8	52,866	2,583	4.6	96,633	4,742	4.9
千葉	18,333	270	1.4	15,778	1,014	6.4	23,502	887	3.8	57,453	2,171	3.8
茨城	11,300	548	4.8	19,042	1,303	6.8	30,161	1,163	3.9	60,503	3,014	5.0
栃木	13,887	328	2.4	18,036	868	4.8	22,150	673	3.0	54,063	1,869	3.5
奈良	10,401	170	1.5	23,238	644	2.8	19,130	469	2.4	52,759	1,283	2.4
三重	25,428	662	2.3	43,283	2,360	5.4	63,296	2,298	3.5	132,007	5,320	3.9
愛知	74,170	1,776	2.4	74,443	12,423	16.7	175,927	5,004	2.8	324,540	19,193	5.9
静岡	29,082	477	1.6	48,959	1,853	2.8	69,476	1,930	2.8	147,517	4,280	2.9
山梨	11,361	247	2.2	10,971	1,895	17.3	40,709	792	1.9	63,041	2,934	4.7
滋賀	12,807	79	0.6	17,507	671	3.9	34,335	201	0.6	64,639	951	1.4
岐阜	23,583	462	2.0	25,862	2,287	8.9	43,053	1,203	2.8	92,498	3,952	4.3
長野	35,491	1,257	3.5	56,297	5,473	9.7	114,719	1,651	5.8	206,507	13,381	6.5
宮城	23,652	720	2.9	36,891	3,238	8.7	43,973	[illegible]	6.8	104,515	6,988	6.7
福島	19,586	349	1.8	36,635	1,245	3.4	46,326	[illegible]	3.0	102,537	2,986	2.9
岩手	13,333	489	3.7	23,378	2,036	8.7	35,666	1,392	5.5	72,366	4,489	6.2
青森	13,562	1,814	13.4	35,674	1,749	4.9	41,776	1,575	3.8	91,013	5,138	5.6
山形	17,065	424	2.5	26,194	3,235	12.3	38,863	1,387	3.6	81,123	5,036	6.0

秋田	一八、六二八	七五五	四・〇	一〇、八七五	五、一七九	二三・六	五八、一六〇	三、八三四	六・五	一七、六六三	九、七六八	八・三
福井	一三、八七二	五九二	四・三	二〇、〇三六	二、四六九	一三・二	四八、六四五	三、〇五二	六・三	八二、五五三	六、一一三	七・四
石川	一七、八五六	五一三	二・九	二一、五九六	九二三	四・三	三七、六四三	八〇七	二・一	七七、〇九五	二、二四二	二・九
富山	一六、〇四九	二八九	一・八	一八、八八三	一、三六九	七・〇	三八、六一八	一、一六四	三・〇	七三、五五〇	二、八三三	三・九
鳥取	九、六〇一	九二	一〇	一五、〇八八	一、三二八	八・八	一六、五三八	四五一	二・七	四一、三三七	一、八七一	四・五
島根	一四、七七八	三一七	二一	一六、五七六	五八七	三・五	四〇、〇四九	六九六	一・七	七一、四〇三	一、六〇〇	一・六
岡山	三一、八〇七	一、四七一	四六	二八、二八五	二、七四一	九・七	七九、一六八	二、五四六	三・二	一三九、二六〇	六、七五八	四・九
廣島	五一、三〇〇	二、三三九	四五	五八、〇六四	四、二九一	八・四	八九、三〇〇	七、一六五	八・〇	一九一、六六四	一三、七九五	七・一
山口	二八、三三三	四三三	二・二	三七、八二八	一、一五八	三・一	六〇、二二二	九八三	一・四	一三六、三六三	二、七七三	二・二
和歌山	一五、一七二	五〇九	二・九	四一、五八三	二、九六〇	七・二	四一、七八八	二、六二五	六・四	九八、五四三	六、〇九四	六・一
德島	一〇、七九七	二一九	二・〇	二一、六四九	一、五一四	六・九	四〇、九八六	一、〇三五	二・五	七三、四三二	二、七六八	三・八
香川	一四、七三三	二九二	二・〇	一九、九二六	七二一	三・三	二三、七六八	七八七	三・三	五八、四二七	一、七九〇	三・一
愛媛	二一、七四三	九五八	四・四	四〇、八二三	三、七一六	九・一	六二、八一三	四、一七〇	六・七	一二四、三七八	八、八四四	七・一
高知	一四、三三八	五〇〇	三・四	二四、一九二	一、七〇四	七・〇	六三、九九一	一、六三三	二・五	一〇二、五二一	三、八三六	三・七
福岡	六四、七五九	四、三五九	六・七	九五、四四七	一九、一五六	二〇・〇	一六三、九〇九	一四、四五七	八・八	三二四、一一五	三七、九七三	一一・七
大分	一四、八〇〇	四九七	三・一	一七、二〇六	六七六	三・九	一七、三七〇	九二七	五・三	四九、三七六	二、〇六〇	四・二
佐賀	一三、〇四三	二八六	二・二	一三、五九四	二五五	二・〇	三三、〇四八	四九九	二・三	四七、六八五	一、〇四〇	二・二
熊本	三〇、六九五	一、〇五四	三・四	二九、四三八	一、六五三	五・六	六七、八二三	一、六二〇	二・四	一二七、九五五	四、三三六	三・四
宮崎	二二、二七〇	二八〇	一・三	一六、三九一	一、〇二五	六・三	四六、九六九	四二五	〇・九	八四、六三〇	一、七三〇	二・〇
鹿兒島	一三、三八〇	三八三	三・一	一六、四六四	七〇〇	四・三	四、七九〇	三九八	八・三	三三、六三四	一、四八一	四・四
沖縄	七、三〇六	二六四	三・六	一〇、七四五	二〇七	一・九	二、八六八	四一七	一・九	三九、九二二	八八八	二・二
合計	一、六五二、七五四	七七、四二八	四・四八	一、六五四、二三一	一八九、三五〇	一一・四五	三、五六九、一五七	二〇六、九七九	五・六六	六、九六六、一三三	四七三、七五七	六・八〇

第十表（其一）昭和七年勞働賃銀指數月別表（商工省調）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
織維工業（七種平均）	八〇	八〇	八〇	七八	七八	七七	七八	七七	七七	七八	七八	七八	七八・三
金屬及機械器具工場（五種平均）	八六	八七	八七	八八	八七	八七	八六	八六	八八	八九	九〇	九一	八七・八
窯業（五種平均）	八一	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八〇	八〇	八〇	八〇	八一	八一・二
化學工業（七種平均）	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八八・九
飲食料品工業（六種平均）	九六	九六	九五	九五	九五	九四	九四	九三	九四	九四	九四	九六	九四・八
被服及身廻品製造業（三種平均）	七七	七六	七六	七六	七七	七七	七六	七七	七六	七六	七九	八一	七八・三
土木建築業（六種平均）	七四	七四	七四	七四	七四	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三・三
木竹類ニ關スル製造業（五種平均）	八一	八一	八一	八一	八〇	七九	七八	七八	七八	七八	七八	八〇	七九・八
印刷製本業（二種平均）	九四	九五	九四	九四	九四	九二	九二	九三	九三	九三	九三	九四	九三・〇
仲仕及日傭人夫（三種平均）	六七	六七	六八	六八	六七	六七	六六	六六	六六	六六	六六	六八	六七・〇
漁夫	九二・三	九一・八	九二・二	九一・〇	九〇・六	九〇・六	九〇・六	九四・三	九二・七	九一・五	九〇・五	九二・五	九二・五
下男下女（二種平均）	八〇	八〇	八〇	八〇	七九	七九	七九	七九	八〇	七九	八〇	七九	七九・五
總平均	八三	八三	八三	八三	八三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二・六

備考　大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均賃銀ヲ一〇〇トス

第十表（其二）昭和七年東京勞働者賃銀指數月別表（東京商工會議所調）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
染織工業（七種）	九六・四	九九・〇	九七・七	九四・八	九三・三	九三・〇	八六・六	八八・一	八七・八	九五・一	九〇・二	九二・一	九三・一

機械工業（五種）	八六・〇	八八・〇	八四・六	九一・九	九〇・五	八一・三	九九・一	八九・五	九七・七	一〇六・六	一〇三・五	一一九・〇	九五・六				
化學工業（一三種）	九〇・四	九〇・八	九一・四	九〇・九	九一・一	九〇・四	九〇・七	八九・九	九〇・六	九〇・四	九二・〇	九二・五	九〇・九				
飲食物工業（六種）	一二〇・一	一二九・九	一二〇・〇	一二〇・二	一二〇・一	一二八・九	一二五・九	一二六・四	一二七・五	一二七・二	一二八・〇	一二八・四					
雜工業（四種）	八七・三	八八・〇	八七・五	八六・一	八六・一	八六・一	八六・一	八六・四	八六・四	八六・四	八七・一	八七・五					
其ノ他（一七種）	九〇・二	九一・三	九〇・六	八八・六	八八・五	八八・五	八五・〇	八四・七	八五・三	八六・二	八六・三	八七・二					
總平均	九四・〇	九五・〇	九四・四	九三・八	九三・五	九二・三	九二・一	九〇・七	九一・九	九四・一	九三・五	九六・二	九三・五				

備考　大正九年下半期ノ平均ヲ一〇〇トス。

第十表（其三）昭和七年大阪市諸職業賃銀月別表（大阪商工會議所調）

(1) 實數

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	一円一九錢	一円一九錢	一円一四錢	一円一五錢	一円一四錢	一円一三錢	一円一三錢	一円一三錢	一円一三錢	一円一三錢	一円一三錢	一円一三錢
紡績女工	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七三	七三	七三	七三	七四	七四
精錬	二三三	二三六	二三八	二三八	二三六	二三五	二三二	二三六	二三〇	二三〇	二四〇	二五〇
旋盤	二〇七	二〇七	二〇七	二一三	二一三	二一〇	二一〇	二一〇	二一三	二一三	二一三	二一三
製紙	一九五	一九六	一九六	一九六	一九六	一九八	一九八	一九七	一九七	一九七	一九六	一九七
印刷	二三〇	二三〇	二三〇	二四七	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
大工	二八〇	二八〇	二八〇	二七五	二八〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
左官	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
石工	三四〇	三四〇	三四〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
日傭人夫	一八五	一八五	一八五	一七五	一七五	一六五	一六五	一六五	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
造幣局（男工）	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二〇〇
造兵工廠（男工）	三三三	三三七	三三一	三三一	三四一	三三〇	三三三	二九五	二八八	二九四	二九五	三二三

(2)

職工	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	九〇	九〇	八八	八二	八〇	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
紡績女工	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七〇	七〇	七一	七一	七二	七二
精錬	一二〇	一二三	一二三	一二三	一二七	一二二	一〇三	一二二	一二九	一二九	一二九	一二九
旋盤	九四	九四	九四	九六	九六	九五	九五	九五	九六	九六	一〇四	一〇四
製紙	一二	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三
印刷	八七	八七	八七	八六	八〇	八〇	八〇	七七	九一	九一	九一	九一
大工	八七	八七	八七	八五	八七	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四
左官	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
石工	一二三	一二三	一二三	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
日傭人夫	九二	九二	九二	八七	八七	八二	八二	八二	八〇	八〇	八〇	八〇
造幣局(男工)	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九
造兵工廠(男工)	一三七	一四三	一四九	一四九	一四五	一三六	一三三	一三五	一三三	一三五	一三五	一三二

第十一表（其一）昭和七年工場・鑛山勞働者賃銀指數月表（內閣統計局調、以下同斷）

(1)

昭和七年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	九八	九九	一〇〇	九七	九六	九七	九四	九五	九七	一〇〇	一〇四	九八
窯業、土石加工業	九二	八九	九一	八〇	八二	七九	八〇	七八	七九	八一	八五	八三
金屬工業	九七	九八	九九	九九	九六	九六	九五	九七	九七	一〇四	一〇七	九九

(2)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和七年
機械器具製造業	九四	一〇一	一〇七	一〇〇	九八	九七	九七	九五	九七	一〇〇	一〇三	一〇八	一〇〇
造船業、運搬用具製造業	九七	九五	九六	九五	九五	九五	九三	九二	九三	九五	九七	一〇一	九五
精巧工業	一一四	一一一	一一三	一一九	一一一	一〇六	一〇八	一〇七	一一五	一一九	一一六	一一〇	一一七
化學工業	一〇一	一〇五	一〇四	九九	九七	九八	九九	一〇一	九九	一〇〇	一〇一	一〇六	一〇一
紡織工業	八〇	八〇	七六	七五	七六	七八	七五	七五	七五	七五	七五	七六	七六
被服、身裝品製造業	九九	九六	九九	九四	一〇一	一〇〇	一〇三	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇三
紙工業、印刷業	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇一	一〇一	一〇一	一〇三	一〇四	一〇四	一〇三	一〇七	一〇三
皮骨、骨、羽毛品類製造業	九六	九九	九八	九六	九六	九六	八六	八七	八七	八七	八九	九九	九六
木竹草蔓類ニ關スル製造業	七六	七六	七六	七九	八一	七七	七三	七七	七七	七八	七七	八二	七七
飲食料品製造業	一〇七	九九	一〇三	一〇四	九六	九六	九六	九六	九八	九六	九六	九七	九六
土木建築ニ關スル業	七三	七三	七四	五八	七三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三
瓦斯、電氣、水道業	一〇四	九九	九二	九一	九一	九五	九五	九二	九一	九二	九二	九五	九四
其他ノ工業	一二四	一二七	一二三	一二七	九九	一〇一	一二九	一二三	一二〇	一二〇	一二三	一二六	一二三

(昭和二年基準)

鑛夫	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和七年
總數	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八一	八一	八一	八一	八二	八三	八二
金屬工業	八六	八六	八六	八六	八六	八七	八六	八七	八七	八六	八六	八六	八七
石炭鑛業	八〇	八〇	八一	八〇	八〇	七九	七八	七七	七七	七八	七九	七九	七九
石油鑛業	九五	九一	九一	九一	九七	九〇	九〇	九二	九〇	九〇	九〇	九〇	九一
其他ノ鑛業	七九	七二	八〇	八一	八一	八一	七九	八〇	八〇	八〇	八〇	七九	八〇

第十一表（其二）昭和七年産業別一日平均賃銀諸手當賞與額月表

(1) 工場勞働者

昭和七年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數 工場	六八三錢	六九三錢	六九六錢	六九九錢	七〇九錢	七一六錢	七三五錢	七三五錢	七三一錢	七三七錢	七三一錢	七三一錢
總數 總平均	一九一・六	一九四・六	一九六・二	一九八・〇	一八八・〇	一八九・三	一八四・一	一八四・〇	一八五・七	一九〇・五	一九四・八	二〇二・八
總數 男平均	二四九・四	二五一・四	二五五・九	二四九・七	二四七・四	二四六・五	二四三・三	二四二・四	二四五・一	二五〇・九	二五七・一	二六七・六
總數 女平均	八〇・五	七九・九	七八・四	七六・六	七五・七	七七・一	七四・一	七四・〇	七四・六	七四・九	七五・五	七七・一
總數 工場	三四	三三	三四	三五	三九	四〇	四四	四三	四四	四四	四四	四三
窯業土石加工業 總平均	二〇二・二	一九五・九	二〇〇・四	一七六・〇	一八〇・〇	一七四・二	一七五・四	一七〇・〇	一七三・五	一七四・四	一七八・〇	一八六・三
窯業土石加工業 男平均	二二三・五	二二六・九	二二一・四	一九五・五	二〇〇・七	一九五・六	一九八・二	一九三・三	一九五・九	一九六・九	二〇一・八	二一〇・六
窯業土石加工業 女平均	七五・八	七四・三	七五・一	七二・七	七三・〇	七三・三	七四・五	七二・七	七二・四	七四・八	七七・〇	八一・八
窯業土石加工業 工場	六四	六四	六四	六四	六三	六一	六七	六七	六七	六七	六七	六七
金屬工業 總平均	二八二・七	二八七・四	二八八・七	二八九・五	二八一・四	二八一・二	二七九・五	二七八・一	二八三・六	二九〇・四	三〇五・〇	三二二・五
金屬工業 男平均	二八八・五	二九三・六	二九五・四	二九六・二	二八七・五	二八七・四	二八七・四	二八六・一	二九一・四	二九九・一	三一四・四	三二三・六
金屬工業 女平均	一三〇・一	一二八・一	一二七・七	一二九・六	一二六・八	一二六・八	一二八・八	一二七・八	一二三・六	一三一・四	一三四・五	一三五・一
金屬工業 工場	七一	七二	七一	七〇	七〇	七二	六七	六七	六六	六七	六七	六五
機械器具製造業 總平均	二六八・三	二九〇・〇	二〇六・五	二八五・三	二八一・七	二七九・五	二七九・〇	二七二・七	二七九・一	二八七・〇	二九二・一	三〇九・九
機械器具製造業 男平均	二八四・二	三〇七・六	三二五・五	三〇四・四	二九七・八	二九五・六	二九二・五	二八四・六	二九二・六	三〇〇・七	三〇七・三	三二六・八
機械器具製造業 女平均	一四〇・三	一四五・六	一四七・〇	一三八・八	一四〇・七	一四〇・五	一四二・一	一四三・五	一四〇・〇	一四三・八	一三九・一	一四二・〇
機械器具製造業 工場	四八	四九	四九	五〇	五四	五五	五九	五九	五九	五九	五四	五五

	造船業、運搬用具製造業			精巧工業				化學工業				紡織工業				被服、身裝品製造業				紙工業、印刷業			
	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均	工場	總平均	男平均	女平均
	二六二・四	二六三・九	二二四・九	一五	二六九・七	二七九・六	一二六・六	六五	一九二・二	二三〇・二	一〇五・七	一七	八七・七	一五四・三	七〇・六	一八	一三七・六	二〇六・九	一〇三・九	六〇	一八五・七	二〇七・五	一二四・二
	二五七・〇	二五八・四	二二一・二	一五	二八四・四	二九三・六	一三三・八	六六	一九九・五	二三九・七	一一一・七	一八一	八七・三	一五三・六	七〇・四	一九	一三二・一	二〇二・五	九八・〇	六一	一八四・七	二〇五・八	一二二・九
	二五九・〇	二六〇・四	二一七・九	一五	二六八・四	二九八・一	一二九・四	六六	一九八・八	二三〇・二	一一三・二	一八四	八三・八	一五〇・四	六七・九	一九	一三七・三	二二二・〇	一〇〇・六	六〇	一八六・三	二〇九・五	一二一・四
	二五六・四	二五七・八	二一九・一	一五	二七九・四	二八九・四	一三三・八	六六	一八九・八	二一七・六	一〇七・九	一八六	八二・四	一五〇・〇	六六・六	一九	一三〇・三	一九三・六	一〇〇・〇	六一	一八七・一	二〇八・七	一二三・七
	二五六・四	二五七・八	二一九・六	一三	二六一・五	二七五・六	一三二・六	六九	一八四・七	二二四・〇	一〇三・七	一九一	八二・九	一五〇・三	六七・一	一七	一四〇・二	一九七・八	九八・〇	六〇	一八二・二	二〇四・四	一〇八・五
	二五七・五	二五九・〇	二一八・一	一三	二五〇・六	二六三・七	一二五・五	六八	一八七・五	二二五・二	一〇五・三	一九二	八五・五	一五〇・五	六八・五	一七	一三八・五	一九三・一	九八・五	六〇	一八四・七	二〇五・二	一二四・三
	二五〇・六	二五二・〇	二一五・三	一三	二五四・四	二六七・四	一二四・四	六五	一八九・九	二二六・七	一〇六・九	一九四	八一・七	一四七・三	六五・五	一六	一四一・八	一九九・九	九九・一	六二	一八三・七	二〇四・七	一二三・五
	二四九・六	二五一・〇	二一三・五	一三	二五一・八	二六四・三	一三三・五	六五	一九三・四	二三三・七	一〇四・九	一九五	八一・八	一四八・五	六五・二	一六	一四〇・七	一九三・八	一〇〇・三	六二	一八八・五	二〇七・三	一三〇・六
	二五〇・四	二五一・八	二一三・一	一三	二七一・三	二八四・五	一三八・六	六五	一八九・七	二二六・九	一〇七・一	一九五	八三・〇	一四八・八	六五・六	一五	一四四・〇	二〇一・一	一〇二・二	六二	一八八・二	二〇八・〇	一二八・三
	二五七・一	二五八・五	二一三・四	一三	二七九・九	二九四・三	一三九・一	六六	一九一・六	二二九・七	一一〇・六	一九七	八一・九	一四七・八	六五・八	一四	一五七・八	二二五・六	一〇三・三	六二	一八八・三	二〇八・九	一二六・六
	二六二・三	二六三・七	二一八・四	一三	二九五・九	三一一・〇	一三〇・二	六五	一九三・四	二三三・五	一一一・〇	一九七	八二・一	一四八・二	六六・一	一四	一五六・七	二二七・七	一〇四・五	六二	一八八・三	二〇七・七	一二九・七
	二七五・三	二七四・八	二一八・六	一三	三三九・七	三四八・一	一三九・一	六五	二〇一・八	二三二・〇	一一五・一	一九九	八三・三	一四九・四	六七・三	一四	一六六・五	二三三・八	一〇七・一	六一	一九四・四	二一七・二	一二三・九

皮革、骨、羽毛品製造業	工場	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
	總工數	二八九・一	二九六・五	二九九・八	二九〇・八	二八九・一	二六一・八	二六五・五	二六七・六	二六八・八	二六八・一	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六	二六〇・六
	男	三〇〇・五	三〇八・八	三〇三・〇	三〇一・〇	二九六・五	二八八・一	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八	二八六・八
	女	一四一・八	一四〇・九	一四〇・七	一四〇・九	一四六・八	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四	一四三・四
木竹草蔓類ニ關スル製造業	工場	三三	三三	三三	三三	三三	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
	總工數	一五一・七	一五〇・五	一五〇・五	一五一・〇	一五一・六	一五三・九	一五五・三	一五七・六	一五八・九	一五八・六	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇	一五九・〇
	男	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九
	女	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九	一四〇・九
飲食料品製造業	工場	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
	總工數	一七五・三	一六二・四	一六七・六	一七一・三	一五八・六	一五七・五	一五九・三	一六一・四	一六四・九	一六八・五	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七
	男	一六二・四	一六七・六	一六七・六	一六八・〇	一五九・三	一五七・五	一五九・三	一六一・四	一六四・九	一六八・五	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七
	女	二一七・四	二一三・〇	二一三・〇	二一八・九	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇	二一三・〇
土木建築ニ關スル業	工場	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
	總工數	一七六・三	一七八・二	一七九・三	一七九・三	一八六・二	一八九・二	一八九・二	一八八・八	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九
	男	一七八・二	一八六・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九	一八七・九
	女	四三・九	四九・〇	五五・一	四四・二	四八・八	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二	四三・二
瓦斯、電氣、水道業	工場	一五	一五	一六	一五	一六	一七	一九	一九	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
	總工數	二五九・二	二六一・六	二六三・八	二三三・七	二三五・五	二三六・八	二三八・八	二三九・八	二三九・九	二三八・四	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三	二三八・三
	男	二三三・七	二三五・五	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九	二三〇・九
	女	一一八・六	一一六・四	一一三・一	一一七・六	一二四・九	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五	一二五・五
其他ノ工業	工場	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
	總工數	一九四・六	一八六・六	一九五・五	一六五・九	一六八・六	一七七・七	一八六・七	一八六・七	一八四・二	一八三・三	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五	一八八・五
	男	一六六・七	一六八・六	一六八・三	一六五・九	一六六・四	一七一・七	一七一・二	一七〇・八	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七	一七〇・七
	女	二〇六・七	二〇二・〇	一九五・〇	一六五・九	一六六・四	一七一・七	一七一・二	一七〇・八	一六九・九	一六八・八	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七	一七五・七

		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
総数	事業場	三一七錢	三二〇錢	三三三錢	四二七錢	四六四錢	四四〇錢	四四〇錢	四三八錢	四三九錢	四二九錢	四四〇錢	四三三錢
	総平均	一九三・四	一八三・四	一八四・五	一九五・六	一九五・七	一九五・〇	一九〇・三	一八五・二	一九〇・四	一九〇・八	一九一・〇	一九二・一
	男平均	二二〇・二	二〇七・九	二一〇・六	二〇五・〇	二〇五・四	二〇四・八	一九九・九	一九四・八	二〇〇・二	二〇〇・二	二〇〇・七	二〇二・〇
	女平均	一〇八・〇	一〇七・二	一〇四・九	一〇九・一	一〇八・八	一〇八・三	一〇六・六	一〇六・三	一〇六・五	一〇六・八	一〇六・八	一〇六・二
運輸業	事業場	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
	総平均	一二四・二	一二三・〇	一二六・八	一二三・〇	一二〇・四	一二〇・九	一二〇・一	一一九・三	一一九・三	一一九・二	一一九・九	一一九・八
	男平均	一五四・三	一五一・六	一六〇・五	一五二・六	一四七・三	一四八・九	一四七・七	一四七・四	一四七・七	一四六・七	一四八・六	一四七・四
	女平均	九九・〇	九九・一	九八・三	九八・七	九八・〇	九七・七	九七・五	九七・四	九六・七	九七・一	九七・〇	九七・五
	事業場	二八六	二八九	二九二	二九六	四三三	四〇九	四〇九	四〇七	四〇八	三九八	四〇九	四〇一
	総平均	二三四・五	二三〇・三	二三〇・三	二〇六・六	二〇七・二	二〇六・四	二〇一・二	一九六・一	二〇一・七	二〇一・九	二〇一・三	二〇一・五
	男平均	二三九・二	二三四・五	二三五・七	二〇八・七	二〇九・六	二〇八・九	二〇三・七	一九八・四	二〇四・〇	二〇四・一	二〇四・五	二〇三・九
	女平均	一五八・四	一五二・九	一三九・七	一三八・八	一三六・一	一三四・九	一三九・五	一三〇・四	一三二・九	一三三・八	一三四・八	一三七・五
鑛山勞働者													
総数	鑛山	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九〇	九一	九〇
	総平均	一四六・六錢	一四六・七錢	一四六・八錢	一四六・七錢	一四六・〇錢	一四五・二錢	一四三・八錢	一四三・五錢	一四三・六錢	一四四・〇錢	一四五・七錢	一四六・九錢

第十一表（其三）勞働人員及勞働賃銀指數（日本銀行調査局調）

(1) 總指數及男女別

金屬鑛業	男平均	一五三・七	一五三・八	一五三・九	一五三・八	一五二・三	一五〇・八	一五〇・九	一五〇・四	一五〇・五	一五〇・九	一五二・三	一五〇・八	一五〇・四
	女平均	七二・〇	七〇・七	七〇・七	七〇・五	六八・七	六八・七	六七・七	六七・九	六七・五	六七・七	六七・七	六七・八	六七・九
	鑛山	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
石炭鑛業	總平均	一五三・五	一五三・七	一五三・七	一五四・二	一五四・〇	一五四・七	一五四・五	一五四・九	一五五・五	一五四・一	一五四・七	一五五・七	一五七・七
	男平均	一六一・五	一六一・八	一六一・七	一六二・七	一六一・九	一六二・七	一六二・四	一六二・七	一六三・二	一六四・八	一六一・八	一六四・三	一六五・四
	女平均	六二・七	六二・一	六二・六	六二・七	六二・三	六二・八	六二・二	六二・〇	六二・二	六二・〇	六二・六	六二・六	六二・八
	鑛山	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	四九
石油鑛業	總平均	一四二・六	一四二・九	一四三・一	一四三・一	一四一・二	一四〇・二	一三八・一	一三六・九	一三七・一	一三八・三	一三九・八	一四一・一	一四七・七
	男平均	一四九・五	一四九・七	一五〇・一	一四九・四	一四八・二	一四七・〇	一四四・八	一四三・四	一四三・六	一四四・九	一四四・三	一四四・六	一四七・七
	女平均	七五・〇	七三・五	七三・三	七三・一	七〇・七	六九・九	七〇・四	六九・五	六九・一	六九・五	六九・三	六九・三	六九・六
	鑛山	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
其他ノ鑛業	總平均	一六六・一	一六〇・〇	一五九・八	一五九・一	一六九・九	一五八・一	一五七・八	一五七・六	一五七・八	一五八・四	一五七・三	一五七・三	一五八・六
	男平均	一七〇・三	一六四・〇	一六三・九	一六三・一	一七四・三	一六二・〇	一六一・七	一六一・七	一六一・七	一六二・六	一六二・七	一六二・三	一六二・七
	女平均	八四・二	八三・七	八二・四	八二・四	八五・三	八一・六	八一・七	八一・八	八一・八	八一・八	八二・二	八二・一	八二・四
	鑛山	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
總平均		一五五・八	一五五・二	一五七・五	一六〇・一	一五九・九	一五九・八	一五六・三	一五六・九	一五七・八	一五八・三	一五七・〇	一五六・五	一五六・九
男平均		一六四・一	一六三・五	一六四・八	一六八・八	一六八・四	一六八・九	一六四・三	一六四・九	一六七・六	一六七・二	一六七・六	一六四・八	一六四・八
女平均		六八・二	六九・〇	六九・六	六六・四	六七・五	六六・二	六八・一	六七・四	六五・一	六七・四	六七・四	六七・六	六二・四

(1) 總指數及男女別

(2)

重要事業別

昭和七年	製絲業*			紡績業*			織物業*		
	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀
一月	四四・三	六五・六	六七・六	六九・二	六七・六	六二・四	七九・四	六九・六	六三・七
二月	四四・三	六五・六	六七・六	六九・二	六七・六	六二・四	七八・〇	六九・二	六四・二
三月	七四・三	六四・六	六一・六	七七・二	六二・九	六二・九	七七・二	六八・四	七四・三
四月	七四・六	六三・七	六〇・二	七七・四	六四・二	六四・二	七七・四	六七・四	七三・四
五月	六八・一	六三・一	五九・一	六六・六	七五・七	六六・五	七五・六	六六・五	七三・一
六月	六七・三	六二・六	五九・〇	六三・九	七五・六	六五・四	七五・六	六六・三	七二・五
七月	七二・二	六一・八	五九・二	六三・六	七四・七	六四・四	七四・六	六六・二	七二・三
八月	七二・六	六二・一	六〇・一	六三・一	七四・一	六三・八	七二・四	六六・五	七二・四
九月	七三・四	六二・二	六〇・八	六三・五	七三・二	六七・四	七二・二	六七・六	七二・二
十月	七三・三	六二・一	六一・一	六二・九	七三・〇	六三・九	七二・四	六七・七	七二・四
十一月	七三・一	六三・〇	六一・七	六二・八	七三・八	六四・一	七三・六	六八・四	七三・〇
十二月	四三・八	六三・六	六二・二	六三・一	七三・〇	六四・二	七三・〇	六九・〇	七三・一
平均	六六・九	六三・七	六一・五	六三・二	七五・二	六五・九	七二・一	六九・四	七三・一

昭和七年	總指數			男			女		
	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀
一月	七二・九	八九・五	八七・六	七八・一	九〇・〇	九一・〇	六七・八	八五・八	七三・一
二月	七二・〇	八九・三	八九・四	七七・九	八九・八	九二・〇	六八・三	八五・〇	七三・三
三月	七三・五	八九・一	九〇・二	七七・九	八九・七	九四・四	六九・二	八四・七	七二・八
四月	七四・五	八八・六	八七・二	七八・三	八九・三	九一・六	七〇・九	八三・九	七一・八
五月	七四・六	八八・三	八七・〇	七八・三	八九・一	九一・二	七一・〇	八三・六	七〇・九
六月	七四・五	八八・二	八六・八	七八・三	八八・九	九一・三	七〇・七	八三・五	七〇・二
七月	七四・五	八八・〇	八六・二	七八・五	八八・八	九一・一	七〇・六	八三・二	六九・三
八月	七四・七	八七・八	八六・一	七八・八	八八・六	九〇・七	七〇・七	八二・九	六八・八
九月	七五・五	八七・五	八六・五	七九・五	八八・三	九一・七	七一・六	八二・四	六九・四
十月	七五・八	八七・三	八八・八	八〇・一	八八・二	九二・九	七一・六	八二・二	六九・九
十一月	七六・四	八六・八	八八・七	八〇・八	八七・六	九四・六	七二・一	八一・九	七〇・〇
十二月	七七・〇	八六・六	九二・一	八一・五	八七・五	九八・五	七二・六	八一・六	七〇・六
平均	七四・七	八八・一	八八・一	七九・〇	八八・八	九二・七	七〇・六	八三・四	七〇・九

機械製造業			船舶製造業			車輛製造業			金屬品製造業			窯業			製紙業			人造肥料業			飲食物工業	
勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃錄	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀	實收賃銀	勞働人員	定額賃銀
九三・五	九〇・三	八七・四	七三・七	九四・七	八八・九	七八・〇	九〇・九	八六・九	八七・五	九一・二	九二・三	六六・二	八七・三	八六・四	七三・一	九二・三	九二・九	七一・七	九九・四	九七・二	七九・四	九四・六
九四・〇	八九・九	九三・五	七三・三	九四・七	八九・九	七七・七	九一・六	八五・九	八八・三	九二・四	九四・六	六五・九	八七・一	八五・七	七三・五	九二・一	九〇・六	七一・二	九九・二	九四・七	七九・二	九四・八
九四・八	八九・八	九七・三	七四・〇	九四・五	九二・四	七七・四	九一・一	八六・五	八八・九	九二・四	九六・五	六四・八	八七・〇	八五・四	七一・九	九二・四	八九・八	七一・三	九九・三	九四・八	七八・三	九四・七
九六・五	八九・三	九四・四	七四・九	九四・一	八八・八	七七・三	九一・〇	八四・二	八八・七	九二・〇	九三・七	六五・四	八六・四	八一・一	七三・〇	九二・一	九〇・一	七三・九	九八・九	九二・三	七七・七	九四・三
九七・〇	八九・〇	九二・五	七五・〇	九四・一	八九・五	七七・〇	九〇・九	八三・三	八八・七	九一・五	九二・一	六五・八	八六・三	八一・三	七一・八	九二・〇	九〇・六	七三・五	九八・七	九四・二	七七・六	九四・二
九八・二	八八・七	九二・四	七四・一	九三・三	九二・五	七六・一	九一・〇	八四・一	八八・六	九一・一	九一・九	六五・九	八六・一	八一・二	七一・四	九二・三	九〇・一	七三・〇	九九・七	九六・〇	七九・〇	九四・四
一〇〇・四	八八・五	九四・三	七三・三	九三・七	八七・二	七五・八	八九・九	八五・一	八八・七	九一・三	九一・七	六六・〇	八六・一	八〇・五	七一・八	九二・二	九〇・四	七三・七	一〇〇・一	九六・二	七九・〇	九四・五
一〇一・八	八九・〇	九三・三	七三・〇	九四・一	八五・九	七六・七	九〇・一	八四・一	八九・三	九一・〇	九一・二	六六・〇	八六・二	八〇・一	七一・六	九二・三	九〇・七	七三・四	九九・九	九五・一	七九・二	九四・六
一〇三・九	八八・九	九五・七	七三・〇	九四・八	八七・四	七六・九	八九・七	八四・八	九〇・八	九〇・五	九二・五	六六・二	八五・七	八二・〇	七一・六	九二・四	九〇・三	七三・九	九九・九	九四・四	七九・五	九四・五
一〇六・四	八八・八	一〇〇・九	七三・九	九四・三	九〇・七	七六・八	八九・五	八六・九	九二・〇	九〇・一	九五・三	六六・七	八五・七	八一・九	七一・五	九二・一	九〇・〇	七三・七	九九・五	九三・六	八〇・〇	九四・一
一〇九・三	八八・五	一〇三・五	七四・〇	九四・〇	九三・六	七八・三	八八・九	八七・一	九二・七	八九・七	九八・二	六七・〇	八五・四	八三・二	七一・五	九一・五	九〇・六	七三・二	九九・三	九四・八	八一・一	九三・九
一一三・六	八八・三	一一〇・九	七四・四	九四・三	九九・七	七八・四	八八・八	九二・四	九三・六	八九・六	一〇〇・八	六七・三	八五・六	八四・八	七一・七	九一・三	八九・〇	七三・五	九八・六	九五・〇	八一・三	九四・〇
一〇〇・七	八九・一	九六・三	七三・九	九四・二	九〇・六	七七・二	九〇・三	八五・九	八九・八	九一・二	九四・二	六六・一	八六・二	八二・八	七一・九	九二・一	九〇・四	七三・五	九九・四	九四・九	七九・三	九・四四

實收賃銀	九五・四	九二・五	九一・四	九〇・九	九一・五	九一・二	九二・七	九二・九	九二・二	九二・〇	九二・七	九四・七	九二・四
印刷製本業													
勞働人員	九二・五	九一・八	九一・三	九一・二	九一・〇	九〇・六	九〇・五	九〇・九	九一・三	九一・七	九一・七	九一・七	九一・三
定額賃銀	八七・三	八七・一	八六・九	八六・〇	八五・五	八五・六	八五・二	八五・〇	八四・七	八四・一	八三・六	八三・六	八五・六
實收賃銀	九三・二	九三・二	九二・七	九一・八	八八・五	八九・二	八七・九	八八・五	九〇・七	九二・六	九〇・〇	九〇・〇	九一・四

備考 一、大正十五年中ノ平均ヲ一〇〇トス。但製絲業ニ限リ大正十五年三月ヨリ十一月マデノ平均ヲ一〇〇トス。

一、重要事業別ノ勞銀指數ハ＊印ヲ附セルモノニ在リテハ女工ノ賃金ニヨリ、其他ハ男工ノ賃銀ニ依リ作成ス。

第十二表 家計調査（自大正十五年九月至昭和二年八月内閣統計局調査）

第十二表（其一）俸給生活者家計調査

(1) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實收入内譯

	總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓以上
世帶總數	一、五七五	九	一三	二五五	二五四	二九〇	二一七	一五一	一三一
世帶人員 總數	六、五六五・七五人	二九・二六人	三七六・〇八人	九三八・二四人	九九八・二六人	一、三三九・五九人	九二六・九三人	七〇六・三三人	六〇二・五七人
世帶人員 一世帶平均	四・一七	三・二五	三・三六	三・六八	三・九三	四・二七	四・二七	四・六八	四・六〇
實收入 總額	一三七・一七圓	五三・三一圓	七一・六二圓	九〇・五五圓	一一〇・一四圓	一三〇・二五圓	一四九・三三圓	一七〇・二三圓	一八八・八五圓
勞働 世帶主 本收入	二二六・一六	四九・一三	六五・九一	七九・六一	九六・一八	一一一・〇三	一二八・四五	一四五・二七	一五五・四一
勞働 世帶主 副收入	一〇八・〇三	四八・七六	六四・二四	七六・六一	九一・六五	一〇五・〇三	一一八・四五	一四一・五四	一六〇・〇五
收入 世帶主の配偶者收入	一・六二	〇・〇三	〇・四五	〇・四七	〇・六一	一・五七	一・二八	二・八五	四・六一
收入 家族收入	三・七六	〇・三三	〇・九四	一・七四	二・四一	二・三三	四・四八	五・三一	一〇・一八
	二・七五	—	〇・二八	〇・七九	一・五一	二・一一	一・九九	四・七一	七・九九

收入	勤勞外收入	總額	三・〇一	四・一九	五・七一	一〇・九四	一三・九六	一九・二二	二四・〇二	二四・九六	三三・四四	四七・一九
		財產收入	五・七〇	—	〇・五二	一・五八	二・九八	四・五五	六・七五	四・四三	一二・四一	一七・二一
		受贈	二・八一	四・〇二	四・八九	七・九六	九・四一	一一・八九	一三・八一	一三・八二	一五・九一	二〇・五一
		其他	三・五〇	〇・一八	〇・三〇	一・四〇	一・五七	二・七八	三・四六	六・七一	五・一二	九・四七
實支出			一三四・三四	五四・一〇	六九・六四	八六・一二	一〇三・二八	一三〇・二五	一三二・八一	一五二・七八	一六五・九六	一九七・八二
實收入對實支出	過入		一三・八三	—	一・九八	四・四三	六・八六	一〇・〇一	一六・四一	一七・四五	二三・八九	三二・二〇
	不足		—	〇・八〇	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實支出內譯

		總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
一世帶平均消費單位		三・一九	二・三六	二・五六	二・八〇	二・九七	三・二五	三・二六	三・六一	三・五六	三・七八
總額		一三四・三四圓	五四・一〇圓	六九・六四圓	八六・一二圓	一〇三・二八圓	一三〇・二五圓	一三二・八一圓	一五二・七八圓	一六五・九六圓	一九七・八二圓
飲食物費	總額	四〇・六一	二三・四三	二六・四三	三一・五八	三六・二六	四〇・二二	四三・一二	四八・〇三	四九・八八	五三・九〇
	米麥費	一三・七九	一一・〇五	一一・〇七	一三・二一	一三・九〇	一三・九四	一三・九八	一五・六八	一五・一八	一六・三五
	副食物費	一五・五〇	八・四七	九・六一	一一・七四	一三・六〇	一五・二七	一六・五三	一八・六二	一九・六六	一一・九五
	嗜好品費	七・七〇	三・一〇	四・一三	五・三七	六・六一	七・五六	八・四六	九・二二	一〇・〇五	一九・九〇
	其他	三・六二	〇・八一	一・六二	一・二六	二・一五	三・四五	四・一五	四・五一	四・九九	五・七〇
住居費		二三・八八	九・四二	一三・四七	一五・七〇	一九・五九	二三・五一	二四・六一	二六・四三	三〇・九八	三五・九〇
光熱費		五・六六	三・四四	三・九三	四・三三	五・一三	五・五八	五・九四	六・七二	六・九四	七・七一
被服費		一七・一八	六・七九	九・五四	一一・七三	一四・〇六	一六・七七	一八・六二	二二・三四	二三・七〇	二七・三五
保健衛生費		七・六八	二・九二	四・六六	五・五六	六・三八	七・一三	八・六七	九・三〇	一〇・六一	一一・三一
育兒費		一・六二	一・〇三	一・〇七	一・四七	一・七二	一・六四	一・九七	一・五〇	一・八〇	一・六二

(3) 收入階級別一世帶一ヶ月平均總收入及總支出

	總額	實收入	總額	繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	貸金受入	總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一三〇圓未滿	一六〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
	總收入	總額以外の實收入														
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓		圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
教育費	二・三六	〇・〇三	〇・二四	〇・八一	一・二五	二・〇五	二・一四	四・五〇	四・四七	五・三五	二・〇五	二・一四	四・五〇	四・四七	五・三五	
交通費	二・一九	〇・六七	〇・七四	一・一六	一・五九	二・〇三	二・四五	二・九六	三・五一	四・〇七						
通信運搬費	〇・五二	〇・一一	〇・二八	〇・三三	〇・三七	〇・五〇	〇・五〇	〇・九二	〇・七〇	〇・八六						
文房具費	〇・二五	〇・〇七	〇・二〇	〇・二一	〇・二一	〇・二四	〇・二四	〇・二九	〇・三六	〇・三六						
負擔費	一・四一	〇・三一	〇・六一	〇・七五	〇・九〇	一・〇七	一・三六	一・六六	二・四四	二・四四						
交際費	一〇・二九	三・二一	四・七三	六・一三	七・六二	九・五六	一一・〇三	一三・八八	一四・九三	一九・八一						
修養娯樂費	六・〇三	一・〇七	二・四九	三・五二	四・六七	五・六五	六・七八	八・〇六	八・二一	二・一〇						
旅行費	一・四三	〇・〇一	〇・七四	〇・八四	〇・九九	一・三一	一・五九	一・七八	二・一〇	二・八一						
傭人料	〇・三四	—	〇・〇三	〇・一一	〇・一一	〇・一九	〇・四五	〇・四六	〇・六三	一・〇五						
其他	三・二五	一・五五	一・二六	一・五八	一・九〇	三・二三	二・六九	四・九一	四・七五	七・七〇						
記入不備	〇・六八	〇・〇七	〇・三三	〇・三二	〇・五四	〇・六三	〇・六五	一・〇六	〇・九五	一・四二						
總數	二三三・五四	九五・一五	一三七・一七	五五・九一	一四・六九	〇・六九	〇・一三	一・七四	一・〇六	〇・四六	一・七四	一・三〇	一・六四	二・一七	二・七三	三・五七
	二三七・二四	一二七・七四	九六・三七	四三・八四	二三・七三	二・〇六	〇・四七	〇・一〇	〇・一〇	〇・一四	〇・八二	〇・〇九	〇・一〇	〇・一六	〇・二三	〇・一四
	二六一・三五	一九〇・一六	一一〇・一四	八〇・〇三	四七・五九	一〇・三〇	〇・五八	〇・八一	〇・五九	〇・一〇	一・三〇	〇・〇九	〇・一〇	〇・一六	〇・二三	〇・一四
	三三三・三四	二三七・三四	一三〇・二五	九二・〇九	五三・一三	一三・六三	一四・九〇	六〇・六五	一四・九七	一・六四	二・七三	三・五七				
	二五二・二七	一四九・二三	一〇三・〇五	六〇・六五	一四・九〇	〇・五七	〇・一四	一・九七								
	二八六・三五	一七〇・二三	一二六・一三	六五・二一	一八・九一	一・一三	〇・一六	二・一七								
	三一七・三〇	一八八・八五	一二八・四五	七三・七八	二三・〇九	〇・八一	〇・二三	二・七三								
	三七九・三七	二三〇・〇二	一四九・三五	八一・五一	三〇・九四	〇・六五	〇・一四	三・五七								

第十二表（其一）勞働者家計調査

(1) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實收入內譯

世帶總數	總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
三、二一〇	一九一	六二	一八八	九六八	六五八	三九八	一八八	九八	四七	四一
收入										
其	〇・〇三	—	〇・〇五	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇五	〇・〇三	〇・〇三
掛買	二・三八	一・二八	一・六六	二・一四	二・一九	二・五六	二・五六	四・五一	二・五三	二・七五
負債	二〇・二〇	一四・七四	一五・八七	一七・五三	一九・七九	二一・七六	二四・五四	二三・八一	二八・八三	二八・八三
質受	〇・六一	〇・〇三	〇・四四	〇・四六	〇・七六	〇・四七	〇・九〇	〇・九〇	〇・七二	〇・九六
貸金返還	三三・五四	九五・一五	一六一・三六	一九〇・一六	二三三・三四	二三七・七四	二八六・三五	三一七・三〇	三七九・三七	三七九・三七
保險料	二四・三四	五四・一〇	八六・一二	一〇三・二八	一二〇・〇五	一二三・八一	一二三・八一	一六五・九六	一九七・八二	一九七・八二
無盡掛金	一〇九・二〇	四一・〇五	七五・二四	八六・八八	一〇二・〇九	一一九・四六	一三五・五七	一五一・三四	一八一・五五	一八一・五五
貯金	五六・四三	三・一四	四三・九六	四七・八四	五三・五七	六〇・七九	六六・四〇	七四・一〇	八三・〇一	八三・〇一
繰越金	二・七九	二・〇一	九・八〇	一三・六二	一九・一九	二四・七〇	二八・七二	二六・〇七	四八・七一	四八・七一
總額	一〇九・二〇	四一・〇五	七五・二四	八六・八八	一〇二・〇九	一一九・四六	一三三・五七	一六五・九六	一九七・八二	一九七・八二
出	二四・三四	五四・一〇	八六・一二	一〇三・二八	一二〇・〇五	一二三・八一	一二三・八一	一六五・九六	一九七・八二	一九七・八二
其	〇・九一	〇・五五	〇・七五	〇・七二	〇・九二	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三
掛買	二〇・二六	一五・五六	一五・七二	一七・四五	二〇・〇二	二三・〇七	二三・六二	二四・七二	二九・一〇	二九・一〇
負債	〇・九一	〇・五五	〇・七五	〇・七二	〇・九二	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三
質受	二・八五	〇・五五	一・五二	二・五六	二・七一	三・一六	四・五八	二・九一	五・〇〇	五・〇〇
貸金返還	〇・〇五	—	〇・〇八	〇・〇三	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇八	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三
保險料	二・〇五	—	一・〇三	一・〇三	一・二九	二・二八	二・〇七	四・七九	五・二七	五・二七
無盡掛金	三・四五	〇・四四	一・五四	二・四二	二・八六	三・八八	五・〇一	五・九八	六・八二	六・八二
貯金	一・四一	—	〇・八四	一・〇九	一・四七	一・六九	一・九五	一・五五	二・三六	二・三六
繰越金	二・七九	二・〇一	九・八〇	一三・六二	一九・一九	二四・七〇	二八・七二	三六・〇七	四八・七一	四八・七一
總額	五六・四三	三・一四	四三・九六	四七・八四	五三・五七	六〇・七九	六六・四〇	七四・一〇	八三・〇一	八三・〇一
實支出以外の支出	一〇九・二〇	四一・〇五	七五・二四	八六・八八	一〇二・〇九	一一九・四六	一三五・五七	一五一・三四	一八一・五五	一八一・五五
總支出	二四・三四	五四・一〇	八六・一二	一〇三・二八	一二〇・〇五	一二三・八一	一二三・八一	一六五・九六	一九七・八二	一九七・八二
其	〇・九一	〇・五五	〇・七五	〇・七二	〇・九二	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三
掛買	二〇・二六	一五・五六	一五・七二	一七・四五	二〇・〇二	二三・〇七	二三・六二	二四・七二	二九・一〇	二九・一〇
負債	〇・九一	〇・五五	〇・七五	〇・七二	〇・九二	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三	〇・七三
質受	二・八五	〇・五五	一・五二	二・五六	二・七一	三・一六	四・五八	二・九一	五・〇〇	五・〇〇
貸金返還	〇・〇五	—	〇・〇八	〇・〇三	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇八	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三
保險料	二・〇五	—	一・〇三	一・〇三	一・二九	二・二八	二・〇七	四・七九	五・二七	五・二七
無盡掛金	三・四五	〇・四四	一・五四	二・四二	二・八六	三・八八	五・〇一	五・九八	六・八二	六・八二
貯金	一・四一	—	〇・八四	一・〇九	一・四七	一・六九	一・九五	一・五五	二・三六	二・三六
繰越金	二・七九	二・〇一	九・八〇	一三・六二	一九・一九	二四・七〇	二八・七二	三六・〇七	四八・七一	四八・七一
總額	五六・四三	三・一四	四三・九六	四七・八四	五三・五七	六〇・七九	六六・四〇	七四・一〇	八三・〇一	八三・〇一
實支出以外の支出	一〇九・二〇	四一・〇五	七五・二四	八六・八八	一〇二・〇九	一一九・四六	一三五・五七	一五一・三四	一八一・五五	一八一・五五
總支出	二四・三四	五四・一〇	八六・一二	一〇三・二八	一二〇・〇五	一二三・八一	一二三・八一	一六五・九六	一九七・八二	一九七・八二

世帶人員	總數	一世帶平均	實收入							實支出	實收入過不足
			總額	勤勞收入			勤勞外收入				
				總額	世帶主本收入	世帶主副收入	總額	財產收入	受贈	其他	
三、五三八人	四・二一	圓 一〇二・〇七	九二・九二	八四・六七	〇・四四	三・五五	四・二六	九・一五	二・五六	五・九二	〇・六七
七三・六二人	三・七八	圓 五二・八六	四九・九三	四七・四〇	〇・二三	一・八八	〇・四二	二・九三	〇・二三	二・五二	〇・一八
二、四五二・二五人	三・九二	圓 七一・三四	六六・三六	六一・四八	〇・三二	三・二七	一・二九	四・九八	〇・八六	三・八一	〇・三一
三、九五二・七四人	四・〇八	圓 九〇・〇三	八三・〇三	七七・三二	〇・三五	三・五〇	二・〇六	七・〇〇	一・四六	四・九八	〇・五六
二、七八四・〇四人	四・二三	圓 一〇九・二八	九八・九四	九〇・五〇	〇・五四	三・七七	四・一三	一〇・三四	二・九五	六・五七	〇・八二
一、七九一・九九人	四・五〇	圓 一三八・七四	一一六・八五	一〇五・九七	〇・四八	四・二五	六・一五	一一・八九	三・八四	七・三三	〇・七二
九一六・六六人	四・八八	圓 一四九・〇九	一三一・七九	一一六・四一	〇・七六	三・五一	一一・一一	一七・三〇	五・六〇	一〇・一三	一・五七
四六七・四九人	四・七七	圓 一六八・九一	一五〇・三一	一三九・八六	〇・五九	四・五六	一五・三〇	一八・六〇	六・一四	一一・二四	一・三三
三一〇・一六人	四・六八	圓 一八八・八三	一六四・三五	一三四・五九	一・二九	五・九六	三・五一	二四・四八	一〇・五一	一三・六一	一・三六
三六・八五人	五・五三	圓 二三一・四一	二〇二・三八	一七一・八三	〇・六七	五・三七	二四・五一	二九・〇三	一五・三〇	二・二一	一・六二

一世帶平均消費單位總額

	總數									
	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上	
	三・一八	二・七八	二・九四	三・〇五	三・二〇	三・四一	三・六四	三・七五	三・七〇	四・三六
	圓 九一・三八	圓 五二・五二	圓 六七・六六	圓 八二・二三	圓 九七・九三	圓 一一二・一一	圓 一四二・〇八	圓 一五四・五四	圓 一七七・三五	圓 一二八・四六

(2) 收入階級別一世帶一ケ月平均實支出內譯

飲食物費	總額	三六・三三	二六・三八	三〇・四一	三四・五三	三七・三五	四一・四三	四六・七一
	米麥費	一四・八五	一三・六六	一三・七七	一四・九八	一五・九二	一七・二〇
	副食物費	一二・八一	八・七八	一〇・二八	一三・四〇	一三・一四	一四・九〇	一六・七三
	嗜好品費	六・五一	三・八八	四・八九	六・六四	六・一三	七・七二	九・四二
	其他	二・一六	一・〇六	一・四七	一・八三	二・三三	二・八九	三・三六
住居費		一四・四二	七・四二	一〇・〇四	一三・七一	一六・一六	一八・四二	二〇・一二
光熱費		四・一七	三・〇二	三・三四	四・九一	四・四五	四・八五	五・二五
被服費		二・八七	五・一二	七・九九	一〇・二九	一二・八〇	一五・三六	一八・二一
保健衛生費		五・八四	三・一五	四・一九	五・四六	六・三九	七・四一	七・六三
育兒費		一・五三	一・三〇	一・二七	一・四五	一・七〇	一・七二	一・七五
教育費		一・〇〇	〇・一九	〇・五〇	〇・五九	一・〇八	一・四七	二・四五
交通費		一・一三	〇・四五	〇・六八	〇・八八	一・二七	一・五三	一・八二
通信運搬費		〇・二一	〇・〇九	〇・一六	〇・一九	〇・二四	〇・二四	〇・二七
文房具費		〇・一三	〇・〇六	〇・一〇	〇・一一	〇・一一	〇・一四	〇・一五
負擔費		〇・五一	〇・二六	〇・三三	〇・四一	〇・五三	〇・五八	〇・八一
交際費		六・四六	二・三七	四・一三	五・三四	七・一八	八・七二	九・九七
修養娯樂費		三・二六	一・一九	一・九四	二・六九	三・六〇	四・五二	五・三五
旅行費		〇・九〇	〇・三八	〇・六五	〇・八〇	一・〇六	一・〇三	一・二三
傭人料		〇・一三	〇・〇一	〇・〇五	〇・〇八	〇・一三	〇・一九	〇・二八
其他		二・七八	〇・七七	一・四九	二・二八	三・一三	三・五一	五・一一
記入不備		〇・七三	〇・三六	〇・三九	〇・五一	〇・七六	〇・九九	一・三五

(3) 收入階級別一世帶一ヶ月平均總收入及總支出

	總收入額	實收入	實收入以外の收入 總額	繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	貸金受入	質入	負債	掛買	其他	總支出額	實支出	實支出以外の支出 總額	繰越	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	質受金
總數	圓 一八〇・六五	一〇二・〇七	七八・五八	四五・五〇	六・六〇	一・八九	〇・四九	一・四四	〇・一〇	三・一三	一八・八八	〇・五五	一八〇・六五	九一・三八	八九・二七	四六・四九	一一・九九	三・六二	二・三五	一・五一	〇・一六
六〇圓未滿	圓 九二・一七	五二・八六	三九・三一	二一・一一	二・一一	〇・七八	〇・六二	〇・三三	〇・一七	三・一〇	一〇・八六	〇・三三	九二・一七	五二・五二	三九・六五	二一・三四	二・六六	一・一八	〇・六三	〇・二四	〇・一三
八〇圓未滿	圓 一二七・九二	七一・一四	五六・七八	三〇・七〇	四・〇九	一・一六	〇・六二	〇・八八	〇・一三	二・五四	一六・二四	〇・四二	一二七・九二	六七・六六	六〇・二六	三一・一〇	五・三〇	二・二九	一・三三	〇・七〇	〇・一六
一〇〇圓未滿	圓 一六二・六三	九〇・〇三	七二・六〇	四〇・〇〇	五・五七	一・九〇	〇・四六	〇・九一	〇・〇九	三・四四	一九・六九	〇・五四	一六二・六三	八二・二三	八〇・四〇	四〇・八〇	八・九八	三・四五	一・八三	一・〇一	〇・一六
一二〇圓未滿	圓 一九四・八四	一〇九・二八	八五・五六	五一・一三	八・〇五	一・八九	〇・四四	一・六二	〇・〇九	二・七九	一八・九九	〇・五五	一九四・八四	九七・九三	九六・九一	五二・三八	一三・一六	三・八三	二・四七	一・六四	〇・一七
一四〇圓未滿	圓 二三三・九三	一三八・七四	九五・一九	五七・九一	八・二八	二・三三	〇・三六	一・八六	〇・〇五	三・五七	二〇・五七	〇・六六	二三三・九三	一一二・一一	一二一・八二	五九・二六	一六・九〇	四・六〇	三・〇五	二・一三	〇・一三
一六〇圓未滿	圓 二六〇・一四	一四九・〇九	一一一・〇五	六七・八四	九・二四	三・二六	〇・四一	三・〇七	〇・〇六	三・六七	二二・八七	〇・六三	二六〇・一四	一二八・四六	一三一・六八	六九・一二	二一・二〇	五・二六	三・四四	三・三三	〇・一八
一八〇圓未滿	圓 二九〇・〇五	一六八・九一	一二一・一四	七三・六〇	一三・二六	三・九四	〇・四〇	二・六四	〇・一六	三・二七	二二・八八	一・〇三	二九〇・〇五	一四二・〇八	一四七・九七	七四・九〇	二九・八九	六・七一	四・七〇	三・二〇	〇・二〇
二〇〇圓未滿	圓 三二二・一〇	一八八・八三	一三三・二七	七四・四三	一三・一七	二・九三	〇・八一	二・八八	〇・〇三	四・三三	二三・〇七	一・六三	三二二・一〇	一五四・五四	一五七・五六	七六・三三	三三・六二	八・五〇	五・三一	三・九五	〇・〇一
二〇〇圓以上	圓 三九二・八二	二三一・四一	一六一・四一	一〇二・六三	一四・七〇	一・五〇	〇・六一	八・七四	〇・〇八	四・一〇	二七・九七	一・〇八	三九二・八二	一七七・三五	二一五・四七	一〇六・七〇	五二・三九	五・一四	六・〇九	八・七〇	〇・二九

	總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
出　負債返還	三・〇五	二・二三	二・一六	三・〇六	二・九八	三・六七	四・一七	三・四四	五・八〇	六・二三
出　掛買拂	一九・一九	一〇・八五	一六・六七	二〇・一〇	一九・二〇	二〇・五四	二三・二六	二三・一六	二三・二〇	二八・六〇
出　其他	一・〇三	〇・一九	〇・五五	一・〇一	一・〇八	一・五四	一・七四	一・七七	一・八四	一・二四

第十二表（其三）農業者家計調査

(1) 收入階級別一世帶一ケ月平均實收入內譯

	總數	六〇圓未滿	八〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一二〇圓未滿	一四〇圓未滿	一六〇圓未滿	一八〇圓未滿	二〇〇圓未滿	二〇〇圓以上
世帶總數	六七〇	一〇六	一三六	一六三	一一七	六九	三八	二二	五	一五
世帶人員　總數	人 三、九〇五・三二	人 四三八・五二	人 七七〇・九四	人 九五〇・二九	人 七三八・八二	人 四五二・二九	人 二三五・八四	人 一三五・二三	人 三一・八〇	人 一二〇・四七
世帶人員　一世帶平均	五・八三	四・一四	五・六七	五・八三	六・三一	六・五五	六・二一	六・一四	六・三六	七・三六
實收入　總額	圓 九六・一六	圓 四七・一〇	圓 七〇・二一	圓 八九・四八	圓 一〇九・八二	圓 一三〇・九四	圓 一四八・三〇	圓 一六七・三四	圓 一八九・九三	圓 三三一・〇一
實收入　農業純收入	五一・五七	二九・〇七	四四・八九	五六・六八	七一・九六	八三・五七	九六・三三	一一七・九一	一三四・一九	二三九・〇八
實收入　勤勞收入　總額	二一・〇三	六・四九	八・九四	一一・四六	一二・八五	一四・〇七	一一・六五	八・八八	一五・〇三	二九・一一
實收入　勤勞收入　世帶主收入	一五・三〇	四・〇七	四・三六	五・一四	五・九五	六・〇三	五・五六	三・六三	一三・七一	一四・七〇
實收入　勤勞收入　世帶主の配偶者收入	〇・八三	〇・九三	一・二五	〇・八七	〇・五二	〇・六二	〇・六六	〇・二一	〇・一一	〇・九九
實收入　勤勞收入　家族收入	四・九〇	一・四九	三・三五	五・四五	六・三八	七・四二	五・四三	五・〇四	一・二一	一三・四二
實收入　勤勞外收入　總額	二三・五六	一一・五四	一六・三八	二一・三四	二五・四一	三三・三〇	四〇・四三	四〇・五五	四〇・七一	六二・八二
實收入　勤勞外收入　財產收入	一三・〇〇	六・〇一	八・八六	一二・〇三	一四・三二	一七・一三	二二・五二	二二・五六	二二・三六	三七・〇三
實收入　勤勞外收入　受贈	七・一八	三・五九	四・八七	六・五二	七・四八	一〇・三九	一三・四六	一〇・〇九	一五・一一	二〇・八六
實收入　勤勞外收入　其の他	三・三八	一・九四	二・六五	二・七九	三・六二	五・六九	四・四五	七・九〇	三・二四	四・九三

(2)　收入階級別一世帶一ヶ月平均實支出內譯

總額	總數	未滿八〇圓	未滿一〇〇圓	未滿一二〇圓	未滿一四〇圓	未滿一六〇圓	未滿一八〇圓	未滿二〇〇圓	以上二〇〇圓
實支出	九六・三九圓	五九・七九圓	七五・八一圓	九三・〇五圓	一〇七・六七圓	一二六・二八圓	一三八・八八圓	一四〇・〇九圓	一六九・四八圓
農業純收入對實支出	三四・八二	三〇・七二	三〇・九〇	三六・三七	三六・一〇	四三・七二	四二・六六	三三・一八	一五・一三	四〇・四〇
過不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業純收入及勤勞收入對實支出	二三・七九	二四・二三	二一・九八	二四・九二	二三・二五	二八・六五	三一・〇〇	一三・三〇	〇・一〇	一一・一九
過不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
實收入對實支出	〇・二四	一二・六九	五・六〇	三・五七	二・一五	四・六六	九・四三	二七・二五	五〇・六一	五一・六二
過不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一人當農業純收入	一〇・五六	六・七二	七・九二	九・七二	一一・三三	一二・七五	一四・二九	一八・三一	一八・九三	一七・五三
農業外收入	一・八九	一・五〇	一・五八	一・九七	二・〇四	二・一五	一・七三	一・三八	二・二九	三・九七
勤勞收入	四・〇四	二・六七	二・一九	三・六六	四・〇三	五・〇八	六・〇一	六・三〇	七・七三	八・五三
勤勞外收入	一六・五四	一三・八三	一三・三七	一五・九六	一七・〇五	一九・二七	二〇・六三	二一・七六	二一・二四	二五・〇二
農業純收入對實支出	五・九八	七・一〇	五・四六	六・二四	五・七二	六・五一	六・二四	三・四五	二・三一	五・四九
過不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業純收入及農業外勤勞收入對實支出	四・〇八	五・六〇	三・八八	四・二七	三・六八	四・三七	四・六〇	二・〇七	〇・〇二	一・五二
過不足	—	—	—	—	〇・三四	〇・七一	一・四〇	四・二三	七・七二	七・〇一
實收入對實支出	〇・〇四	二・九三	〇・九九	〇・六一	—	—	—	—	—	—

飲食物費 總額	四四•〇一	三〇•〇三	三八•五八	四三•三九	四八•八二	五四•五三	五五•九四	五七•四九	五一•二六	六一•四二
米麥費	二六•四〇	一八•四五	二三•六三	二五•九六	二九•四二	三二•八六	三二•六八	三二•六三	二九•八五	三三•四六
嗜好品費	四•三三	二•八五	三•五七	四•三八	四•五九	五•〇一	六•一三	六•六一	五•四五	七•八二
其の他	一三•二八	八•七三	一一•三八	一三•〇五	一四•八一	一六•六六	一七•一三	一八•二五	一五•九八	二〇•一四
住居費	一四•六四	七•九七	一〇•六五	一四•三二	一六•二六	一九•五一	二三•二〇	二四•二一	二六•〇九	二七•二四
光熱費	五•八九	四•二八	四•九六	五•六七	六•八四	七•二八	七•一六	七•四〇	六•七七	七•六三
被服費	七•五九	四•五〇	五•五三	七•一九	八•六一	九•六三	一三•一三	一三•〇八	一三•二六	一五•六八
保險衛生費	二•七一	一•七五	二•三〇	二•四七	二•七一	三•五九	四•二七	四•〇一	五•八五	四•六九
育兒費	〇•三七	〇•二三	〇•六八	〇•三三	〇•四九	〇•五九	〇•四六	〇•二六	〇•三七	〇•六三
教育費	一•〇二	〇•四七	〇•五八	一•二四	一•〇三	一•四六	一•六四	一•二七	〇•二四	二•一三
交通費	一•一五	〇•五六	〇•七一	一•一三	一•三一	一•四四	二•〇三	一•一三	〇•八一	四•一三
通信運搬費	〇•一六	〇•〇八	〇•〇八	〇•一六	〇•二〇	〇•二三	〇•二七	〇•二三	〇•一三	〇•五九
文房具費	〇•一五	〇•一一	〇•一一	〇•一五	〇•一六	〇•一七	〇•二三	〇•二四	〇•一五	〇•四〇
負擔費	一•三二	〇•六八	〇•九四	一•一九	一•六〇	一•八〇	二•一〇	二•〇八	二•八一	二•一九
交際費	七•五八	四•〇一	四•七七	六•九八	八•五一	一〇•八八	一三•七三	一三•八五	一三•四九	一九•八六
修養娛樂費	二•一六	一•一三	一•五四	一•九五	二•二三	二•八一	三•三三	三•八七	六•〇三	五•六四
旅行費	〇•五八	〇•一三	〇•三五	〇•四五	〇•八〇	〇•九七	〇•四八	一•三五	二•二〇	一•六七
傭人料	〇•一六	〇•〇七	〇•〇五	〇•一一	〇•二〇	〇•一九	〇•四五	〇•三五	一•一三	〇•二七
其の他	六•〇五	三•二五	四•〇八	五•七一	六•四一	九•六八	一〇•二七	九•三二	六•二四	一三•一三
記入不備	〇•八七	〇•一四	〇•三〇	〇•六二	一•二九	一•四三	一•九一	〇•九五	三•二八	二•八八

(3) 收入階級別一世帶一ケ平均總收入及總支出

	總收入額	實收入	實收入以外ノ收入 總額	繰越	貯金引出	無盡取金	保險金	貸金受入	負債	掛金	其ノ他
總數	圓 二二八・二八	九六・一六	一三二・一二	八〇・九八	一三・六八	一一・一六	〇・〇九	二・八五	九・八九	一三・〇八	〇・三九
六〇圓未満	圓 一三四・〇三	四七・一〇	八六・九三	五一・六七	一〇・三九	二・九一	—	〇・九五	九・四六	一一・三七	〇・一八
八〇圓未満	圓 一七〇・二〇	七〇・二一	九九・九九	六四・三九	一〇・四〇	三・二八	〇・〇一	一・九二	九・〇四	一〇・七八	〇・一七
一〇〇圓未満	圓 二〇七・一二	八九・四八	一一七・六四	七六・三六	一三・三三	三・二八	〇・〇一	二・五三	九・七六	一一・七三	〇・六四
一二〇圓未満	圓 二三六・三八	一〇九・八二	一二六・五六	八六・四六	一二・〇二	三・四〇	〇・一九	三・三〇	八・八九	一一・九七	〇・三三
一四〇圓未満	圓 二九一・八一	一三〇・九四	一六〇・八七	一一〇・〇五	一六・六六	二・九一	〇・二七	六・八一	九・五〇	一四・〇三	〇・五四
一六〇圓未満	圓 三〇八・五〇	一四八・三〇	一六〇・二〇	一一三・八三	一〇・六三	一・六八	—	三・二〇	一五・九四	一四・七四	〇・一八
一八〇圓未満	圓 三二〇・六五	一六七・三四	一五三・三一	一一〇・三三	一三・八五	二・五四	〇・一四	三・一八	一三・五九	一〇・四五	〇・一三
二〇〇圓未満	圓 四〇九・九五	一八九・九三	二二〇・〇二	一七五・九一	一一・一〇	四・八六	—	〇・五八	一三・五二	一一・五五	二・五〇
二〇〇圓以上	圓 四五五・七〇	二二一・一一	二三四・五九	一五六・五五	三五・八七	四・八四	〇・六〇	五・五六	九・九七	二〇・一四	一・〇六

	總支出額	實支出	實支出以外の支出 總額	繰越	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	負債返還	掛買拂	其の他
總數	二二八・二八	九六・三九	一三一・八九	八一・二九	二二・四四	五・四二	一・〇六	二・四四	八・七六	一〇・三九	〇・〇九
六〇圓未満	一三四・〇三	五九・七九	七四・二四	五〇・八二	五・一五	三・一八	〇・五二	〇・六六	五・五九	八・三〇	〇・〇二
八〇圓未満	一七〇・二〇	七五・八一	九四・三九	六三・六九	七・八八	四・九八	〇・七四	一・四二	六・三四	九・三〇	〇・〇四
一〇〇圓未満	二〇七・一二	九三・〇五	一一四・〇七	七五・九三	一一・七一	四・八〇	一・〇六	二・七五	七・七三	九・八一	〇・二八
一二〇圓未満	二三六・三八	一〇七・六七	一二八・七一	八六・〇三	一四・〇四	六・四六	〇・九六	二・八四	八・二一	一〇・一六	〇・〇一
一四〇圓未満	二九一・八一	一二六・二八	一六五・五三	一一一・五九	一五・二一	七・七九	二・〇一	五・四五	一〇・一三	一三・三三	〇・〇二
一六〇圓未満	三〇八・五〇	一三八・八八	一六九・六二	一一五・六一	一五・六七	五・八八	一・四二	二・三八	一六・二四	一三・四二	〇・〇一
一八〇圓未満	三二〇・六五	一四〇・〇九	一八〇・五六	一一六・三二	二〇・四六	八・二五	二・四〇	三・七二	一七・六三	一一・二九	〇・四九
二〇〇圓未満	四〇九・九五	一三九・三二	二七〇・六三	一八七・四八	四三・四二	九・六九	二・九七	三・〇四	一八・七八	五・〇一	〇・二四
二〇〇圓以上	四五五・七〇	一六九・四八	二八六・二二	一六六・五六	五八・〇九	六・二七	〇・八六	一・九四	二七・四一	二四・九七	〇・〇二

第十三表（其一）業態別工場災害者數累年表（工場監督年報ニ據ル、以下同ジ）

	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡
染織工場	九、八六四	三六	九、三二九	四一	八、九五五	六〇	七、一七〇	一七	五、七九〇	三五
機械器具工場	二〇、六九六	六四	三、二四七	八三	二五、六九一	一〇六	三、四五二	八一	一七、二九八	七六
化學工場	七、九三五	七八	七、五四一	八二	八、六七五	一〇三	八、二八七	六三	六、六七七	七四
飲食物工場	一、三三二	一七	一、一四六	三	一、一四一	一六	一、一六九	二	一、〇七八	三〇
雜工場	四、〇一〇	五九	三、六六五	五八	三、八〇九	六二	四、二二四	四九	三、四七五	四四
特別工場	一、〇〇〇	二五	八六六	三	九三二	三三	九七八	三	八八九	二五
計	四四、八三七	二七九	四四、六八四	二九八	四九、二〇三	三七九	四三、二五〇	二四三	三五、二〇六	二八四
官設工場	二三、一九五	三五	九、八一二	五〇	八、九一〇	三二	七、七一四	五九	六、一〇九	三一
總計	五七、〇三二	三一四	五四、九九六	三四八	五八、一二三	四一一	五〇、九八四	三〇二	四一、三一五	三一五

備考　總數中ニハ死亡數ヲ含ム。工場法適用工場ニツキ調査セルモノナリ。

第十三表（其二）業態別工場災害者數

（昭和六年）

	染織工場	機械及器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
死亡 男	三二	七五	七二	二七	四三	二五	二七四	三一	三〇五
死亡 女	三	一	二	三	一	—	一〇	—	一〇
重傷 男	八七〇	三、二三五	一、三七六	二七一	一、一〇一	二四七	七、〇九〇	一、五八二	八、六七二
重傷 女	五二一	四六	五八	一五	五二	二	六八四	四八	七三二
輕傷 男	二、三八二	二三、八三二	四、九八五	六六一	二、二〇六	六〇九	二四、六七五	四、三六八	二九、〇四三
輕傷 女	一、九九二	一二九	一八四	一〇一	七二	六	二、四七四	八〇	二、五五四

第十三表（其三）業態別工場災害原因調（昭和六年）

運轉中ノ機械及動力傳導裝置ニ因リ	死亡	重傷	輕傷	計	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
原動機ニ因ルモノ													
死亡													
重傷													
輕傷													
調帶、調索、調車類ニ因ルモノ													
死亡													
重傷													
輕傷													
車軸ニ因ルモノ													
死亡													
重傷													
輕傷													
齒輪類ニ因ルモノ													
死亡													
重傷													
輕傷													
轉子又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因リルモノ													
死亡													
重傷													
輕傷													
鋸機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因リルモノ													
死亡													
重傷													
輕傷													
計													

因ルモノ

壓機若ハ壓穿機又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ			研磨機ニ因ルモノ			揚重機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ			運搬機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ			其ノ他			動力ヲ用ヒザル運搬機（重力ニ依ルモノヲ含ム）吊揚機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ			機械ヲ用ヒザル運搬又ハ取扱中ノ物體ニ因ルモノ		
死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷
—	—	一五	—	二	一二	—	一	七	—	一	二一	三	三五	八六二	—	二七	一二五	—	一三六	四〇四
—	一三四	二〇五	三	四一	二七五	九	一四二	四二三	二	一四	一二七	—	三三七	七六五	—	一四四	三〇二	三	五八〇	二,四〇一
—	四四	五四	—	一	一七	三	九	一四	三	二	三五	三	二一	一四〇	二	九二	一二〇	一	二四二	七五七
—	二	三	—	—	—	—	一	三	—	一	三	—	一三	四五	—	一〇	一三	—	四五	一三四
—	二八	三七	—	六	一二	—	二	一〇	—	一	三二	—	一四八	二九	一	二九	九一	七	一六三	三九八
—	二	—	—	—	三	—	一	三	—	—	二	—	八	三	一	二三	一八	—	四六	一〇〇
—	三二〇	三二四	三	五〇	三四八	三	一五六	四五八	五	一九	二五一	六	九六二	一,九五三	四	三三五	七六八	二	一,三二一	四,一九四
二	三八	八二	—	一八	三四	二	八二	一三三	三	二八	八〇	—	六二	一二五	—	五三	一四三	二	一五〇	五三三
二	三四八	三九六	三	六八	三七二	一四	二三八	五九一	八	四七	三三一	六	一,〇三三	二,〇六八	四	三一八	九二一	一三	一,三六一	四,七二七

	自己使用中ノ工具又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ			高所ヨリ墜落ニ因ルモノ			物體ノ落下顛倒又ハ飛來ニ因ルモノ			物體撃突シタルニ因ルモノ			電氣ニ因ルモノ			毒劇藥又ハ毒劇物ニ因ルモノ			有毒瓦斯ニ因ルモノ		
	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死傷	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷	死亡	重傷	輕傷
	─	三	三八	一	六二	一七三	二	五四	四一三	─	二	一六六	五	七	二六	─	九	一五	─	─	三
	─	二八	二、二八五	二四	二〇四	四二九	四	四七七	二、三三二	─	三三	三五〇	六	一七	七二	─	三	四四	一	─	一九
	─	四五	五八九	九	一〇六	二五四	七	一三五	八三〇	一	一五	二〇三	六	一五	二七	─	四四	一八二	一	一	八九
	─	六	一〇六	─	三〇	三五	一	二五	七五	─	四	一五	三	─	三	─	─	一	一	─	一
	─	四〇	二八九	二	三三	三七	三	六八	二八六	─	八	八八	二	一	七	─	─	─	─	─	─
	─	七	七六	二	二八	四一	─	三三	九六	─	一	三一	一六	四五	三	─	─	五	一	─	四
	─	三三七	三、七三六	三八	四五三	九八九	一七	七八二	四、〇三二	一	七二	八五三	三八	八五	一四三	─	六五	二四七	四	一	二九
	─	二五四	七〇七	七	一三三	二〇三	五	三八四	九〇二	─	六三	二三三	二	一五	七〇	一	一〇	一三	─	七	四一
	─	五九一	四、四三三	四五	五八六	一、一九二	三	一、一六六	四、九三四	一	一三五	一、〇六六	四〇	一〇〇	三二	一	七五	二七〇	四	八	一五七

	容器ノ破裂ニ因ル汽罐其他ノ壓力ヲ有スルモノ		火災ニ因ルモノ		熱湯ノ其他高熱物體ニ因ルモノ		爆發性ノ火薬ニ因ル發火又ハ引火性ノ物品		其ノ他工場ノ高架附屬ノ建築物ノ倒壞ニ因ル又ハ煙突		合計	
	輕傷	重傷	輕傷	重傷	輕傷	重傷	輕傷	重傷	輕傷	重傷	輕傷	重傷
死亡	一	一	一	三	一九三	六三	三	二	二	四	三七四	一、六八一
死亡	一	一	一	一	一、〇七三	一〇五	六六	三	三五	三	三九一	三、一四一
死亡	一〇	二	一	三	三三一	八六	四三	七	一、〇六九	一四四	五、一六一	一、四四四
死亡	六六	五	一九	一	六六	三六	五六	四	一	一	六六一	五六六
死亡	一	一	一	一	三九	一	一	一	一	二	一、四三一	一、六六〇
死亡	一	一	一	一	六八	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四四八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六八	一、四一一
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一四九	一、四一八
死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一六九	一、四一七

第十四表（其一）鑛山變災死傷人員累年表（本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同ジ）

	變災回數	死亡 男	死亡 女	死亡 計	重傷 男	重傷 女	重傷 計	輕傷 男	輕傷 女	輕傷 計	合計 男	合計 女	合計 計
昭和二年	一六、一〇八	九〇五	九七	一、〇〇二	二、七六八	四九九	三、二六七	一五、〇六四	三、二三二	一八、〇二六	一四〇、七四七	三、八四八	一六四、五九五
同三年	一四二、〇三五	七九七	九四	八九一	二、六三四	四八三	三、一一七	一二〇、八六〇	一七、九三三	一三八、八五六	一二四、二九四	一八、四七〇	一四二、八六四
同四年	二九、六四九	八九六	六八	九六四	二、九二七	四四六	三、三七三	一一、四〇四	一四、六四二	二六、〇四六	一二、三二七	一三、一五六	一六〇、三八三
同五年	一〇七、二四六	八一八	六六	八七四（二二）	二四、一七二	二、七七一	二六、九四三（一九八）	七二、七四三	七、一三〇	七九、八七三（二四三）	九七、七三三	九、九七七	一〇七、七一〇（六六二）
同六年	七八、三一〇	六七〇	二四	六九四（二二）	二〇、一四八	一、四七九	二二、六二七（一六六）	三二、八〇八	三、三一〇	三六、三二八（一二二）	七二、六二六	三、〇二三	七八、六四九（四二〇）

備考　昭和五年以降平字ハ鑛夫、括弧内ハ職員ノ罹災者數ヲ示ス、休業二週間以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ重傷トシ、休業三日以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ輕傷ト看做セリ

第十四表（其二）鑛山種別災害死傷人員數（昭和六年）

	災害回數	死亡 男	死亡 女	死亡 計	負傷 休業二週日以上 男	負傷 休業二週日以上 女	負傷 休業二週日以上 計	負傷 休業三日以上 男	負傷 休業三日以上 女	負傷 休業三日以上 計	合計 男	合計 女	合計 計
金屬山 坑内	四、一三七	三五	一	三六（一）	九三五	二〇	九八五（五七）	三、〇九五	四四	三、一三九（五五）	四、〇九一	六四	四、一五五（一一）
金屬山 坑外	二、七二一	二五	一	二六	六九五	四八	七二三（二）	一、八二四	一六〇	二、〇三四（三）	二、五二六	二〇九	二、七六七（四）
金屬山 計	六、九六	四八	一	四九（二）	一、六三	六八	一、七〇〇（六）	四、九六九	二〇四	五、一七三（八）	六、六四九	二七三	六、九二二（一五）

		落磐			坑内坑車			器械ノ爲			瓦斯炭塵爆發			鑛車又ハ架空索道ノ爲		
		回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)
石炭山	坑内	六四、四六五	五七八	二〇	五九八(二〇)	一六、七六九	一、一九六	一七、九六五(一四九)	四三、四五四	二、八一六	四六、二七〇(一九六)	四、〇三二	六四、八〇一	六〇、八〇一	四、〇三二	六四、八〇三(三六五)
	外	五、八六八	三四	二	三七(一)	一、四七七	二〇三	一、六八〇(一〇)	三、六七五	四五四	四、一二七(二八)	六六〇	五、八四四(三九)	五、一八四	六六〇	五、八四四(三九)
計		七〇、三三五	六二三	二三	六五五(二二)	一八、二四六	一、三九九	一九、六四五(一五九)	四七、一二七	三、二七〇	五〇、三九七(二二四)	七〇、六七七(四〇四)	六五、九八五	四、六九二	七〇、六七七(四〇四)	六五、九八五
石油山		三一八	五	一	一〇八	一	一〇八	一〇八	二〇二	三	二〇五	三一八	三一五	三	三一八	三一五
其他ノ非金屬山	内	五四〇	三	一	一一七	七	三四	三四	三八一	三四	四一五	五〇一	五〇一	四一	五四二	五〇一
	外	一九一	二	一	四五	五	五〇(一)	一二九	九	一三八	一五六	一七六	一七六	一四	一九〇(一)	一七六
計		七三一	五	一	一六二	三	一七四(一)	五二〇	四五	五五三	六七七	六七七	六七七	五五	七三二(一)	六七七
通計	内	六九、一六二	六二四	二〇	一七、八四九	一、二三三	一九、〇七二(一五四)	四六、九三〇	二、八九四	四九、八二四(二〇一)	六五、三九三	四、一三七	六九、五三〇(三七六)	六五、三九三	四、一三七	六九、五三〇(三七六)
	外	九、一四八	五六	四	二、二九九	二五六	二、五五五(二二)	五、八七八	六二六	六、五〇四(三二)	八、二三三	八八六	九、一一九(四四)	八、二三三	八八六	九、一一九(四四)
計		七八、三二〇	六七〇	二四	三〇、一四八	一、四七九	二一、六二七(一六六)	五二、八〇八	三、五二〇	五六、三二八(二三二)	七三、六二六	五、〇二三	七八、六四九(四二〇)	七三、六二六	五、〇二三	七八、六四九(四二〇)

備考　平數字ハ鑛夫ヲ、括弧内ハ係員其ノ他ノ職員ヲ示ス。

第十四表（其三）鑛山變災事故事由別死亡者數累年表

		落磐			坑内坑車			器械ノ爲			瓦斯炭塵爆發			鑛車又ハ架空索道ノ爲		
		回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	回數	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)
昭和	二年	五七、五七〇	四四三	四・四二	一九、九二九	一〇〇	一・〇〇	二、〇五四	一八	〇・一八	五九	九六	〇・九六	三、六七二	二〇	〇・二〇
同	三年	四九、二四二	四八三	五・四二	一七、八二三	一三三	一・三八	二、一三二	一六	〇・一九	四四	四二	〇・四七	三、四五〇	一五	〇・一七
同	四年	四四、二四一	四六二	四・六二	一三、三四四	六九	〇・六九	二、二八五	一三	〇・一三	四〇	一三七	一・三六	三、一三二	一〇	〇・一〇
同	五年	三九、〇五四	四六六	五・三三	一一、七一〇	六七	〇・七七	一、八二八	二九	〇・三五	三九	五四	〇・六二	二、七四九	一五	〇・一七

第十五表（其一）昭和七年主要日用品卸賣物價各都市比較（商工省調）

		東京市	大阪市	神戸市	京都市	名古屋市	横濱市	一三都市平均
内地玄米（上）一石	一月	三三・四四	二四・四五	二五・〇六	二四・〇八	二三・四九	二三・一〇	二三・四七
	七月	三三・〇一	二三・九五	二四・六三	二五・七四	二三・八三	二二・二〇	二二・一七
	十二月	二三・四〇	二四・八四	二四・四六	二四・六三	二三・七四	二三・四〇	二三・四四
小麥粉（一袋）五九〇〇匁	一月	二・九〇	三・二〇	二・七六	二・八四	二・七九	二・九〇	二・九一
	七月	二・八三	二・二一	二・七三	二・七四	二・七三	二・八五	二・七六
	十二月	三・七五	三・九七	三・四九	三・六一	三・六〇	三・六八	三・六九
内地牛肉 十貫	一月	五八・〇〇	五八・〇〇	三一・八三	二九・六七	五九・三〇	三〇・七五	三一・四一
	七月	五六・一三	五九・八〇	三一・五〇	二九・二〇	五五・一七	三〇・七五	三一・九九
	十二月	三九・三四	五六・一〇	三四・二〇	三〇・三七	三七・三〇	三三・五〇	三三・七九
醤油（一樽）九升	一月	三・〇三	二・八四	四・一〇	三・八七	二・四五	四・〇〇	三・三三
	七月	三・〇四	二・九六	四・一〇	三・八七	二・六〇	三・九〇	三・三三
	十二月	三・三三	三・二七	四・二五	四・一四	二・八〇	四・三〇	三・五二
味噌 一貫	一月	五四	六二	四七	五七	一五	五〇	四六
	七月	五五	六五	四〇	五三	一七	五八	四六
	十二月	六〇	六五	四三	五八	二〇	五八	四九
清酒 一石	一月	一〇〇・〇〇	七一・〇〇	一三七・五〇	七三・〇〇	八〇・〇〇	一三一・五〇	八五・二三
	七月	一〇五・一九	七五・〇〇	一四二・五〇	七〇・〇〇	八〇・〇〇	一二八・〇〇	八六・〇三
	十二月	一二二・五〇	八五・〇〇	一五二・五〇	八五・〇〇	九五・〇〇	一三〇・〇〇	九五・四四

	白木綿 一反	セメント 一樽	木炭 十貫
	一七十	一七十	一七十
一月	四六	四四	四三
二月	三七	四五	三六
三月	三二	六〇	五九
四月	三八	四・二五	四・九五
五月	四・二五	四・四一	四・四〇
六月	四・二五	四・四六	四・五〇
七月	四・三〇	四・五三	四・六〇
八月	四・三〇	一・七四	二・四〇
九月	一・三四	一・四三	一・九五
十月	一・三七	一・五三	二・六五
十一月	一・三七	一・五三	二・六五
十二月	一・三七	一・五三	二・六五

備考　昭和四年十二月ノ平均價格ヲ一〇〇トス。

第十五表（其二）東京物價總平均十ケ年對照表（日本銀行調査局調）

	昭和七年	同六年	同五年	同四年	同三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年	同十二年
一月	一五九・五	一五八・五	二〇一・四	二三七・九	二三四・一	二三四・四	二五四・二	二八二・七	二七九・〇	二四三・七
二月	一六一・四	一五八・〇	一九九・八	二三六・二	二三三・九	二三六・八	二四九・二	二七七・九	二七四・八	二五三・九
三月	一五八・五	一五八・三	一九五・九	二三六・二	二三三・九	二三六・六	二四三・九	二七〇・三	二七二・一	二五九・〇
四月	一五四・一	一五七・九	一九二・八	二三五・一	二三四・五	二三五・一	二三八・九	二六六・九	二七三・四	二五九・五
五月	一五〇・三	一五四・〇	一八九・四	二三三・〇	二三六・九	二三六・二	二三四・六	二六三・八	二七一・一	二六三・三
六月	一四六・四	一五〇・七	一八一・二	二三一・七	二三三・五	二三七・一	二三四・八	二六四・四	二六四・〇	二六一・六
七月	一四七・七	一五二・八	一七六・六	二二九・六	二三二・二	二三四・六	二三六・五	二六二・四	二五八・四	二五四・五
八月	一五五・八	一五一・八	一七五・六	二二八・四	二三五・〇	二三一・六	二三四・〇	二五四・八	二六四・八	二五一・八
九月	一六七・四	一四九・六	一七一・四	二二七・五	二三九・八	二三五・六	二三二・二	二六六・一	二七三・一	二七八・一

第十五表（其三）昭和七年東京主要商品指數表（日本銀行調査局調）

	米	小麥	砂糖	生糸	綿糸	材木	洋鐵	銅	洋紙	石炭
一月	一八二	一四五	二四〇	八二	一三八	一三三	七〇	九七	一六七	二三一
二月	一八九	一三五	二四〇	八〇	一四六	一五〇	七一	八九	一七二	二三〇
三月	一九〇	一六一	二三五	七六	一四一	一四六	七三	九〇	一七三	二三九
四月	一八五	一二一	二三四	六五	一三六	一三六	七二	八七	一七五	二二五
五月	一八四	一四四	二三一	五七	一二七	一二九	六九	八五	一七五	二二八
六月	一八三	一三七	二三五	五七	一〇八	一二三	六七	八七	一七五	二二三
七月	一八〇	一四九	二四七	六六	一二七	一二八	六六	九四	一七五	二二一
八月	一七二	一七五	二七二	九八	一四八	一三五	六七	一〇六	一七五	二二二
九月	一六八	一八五	二八七	一二五	一六四	一六八	六九	一二九	一七七	二二五
十月	一六九	一八五	二八三	一〇九	一六七	一七一	一〇〇	一二六	一八〇	二二三
十一月	一六九	一九二	二九六	一二	一九三	一七二	一一七	一三三	一八二	二二六
十二月	一九三	一九三	三〇〇	一二三	一九九	二二二	一二一	一三三	一九一	二二一
十月	一六九・一	一四六・九	一六四・六	二六・二	三九・七	三四・七	二三〇・四	二六五・一	二八一・八	二二九・九
十一月	一七七・九	一四七・〇	一六二・二	三二・一	三九・一	三三・九	二三六・九	二六一・五	二八三・六	二七七・九
十二月	一八四・六	一五二・〇	一六〇・八	三〇五・〇	三九・八	三三・三	二三四・三	二五六・二	二八二・四	二七八・五
平均	一六一・一	一五三・〇	一八一・〇	二九・八	三六・一	三四・六	二五六・七	二六六・八	二七三・二	二六三・五

備考　明治三十三年十月ヲ一〇〇トス。

第十五表（其四）昭和七年月別東京小賣物價表（日本銀行調査局調）

(1)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
食料品（四三）	一六四	一六二	一七六	一五七	一五五	一五二	一四九	一五二	一五九	一六〇	一六一	一六六
燃料燈火（六）	一七五	一七〇	一六六	一六一	一五九	一五五	一五二	一五二	一五四	一六一	一六一	一七〇
服飾用品（三〇）	九一	九三	九二	九〇	八九	八七	八七	八七	九五	九五	一〇〇	一〇三
其他（三）	一二九	一三〇	一三二	一三二	一三一	一三〇	一三〇	一三〇	一三四	一三八	一三九	一四二
總平均（一〇〇）	一三八・八	一三八・六	一三六・四	一三五・〇	一三四・〇	一三一・七	一三〇・二	一三一・七	一三八・〇	一四〇・〇	一四一・六	一四六・〇

(2)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
内地米	一三〇	一三三	一三三	一一八	一一三	一一八	一一八	一一六	一一五	一一八	一一三	一一三
挽押割麥	一三三	一三三	一一八	一〇九	一〇〇	九六	九六	九六	一〇五	一〇五	一〇九	一一四
小麥粉	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一五〇	一五〇	一六〇
大豆	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一七三	一六七	一五三	一四〇	一四〇	一八七	一八〇	一九三	二〇〇
馬鈴薯	六五	六五	六五	七一	八一	七一	四八	四八	五八	五八	六五	七一
澤庵漬	二五〇	二〇〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	二五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
牛肉	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
鶏肉	一八四	一八四	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三
味噌	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二	一八二
醤油	一四一	一四一	一四九	一四九	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四九	一四九

白砂糖	一〇五	一〇五	一〇五	一〇〇	一〇〇	九五	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一〇	一一五	一一五	一二〇
鷄卵	一〇七	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一一〇	一一〇	一一五	一一五	一一五
木炭	一四六	一三〇	一三五	一二四	一〇三	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	二〇三	二〇三	二〇三
白木綿	一三一	一三一	一三一	一一一	一一一	一〇三	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一四三	一四三	一四三
打綿眞綿	一三八	一三八	一三三	一一三	一一六	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一三六	一三六	一三六
日本酒	一九五	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七

備考　大正三年七月ヲ一〇〇トス。

第十五表（其五）　昭和七年各月大阪市内日用品普通小賣價格及指數表（大阪商工會議所調）

	一月十六日	二月十六日	三月十六日	四月十六日	五月十六日	六月十六日	七月十六日	八月十六日	九月十六日	十月十六日	十一月十六日	十二月十六日
白米一瓩（播津赤三等）　價格（厘）	二〇〇	二一〇	二一〇	二〇五	二一〇	二〇〇	二〇五	一九五	一九五	一八〇	一八〇	二〇〇
指數	七七	八一	八一	七九	八一	七七	七九	七六	七六	七〇	七〇	七七
平麥一升（厚平）　價格	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一二五	一二五	一二五	一三五	一三五	一三五	一三〇
指數	七二	七二	七二	六七	五一	六一	六一	六一	六六	六六	六六	六九
砂糖一瓩（No2上四溫）　價格	三七〇	三六〇	三五〇	三四〇	三五〇	三五〇	三六〇	三九〇	四二〇	四二〇	四三〇	四五〇
指數	五七	五四	五二	五一	五一	五〇	五四	五九	六三	六三	六四	六八
味噌百匁（上赤）　價格	九〇	九〇	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五
指數	九〇	九〇	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五
清酒二立瓶（白鶴）　價格	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇
指數	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七
醬油一升（小豆島產上物）　價格	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇	五三〇
指數	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六

鷄卵百匁（養鷄大和泉州）	價格	三五〇	二五〇	二三五	二三五	二一〇	二一〇	二六〇	三三〇	三五〇	三五〇	三五〇	三四〇
	指數	七四	五三	五〇	五〇	四五	四五	五五	七〇	七四	七四	七四	七二
澤庵百匁（伊勢）	價格	六五	六二	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	一六〇	五〇	五〇
	指數	七九	七九	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	一九五	六一	六一
牛肉百匁（ロース）	價格	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇
	指數	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九
鷄肉百匁（上等）	價格	一、一〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
	指數	七九	七二	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
木炭一貫匁（土佐雜小丸）	價格	三四〇	三三〇	三三〇	二七〇	二五〇	二五〇	二三五	二三五	二三五	二三五	二八〇	二八〇
	指數	五二	四八	四八	四一	三八	三八	三五	三五	三五	三五	四四	四四
薪一貫匁（雜木上枯）	價格	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
	指數	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七
馬鈴薯一貫匁（上物）	價格	三五〇	三五〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	一七〇	一七〇	二〇〇	二〇〇	二五〇	三〇〇	三五〇
	指數	七二	七二	七二	六二	六二	三五	三五	四一	四一	五二	六二	七二
茶一斤（煎茶中）	價格	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	指數	五三	五三	五三	五三	五三	五三	四四	四四	四四	四四	四四	四四
晒木綿一反（河内十二貫匁）	價格	四二〇	四二〇	四二〇	四〇〇	四〇〇	三九〇	三七〇	三七〇	四五〇	四五〇	五一〇	六〇〇
	指數	三八	三八	三八	三六	三六	三五	三四	三四	四一	四一	四六	五四
綿一貫匁（丸善着六長）	價格	三、五〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	四、五〇〇	四、三〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇
	指數	六二	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	七九	七九	七九	七九

備考　指數ハ大正十年一月十七日現在價格ヲ一〇〇トシテ算出セリ。
白米ハ十月迄播州赤三等。

鶏卵ハ八月迄養鶏地玉。

第十五表（其六）内外物價指數對照表（日本銀行調査局）

(1) 各年平均比較（大正三年七月ヲ一〇〇トス）

	大正十二年	同十三年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
東京	二〇九・五	二一七・三	二二・二	一八八・二	一七八・六	一七九・八	一四三・九	一二八・一	
倫敦	一七〇・二	一七四・七	一六九・一	一五七・〇	一五一・〇	一四八・二	一二七・四	九八・〇	九四・八
紐育	一五三・五	一四八・四	一六〇・二	一四八・四	一四七・五	一五二・〇	一二一・三	九八・九	八〇・六
巴里	四二〇・二	四九八・八	五六一・三	七二二・六	六三〇・三	六三三・七	五四三・五	四六一・八	四〇七・〇

(2) 昭和七年各月平均比較

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
東京	一二六・八	一二八・三	一二六・〇	一二二・五	一二九・五	一二六・四	一二七・五	一二三・九	一二三・一	一二四・五	一四一・五	一四六・八
倫敦	九八・八	一〇一・二	九八・六	九四・七	九三・六	八八・八	九〇・八	九三・五	九六・六	九四・一	九四・一	九二・三
紐育	八六・四	八四・〇	八二・一	七九・四	七六・七	七七・二	七八・〇	八二・四	八三・五	八〇・〇	七九・一	七八・〇
巴里	四一四・〇	四二一・〇	四二七・〇	四二五・〇	四二一・〇	四〇八・〇	四〇四・〇	三九四・〇	三九七・〇	三九一・〇	三九一・〇	三九〇・〇

備考 大正三年七月ヲ一〇〇トス。

第十六表 郵便貯金狀態累月表（貯金局統計月報ニ據ル）

	預入 新規人員 人	預入 金額 圓	拂戻 全拂人員 人	拂戻 金額 圓	月末現在 人員 人	月末現在 金額 圓
昭和七年一月	五一九、六六八	二〇〇、四二三、七九二	三三七、九一七	一五九、〇〇七、八八二	三八、八一五、八六七	二、六五一、〇六七、七〇六

二月	五〇三、七七四	一四九、九九七、〇八八	三四二、四一〇	一四六、四二七、四九三	三八、九七六、二五七	三、六四四、六三七、三一二
三月	四九五、二九九	二一〇、三九六、七八〇	四一八、五四二	一五五、二五九、二九五	三九、〇五三、〇一四	二、七〇九、七七四、七九七
四月	五七一、五六五	一八五、〇六三、〇七八	四〇二、八四〇	一六二、〇〇七、八七一	三九、二三一、七三九	二、七三二、八三〇、〇〇四
五月	六九七、七五三	一五九、一六九、一五六	四七三、五二一	一六四、四九三、九一九	三九、四〇三、四五六	二、八九、九八二、三二一
六月	四七一、八五〇	一五八、九四七、七四六	三三三、四八六	一四一、二三二、九二一	三九、五二八、七〇〇	二、八七七、七二四、二四二
七月	三九八、二〇五	一六一、一〇四、五七七	三〇九、六九七	一三六、三六八、三五九	三九、四七九、四一三	二、九〇二、一二七、四四七
八月	三三一、二八二	一四〇、二四三、五五四	三二一、〇二七	一六三、〇八六、九七八	三九、四八九、七二七	二、八七九、二八四、〇二三
九月	三六八、七三三	一三二、八三七、一四五	三四四、八四〇	一五三、八六二、五一八	三九、五一三、六二〇	二、八五八、二五八、六五〇
十月	三七七、二二四	一四九、二八九、四八七	四九三、五〇四	二二一、三五八、三七四	三九、三九七、三三〇	二、七九六、一八九、七六三
十一月	三七七、七八〇	一三二、四七八、九八二	三八四、九六八	一七五、〇〇一、四六六	三九、三九〇、二一〇	二、七五三、六六九、八六八
十二月	三六一、三四五	一四六、五七六、三二一	三六五、三一六	一九五、七二八、七八五	三九、三七五、四五〇	二、七〇四、四八二、〇八四
＊計	五、四七三、四六八	一、九二六、五一六、七〇六 (一、九三八、〇三〇、四六七)	四、五〇八、〇六八 (四、四一八、二三七)	一、九六三、八三五、八五一 (一、九六三、六二四、一七二)		
昭和六年	四、九三八、七九二	一、八二〇、三二九、九〇五	四、四四三、七五一	一、五四八、一六七、四二〇		

備考　計八月報ヲ合算セルモノニテ、括弧内ノモノハ「年計」トシテ發表サレタル數ナリ

第十七表　工場主ノ管理スル貯蓄金調　（工場監督年報ニ據ル）

（昭和六年十月一日現在）	工場數	人員	貯蓄金額（圓） 郵便貯金	銀行預金	工場貯金	其他	計
染織工場	一、九八三	四一六、一八八	一、二七二、六五五	六二六、八〇八	三〇、五四二、八九二	三二〇、八三四	二三、七五二、一八九
機械器具工場	六二三	六二、三八一	七四九、八七〇	三二八、八七八	一一、二三五、四四八	三五、五四二	二三、三三九、七三八
化學工場	五二五	五七、七四三	一、〇六二、〇二八	三八六、二五三	六、四三八、二三三	一〇一、二五二	七、九八七、七六六
飲食物工場	三九	一三、四一五	二三六、二六八	一二八、五〇一	二、五三二、八七四	二三、二七三	二、九〇九、九一六
雜工場	五八九	一六、四二一	二六九、九六〇	三二九、八四〇	五六五、〇八四	一七、〇六〇	一、一七一、九四四

特別工場	一、〇七三	一一、二四一	一〇、九〇〇	七八、八三〇	二、一〇四、九四一	二〇、七八六	二、三〇五、四五七
計	五、一三一	五七六、三八九	三、六一一、六八一	一、八五九、一一〇	四三、四一九、四七二	四九七、七四七	四九、四六八、〇一〇
官設工場	三六九	六四、三三五	二、五〇、九七五	二六一、六一九	六、七〇四、五八九	四、一八八	九、四七一、三七一
總計	五、四九一	六四〇、七二四	六、一九、六五六	二、一三〇、七二九	五〇、一二四、〇六一	五〇一、九三五	五八、九三九、三八一

第十八表（其一）耕地面積

(1) 實數

年末現在	總數	自作	小作	田（クタール） 自作	田（クタール） 小作	畑（クタール） 自作	畑（クタール） 小作
大正十一年	六、〇四〇、〇六〇・五六	三、二三八、八三九・〇七	二、八〇一、二三一・四九	一、四五八、九三九・一七	一、五六五、九〇七・九七	一、七七九、八九九・九〇	一、二三五、三一三・五二
同 十二年	五、九八九、一一二・七三	三、二〇四、三〇四・三七	二、七八四、八〇八・三六	一、四六九、七五一・五七	一、五七二、四二四・〇〇	一、七三四、五五二・八〇	一、二二三、三八四・三六
同 十三年	六、〇一五、〇三九・五七	三、二五二、三三一・四二	二、七六二、七一八・一五	一、四八四、四三六・二〇	一、五七二、八〇二・〇一	一、七六七、八八五・二二	一、一八九、九一六・一四
同 十四年	六、〇一六、八七四・三八	三、二五九、二五六・五三	二、七五七、六一七・八五	一、五〇〇、四四九・五五	一、五七五、九二五・八九	一、七五五、八〇六・九八	一、一八一、六九一・九六
昭和元年	六、〇二九、八〇三・六四	三、二六八、七三〇・一八	二、七六一、〇七三・四六	一、五一二、六五五・九三	一、五八〇、〇七七・四九	一、七五六、〇七四・二五	一、一八〇、九九五・九七
同 二年	六、〇二八、一七一・五四	三、二六九、九七一・六四	二、七五八、一九九・九〇	一、五二二、八四二・五八	一、五八二、〇五八・二八	一、七四八、一二九・〇六	一、一七六、一四一・六二
同 三年	六、〇三五、一七一・八〇	三、二七〇、一七六・〇三	二、七六四、九九五・七七	一、五二九、五〇七・〇一	一、五九二、〇八一・六五	一、七四〇、六六九・〇三	一、一七三、九一四・一二
同 四年	五、八四八、六九五・一七	三、〇五九、四二六・七八	二、七八九、二六八・三九	一、四六八、一五三・二九	一、六九八、〇一七・四五	一、五九一、二七三・四九	一、〇九一、二五〇・九四
同 五年	五、八六七、一〇一・〇九	三、〇六六、一四六・九八	二、八〇〇、九五四・一一	一、四七一、六一五・八三	一、七〇六、一三三・七二	一、五九四、五三一・一五	一、〇九四、八二〇・三九
同 六年	五、九〇四、六〇七・八三	三、一二〇、四七八・八一	二、七八四、一二九・〇二	一、四八四、七二九・五五	一、七〇〇、五八三・三七	一、六三五、七四九・二六	一、〇八三、五四五・六五

(2) 百分比

	總數	自作	小作	田 自作	田 小作	畑 自作	畑 小作
年末現在	一〇〇	三三・六二	四六・三八	四八・二三	五一・七七	五九・〇三	四〇・九七
大正十一年	一〇〇	三三・五〇	四六・五〇	四八・三三	五一・六七	五八・八四	四一・一六
同　十二年	一〇〇	五四・〇七	四五・九三	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三
同　十三年	一〇〇	五四・一七	四五・八三	四八・七七	五一・二三	五九・八一	四〇・一九
同　十四年	一〇〇	五四・一七	四五・八三	四八・九一	五一・〇九	五九・七九	四〇・二一
昭和元年	一〇〇	五四・三三	四五・七八	四九・〇三	五〇・九七	五九・七八	四〇・二三
同　二年	一〇〇	五四・三三	四五・七八	四九・〇一	五〇・九九	五九・八八	四〇・一三
同　三年	一〇〇	五四・三一	四七・六九	四六・三七	五三・六三	五九・三一	四〇・六八
同　四年	一〇〇	五二・二六	四七・七四	四六・三一	五三・六九	五九・一六	四〇・四八
同　五年	一〇〇	五二・六八	四七・三二	四六・六一	五三・三九	五九・七一	四〇・二九
同　六年							

第十八表　其(二)農家戶數

(1) 自作小作別農家戶數

	專業兼業別 總數	專業	兼業	自作小作別 自作	小作	自作兼小作	百分比 自作	小作	自作兼小作
	戶	戶	戶	戶	戶	戶			
年末現在	五、四三九、四〇九	三、七九一、三二二	一、六四八、〇九七	一、六六二、四七九	一、五四一、二七九	二、二三五、六五一	三〇・五六	二八・三四	四一・一〇
大正十一年	五、四四〇、〇三〇	三、七八四、四〇〇	一、六五五、六三〇	一、六六四、五一六	一、五三五、七九九	二、二三九、七〇五	三〇・六〇	二八・二三	四一・一七
同　十二年	五、五三二、四二九	三、八五七、四八六	一、六七四、九四三	一、五三二、八二八	一、五三一、一七七	二、二七五、四二四	三一・一九	二七・六八	四一・一三
同　十三年	五、五四八、五九九	三、八八〇、二八四	一、六六八、三一五	一、五二五、六五六	一、五二五、〇三四	二、二九七、九〇九	三一・〇九	二七・五〇	四一・四一
同　十四年									

(2) 耕作耕地廣狭別農家戸數

昭和元年	五、五五五、一五七	三、九〇〇、五八四	一、六五四、五七三	一、七三二、一八〇	一、五〇八、五三九	二、三二四、四三八	三二・一八	二七・一六	四一・六六
同二年	五、五六一、六〇八	三、九二一、四三六	一、六四〇、一七二	一、七三七、一九三	一、四九五、六七六	二、三二八、七三九	三二・二四	二六・八九	四一・八七
同三年	五、五七五、八八一	三、九五二、二四九	一、六二三、六三二	一、七四八、〇七一	一、四八二、八五六	二、三四四、九五四	三二・三六	二六・五八	四二・〇六
同四年	五、五七五、五八三	二、九九〇、一三五	一、五八五、四四八	一、七三七、四三八	一、四七八、二二四	二、三五九、九三一	三二・一六	二六・五一	四二・三三
同五年	五、五九九、六七〇	四、〇四一、六八二	一、五五七、九八八	一、七四二、九九三	一、四八六、一三三	二、三七〇、五四四	三二・一三	二六・五四	四二・三三
同六年	五、六三三、八〇〇	四、〇九〇、五八五	一、五四三、二二五	一、七五六、三九九	一、四九五、三一〇	二、三八二、〇九一	三二・一八	二六・五四	四二・二八
大正十一年	一、九二三、七六八	一、八二二、三三三	一、一五六、九九三	三二一、四五四	一四五、一一九	八一、七四二	三五・一七	三三・四八	二二・二七	五五・九一	二・六七	一・五〇
同十二年	一、九二〇、一三〇	一、八二七、五六二	一、一六三、六二七	三二九、六一三	一三九、七八六	七九、三〇二	三五・一一	三三・五九	二二・三九	五五・八八	二・五七	一・四六
同十三年	一、九四四、六六三	一、八六八、七九四	一、一八一、一三三	三二三、六六六	一三六、〇二一	七六、一六二	三五・一五	三三・七五	二二・三五	五五・八五	二・四九	一・三八
同十四年	一、九五一、一五六	一、八七七、一八五	一、一八五、一六四	三二三、八五〇	一三七、〇八四	七四、九六〇	三五・一七	三三・八三	二二・三六	五五・八二	二・四七	一・三五
昭和元年	一、九五一、三八〇	一、八九〇、二三三	一、一九〇、二三三	三二一、五四八	一三四、一一六	七二、一五七	三五・一三	三三・四三	二二・四三	五五・七九	二・四一	一・三〇
同二年	一、九四四、五二三	一、八九五、八三七	一、一九五、三三二	三二一、七四一	一三三、六六一	七〇、五一四	三四・九六	三四・〇九	二二・四九	五五・七九	二・四〇	一・二七
同三年	一、九四六、七〇〇	一、八九四、六六七	一、二〇九、八〇九	三二一、二〇二	一三三、〇七四	七〇、四二九	三四・九一	三三・九八	二二・七〇	五五・七六	二・三九	一・二六
同四年	一、九三八、一五五	一、八九九、八四二	一、二三〇、一三二	三二八、〇三七	一三〇、一六九	六九、二四八	三四・七六	三四・〇七	二二・八八	五五・七二	二・三三	一・二四
同五年	一、九三九、四〇四	一、九一六、三六七	一、二三七、四一七	三二六、五二五	一二九、〇五六	七〇、九〇一	三四・六三	三四・二三	二二・九二	五五・六五	二・三一	一・二七
同六年	一、九四一、四八八	一、九三三、一七二	一、二三六、三八〇	三二九、七四七	一二〇、〇七八	七二、九三五	三四・四六	三四・三一	二二・九五	五五・六八	二・三二	一・二九

（年末現在）

百分比

第十八表（其二）耕地所有者戸數

(1) 實數

	總數	〇・五〇ヘクタール未滿（五段未滿）	〇・五〇—〇・九九ヘクタール未滿（一町未滿）	〇・九九—二・九八ヘクタール未滿（二町未滿）	二・九八—四・九六ヘクタール未滿（五町未滿）	四・九六—九・九二ヘクタール未滿（十町未滿）	九・九二—四九・五九ヘクタール未滿（五十町未滿）	四九・五九ヘクタール以上（五十町以上）
（年末現在）								
大正十一年	四、八六八、五三一	二、三八八、九六八	一、一八〇、二四六	八七九、七八六	三三六、三八四	一四〇、六四六	四八、三三七	四、二六四
同　十二年	四、八七八、八五二	二、四一六、〇五八	一、一八〇、五九三	八八三、二八六	三二七、七八四	一二七、五五〇	四八、五〇三	五、〇七八
同　十三年	四、九七〇、四四四	二、四七〇、一六二	一、二〇七、〇五二	八九〇、五七四	三三二、九二三	一二七、〇八八	四七、六九五	四、九五〇
同　十四年	四、九七九、〇一八	二、四七八、五六〇	一、二二八、一四四	八八八、六二三	三二七、七一三	一二五、三五五	四六、三三〇	四、二九三
昭和元年	四、九九七、五九二	二、四九二、二三五	一、二三一、二六一	八八九、八一四	三二〇、一〇六	一二四、一一四	四五、九一七	四、一四五
同　二年	五、〇〇八、七五一	二、四八四、七〇八	一、二三六、六二七	九〇三、五三七	三二九、九五七	一二四、三五七	四五、五一〇	四、〇五五
同　三年	五、〇四五、〇六〇	二、五〇四、二九三	一、二四〇、〇三六	九〇九、六九九	三二八、九五三	一二三、八五一	四五、一七三	四、〇五七
同　四年	五、〇四〇、六四九	二、五〇八、九三三	一、二四六、二四五	八九九、五六〇	三二三、九八四	一二三、四二五	四五、四四五	四、〇五七
同　五年	五、〇六四、九四五	二、五二四、六三三	一、二五六、八九九	八九五、九三二	三二四、八四四	一二三、九四一	四五、八一二	三、八八四
同　六年	五、〇九五、四四七	二、五三五、四三八	一、二七三、二二四	八九九、一二八	三二四、九八三	一二三、八六九	四六、〇五二	三、七六三

(2) 百分比

	總數	〇・五〇ヘクタール未滿（五段未滿）	〇・五〇—〇・九九ヘクタール未滿（一町未滿）	〇・九九—二・九八ヘクタール未滿（二町未滿）	二・九八—四・九六ヘクタール未滿（五町未滿）	四・九六—九・九二ヘクタール未滿（十町未滿）	九・九二—四九・五九ヘクタール未滿（五十町未滿）	四九・五九ヘクタール以上（五十町以上）
年末現在								
大正十一年	一〇〇	四九・〇七	二四・二四	一八・〇七	四・六五	二・八九	〇・九九	〇・〇九
同　十二年	一〇〇	四九・五二	二四・二〇	一八・一〇	四・六七	二・四一	一・〇〇	〇・一〇

第十九表（其一）水産業者數（農林省統計表ニ據ル、以下同斷）

同十三年	一〇〇	四九・七〇	二四・二八	一七・九二	四・六九	二・二六	〇・九六	〇・〇九
同十四年	一〇〇	四九・七八	二四・四六	一七・八六	四・五七	二・二二	〇・九三	〇・〇八
昭和元年	一〇〇	四九・八七	二四・四四	一七・八一	四・六〇	二・二八	〇・九二	〇・〇八
同二年	一〇〇	四九・六一	二四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二六	〇・九一	〇・〇八
同三年	一〇〇	四九・六四	二四・五八	一八・〇三	四・五四	二・二四	〇・八九	〇・〇八
同四年	一〇〇	四九・七七	二四・七二	一七・八五	四・四二	二・二五	〇・九〇	〇・〇九
同五年	一〇〇	四九・八五	二四・八一	一七・六九	四・四五	二・二三	〇・九〇	〇・〇七
同六年	一〇〇	四九・七六	二四・九九	一七・六五	四・四二	二・二一	〇・九〇	〇・〇七

第十九表（其二）遭難漁船計表

	本業					副業					總計
	漁撈	養殖	製造	計		漁撈	養殖	製造	計		
昭和六年末	二三二、五八六	六、二三四	二三、八六二	二六一、六七二		二六〇、七六六	七四、二八六	三七、八五八	三七二、九二〇		六三四、五八二
業主 總數	二二七、二八八	五、九二〇	二三、三七九	二五五、五七七		二四四、五五六	七二、一九一	三一、八五三	三四八、六〇〇		六〇四、一七七
業主 男	四、二九八	三二四	一、四八三	六、〇九五		一六、二二〇	二、〇九五	六、〇〇五	二四、三二〇		三〇、四〇五
業主 女	四一四、二八四	一〇、一一八	八七、七〇四	五一二、一〇六		二〇三、八七〇	三四、一五六	九七、六八九	三三五、七一五		八四七、八二一
被傭者 總數	三四五、八三六	七、二四九	四五、四七六	三九八、五六一		一四六、二五〇	一八、〇八〇	三五、三三〇	一九九、六六〇		五九八、二二一
被傭者 男	六八、四四八	二、八六九	四二、二三八	一二三、五四五		五七、六二〇	一六、〇七六	六二、三五九	一三六、〇五五		二四九、六〇〇
被傭者 女											

(1) 遭難漁船累年表

	動力ヲ有セザルモノ					動力ヲ有スルモノ				
	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲	行衛不明	其他	總數	沈沒	破壞	坐礁又ハ坐洲	行衛不明	其他
昭和二年	一、七六八	二六	一、一八一	五八	一三七	二九六	三三一	二九	一八	一九四	八二	一四五
同三年	一、六八三	四二	一、二九五	三九	五四	二四三	四五四	二三	二四	一七四	五〇	一四〇
同四年	一、一四一	三七	七三八	三三	二三	二二三	三六二	四五	二六	一七三	二三	六六
同五年	二、五七八	二八	一、八四九	二七	二三	三六二	六一九	六六	一四	三七三	一四	三七九
同六年	一、〇七六	八三	五九五	三	五五	三三	五一〇	七三	一〇九	一九九	二六	一五四

(2) 遭難漁船乘組員累年表

	昭和二年				昭和三年				昭和四年				昭和五年				昭和六年			
	乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者			乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者			乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者			乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者			乘組員	乘組員中死亡、行衛不明者		
	人	人			人	人			人	人			人	人			人	人		
總數	四、二四三	五二〇			三、二三一	四七二			三、一九三	四一九			三、三五〇	四七九			四、〇二四	一、一七四		
沈沒	五三四	九〇			二八八	七六			三七三	七四			五一六	一〇三			五二九	一六三		
破壞	一、四二三	一三一			一、二七五	一二六			一、三五五	一二九			一、五一七	一五〇			一、七八八	六七三		
坐礁又ハ坐洲	四二五	三			四九四	一五			五二一	二八			三五六	一			四一四	五		
行衛不明	三〇五	二四			二六一	一六一			一三二	八五			二〇一	一五四			二八五	二五五		
其ノ他	一、五五六	八二			九〇三	一〇四			八〇二	九三			七六〇	七一			九九八	七八		

第二十表　俸給生活者統計

第二十表（其一）官吏數及一年平均俸給額（第五一回統計年鑑ニ據ル）

	官吏數					一人一年平均俸給額（圓）		
	文官	武官	宮內官	合計		文官	武官	宮內官
昭和六年								
勅任官	一、三七八	三四〇	一〇七	一、八三五		五、六四三	五、二七一	四、九〇四
奏任官	一四、二〇七	一八、三三六	三三五	三二、七六八		二、六九一	一、七三九	二、三七三
判任官	一二八、九三二	二五、〇三九	二、一二二	一四六、〇九三		九六三	—	九四八
雇	三三七、九七四	—				五三三	—	
傭	三三九、〇八九	—	二、一六九	五六九、二三二		四六六	—	六六三
合計								
昭和五年	七〇一、六〇〇	四三、六〇五	四、七一三	七四九、九一八		一、七九一	九五一	
昭和四年	四七五、六二六	四三、三七四	四、六四七	五三三、九四七		二、〇二三	九八九	
昭和三年	七一〇、三〇九	四二、七〇一	四、四七〇	七五七、四四八		一、八五三	一、〇〇四	
昭和二年	六九一、三六四	四一、七三八	四、九一六	七三八、〇〇八		一、九二七	一、一五一	
	一、二八二、〇八七	四〇、七五〇	三、五七三	四三五、四一〇		一、二四九	一、二四九	

備考 一、昭和二年及昭和五年ハ文官中傭員ヲ含マズ。
二、昭和六年文官中傭員ハ昭和五年度分ヲ示ス。
三、地方費支辨ニヨルモノハ本表中之ヲ含マズ。
四、昭和二年宮內省官吏數及昭和三年文官數ニハ無給ノモノヲ除ク。
五、武官中平均俸給ハ陸軍ノミニ就イテ算出セリ。

警察官

	警視	警部	警部補	巡査	計	巡査一人ニ付人口
昭和六年末						
內地	三〇七	一、三〇四	三、二七二	五七、〇六九	六二、一五二	一、一四五

第二十表（其二）有給公吏員數及一年平均俸給額（第五一回統計年鑑ニ據ル）

朝鮮	六〇	四三五	八二〇	二七、四八三	一七六	一、二〇五	
臺灣	三	二五〇	二八六	七、二〇五	一八、七九八	六三七	
樺太	三	一五	二四	四六六	七、七六三	六三三	
關東州	二	四三	一二四	二、七二五	五〇八	四八七	
南洋	一	八	四	九三	二、八九三	七一七	
合計	四四	二、二五五	四、五二〇	八五、〇四一	一〇六	九二、三二〇	

		人員	年平均俸給額 圓
府縣吏員	市長、助役、收入役、區長	四〇九	五八九
	其他ノ吏員及雇傭	三三、一〇〇	
	計	三三、五〇九	
市吏員	町村長、助役及收入役	一四、一八七	九一九
	其他ノ吏員及雇傭	五〇、八三八	
	計	六五、〇二五	
町村吏員		一〇九、七一四	四八五
合計		一一〇、四八八	六二八
昭和四年		一〇九、三二一	六三八
昭和三年			

第二十表（其三）官公私立學校別教員數（第五十一回統計年鑑ニ據ル）

昭和四年度	官立	公立	私立	計
幼稚園	一四	一、五六二	二、七二五	四、三〇一

小學校	九三	三三、四六九	九四四	三三、四六六
盲聾啞學校	七一	五六五	三一一	九四七
師範學校	二、六八〇	—	—	二、六八〇
高等師範學校	三一五	—	—	三一五
臨時教員養成所	四六九	—	—	四六九
中學校	九六	一〇、九一五	二、七七一	一二、七四五
高等女學校	五五	九、三六八	四、一〇八	一三、四二九
實科高等女學校	六	一、一一七	三九一	一、三五一
專門學校	三六五	一六八	四、三四三	四、八八六
高等學校	一、〇八九	四四	一一七	一、一八〇
大學	二、七一一	三一一	二、七七五	四、〇七八
實業專門學校	一、六四六	三〇	一四三	一、八〇九
實業學校	—	九、七四八	四、一六一	一三、九四五
實業補習學校	—	一、六一九	四三五	一八、〇三一
實業教員養成所	—	—	—	—
實業補習學校教員養成所	—	九九	—	九九
各種學校	—	三〇三	一、六四一	一、九四四
計	九、六一	三六、一七四	三八、七六一	三三、六三六
昭和三年度	九、四九六	三三、八六三	三八、〇七四	三一、四三一

第二十表（其四）小學校教員數（第五一回統計年鑑ニ據ル）

	本科正教員 尋常高等	本科正教員 尋常高等	本科正教員 尋常高等	專科正教員 尋常高等	專科正教員 尋常高等	准教員 尋常高等	准教員 尋常高等	代用教員 尋常高等	代用教員 尋常高等	合計 尋常高等	合計 尋常高等	合計 尋常高等	小學校一に付本科正教員數割
	男	女	計	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男女合計
大正十四年度	八七、一三二	二六、三六八	一三、八六二	二、四九五	九五〇	八、六九七	一五七	一三、八六二	八七〇	一二二、一八六	二八、三四五	一四〇、五三一	六六・九
昭和元年度	四三、一三四	二、二三〇	一〇、九六〇	六、三四四	一、〇七五	六、三二四	一四	二九、二	六五、七六二	三、六〇一	六九、三六三	一四、七三三	六六・二
昭和二年度	八八、六〇八	二九、三三六	一三、三四四	二、七四六	一、二八四	八、五〇八	一六六	一、一三五	一二三、八〇一	三一、九二一	一四四、七三三	一三三、一〇九	六七・〇
昭和三年度	四五、五三七	二、五〇八	一、二七〇	六、五九七	一、二七〇	六、〇八一	一三	三〇二	六八、〇一六	四、〇九三	七二、一〇九	一三三、〇九九	六七・〇
昭和四年度	九三、二六七	三一、九七五	一二、三〇七	三、〇二一	一、六三二	八、〇三五	一五八	一二六、一五七	三五、〇七二	一五一、二二九	一五四、四九八	一三三、〇九九	六七・〇
計	四九、二〇三	二、七八一	八、七〇九	六、六九七	一、三五八	五、三五三	一六	三四六	四、五〇一	七四、四六三	七四、四六三	一四七、四六六	六七・四
男	九六、〇六六	三二、九八一	二二、二二一	三、二二八	一、七九八	七、七一〇	一四七	一、三六七	二二八、二〇五	三六、二九二	一五四、四九八	二三二、四七六	六七・六
女	四九、六九一	二、七六五	八、六九三	六、八〇八	一、四五五	四、九一五	二	三四二	七〇、一〇七	四、五八三	七四、六九〇	一三、三七七	三二・六
計	一〇一、三二二	三三、五二三	九、八四一	三、四六七	一、八三二	六、六二五	一三	一、二二〇	三二、二四五	三六、六九七	一五七、九四二	二二、四六三	六七・四
男	五二、六〇九	二、七四三	八、四九三	六、八九九	一、三七〇	四、〇九〇	七	三三三	七一、〇九一	四、四四三	七五、五三四	一三、〇五〇	三二・四
女	一五二、九三一	三六、二六六	一八、三三四	一〇、三六六	三、二〇二	一〇、七〇五	一三九	一、五四三	一九二、三三六	四一、一四〇	二三三、四七六	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第二十表（其五）中等學校教員數（第五一回統計年鑑ニ據ル）

	大正十四年度	昭和元年度	同二年度	同三年度	同四年度
師範學校	二、三八三（三二四）	二、七一五（三六四）	二、七八四（三五）	二、八二七（三二七）	二、七八〇（二六九）
中學校	二、七四八（二、九五三）	二、四四八（二、七九八）	二、九八九（二、六二一）	二、七七七（二、四六三）	二、二八九（二、四四）
高等女學校	一〇、七四二（三、〇二四）	一二、六〇四（二、九〇九）	一三、三八六（二、八四六）	一三、〇五〇（二、六四四）	一三、五二九（二、四二三）
實科高等女學校	一、三〇一（五五一）	一、二六四（四五四）	一、三三六（四五八）	一、二八〇（三九八）	一、三五二（三八二）
甲種工業學校	一、六二九	一、七〇四	一、七九六	一、九七	一、八九七

乙種工業學校	三四四	三一五	二九九	二三二	三二一	二三三	二九九	二三三	三三一
甲種農業學校	一九九三	二、〇九七	二、三二五	二、四五一	二、五四四				
乙種農業學校	一、〇一六	九四〇	八八一	八六七	八四五				
甲種商業學校	四、〇三一	四、四八〇	四、八〇二	五、〇二五	五、五五五				
乙種商業學校	二五九	三八六	三五九	三二七	三四三				
甲種水產學校	九七	一〇九	一二六	一二五	一四七				
甲種商船學校	一五〇	一四三	一四五	一五七	一五九				
甲種職業學校	八〇二	一、一九六	一、五四九	一、七八三	一、九八四				
計	三六、五一三（六、八四二）	三九、四〇一（六、五二五）	四一、七七五（六、二四〇）	四三、四七九（五、八二二）	四五、一〇〇（五、三六三）				

備考　括弧內ハ總數中ノ無資格者數ナリ。

第二十表（其六）　實業補習學校教員數（第五一回統計年鑑ニ據ル）

	大正十四年度		昭和元年度		同二年度		同三年度		同四年度	
工業補習學校	一六七	六、五六一	二九〇	二、三三五	二三二	二、五五二	二三二	二、七〇六	三五六	三、七〇六
農業補習學校	八三	一三二	一三二	一三二	一〇八	一三三	一三二	一三二	一四二	一四二
水產補習學校	四六七	九五一	八四三	八七六	八四三	八五二	八七六	八五二	八五二	八五六
商業補習學校	七、二七八	一三、八九八	一三、七八六	一四、九四五	一三、七八六	一四、〇五六				
計										

第二十表（其七）　其他諸學校教員數（第五一回統計年鑑ニ據ル）

	大正十四年度	昭和元年度	同二年度	同三年度	同四年度
盲聾啞學校	七一〇	七九五	八五一	九〇九	九四七
第一部統計表				一七九	

幼稚園	二、八三五	三、二七四	三、五九八	一八〇
各種ノ學校	二三、二二六	二三、八三一	二四、三二五	二五、二一〇
內譯				
小學校ニ類スル學校	一、四二五	一、四〇三	一、〇八二	一、〇三二
中學校ニ類スル學校	一、二二三	一、二〇三	一、二六四	一、二六一
高等女學校ニ類スル學校	一、〇三二	一、〇五一	九七二	一、一二四
專門學校ニ類スル學校	一三六	一七七	一八〇	二四五
實業學校ニ類スル學校	一、一三六	一、一四〇	一、一九三	一、一三九
盲聾唖學校ニ類スル學校	三七	三六	五七	六〇
其他各種學校	八、二〇七	八、九二三	九、五六七	一〇、三六八
合計	一六、六五一	一七、九〇〇	一八、七六四	一九、九三八

第二十表（其八）學校教員平均月俸額累年表（地方學校職員待遇調査ニ據ル）

	市町村立小學校教員平均月俸（圓）					道府縣立中等學校教員月俸（圓）				
	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	總平均	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女學校	
昭和二年度	六二・九三	四五・六六	三八・五六	三五・四一	五六・八三	三三・〇〇	二四・〇〇	三二・〇〇	一〇七・〇〇	
同三年度	六三・〇〇	四五・九九	三九・〇六	三七・二九	五八・一三	三三・〇〇	二四・〇〇	三二・〇〇	一〇九・〇〇	
同四年度	六三・〇九	四六・三二	三九・〇六	三六・二四	五八・五五	二二七・〇〇	二九・〇〇	三三・〇〇	一〇七・〇〇	
同五年度	六二・四七	四六・六六	三八・〇八	三六・〇三	五八・五一	二二八・〇〇	二七・〇〇	三三・〇〇	一〇八・〇〇	
同六年度	六一・〇九	四五・六九	三七・九三	三三・九七	五七・四三	二二五・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	一〇八・〇〇	

第二十一表（其一）女職工數累年表（工場統計表ニ據ル）

	女職工數	男女全職工ニ對スル割合	紡織工業女職工數	男女全職工數ニ對シ	紡績女職工ノ占ムル割合％ 女職工ニ對シ	紡績男女職工ニ對シ
昭和二年末	九七五、六七一	五一	八〇三、三五八	四二	八一	八一
同三年末	九八七、三七三	五一	八〇八、五八二	四二	八二	八二
同四年末	九六九、七三五	五二	八一四、五〇一	四五	八四	八四
同五年末	八八七、一八一	五三	七七〇、三四三	四四	八三	八三
同六年末	八八六、三三四	五三	七四〇、五二一	四五	八四	八二

第二十一表（其二）工場少年勞働者數累年比較（工場統計表ニ據ル）

	十六歳未滿職工 男	十六歳未滿職工 女	十六歳未滿職工 計	各職工千人中少年工ノ占ムル割合％ 男工中	女工中	男女工中
昭和二年末	二六、二六八	二〇八、六七四	二四四、九四二	四四	二四	二九
同三年末	二四、八〇五	二〇四、一六一	二二八、九七六	三七	二〇七	二二
同四年末	二八、六七八	一九七、六一六	二二六、二九四	二四	二〇四	二二
同五年末	二二、四六九	一五八、一二五	一八〇、五九四	一八	一七八	一〇七
同六年末	一九、二二五	一六一、四四六	一八〇、六七一	二五	一八二	一〇九

第二十一表（其二）貸座敷、娼妓及藝妓數（第八回警察統計報告ニ據ル）

（昭和六年末）

	貸座敷營業者	娼妓數	遊廓 貸座敷雇人 男	遊廓 貸座敷雇人 女	遊廓 昭和六年中遊客數	藝妓數
北海道	三三〇	一、六四五	三一	三五	四三二、二九九	三、三四〇
青森	一二七	三九四	四八	一六五	一五、九〇三	三九〇
岩手	九一	三五五	七五	一六八	七二、七四九	三五九
宮城	四三	三四五	一三九	一二六	一一九、三一三	三五七
秋田	四九	一三三	二	四〇	二八、五一一	四七八
山形	一三三	五四七	四七	二二六	一七九、五一二	五〇〇
福島	九〇	三八一	六二	一六四	一三二、四〇二	一、二三〇
茨城	三	八五	九	三〇	三五、八二三	九四三
栃木	七八	四四六	四四	二四	一八一、二六一	九四三
群馬	—	—	—	—	—	一、二七一
埼玉	—	—	—	—	—	八三八
千葉	五一	三九五	五六	一〇八	三五九、八九四	七四九
東京	七七二	七、一三一	二、四三九	二、三五一	四、六二五 四四六	九、八六二
神奈川	一八一	一、三八五	三九五	三九九	七六二、〇八〇	二、二九〇
新潟	二八四	一、二七四	三	三九五	三七一、六七五	三、二九九
富山	二二七	三三〇	五	三三四	二四四、二六九	一、五六四
石川	四三五	一九	八	三〇七	二八〇、一七六	二、三三七

福井	二〇九	四八四	二	一〇〇	一四〇、四六三	一、一一六
山梨	二四	一九九	七五	四六	七〇、三九一	四四二
長野	一三三	五六一	一三四	一八八	二一〇、七四五	二、六三三
岐阜	九七	六八〇	一七	二五〇	四一三、三二八	一、七五六
静岡	九八	八七一	九〇	三四〇	四〇六、二三四	二、〇六一
愛知	二九〇	二、九七五	九〇	一、三四四	一、五八六、〇五三	六、七八八
三重	二七〇	一、二七九	七	五三三	六四二、七四五	一、四〇三
滋賀	二九六	四一五	三一	三〇二	二七一、七一八	五〇四
京都	一、三三五	四、六一五	六〇	三、二九三	一、四九六、〇八一	二、一九五
大阪	一、五八一	九、一五七	八八七	四、六九一	四、八〇〇、四六四	五、九一五
兵庫	三三七	二、四六九	—	一、〇五三	一、二四三、三二四	三、四〇三
奈良	七七	六九三	三三	二三八	三五五、一〇九	五八八
和歌山	一九	一三二	九	七三	二一七、一六〇	一、〇三四
鳥取	八一	一四〇	一	一一八	六七、五〇二	三九一
島根	四八	一三二	—	六三	四八、七六六	八九六
岡山	三四	九八七	三	三三八	一八七、八〇九	九〇六
廣島	三九九	二、四七〇	八七	五七八	四九八、七三二	二、〇八八
山口	二五二	九七四	二〇	三六三	一三七、〇六〇	一、四〇四
徳島	一〇五	三六三	—	五七	一六六、三三三	五三七
香川	一三四	六七五	五	一九二	二九〇、一九七	九四二
愛媛	三九	一三一	三	六七	一九、五八三	一、二二五
高知	四五	三四六	—	七四	一四〇、六八五	四〇一
福岡	一八八	一、八一五	一〇一	七三一	七〇八、五六七	三、四一五

佐賀	八五	四九二	二六	二六二	二七、四二〇	四二七
長崎	一八六	一、五五五	三五	三〇〇	一九〇、九〇一	一、一二七
熊本	九八	九一三	七一	三五八	一六八、八一〇	九六八
大分	八八	五三二	三	二二八	七六、七五〇	六〇六
宮崎	二六	二七三	九	七六	四四、三二六	八一八
鹿兒島	三	三四六	九	一三〇	九八、四八一	四三二
沖繩	二四一	五二六	—	二〇〇	二六、九七四	三〇二
計	九、七九九	五二、〇六四	五、四九九	二、七六八	三二、三九三、八七〇	七七、三五一

第二十二表（其一）海外在留本邦內地人口比較表（外務省通商局調、以下同斷）

	大正十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年	同	三年	同	四年	同	五年	同	六年
在留人口	五九〇、〇二四	五八一、六五〇	五九四、六二一	六一八、四二九	六四〇、〇九九	六七六、二六二	七〇九、八三八	七五九、四三九	七四〇、七七四	七七七、九〇八
對前年增加數	二二、九二三	減八、三七四	二三、九六二	二三、八二八	二三、六七〇	二五、六六二	三三、五七六	四九、六〇二	減一八、六六五	三七、二三四

備考　大正十三年分迄八各六月現在調、大正十四年以降八十月一日現在調。

第二十二表（其二）海外各地在留本邦內地人數（昭和六年十月一日現在）

	總數	男	女											
總數	七七七、九〇八	四三七、五六〇	三四〇、三四八	中華民國	三三、六三二	二八、二三二	二五、四〇〇	ペルシヤ國	二	一五	六
關東州	二三〇、〇二八	六二、〇四八	五七、九七〇	英領香港	一、八〇二	一、〇六二	七三九	英領印度及錫蘭	一、三九四	七六九	六二五
南洋委任統治地域	三、六六三	二三、九〇五	八、七五八	蘭領塡門	三〇九	一九一	一二八	蘭領東印度	六、七七五	四、四一九	二、三五六
極東露領	二、一〇一	一、八五三	二四八	暹羅國	三〇七	一四九	一五八	比律賓群島及グアム島	一九、六九五	一四、五八七	五、一〇八
滿洲	二三、七三五	五八、二四三	五四、四九二	佛領印度支那	六、四五四	三、七五八	二、六九六	濠洲新西蘭大洋洲諸島	三、五二五	三、〇三三	四九二
				英領馬來	三八四						
				英領北ボルネオ	五五三						
				サラワク				北米合衆國	二四八、一九一	一三九、四三六	一〇八、八五一

（布哇）	一四四、二九五	七七、五六九	六六、七二六			ヴエネスエラ國	三	七	五			パラグアイ國	三	八	四								
英領カナダ	二〇、一五六	二、八三三	八、三二三			ペルー國	二〇、六五〇	一三、三〇一	七、三四九			ウルグアイ國	二九	二	八								
メキシコ國	五、九三〇	三、八四九	二、〇八一			ボリヴイア國	六二八	四六五	一六三			歐洲諸國	三、六九六	二、六五七	一、〇三九								
キユーバ國	七六四	五七〇	一九四			チリー國	六二九	四一七	二二			埃及國	五一	二九	二二								
パナマ國	三〇六	二三二	七四			ブラジル國	二九、七四〇	六八、一二三	五一、六二八			南阿聯邦	二四	一四	一〇								
コロンビア國	一三二	八六	四六			アルゼンチン國	四、八四六	三、六九九	一、一四七			英領東阿弗利加	三	二	九								
												佛領アルゼリー	七	六	一								

第二十二表（其三）主要地別職業別（大分類）海外在留內地人數

（昭和六年十月一日現在）

	總數	關東州	南洋委任統治地域	海外各地	中華民國	滿洲	比律賓群島グアム島	北米本土	布哇	英領カナダ	ペルー	ブラジル
總數	七七七、九〇八	一二〇、〇一八	二三、六六三	六三五、二三七	五三、六三二	一二三、七三五	一九、六九五	一〇三、九九六	一四四、二九五	二〇、一五六	二〇、六五〇	一二九、七四〇
1	—	9	三五〇、七六〇	二三三、〇一八	三、三三三	三八、五七四	一三、二九五	四四、三五四	四四、七六八	六、七六六	九、一三三	三三、六八九
1、農業	八二、八五八	一二四、三七〇	一三、三二二	七三、四七一	四五	六二八	七、七七二	二〇、三八一	一七、七四六	六、九一六	一、六二三	二〇、八四四
2、水產業	九、二三七	一、一三〇	六四六	七、四六一	二四三	—	一、一〇八	八四五	九七五	一、〇七一	二	一三三
3、鑛業	三、七一六	三〇四	九	三、四〇三	一六	一、九一七	二	五〇七	—	一七五	—	—
4、工業	五五、一二七	二五、六二四	一、六〇一	二七、八九二	一、一一〇	五、六九四	一、四二六	四、四〇七	七、一五七	一、八八九	八五四	七九一
5、商業	八六、三五三	二三、七二四	一、四五五	六二、一七四	一三、四二二	一〇、八二二	一、八二八	一〇、九八三	七、八四三	九八一	五、九三五	九六八
6、交通業	三六、一七〇	二一、九七九	三九八	一三、七九三	四八〇	八、一二七	一四一	一、六八〇	一、六四八	三〇三	三三	三〇八
7、公務自由業	四九、二六一	三一、三五〇	七一六	一七、一九五	三、〇五七	七、三四五	一五〇	一、九四一	一、六九四	一六二	一〇三	四三六
8、家事使用人	一〇、五〇〇	一、一九二	一三二	九、一七七	九八四	八五九	一〇三	二、五五二	二、八八四	二八八	一七六	一三九
9、其他ノ有業者	一八、五四〇	七、五八八	一、五〇〇	九、四五二	九七六	一、一九二	二六六	一、〇五八	四、八二一	二八五	二〇四	六六
10、無業	四二七、一四八	五、六四八	九、二九一	四一二、二〇九	三、三〇九	七六、一六一	七、四〇〇	五九、六四二	九九、五一七	一二、五二七	九六、〇五一	

（主トシテ從屬者）

第二十二表（其四）海外各地在留朝鮮人及臺灣人數（昭和六年十月一日現在）

	朝鮮人			臺灣人		
	總數	男	女	總數	男	女
總數	六〇三、二八九	三二八、〇五六	二七五、二三三	二、二六九	七、〇四五	四、二四六
關東州	一、七四七	七六八	九五九	—	—	—
南洋委任統治地域	三三六	一七五	五五	—	—	—
極東露領	四二一	三二一	一九〇	—	—	—
中華民國	二、七一七	一、六六八	一、〇四九	一〇、二六八	六、二二	四、〇四七
滿洲	五五〇、六四四	三二〇、一八四	二三〇、五六〇	—	—	—
英領馬來	二六	二四	二	二四	公	四
北米合衆國	三六八	二六七	七一	—	—	—
布哇	六、五七七	四、三七〇	二、二〇七	—	—	—
キューバ	三三	二〇二	一三〇	—	—	—

備考　極東露領在住ノ朝鮮人ハ本表以外ニ尙十萬內外ヲ算スル見込ナリ